

平成28年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成28年 6 月 6 日開会

平成28年 6 月 22日閉会

平成28年6月宮崎県定例県議会会議録 目 次

6月6日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
黒木正一議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第13号まで及び報告第1号上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	5
自6月7日（火曜日）	
休 会	
至6月8日（水曜日）	
6月9日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 議案第14号追加上程 -----	12
1. 知事提案理由説明 -----	12
1. 一般質問 -----	12
松村悟郎議員質問 -----	12
・ 防災対策について	
・ 少子化対策について	
・ 特別支援教育について	
・ 宮崎海岸の侵食対策等について	
・ 木質ペレット暖房機の普及について	
・ 薬物乱用について	
井上紀代子議員質問 -----	24
・ 緊急事態条項について	
・ 県総合運動公園の防災対策及び2巡目国体開催へ向けた施設整備について	
・ こども療育センターのあり方について	
・ 女性の活躍について	
・ 食の嗜好に対する産地づくりについて	
・ 産地経営体を支える人材育成の方針について	
・ グルテンフリーの考え方の活用について	

後藤哲朗議員質問	37
・知事の政治姿勢について	
・宮崎の山、自然の魅力発信について	
・東九州軸の連携推進について	
・「平成28年熊本地震」について	
・地域福祉の推進について	
・有害鳥獣捕獲対策について	
・「スポーツランドみやざき」地域連携推進事業について	
・公共事業における経済・雇用対策等の取り組みについて	
・青少年の健全育成について	
・情報モラル教育の推進について	
田口雄二議員質問	49
・知事の政治姿勢について	
・東九州新幹線について	
・防災対策について	
・医療福祉について	
・商工業について	
・教育行政について	
・警察行政について	
6月10日（金曜日）	
1. 出席議員	67
1. 地方自治法第121条による出席者	67
1. 一般質問	68
二見康之議員質問	68
・本県のエネルギー政策について	
・熊本地震と旅行プランについて	
・人材確保政策について	
・都城北諸県地域乳児院整備事業について	
・国保・社保の診療報酬審査について	
・教育行政について	
・人権教育・啓発について	
有岡浩一議員質問	81
・知事の政治姿勢について	
・人材育成について	
・目指すべき教育の姿について	

- ・防災士育成について
- ・新しい「ゆたかさ」の実現について
- ・ふるさと納税について
- ・骨髄移植ドナー支援について
- ・次世代農業のあり方について
- ・おが粉対策について
- ・宮交ボタニックガーデン青島について

野崎幸士議員質問 ----- 95

- ・地震・防災・減災対策について
- ・選挙権18歳引き下げについて
- ・特別支援学校、障がい児教育について
- ・乳がん・子宮頸がん・産後うつについて
- ・バス専用レーンについて

岩切達哉議員質問 ----- 108

- ・雇用政策の確立について
- ・介護、保育や公共事業従事者の雇用実態について
- ・雇用振興策の確立と公契約条例の制定について
- ・障がい児の早期療育について
- ・里親制度への委託促進について
- ・災害時の水の確保について
- ・青島観光の推進について

自 6 月 11 日（土曜日）
 至 6 月 12 日（日曜日）
 6 月 13 日（月曜日）

休 会

1. 出席議員 ----- 123
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 123
1. 一般質問 ----- 124

新見昌安議員質問 ----- 124

- ・知事の政治姿勢について
- ・防災対策について
- ・NPO法人と社会貢献について
- ・消防団員の確保について
- ・地理的表示（GI）保護制度について
- ・県民の健康を守るための施策について
- ・県民との語らいの中で

高橋 透議員質問	137
・知事の政治姿勢について	
・看護師確保対策について	
・農畜産物東アジア海外戦略について	
・酒谷発電所新設による地域振興対策について	
・書道文化の現状と毛筆書写に親しむ学習効果について	
・服部新佐コケ博士の顕彰について	
重松幸次郎議員質問	149
・防災対策について	
・ヘリコプターとヘリサインについて	
・福祉社会の充実について	
・建設関連について	
・食品ロスについて	
・中山間地域対策について	
・クルーズ船観光について	
前屋敷恵美議員質問	161
・知事の政治姿勢について	
・熊本地震を踏まえた県の防災対策について	
・はり・きゅう・マッサージ助成について	
・障害者総合支援法について	
6月14日（火曜日）	
1. 出席議員	175
1. 地方自治法第121条による出席者	175
1. 一般質問	176
中野廣明議員質問	176
・産業振興の目的について	
・畜産振興について	
日高陽一議員質問	187
・農業の生産体制について	
・野菜の消費拡大対策について	
・環境森林問題について	
・介護離職問題について	
・警察の諸問題について	
・熊本震災の関連課題について	
太田清海議員質問	199

<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・農水産物の輸出について ・保育所・介護施設等の雇用状況について ・避難所の改善について ・公共事業の前倒しについて ・マイナンバー制度について ・地域医療構想・地域包括ケアシステムについて ・貧困対策について ・ダムの放流方式、改良工事について ・ハマボウフウについて 	211
坂口博美議員質問 -----	211
<ul style="list-style-type: none"> ・財政問題について ・防災・減災対策について ・農業問題について ・土木行政について 	
6月15日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	227
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	227
1. 一般質問 -----	228
丸山裕次郎議員質問 -----	228
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・防災対策について ・地域福祉・医療の充実について ・畜産振興について ・安全・安心な県づくりについて ・教育行政について 	
島田俊光議員質問 -----	240
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・高速道路について ・教育行政について ・福祉保健行政について ・農政水産行政について ・環境森林行政について ・県土整備行政について 	
西村 賢議員質問 -----	252

・ 地方創生について	
・ 熊本地震支援と本県の災害対策について	
・ ヘベスの支援について	
・ 細島港整備計画について	
・ 子ども食堂について	
・ 高校通学区域撤廃の影響について	
1. 議案第13号採決 -----	264
1. 議案第1号から第12号まで、第14号及び報告第1号委員会付託 -----	265
自6月16日（木曜日）	
至6月17日（金曜日）	常任委員会
自6月18日（土曜日）	
至6月19日（日曜日）	休 会
6月20日（月曜日）	特別委員会
6月21日（火曜日）	休 会
6月22日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	269
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	269
1. 常任委員長審査結果報告 -----	270
二見康之総務政策常任委員長 -----	270
太田清海厚生常任委員長 -----	271
清山知憲商工建設常任委員長 -----	273
右松隆央環境農林水産常任委員長 -----	275
渡辺 創文教警察企業常任委員長 -----	276
1. 討 論 -----	278
来住一人議員 -----	278
1. 議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号及び報告第1号採決 -----	280
1. 議案第1号、第3号から第6号まで、第9号、第10号及び第14号採決 -----	280
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	280
1. 議員発議案送付の通知 -----	280
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決 -----	281
1. 閉 会 -----	281
<hr/>	
1. 資 料 -----	283
平成28年6月定例県議会日程 -----	285
議案送付文書 -----	286

一般質問時間割	288
議案・請願委員会審査結果表	290
閉会中の継続審査・調査申出一覧	291
1. 議案議決件名一覧表	293
1. 議員発議案等	297
国土強靱化対策の推進を求める意見書	299
地方財政の充実・強化を求める意見書	301
次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する 意見書	302
1. 請願一覧表	303
1. 議事経過	311

6 月 6 日 (月)

平成 28 年 6 月 6 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

1 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
5 番 岩 切 達 哉 (同)
6 番 右 松 隆 央 (宮崎県議会自由民主党)
7 番 二 見 康 之 (同)
8 番 清 山 知 憲 (同)
9 番 島 田 俊 光 (同)
10 番 日 高 博 之 (同)
11 番 野 崎 幸 士 (同)
12 番 日 高 陽 一 (同)
13 番 星 原 透 (同)
14 番 西 村 賢 (無所属の会)
15 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
16 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
17 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
19 番 高 橋 透 (同)
20 番 丸 山 裕次郎 (宮崎県議会自由民主党)
21 番 中 野 一 則 (同)
22 番 中 野 廣 明 (同)
23 番 黒 木 正 一 (同)
24 番 横 田 照 夫 (同)
25 番 押 川 修 一 郎 (同)
26 番 山 下 博 三 (同)
27 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民クラブ)
28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
29 番 太 田 清 海 (県民連合宮崎)
30 番 満 行 潤 一 (同)
31 番 井 上 紀 代 子 (同)
32 番 緒 嶋 雅 晃 (宮崎県議会自由民主党)
33 番 後 藤 哲 朗 (同)
34 番 外 山 衛 (同)
35 番 松 村 悟 郎 (同)
36 番 坂 口 博 美 (同)
37 番 蓬 原 正 三 (同)
38 番 井 本 英 雄 (同)
39 番 宮 原 義 久 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣
副 知 事 稲 用 博 美
副 知 事 内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長 永 山 英 也
総 務 部 長 桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監 畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長 日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長 大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長 中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長 郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長 東 憲 之 介
会 計 管 理 者 高 原 みゆき
企 業 局 長 関 師 雄 一
病 院 局 長 土 持 正 弘
財 政 課 長 川 畑 充 代
教 育 長 四 本 孝 章
公 安 委 員 長 山 崎 殖
警 察 本 部 長 野 口 泰
代 表 監 査 委 員 高 橋 博
人 事 委 員 長 村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長 甲 斐 正 文
事 務 局 次 長 奥 野 信 利
議 事 課 長 長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長 小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐 伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹 松 吉 浩
議 事 課 主 査 沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事 森 本 征 明

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成28年6月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、後藤哲朗議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る5月30日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成28年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計14件、その内訳は、補正予算1件、条例9件、予算・条例以外3件、報告承認1件であります。このほか8件の報告があります。またさらに、熊本地震に係る国の補正予算へ対応する予算案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から6月22日までの17日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月9日から5日間の日程で

一般質問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。6月16日から17日までの2日間で各常任委員会を開催していただき、6月22日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会の開催については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月22日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第13号まで
及び報告第1号上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第13号まで及び報

告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成28年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、「平成28年熊本地震」に関する対応についてであります。

5月臨時県議会において議決をいただきました、被災地への支援、本県への避難者に対する支援及び県内における対応を行うための補正予算に関しましては、それぞれ直ちに事業に着手しているところであります。一日も早い被災者の生活再建と被災地の復旧・復興のために、引き続き隣県として最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、先月17日には国の補正予算が成立したところであり、現時点で、本県に対しましても大きな影響が生じている観光産業への対策経費として予算措置されることが決まっております。

これに伴う補正予算案につきましては、国における具体的な補助内容の決定時期等との関係から、本日提案いたしました補正予算案とは別に、後日、今議会に追加提案をさせていただく予定としております。5月臨時県議会において議決をいただきました補正予算と一体的に執行することにより、県内対策にも、より一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、杉の素材生産量についてであります。

去る4月19日に発表されました農林水産省木材統計によりますと、本県の杉素材生産量が平成3年から25年連続日本一となりました。

このことは、長年にわたり山づくりに取り組んでこられた先人たちの先見性と努力のたまものであるとともに、林業・木材産業関係者が一体となって、造林や路網整備、木材流通加工施設の整備、木材の利用拡大などに懸命に取り組んでこられた成果であり、深い感謝の思いを抱いております。私としましても、本県が全国に誇る森林・林業県であることを、改めて誇りに思っているところであります。

東京オリンピック・パラリンピック施設を初めとした都市部での木材利用への機運の高まりや、木材の海外輸出に向けた動きなど、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が変化していく中で、次の四半世紀も本県が我が国の木材供給のトップランナーであり続けることを目指して、引き続き、県議会の皆様を初め、市町村や林業・木材産業関係者の皆様と一体となって取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

3点目は、本県産の食材が、三重県で開催された主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の食事で採用されたことについてであります。

先月26日の首脳のワーキングランチ等におきまして、「宮崎キャビア1983」と「完熟マンゴー」が食材として採用されました。基本的には地元三重県産の食材が使われる中で、他県産の食材の利用はわずかであり、全国の数ある食材の中から本県が誇る県産品が選ばれたことは、大変名誉なことでもあります。

キャビアにつきましては、本県が30年以上を

かけて育て上げ、これからの本県のフードビジネスを担う県産品の一つとして、多くの方に御協力をいただきながら、各方面でPRを行ってきたところでもあります。このような中、伊勢志摩サミットでの利用についても各方面にお願いをしてまいりましたが、実際に食材として採用されましたことは、本県産熟成キャビアの商品力に高い評価をいただいたものであり、これまでさまざまな形でお力添えをいただいた全ての皆様に、改めて深く感謝を申し上げます。

また、マンゴーにつきましても、各国首脳から、日本にはこんなにおいしいフルーツがあるのかと驚きと称賛の声をいただいたと伺っております。

今回、このようなチャンスをいただいたことを大きな糧としまして、さらに品質やブランド力の向上に取り組み、本県農水産業の成長産業化を初めとしたフードビジネスの振興に、なお一層努めてまいりますので、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計28億5,180万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,853億5,501万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億1,779万3,000円、財産収入25万円、繰入金24億1,108万4,000円、諸収入マイナス7,732万4,000円であります。

なお、諸収入の減額につきましては、環境森林部の路網整備等の事業につきましても、国の指示により、団体からの補助等による事業から基金を活用した事業として見直したことによるも

のであります。

以下、補正予算案に計上いたしました主要事業の概要について御説明いたします。

まず、「地域医療介護総合確保基金事業」についてであります。国の交付金及び県費を基金に積み増すとともに、この基金を活用し、周産期医療充実のための分娩監視ネットワークシステムの導入など病床の機能分化・連携の推進、地域の拠点薬局の無菌調剤室整備など在宅医療の推進及び災害支援ナースなど医療人材の確保の支援を行うものであります。

次に、国民健康保険に関する「広域化等支援事業」につきましては、平成30年度の国民健康保険制度の改正に向けた準備として、国保事業費納付金等算定標準システムの導入などを行うものであります。

次に、「安心こども基金」を活用した事業であります。子供を安心して育てられる環境の整備を図るため、認定こども園等の施設整備や耐震改修の支援を行うものであります。

次に、「社会福祉法人における経営労務管理支援事業」につきましては、社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人が、経営状況や職務環境の改善を図るため、税理士や社会保険労務士等による助言・指導を受けるための支援を行うものであります。

次に、「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」につきましては、細菌を原因とする食鳥肉による食中毒の防止を図るため、新たな殺菌剤の有効性に関する実証実験を行うものであります。

次に、「木材利用技術センター試験研究費」につきましては、国や他県の研究機関等と構成するコンソーシアムの一員として、大径材の利用拡大を図るため、構造用製材の長期的な変形

を予測する技術の開発を行うものであります。

次に、「「特A」取得を契機とした新宮崎米創出事業」につきましては、霧島地区のヒノヒカリが、本県で初めて食味ランキング「特A」を取得したことを契機としまして、新たなブランド米の商品化やPR、産地拡大に向けた生産技術の普及等に取り組むものであります。

最後に、「通級による指導担当教員等専門性充実事業」につきましては、通常の学級に在籍する障がいがある児童生徒に対し、障がいの状態に応じた指導を行う通級指導教室の担当教員の専門性を向上させるため、指導方法の研究や研修体制の構築を図るものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴い、法人県民税法人税割の税率の改正などを行うものであります。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る省令の改正に伴い、地方税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補填措置が延長されたことから、県税の課税免除の対象期限を延長するものであります。

議案第4号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、同じ事由により、当該条例による補

償と他の法令による給付が併給される場合の調整率の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の改正に伴う国政選挙の選挙運動に係る公費負担の限度額の改正に準じ、県議会議員選挙及び県知事選挙に係る限度額の改正を行うものであります。

議案第7号「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、旅館業法施行令の改正に伴い、簡易宿所の客室面積や衛生措置基準の緩和などの改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、国の基準等の改正に伴い、保育士の配置要件の弾力化などの改正を行うものであります。

議案第9号「警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例」は、警察官の服制に関する規則の改正に伴い、貸与品の名称の変更などの改正を行うものであります。

議案第10号「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、祝子発電所の最大出力の増加及び酒谷発電所の新設に伴い、発電所一覧などの改正を行うものであります。

議案第11号「第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」及び議案第12号「宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について」は、国際競争の激化など農水産業を取り巻く環境の変化を踏まえた所要の改定をそれぞれ行うものであり、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会

の議決に付するものであります。

議案第13号は、公安委員会委員山崎殖章氏が平成28年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として島津久友氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の改正により、法人事業税の税率の改正、新築家屋の取得に係る不動産取得税の特例の延長が行われたこと等に伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から8日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時17分散会

6月9日（木）

平成 28 年 6 月 9 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 み ゆ き
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議案第14号追加上程

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第14号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第14号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、「平成28年熊本地震」に関する国の補正予算に係る経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計8億6,000万円、これに要します歳入財源は、国庫支出金8億6,000万円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,862億1,501万9,000円となります。

次に、事業内容についてであります。さきの地震により大きく落ち込んだ旅行需要を早期に回復させるため、先月31日に閣議決定された国の九州観光支援交付金を活用し、夏休みや秋の旅行シーズン等に向けて、旅行プランの割引や観光プロモーション等を行うものであります。

具体的には、県内への誘客促進を図るため、旅行予約ウェブサイトや店舗型旅行会社等を通

じ、宿泊施設や旅行プランの割引等を実施するとともに、九州観光推進機構や九州各県と連携しながら、国内外に向け、九州への旅行需要を喚起するための観光プロモーション等を行うものであります。

これらの取り組みを、5月臨時県議会において議決をいただきました宮崎観光緊急誘客事業と一体的に執行することで、より一層、観光対策に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○星原 透議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党、松村悟郎でございます。今回は、早速質問のほうに入らせていただきます。

東日本大震災から5年がたちました。特に、津波により大きな被害をもたらしたあの惨状は、今も多くの人々の心に残っていることでしょう。いまだにふるさとへ帰れず、避難生活を余儀なくされている方々も多くいます。被災地の復興もまだまだ道半ばの状況と言っているでしょう。災害は忘れたころにやってくる、この言葉はもう通用しません。2カ月前に、熊本

県を中心に震度7の大きな地震が発生しました。家屋倒壊などにより甚大な被害をもたらしました。熊本県は、南海トラフ地震で大きな被害が想定される宮崎県のバックアップサポート県としての役割が期待されているところです。そんな熊本県が今回このような災害を受けるとは、想像すらできなかつたのではないのでしょうか。宮崎県では、5年前の東日本大震災を契機に、南海トラフ地震で想定される大きな被害に対して、積極的にその対策をとっているところです。特に、津波の被害が想定される海岸地域を中心に、港や河川、堤防、避難路、津波避難タワーなどの整備が進んでいます。また、公共施設を中心に、建物の耐震化にも力を入れているところです。県や市町村では、それぞれ避難計画などをつくり、頻繁に避難訓練も実施されています。このような減災計画を進めることで、死者3万5,000人と想定される本県での地震・津波被害を、約8,000人まで減らしていこうという取り組みであります。

ところで、今回の熊本地震は、特に直下型であったこともあり、木造住宅の倒壊被害が目立ちました。建物に閉じ込められたり、下敷きとなって犠牲となられた方も多くいます。我が身に置きかえて考えてみますと、果たして壊れた建物から逃げ出すことができるのだろうか、倒壊した建物に遮られ、避難できるのか、今の災害への備えで十分なのか、大きな不安を感じたところでした。そこで、この熊本地震を受けて、本県における今後の地震対策をどのように考えるのか、知事にお伺いします。

次に、教育長にお伺いいたします。

本県は、本格的な人口減少時代に突入しており、さまざまな産業、暮らしの分野で、後継者不足、働き手不足が課題となっています。宮崎

の未来を切り開き、活力ある社会を維持していくためには、さまざまな分野における人材の育成が急務であり、教育にかかる期待がますます大きなものとなっています。このような中、今年4月に、新たな教育委員会制度で教育長に就任された四本教育長に、これからの宮崎の教育に対する思いをお尋ねいたします。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

熊本地震を受けた、本県における今後の地震防災対策についてであります。今回の熊本地震は、震度7の地震が連続し、甚大な被害が発生するという、かつてない災害であり、自然災害に対する対応の難しさというものを痛感したところでもあります。本県におきましては、大きな被害が想定されております南海トラフ地震に備えて、東日本大震災の教訓等踏まえながら、さまざまな対策を進めているところでもあります。今回の熊本地震の発生を受けて、改めて——どうしても今は津波災害への意識というものが非常に強く出てきたところではありますが——御指摘がありましたような直下型、内陸型の地震等への備えというのも非常に重要だということも考えております。建築物の耐震化、また県境を越えた連携体制の確立、さらには食料等の備蓄などの県民防災力の向上など、いろいろな地震災害を想定した防災対策の重要性について、改めて認識をしたところでもあります。先日の九州地方知事会におきましても、今回の熊本地震の検証をしっかりと行いながら、その教訓、経験というものを共有し、九州全体として、さらなる災害への備えを強めていこうということを確認したところではありますが、地震に対する日ご

ろの備えにつままして、県民の皆様へ周知徹底を図りますとともに、地域防災計画の見直しなど、市町村とも連携を図りながら、防災・減災対策に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎県の教育にかける思いについてであります。教育は、次世代の人や文化をつくる厳粛で崇高な営みであり、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を目指すものであります。このたび、教育長として宮崎県の教育に携わることとなり、改めて身の引き締まる思いでございます。

本県の子供たちは、「よい子が育つ都道府県ランキング」で上位にありますように、恵まれた環境の中ですくすくと育っており、実際、私自身、学校を訪問する中でも、子供たちや学校の活気に元気づけられているところであります。このような子供たちに対して、確かな学力を育み、「夢、目標に向かって挑戦し続けるたくましさを育む教育」や、人としてのあり方、生き方のもととなる「心の豊かさを育む教育」の推進こそが、私の使命であると考えております。知事との連携はもとより、チーム教育委員会として、教育委員、現場の教職員とも活発な議論を行うとともに、私の40年の行政経験も生かしながら、第二次教育振興基本計画のスローガンである「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」のもと、計画に掲げる全ての施策に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 知事、教育長とも、御答弁ありがとうございました。教育長におかれましては、いよいよスタートでございます。来る国体

あるいは学力向上とか、課題がたくさんございますので、どうぞしっかり頑張っていただきたいと思っております。

引き続き、防災対策についてお伺いいたします。今回の熊本の地震では、49名の方が亡くなり、その多くが木造住宅の倒壊によるものであったと報道されています。本県でも、住宅の耐震率は平成26年度末現在77%で、耐震性を有しない住宅は10万戸以上あるとされ、そのほとんどが古い木造住宅であります。県では、11年前から耐震診断を開始するなど、木造住宅の耐震化を進めているところでありますが、現在の木造住宅耐震化の補助事業はどういった内容なのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問の補助事業は、木造住宅耐震化リフォーム推進事業であります。これは、新耐震基準施行前の昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化を図るために、耐震診断などに要する費用の一部を、国・県・市町村が一緒になって補助するものであります。国の制度が創設された平成17年度から耐震診断に対する補助を開始しており、その後、さらに耐震化を推進するために、平成24年度からは耐震改修工事、平成27年度からは耐震改修設計に対する補助を追加し、事業内容の拡充を行ってきたところであります。補助の内容につきましては、耐震診断が、診断に要する費用に対して補助率10分の9で最大5万4,000円、耐震改修設計が、補助率3分の2で最大10万円、耐震改修工事が、補助率2分の1で最大75万円となっており、市町村の窓口で申請を受け付けております。

○松村悟郎議員 そのリフォーム推進事業の実績、そして今年度の計画について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 本事業の開始から昨年までの実績は、耐震診断が11年間で1,000件、耐震改修工事が4年間で87件、耐震改修設計は昨年度から実施しており、1年間で11件となっております。また、今年度の予算額は1,643万1,000円であり、計画戸数としましては、耐震診断を150件、耐震改修設計及び耐震改修工事を、それぞれ80件予定しております。

○**松村悟郎議員** 今回の熊本地震を受け、県民の多くの皆さんが住宅の耐震化に関心を持ったと思っております。木造住宅の耐震化に対する問い合わせが、県のほうにもたくさん寄せられているというふうに聞いております。耐震診断や耐震改修工事の申請状況はどうなっているのか、その状況について、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 窓口となっている市町村には、熊本地震の発生以降、多くの県民の皆様から、木造住宅の耐震化に関する問い合わせが寄せられており、5月末現在で576件となっております。また、申請件数は、耐震診断が123件、耐震改修設計が17件、耐震改修工事が15件となっております。熊本地震以降、県民の関心が高く、現在も問い合わせが続いていることから、今後も申請はふえるものと考えております。

○**松村悟郎議員** 今、御答弁にあったように、これまで取り組んだ実績と比較しても、圧倒的な関心が県民の皆様にあるということがよくわかりました。このように問い合わせが急増している今だからこそ、耐震化リフォーム推進事業を県民の皆様を活用していただき、住宅の耐震性能の向上を図るべきだと思います。計画を超える申し込みが、多分、今後発生すると思いません。その場合でも、これを断ることがないよう

にしてもらいたいと思います。今後の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 大規模な地震が発生した場合には、家屋の倒壊により、多くの人的被害が想定されますので、防災・減災のためには、木造住宅の耐震性を高めることが大変重要であります。県民の皆様の高関心が高い今、多くの方々に本事業を活用していただき、木造住宅の耐震化を推進してまいりたいと考えております。このため、今後、計画を超える申し込みがあった場合は、県民の皆様への御要望に応えられるよう、国・市町村と連携して、必要な財源の確保などに努めてまいりたいと考えております。

○**松村悟郎議員** 耐震化が、これまでなかなか進まなかったという思いがしております。その要因としては、昭和56年以前に建てられた古い住宅が対象となっており、その所有者は高齢で、資金面から、耐震改修工事を行いたくても実施できない方が多くいるのではないかと考えられます。そこで、このような方々でも耐震工事に取り組みやすい制度になるよう、制度の拡充ができないか、知事にお伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 今回の熊本地震を受けて、県民の木造住宅の耐震性に対する意識が大変高いこの時期に、この施策を強力に進めていくことは大変重要なことであろうかと思っております。まさに鉄は熱いうちに打てということであろうかと思っております。これまでなかなか進まなかった理由としては、経済的な理由で改修工事を断念されている方も多いうふうには伺っておるところであります。このため、県民の皆様が改修工事に取り組みやすくなるよう、壁や屋根などの部分的な改修についても、一定の耐震性能を確保できるものは補助対象と

できるよう、制度を拡充することとしまして、現在、国や市町村との調整を進めているところであり、今後も、想定されますさまざまな大地震から県民の生命と財産を守るために、本事業の推進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 耐震改修といいますと、構造あるいは基礎、このあたりが中心となってくるということがありました。なかなかそこまでの工事が進まなかったというところもあります。今、知事からお話がありましたように、屋根、壁、部分的な改修で耐震性が図られるということは大事なことだと思いますので、引き続き、ぜひ検討していただきたいと思います。

防災対策、最後の質問です。今回の熊本地震では、被災地の最前線、西臼杵支庁を拠点として被災地支援がなされていますが、その役割は何だったのか。また、今回の経験をどのように今後に活かしていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 西臼杵地区は、九州地方知事会からカウンターパートとして指定されました阿蘇市、山都町に地理的に近く、また、地元3町や民間ボランティア団体の動きとの連携も考慮いたしまして、西臼杵支庁に地域支援本部を設置いたしました。地域支援本部におきましては、被災地支援の最前線基地として、発災直後から、支庁の職員が阿蘇市で情報収集を行うなど、現地ニーズを把握しながら、県・市町村職員や県民ボランティアの派遣、物的支援の調整などを行ってまいりました。今回の取り組みを通じて、被災地に近いところで、県、市町村、民間等が連携できる拠点を設けることの重要性を改めて認識いたしました。また、適切な役割分担のもと、官民が協働

する一つの形ができたと考えております。今後、本県で発生する災害の対応にも生かしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 部長の答弁のとおりだと思います。被災地に近いところに拠点を設ける、その重要性を十分認識させていただきました。また、災害時の出先機関の役割、今回は特に、職員の多くが居住する総合支所の西臼杵支庁であったことで、市町村や民間とのあらゆる分野でマンパワーを発揮し、迅速な対策がとれたものと確信いたしました。引き続き、防災への対策をよろしくお願いたします。

次に、少子化対策についてお伺いします。

私にも年ごろの独身の子供が3人います。親としては、幸せな結婚をして家庭をつくり、かわいい孫の顔を早く見せてもらいたいものだと願うばかりなのですが、現代はいろいろな考え方があり、幸せの基準の多様化から、必ずしも結婚が全てではないということも十分理解しております。結婚をしたい、子供を持ちたいという人には、個人的にも応援したいし、また、社会でもバックアップする仕組みが必要ではないでしょうか。そこでまず、少子化の原因の一つに、未婚率の上昇と晩婚化の進行がありますが、県内の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 直近の国勢調査結果である平成22年の調査によりますと、本県の未婚率は、全国と同様に上昇傾向にあります。その中でも上昇率の大きい35歳から39歳の年齢層について見てみますと、平成17年と平成22年で比較いたしまして、男性は27.1%から29.9%へと2.8ポイント、女性は18.2%から20.8%へと2.6ポイント、それぞれ上昇しております。また、晩婚化の指標となる平均初婚年

齢につきましても、全国と同様に上昇傾向にございまして、平成26年の人口動態統計では、男性が30.1歳、女性が28.7歳となっており、私どもの資料にある昭和55年と比べますと、男性で2.9歳、女性で3.7歳上昇しております。一方、本県が平成26年度に実施いたしました結婚・子育て意識調査によりますと、独身者の約9割がいずれは結婚したいという意向を持っております。

○松村悟郎議員 「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、結婚・出産・子育てなどライフステージに応じた支援を行い、子供を生み、育てやすい環境を創出していくものとしています。まずは少子化対策として、結婚をサポートすることでありまして、先ほどの答弁にもありましたように、独身者の結婚に対する意識の中で、9割の人がいずれ結婚したいという意向を持っています。一方、同じその意識調査を見てみますと、独身である理由のトップは、「結婚したい相手とめぐり合わないから」という理由でありました。出会いや結婚を希望する独身者に出会いの機会をつくる必要があります。そこで、昨年度から始まった「みやざき結婚サポート事業」について、初年度の成果を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 昨年8月に開設しました「みやざき結婚サポートセンター」の登録会員数でございまして、平成28年3月末日現在で645人となっております。その内訳は、男性が348名、女性が297名となっております。このうち、お引き合わせを行いました数は153組でございまして、30組が交際中ということになっております。お引き合わせにつきましては、昨年12月から開始したところございまして、現在のところ、成婚に至ったカップルは

ありませんが、交際が順調に進んでおられる方々もおるといふふうに聞いております。近く結婚に至る成果も出るのではないかと期待しているところございまして。また、これら独身男女の仲を取り持つボランティアの縁結びサポーターは、55人を認定しているところございまして。

○松村悟郎議員 「みやざき結婚サポート事業」はまだ始まったばかりですが、まずまずの成果が出ているようです。結婚されるカップルの誕生を楽しみにしています。結婚支援は、市町村や民間でもそれぞれ取り組まれています。結婚支援をさらに効果的に広げていくためには、市町村や民間との連携が重要だと思っております。それぞれの取り組みと連携について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 市町村における結婚支援の取り組みにつきましては、婚活イベントの開催を初め、マナー講座の実施、結婚したカップルへの補助金の交付など、各自治体の創意工夫のもとにさまざまな取り組みが行われております。また、民間におきましても、商工団体などによる出会いの場の提供等、結婚支援の取り組みが各所で行われているところでありまして。県といたしましても、市町村や民間団体等との意見交換会を年数回開催しますとともに、結婚支援に取り組む団体を縁結び応援団として登録しまして、その優良な取り組みに対して支援を行っております。さらに、今年度は、これらの団体等との協働による県内全域を対象とした婚活イベントの開催を予定するなど、社会全体で結婚を応援する機運づくりに取り組むこととしております。今後とも、市町村や民間団体等とも緊密な連携を図りながら、さまざまな結婚支援の施策を講じまして、少子化対策に

つなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 人口減少問題の解決には、まずは、結婚したい人に結婚をしていただくこと、結婚したい、家庭を持ちたいと思える環境をつくるのが大事だと思います。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、特別支援教育についてお伺いいたします。

先般、地元の小学校の特別支援学級の視察をして、きめ細かな教育が行われていることに感動したのですが、これまで私が持っていた認識と大きく異なっていたことは、その児童の数でありました。視察した小学校は、知的障がい特別支援学級が1つ、自閉症・情緒障がい特別支援学級が3つ設置されており、合計24名の児童が特別支援学級で学んでいました。1つの小学校に特別支援学級の児童が24名在籍していたということに、正直驚いたところです。そこで、県内の特別な配慮が必要な児童生徒の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県内の特別支援学校の児童生徒数は、平成27年5月現在で1,365名、10年前の平成18年と比較いたしますと約1.3倍に増加しております。次に、小中学校の特別支援学級の在籍者数は1,844名で、同じく約2.2倍に増加しております。さらに、小中学校の通常の学級に在籍しながら通級指導教室に通う児童生徒数は864名で、同じく約3.2倍に増加しております。なお、このような児童生徒数の増加につきましては、全国的にも同様の状況になっているところでございます。

○松村悟郎議員 本県だけではなくて、特別支援教育を受けている児童生徒は、全国でも同じようにふえている傾向にあると答弁をいただきました。私も視察をいたしました。特別支援

学級ではどのような教育がなされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学級では、少人数で編制された学級におきまして、それぞれの障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援が行われております。知的障がい特別支援学級におきましては、例えば、買い物体験として物の名前や計算、地図の見方等の学習をさせることで、国語や算数、社会等の教科内容を生活に結びつけていくような指導を行っております。自閉症・情緒障がい特別支援学級におきましては、通常の学級と同じ教科学習を行いながら、例えば、ゲーム等を通して状況に応じた適切な言葉の使い方の学習をさせることで、他人とのコミュニケーションを図る力を高め、集団への円滑な参加に結びつけていくような指導を行っているところであります。

○松村悟郎議員 今、教育長からお話もありましたけれども、私が視察した小学校では、特別支援学級のほかに、通常の学級に在籍しながら、障がいの状況に応じて特別な指導を受ける通級指導教室というものがございました。この通級指導教室ではどのような指導が行われているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、言語障がいや情緒障がい等のある児童生徒を対象とした通級指導教室を設置しており、週当たり1時間から8時間程度、子供たちの障がいの状態に応じた個別の指導が行われております。指導内容の一例を挙げますと、言語障がいの教室では、発音の練習をしたり、友達と会話をする練習をしたりしております。また、情緒障がいの教室では、自分の感情をコントロールする練習をしたり、相手の気持ちに共感する練習をしたりしているところであります。

○松村悟郎議員 通級指導教室で、このような学習を積み重ねることによって少しずつ改善が図られた子供たちは、在籍する学級でも持っている力を発揮することができると思います。今議会に新規事業として、「通級による指導担当教員等専門性充実事業」の予算案が提案されております。この事業を通じて、障がいのある児童生徒の学習や生活に対する支援が充実することを期待しております。

さて、一人一人の障がいの状況に応じたきめ細かな教育が行われている中では、特別支援教育の指導を継続していくことも重要ではないかと思えます。障がいの特性によっては、学年が上がり、新しい担任になかなかなじみず、新学期は子供も親も大変苦労しているという話をお伺いいたします。そのような障がいの特性がある児童生徒にとっては、できれば、なれ親しんだ学級担任や教科担任に継続して担当してもらいたいなどの希望が寄せられているのではないかと思います。そこで、特別支援教育の継続的な支援について、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援教育において継続的な支援を行うということは、重要なことと考えております。障がいの状況によりましては、環境の変化への対応が困難な児童生徒もおりますことから、担当者がかわった場合においても、継続的な質の高い支援が受けられるように、長期的な視点で教育支援を行うことを目的とする個別の教育支援計画等を作成したり、あるいは必要な研修を行ったりするなど、一人一人の実態に応じた丁寧な対応を行っているところであります。

○松村悟郎議員 特別支援教育への県民の皆さんの理解や啓発が進むことによって、特別支援

教育の充実はますます重要になってくると思います。そこで、特別支援教育の充実に向けた今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援教育の充実に向けた取り組みにつきましては、県内を7つのエリアに分けたエリアサポート体制を構築し、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等に在籍する発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、一人一人の特性に応じた質の高い一貫した指導・支援を受けられるようにしているところであります。具体的には、小中学校に拠点校を7校指定いたしまして、専門性の高い教員であるエリアコーディネーター7名を配置し、エリア内の小中学校等に助言を行っております。また、特別支援教育の担当者の専門性向上の研修や、全教職員を対象とした指導力向上を目指したエリア研修を実施しております。今後も、相談体制や研修会等を充実させることにより、特別支援教育のさらなる推進に取り組んでまいります。

○松村悟郎議員 本県での特別支援教育は、繊細で多様な教育への対応がなされており、教職員の専門性の強化が図られていることもわかりました。児童生徒はもちろん、保護者の熱い思い、期待もあります。今後とも引き続き、一人一人の個性に合ったきめ細かな教育を進めていただきたいと思えます。

次に、宮崎海岸の侵食対策等についてであります。

昨年の11月議会で、一ツ葉有料道路について質問をいたしました。美しい海岸と松林の中を通るロケーションは、県外客にも美しい宮崎を感じていただく自慢の道路である、そして、私自身も非常によく利用する道路であると、お話

をさせていただきました。その道路や松林も、海岸侵食が進み危険な状態となったことから、現在、対策がとられています。一方、みやざき臨海公園のマリーナでは、砂の堆積により、たびたび船の入出港に支障を来しています。ビーチにも砂の堆積が目立っています。みやざき臨海公園は、宮崎・日南海岸リゾート構想の一環として整備され、本県の海洋レクリエーションの拠点の一つであり、大きな観光資源としての位置づけとなっています。そこで、宮崎海岸の侵食対策と、みやざき臨海公園のマリーナやビーチでの砂の堆積への対応について、現在の取り組み状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 宮崎海岸の侵食対策につきましては、国の直轄事業により、突堤や護岸の整備及び養浜による対策が進められております。これまでの護岸の整備や養浜などによりまして、背後地の侵食が抑えられるなどの効果があらわれてきており、今後、さらに突堤が延伸されることで、砂浜の回復が期待されているところであります。

一方、みやざき臨海公園は、台風時などに砂が堆積しやすいことから、サンマリーナ宮崎の航路では、必要に応じてしゅんせつを行うとともに、利用者への水深等の情報提供などを行い、常日ごろから安全確保に努めております。また、サンビーチツ葉の海水浴場におきましても、海開き前に堆積した砂の除去を行い、遊泳できる環境の確保に取り組んでいるところであります。なお、みやざき臨海公園でしゅんせつなどにより発生した砂は、国と連携して、宮崎海岸の養浜に利用しているところであります。

○松村悟郎議員 宮崎海岸の国による直轄事業

は、平成39年度までに完成すると聞いていますが、海岸の侵食をとめて、砂浜が一日も早く回復するように、早期完成に努めていただきますようお願いを申し上げます。

一方、マリーナやビーチの砂の堆積問題については、これまでの取り組みに加えて、これまで以上の取り組みが必要ではないかと思えます。そこで、今後、みやざき臨海公園の砂の堆積にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） みやざき臨海公園の砂の堆積問題につきましては、しゅんせつに加え、流入する砂の量を減らすことが有効な対策の一つであると考えております。宮崎海岸の突堤工事が完成しますと、宮崎港に流れてくる砂の量が軽減されると聞いておりますが、県としましては、これに加えて、早期に効果が発揮されるような改善策やその事業化について、昨年度末から実施している海底測量の分析結果に基づき、利用者や専門家などの意見も聞きながら、現在、検討を進めているところであります。宮崎海岸や、みやざき臨海公園は、本県の重要な観光資源であると認識しておりますので、今後とも、県土保全や観光振興の観点からも、国と連携しながら、しっかりと対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 臨海公園、ヨットハーバーあるいはビーチ、本当にすばらしいところだと思います。私もたまに散歩、ジョギング等もしておりますけれども、遊歩道には砂がたまり、ウォーキングをされる方も砂をよけて歩いているらしいです。あるいは、家族連れでバーベキューをしたり、ヨットを楽しむ方もいらっしやいます。ディンギーという小さなヨットがありますけれども、港から外に出る航路が半分

以下しかない。出たり入ったりするのが大変な状況にあります。船外機のないヨットもたくさんありますので、航路の砂の堆積、抜本的な対策をお願いしておきたいと思えます。

繰り返しになりますが、宮崎海岸、みやざき臨海公園、それぞれ全国に自慢できる観光資源であります。また、トライアスロン競技のナショナルトレーニングセンターにも指定されています。全国に発信できるよい機会になります。関係機関と連携を図りながら、海岸の侵食対策とマリナーの維持対策をしっかりと進めていただくよう、お願いしておきます。

次に、木質ペレット暖房機の普及についてであります。

平成24年の11月議会において、私の一般質問で、施設園芸への木質ペレット暖房機導入推進強化に対する質問に対し、「脱石油化の推進は大変重要と考え、関係機関・団体と一体となり、スピード感を持って進めてまいります」との答弁をいただきました。さらに、本県では、平成25年度に「宮崎県施設園芸木質バイオマス利用促進協議会」を設置し、平成29年度、来年度まででございますが、木質ペレット暖房機の導入目標500台を掲げられました。しかし、その導入が思ったように進んでいないと感じております。そこでまず、本県の木質ペレット暖房機の導入状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、燃油価格が平成20年に1リットル当たり122円になるなど、急速に高騰している中で、施設園芸農家の経営コストの低減を図るために、御質問にもございましたけれども、国、県の事業等を活用いたしまして、平成29年度までに500台を導入するという目標を立てて、木質ペレット暖房機の

導入を推進してきたところであります。その結果、平成25年度には、単年度で73台が導入されるなど、成果の上がった年度もございましたけれども、その後は導入が伸び悩んでおりまして、現在までの導入台数は、合計で92台という状況でございます。これは、近年の燃油価格が、直近では1リットル当たり59円と下がってきていることや、木質バイオマス需要の高まりによってペレット価格が上昇していることなどが、主な要因であるというふうに考えております。

○松村悟郎議員 御答弁のように、現状は大変厳しい状況にあると思われまます。施設園芸用燃料の木質バイオマス転換を着実にかつ円滑に進め、宮崎らしいエネルギーの地産地消と、燃油価格に左右されない力強い施設園芸産地の確立を図るためには、原料の調達から、燃料の製造・供給、ハウスでの暖房利用に至るまで、一貫して取り組んでいかなければなりません。そこで、現状を踏まえ、木質ペレット暖房機をどのように普及していくのか、その取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 低コストで効率的な施設園芸の生産体制を確立していくためには、将来、燃油価格が再び上昇していくことも予想されますことから、木質ペレットなど代替となる燃料の供給体制を整備していくことは大変重要であると、そのように考えております。このため、現在、ペレット製造業者や関係機関・団体と一体となって、竹や牧草のネピアグラスなど、新たな資源を活用した低価格なペレット製造の実証であるとか、配送の効率化による流通コストの低減などに取り組んでいるところであります。県といたしましては、価格が乱高下する化石燃料からの脱却を目指しまし

て、木質ペレット燃料の低コスト化や安定供給体制の確立など、まずは生産者が安心して木質ペレットを活用できる環境づくりを進め、木質ペレット暖房機の普及に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 この取り組みは、化石燃料に頼らない、地域で循環できるバイオマス熱利用であります。そこで、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を進めることが必要です。森林資源を活用した木質ペレットの普及について、県は今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 木質ペレットにつきましては、森林資源の有効活用や地球温暖化防止等の観点からも、その普及促進を図っているところであります。具体的には、従来より、路網の整備や高性能林業機械の導入などを通して、木質ペレットの原料となる林地残材の調達について環境整備を進めてまいりました。本年度は、「森林バイオマス地域供給体制づくり支援事業」によりまして、木質ペレットの原料となる林地残材の運搬経費や、地域の関係者で構成します地域協議会の運営経費などに対して支援をしていく予定でございます。

○松村悟郎議員 これまでバイオマス暖房機を導入された施設園芸農家の方々は、燃料費の削減と価格安定化を目指すと同時に、環境や地域経済の循環にも十分な配慮をされた上で導入されました。結果は、高いペレット代で経営が逼迫するという現象が起こっています。これではとても普及どころではありません。熊本県では、バイオマス事業の暖房機の導入とペレット価格をセットで補助することで、施設園芸農家の方々は、原油価格に関係なく、安定した導入・運用をされています。一定の普及が進むまで

は、畜産経営安定化事業のように、例えば森林環境税を活用して、原油との価格差を補助する制度を取り入れるなど、農家が安心して導入できる環境を整備し、ペレット製造業者や流通業者、そして施設園芸農家がいずれ自立して経営できるスキームをつくる必要があると思います。日本一エコな施設園芸を掲げた宮崎県です。対策をお願いしておきます。

次に、薬物乱用事案の対策についてお伺いいたします。

毎日のようにテレビなどで報道され、注目を浴びた元プロ野球選手の覚せい剤取締法違反事件は、先月末に懲役2年6カ月、執行猶予4年の判決が言い渡され、結審いたしました。今後、彼がどう立ち直り、社会の善良な一員として行動していくのかが注目されることとなります。

さて、覚醒剤を初めとする薬物乱用は、幻覚や妄想などの精神障がいを起こし、本人自身の人格そのものを変えてしまい、凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こすなど、社会全体に害悪を及ぼす大変重大な犯罪であります。また、依存性が高く、最も再犯率の高い犯罪でもあります。全国的にも、薬物乱用事案や覚醒剤密輸事件が後を絶たない状況だと伺っております。そこで、本県における覚醒剤を含めた薬物事犯の検挙状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 県内におきましては、平成27年中、覚醒剤事犯で70件44人、大麻事犯で30件25人の、合計100件69人を検挙しております。前年に比べ、検挙件数が15件、検挙人員が5人といずれも増加しており、中でも大麻事犯につきましては、検挙件数、人員ともに過去5年間で最高となっております。年代別に

見ますと、覚醒剤事犯の場合、少年の検挙はなく、30歳代以上が95%、大麻事犯では、20代から30代が80%を占めております。覚醒剤事犯における再犯者は、検挙者44人中34人で、再犯率は77.3%と非常に高くなっております。

○松村悟郎議員 本県でも薬物乱用は増加傾向にあるということで、大変心配をしております。薬物乱用の社会をなくすには、薬物を社会から一掃すること、また、薬物に一切手を出さない機運をつくるのが大事です。青少年や家族、職場、地域社会での啓発活動を通じて、薬物乱用の未然防止をさらに進めていくことが必要であります。そこで、警察が行う薬物乱用防止の取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、薬物乱用防止の取り組みとして、県と連携しての薬物乱用防止キャンペーンや、新聞、FMラジオ放送、広報紙等の広報媒体を活用した各種広報啓発活動を行っております。また、依頼により、公共機関、各種事業所等に対する薬物乱用防止講話を行っており、特に少年に対しては、県内の各学校において薬物乱用防止教室を開催し、平成27年度は、延べ131回、約2万1,500人の児童生徒を対象に、薬物の危険性、有害性を伝える活動を行っております。警察といたしましては、今後とも、薬物事犯の取り締まりを徹底するとともに、関係機関との連携を図りながら、薬物乱用の防止に取り組んでまいります。

○松村悟郎議員 同じように、青少年への啓発、学校現場での取り組みについてであります。文部科学省からの通知文では、全ての中学校及び高等学校において、年1回は薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図ることとされております。そこで、学校におけ

る薬物乱用防止教育の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 学校における薬物乱用防止教育につきましては、小学校、中学校、高等学校それぞれの保健の授業で、シンナーや覚醒剤等の薬物が心身に及ぼす悪影響等について学習をしているところです。また、地域の警察職員や保健所職員、学校薬剤師等の専門家を指導者とした薬物乱用防止教室を開催するなど、子供たちが薬物依存の恐ろしさ等を実感できるような指導にも取り組んでおります。県教育委員会といたしましては、薬物乱用防止教室の充実や、教職員を対象とした研修会の開催による指導者の資質向上を図りながら、今後とも、学校における薬物乱用防止教育の強化に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございました。若いうちから、薬物乱用の有害性や、一人の人間としての人生を失いかねないという危険性を十分自覚させることが大事です。薬物乱用に限らず、犯罪のない明るい社会づくりへの御尽力をお願いしておきます。

最後に、昨年の“社会を明るくする運動”作文コンテストの中学生の部で法務大臣賞を受賞した中学1年生、重岡萌花さんの作文の一部を紹介させていただきます。

いつも優しい笑顔で迎えてくれるおいちゃんが亡くなった。ことしで70歳のおいちゃんは物静かで、曾祖母の月命日にもお墓参りを欠かさない本当に優しく温かい人だった。

今まで親せきのおじさんの一人であることを疑うべくもなかった。

40年前にさかのぼる。

家のそばの海岸で、何時間もじっとしていたおいちゃんに声をかけたのが曾祖母だっ

た。おいちゃんの身体には、入れ墨があった。すぐに、深い訳があるとわかったという。刑期を終えた日に曾祖母と出逢ったらしい。

「ひいばあちゃんは、ほっとけなかったんだって。きっと、おいちゃんの外見じゃなくて中身を見てたんだろうね。」

隣に住む所を提供し、一緒に三度の食事も、とるようになった。しばらくして、仕事も見つけ休日も、畑仕事の手伝いをし、ずっと独身で曾祖母と忙しく毎日を過ごした。

どの親せきよりも、曾祖母を大切に大切にしてくれたおいちゃんだった。

曾祖母と出逢う前のおいちゃんの人生は、どんなものだったのだろう。おいちゃんの中では、ずっと何かに苦しめられていたのかもしれない。それを、大きな心で優しく包んであげた曾祖母は、本当にすごい人だ。私は、涙が止まらなかった。

「心の腐った人なんか、おらんよ。心が傷ついたり、弱ったり、壊れかけた人はおらんよ。その人を助けられるんは、やっぱり人なんよ。」

反対する親せきを説得した曾祖母の言葉だそう。

人は、何かにつまずいて、間違っただ道へ進んでしまうと、一人で方向転換することは思うよりもずっと大変なんだろう。だが、その時に、誰かが、声をかけ、手をさしのべてくれることで、自分の弱さを自覚して、克服できる勇気を持てるのだと、おいちゃんの人生から、知ることができた気がする。犯罪や非行が無くならないのは、再犯率の多さにあると思う。過ちを犯したことは許されることではない。しかし、罪を償った後、そこで立ち

止まらせている私たちの責任はないのだろうか。心底、過ちを悔い、更生を願う人が生きていける社会をつくるのが私達の平和な社会へとつながるのだと思う。

たった一言、声をかけたり、笑顔を見たりできれば、小さな偶然が、人をつなぐのだと思う。私達が明るい社会をつくり、次世代への架け橋になりたいと心からそう思う。

中学1年生の作文でした。このおいちゃんは、一生独身で過ごすこととなり、犯した罪を背負いながらも、この中学生のおばあさんの深い慈悲とその家族に支えられて、最期は笑顔で亡くなっていかれたのではないのでしょうか。ただ、子供のころに思い描いた人生とはほど遠いものとなってしまったことを、悔やんでも悔やみ切れない思いがあったのではと感じられます。私も保護司の仕事にも携わっています。この中学生の作文に深い感銘を受けました。みんなで犯罪のない宮崎県の明るい社会づくりに邁進してまいりましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、一般質問をいたします。

安倍首相は、在任中の憲法改正に意欲を見えています。つまり、7月に迫った参議院議員選挙の結果は、憲法改正に影響を及ぼすことになります。

首都大学東京教授・木村草太氏は、憲法に3つの機能があると、次のように指摘をされています。1つに、国家権力の管理規約としての機能。人権保障や権力分権を憲法に定め、それを国家に守らせることで国家権力の濫用を防ぐ。2つに、日本という国がどのような国であるか

を外国の人々に伝える外交宣言としての機能。憲法に民主主義や人権保障という理念を書き込むことで、日本がそうした価値を大事にする国だと世界に発信することができる。3つに、歴史物語の象徴としての機能。議会制民主主義という私たちの社会の基本は、明治憲法によって与えられ、その後、日本国憲法ができて、人権の重要性が確認をされ、違憲立法審査権などの新しい内容が憲法に盛り込まれ、私たちが日ごろ当たり前に享受している自由や民主主義という理念は、いずれも憲法によって獲得されました。

私は、この木村教授の指摘は正しいと思います。今、私たちは、法の支配に基づく国家の中で生活をしています。必要性によって法の支配が破られることを許してはなりません。違憲だとの指摘にもかかわらず、無修正で安保法制が成立したことは残念でなりません。今後、法律を修正したり、適正な法運用をさせたりするためには、問題の所在を明確に認識することが重要だと思います。憲法改正の具体案としてたびたび取り沙汰される緊急事態条項は、災害が発生すると、その時宜を捉えて、災害対策などの名目で、国民や野党から理解が得られそうだという程度のレベルで、自民党改憲草案の議論が展開をされます。憲法を骨抜きにするような条文を含む緊急事態条項など、危険きわまりないと言わざるを得ません。「東日本大震災の折、津波で流されてきた自動車が道路を塞いで緊急車両が通れないのに、憲法が保障する財産権のため、所有者の意思確認なしに動かせず、多くの人命が失われた」などと宣伝されましたが、事実誤認です。災害対策基本法などは、災害時における対応で、自治体の首長に広範な権限を既に認めています。国に権限を集める緊急事態

条項がなければ大規模災害時の対応ができないのか、現状で不備があるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、こども療育センターについてお伺いをいたします。

同施設は、平成24年、児童福祉法が改正され、27年4月から、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターとなり、現在、保育所等訪問支援にも取り組んでいます。長きにわたり肢体不自由児施設として、こども療育センターは認知されてきましたが、現在、同センターは、子供の重度・重複障がいにも悩む保護者に信頼され、選ばれる施設となっているのか、現状をどう認識されているのか、福祉保健部長へお尋ねをいたします。

以下は、質問者席で質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

緊急事態条項についてであります。大規模災害時の対応に当たりまして、災害対策基本法を初めとする現行の法体系に大きな不備があるとは考えておりませんが、国と地方がどのような役割分担のもとで大規模災害に対処していくべきかということについては、先ほども熊本地震の教訓を生かすというような御議論がありましたが、さまざまな災害の教訓を踏まえ、常に検討すべき重要な課題であると考えております。こうした中、緊急事態条項につきましては、全国知事会におきましても、有識者による研究会での検討課題の一つとされておりますので、その議論の行方を注視してまいりたいと考えております。また、こうした憲法をめぐる議論につきましては、国の根幹にかかわる問題でありますので、国会の場での十分な議論はもとより、

幅広く国民的な議論を尽くすことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。

こども療育センターの現状に対する認識についてであります。こども療育センターにつきましては、質問がありましたとおり、医療型障害児入所施設として、肢体不自由児だけでなく、重症心身障がい児への対応を初めとした幅広い支援が期待されているところであります。現在は、25名の入所者のうち、16名の重症心身障がい児を受け入れているほか、平成24年度には、保護者等からの強い要望も受けまして、気管切開をされている方の短期入所の受け入れも開始しているところであります。また、平成27年度には、福祉型児童発達支援センターの指定を受けまして、障害児相談支援や保育所等への訪問支援を始めるなど、可能な限りの対応に努めてきたところであります。しかしながら、常勤の小児科医が不在であることや、重症心身障がい児に十分対応できる施設かどうか、検討の必要がある部分もありますので、さまざまな課題を抱えているものと認識しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 岩手、宮城、福島3県の知事と、津波被害や東京電力福島第一原発事故の避難指示が出た42市町村長、計45人に、4月から5月、共同通信社がアンケートをし、3首長を除く42人が回答したと報道されているところです。震災時、条項がなかったため、救出や捜索、避難など、人命救助の活動に支障が出たかと問われると、42人のうち41人が、支障はなかったと回答されています。また、既存の制度や法改正で対応できると回答しておられます。自然災害への対応として大切なのは、事前の備

えであり、現在の法制度をフル活用することです。自民党改憲草案の緊急事態条項は、憲法の条文としての体をなしておらず、不要であると指摘をさせていただきます。

次に、県立総合運動公園の防災計画上の位置づけについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 地域防災計画におきましては、県総合運動公園を救援物資の集積等の防災拠点として位置づけており、災害の状況に応じて、応急対策活動での活用を図ることとしております。具体的には、災害時、これは地震や津波などにより被災した場合を除いてですが、その場合に、救援物資の集積のほか、消防、警察等の広域的な活動拠点としての活用が想定されます。また、平常時には、防災訓練の場所としての活用も考えられるところでございます。

○井上紀代子議員 県の総合運動公園は、スポーツランドみやぎの核施設として、県内外から27年度に134万人の方々が訪れています。ただ、この場所は、東を日向灘、南北を加江田川と清武川に囲まれ、あの有名な外所地震が起きたところでもあります。東日本大震災以降は、津波が来たらと、不安の声が絶えません。県総合運動公園の現在の津波避難対策についてお伺いいたします。部長の答弁をお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県総合運動公園におきましては、地震による施設の倒壊を防止することも重要でありますことから、優先的に耐震化を進め、平成26年度までに全ての施設の耐震補強を完了しております。津波避難対策としましては、県が平成25年2月に公表した津波浸水想定、総合運動公園において最大浸水深10メートルに対して、安全なスペースを有

するサンマリスタジアム、陸上競技場、青島青少年自然の家の3つの施設を避難施設としております。また、利用者が迅速に避難できるように、園内には避難施設への誘導看板を41カ所設置するとともに、有料施設の管理運営を行っている県教育委員会と一緒に、津波避難施設案内パンフレットを配布したり、マニュアルに基づく避難誘導訓練を実施しているところでもあります。

○井上紀代子議員 私は、木花・島山を地元とされている宮崎市議会議員、茜ヶ久保眞由美議員と一緒に、地域の防災について——特に茜ヶ久保議員は、地域防災については徹底的な実地というか、住民の方とともに取り組んでおられますので——学ばせていただきました。彼女の市議会での発言によりますと、「島山地区の自主防災組織は、地元の強い熱意と団結のおかげで、災害時の要援護者のサポート体制まで含めて、いざ避難勧告が出たら、具体的に、誰が誰をどの避難所にどうやって避難させるか、その訓練まで完璧に近いと思えるほど仕上がっています」というふうにおっしゃっています。そしてまた、「サンマリンはふだんは施錠してあり、いざというときには使えないので、避難所にはできない」ということも指摘をされています。そして、その取り組みの成果もあって、島山地区には複合型津波避難施設が27年度に完成して、今、実際、地元の皆様には喜ばれているところです。島山の住民の方については、そこに行っていただければいいと思います。

ただ、そこで問題になるのは、総合運動公園を利用されている方々の避難対策です。27年度の利用者の内訳では、児童生徒が52万人強です。一般の方が33万人、観覧者が50万人ですから、子供から高齢者、障がいのある方々等を、

いかに早く安全な場所へ誘導できるかです。津波の速さは水深に比例し、水深100メートルでは時速約100キロで進むとされています。日向灘地震の場合、震源が海岸から近いため、第1波が約20分で陸地に到達すると予想されています。さらに、陸では秒速数メートルの速度で襲ってくるため、人が走って逃げるのは難しいと思われます。県総合運動公園の津波避難対策には課題があると思いますが、今後の対応について部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 津波避難対策につきましては、これまでさまざまな対策を講じてきたところであります。しかしながら、ただいま御質問にもありましたように、この公園は不特定多数の方々が利用されますので、さらに改善すべき点もあると考えております。今後、現在策定している宮崎県公園施設長寿命化計画も踏まえながら、さまざまな観点から、関係部局と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 非常にゆったりした答弁をいただいたところなのですが、2040年前後に東南海・南海地震の危険性が高まると専門家は予測をしています。県総合運動公園一帯は、地震や大雨で水没を繰り返した歴史を持っているところです。置県80周年記念事業として総合運動公園建設を考えて、順次スポーツ施設を建設し、1979年（昭和54年）、国民体育大会の開催までこぎつけた場所でもあります。そこで、知事にお尋ねをしたいんですが、2巡目国体に向けて、防災面も含めた施設整備の考え方についてお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 2巡目の国体や全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備の検討に当たりましては、競技の円滑な実施や、ユニバー

サルデザイン等に配慮した機能性も大変重要なことではありますが、これに加えて、国体終了後も十分に利活用して地域の活性化に結びつけていくという将来性、さらには建設費・維持費などの経済性というものも重要だと考えておりますし、今、御指摘がありましたような、津波など自然災害等に備えた安全性の確保についても重要な視点であると考えております。これらの視点を踏まえまして、整備内容や整備場所等につきましても、今後、専門機関による調査を進め、県議会や市町村等からの御意見をいただきながら、関係部局による庁内検討会議において、総合的に検討することとしております。これらを踏まえた上で、適切に判断してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今ある県有施設は、国民体育大会の施設基準に合致していません。それで、2巡目国体をやるためには、特に県民の皆さんに早く明らかにし、そして、本当に2巡目国体をやっていくんだ、施設整備もその方向でやっていくんだということを早くメッセージする必要があるというふうに思うんですけれども、改めて知事にお伺いします。2巡目国体はやられるんですよね。

○知事（河野俊嗣君） 国のほうから今、内々定の状況だというふうに考えております。それを踏まえて、スケジュール感をしっかり持った上で、県民の皆様にもお示しをし、競技力の向上、それから施設の整備等に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 地方を本当に活力のあるものにするには、宮崎に必要なものは何であるかということと、宮崎にとって必要なものをきちんとつくり上げていく力というものを地域の中でつくり上げていかないと——「災害にとって

あそこの運動公園は大変厳しいぞ」「じゃ、どうするんだ」という話が、ただ単に話だけで終わってしまうようだと——宮崎県の自立は先々危ぶまれるというふうになっていくと思います。だから、31年にされるインターハイも含めて、きちんとしたことを早目に県民の皆さん、そして市町村とは具体的に話をさせていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、福祉保健部長に、先ほど壇上で答弁をしていただきましたが、こども療育センターのことについてお尋ねをいたします。障がいのある子供の状況は、肢体不自由だけでなく、重症化、重複化など、さまざまな問題を抱えていますが、今後、こども療育センターはどうあるべきと考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） こども療育センターのあり方についてでございますけれども、保護者の皆様の意識・ニーズの変化、あるいは医療機関・民間施設の整備状況等を踏まえて、対応していく必要があるものと考えております。具体的には、お話にありました、障がいの重度・重複化に対応する体制の強化、あるいは在宅志向の高まりもございまして、そういったものを背景とする短期入所等への対応、さらには、障がいの多様化への対応、県内施設とのネットワークの構築、そしてまた、その人材育成など、唯一の県立施設としての役割をしっかりと果たしていく必要があるものと考えております。

○井上紀代子議員 今、県内において、重症心身障がい児の分野で新たに民間施設が完成するなど、これまでとは状況が変化しており、こども療育センターは早急に体制を整備していくべきと考えますが、部長の認識をお伺いいたしま

す。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） こども療育センターの体制整備につきましては、県立施設として担うべき役割を念頭に、県内の医療機関や民間施設の整備状況等も踏まえまして、本県の障がい児福祉施策全体の中での位置づけを明確にすることが前提になるものと認識しております。このため、他県の先進的施設の調査、あるいは関係団体との意見交換、利用者へのアンケートを実施しまして、今後のセンターのあり方や体制の方針を取りまとめるとともに、最大の課題は常勤の小児科医の確保であるというふうに認識しておりますので、この確保に向けましても、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 民間の重症心身障がい児・者の施設というのは、福祉型だけではだめなんですね。医療がないとだめなんです。その認識をお互いでしておかないといけないと思うんです。先ほど部長から何度も、人材の確保ということも言っていただきましたので、そこも含めてお願いをしたいと思うんですが、続けて、県内民間施設の機能向上やこども療育センターの人材育成のため、こども療育センターは県内民間施設との相互研修が必要と考えますが、部長の認識をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） こども療育センターにおきましては、障がい児に関する長期の専門研修や講習会など、さまざまな研修会等に職員を派遣いたしまして、人材育成を図っているところでございます。また、センターの理学療法士や作業療法士などが、県内の幼稚園や児童発達支援センター等を訪問いたしまして、施設の職員に対する指導を行うなど、民間施設に対する研修等も実施しているところでござい

ます。県内民間施設との相互研修についてという御質問でございますけれども、職員の受け入れを行う民間施設側の状況等もよくお聞きした上で、民間施設と療育センター双方の連携を図りまして、お互いの職員の質の向上が図られるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 民間施設に来られる方は、こども療育センターのように全ての方が専門家ではないわけです。その方を民間施設の中で育てていながら、十分な——当事者もそうですけれども、そこを選んでくださった保護者の皆さんに対しても——安心・安全な場所を提供していく、そして、ずっとそこにいられるようにしていくということを願っているわけです。ところが、研修をしない限り、職員の皆さんのスキルはアップしていかない。その施設の中だけだとそのスキルは上がっていかないということは、残念なことだと思いますが、事実です。私が知っている施設によりますと、私たちの生活の中で、しょっちゅう障がい児を見る可能性というのが低い人もいらっしゃると思うんです。採用にはなったわ、実際、重症児の方とお会いしてみて、自分が本当に何ができるだろうかと迷って、その場でやめてしまうという人たちもいるわけです。問題は、何が職員の方たちに必要なのか。その職員が悪いのか、子供にとっての専門家である母親のクレームがいけないのか。そういうことではないと思うんです。だから、お互いがしっかりとしたスキルを持って、専門的な意識を持ってやっていただけるようにするには——ただ、民間施設は、こども療育センターのように人がいっぱいいてやれるわけではないので、もしかして2人職員を外に出そうとすると、そのリスクというのは大変大

きなものがあるわけです。こども療育センターのほうから民間施設のほうに出かけて行って、自分たちが持っていらっしゃるスキルをきちんと伝えていただくということが大変重要だというふうに思います。

部長の答弁によると、長期の専門研修や講習会などに職員を派遣する、そしてまた、その上に、理学療法士や作業療法士などが、県内の幼稚園や児童発達支援センター等を訪問するということを言うておられるわけです。それが具体的にうまくマッチして、今、医療的ケアの必要な民間施設というのはあるわけですから、リハビリはどうやったらいいのかとか、具体的な相互研修といいますか、絶対にこども療育センターにとってもプラスになることだと思いますので、ぜひそれをやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、発達障がいも含めてそうですが、障がい児は早期発見と早期療育が必要であるというのは、何年たっても変わらないわけです。ただ、それをどこで受けるかということが重要なんです。私が議員になりましたころには、他県に行くということが大変多うございました。それを私は大変悔しく思いましたし、そのことができるだけ県内で行われるようにということを願ってきたわけです。ところが、今でもまだ、子供に障がいがあるとわかったときには県外に行かれる方たちが非常に多い。そのことは大変残念だというふうに思っています。発達障がいは早期発見と早期療育が必要なんですけど、それでは、一人の子供が療育を受けるまでにどのような流れになっていて、その中でこども療育センターはどのような役割を果たしているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 市町村が実施

しております1歳6カ月児・3歳児健診において、発達障がいの疑いがあると判断された子供につきましては、市町村保健師を中心とするフォロー教室におきまして個別相談を行い、必要に応じて、児童発達支援センター等における療育相談や訓練につないでいくということになります。このような流れの中で、こども療育センターの役割でございますけれども、昨年度、こども療育センターでは、89人の方から発達障がいに関する相談を受けるなど、療育相談や訓練機関としての役割を果たしております。そのほか、発達障がい児を受け入れている保育所等のサポート機関としての役割も担っているところでございます。

○井上紀代子議員 今、こども療育センターは、宮崎市の発達支援センターのほうに回しておられるわけですが、きちんとした療育のシステムの中に入って行くには、早い子で3カ月、遅い子は6カ月かかるというふうに言われています。それが通例だと言われています。そこをできるだけ早く療育にかかれるように、徹底して福祉保健部のほうで取り組みをお願いしておきたいと思います。選ばれる施設、信頼される施設として、こども療育センターの役割をぜひ果たしていただくようお願いを申し上げます。

次に、女性活躍の問題についてお尋ねをいたします。

先日、私たち環境農林水産常任委員会は県内調査に出かけたわけですが、そのときに、環境森林部は松浦好子主幹、農政水産部は児玉珠美主幹が一緒についてきていただきました。大変楽しく、そして——今までは目玉的に部長が一人いらしたんですが、職員の方たちが委員会とかで答弁する場面が非常に少なかったと思いま

す。最近は、その変化というか、今、女性の職員の方たちがどんどん前面に出てきていただいていることに、大変うれしさを感じています。女性活躍の担当部長として、県職員の女性役付職員が増加してきていることをどう評価されているのか、永山部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の課長級以上の職員のうち女性職員の占める割合は、平成22年度の4.0%から平成27年度には6.1%と増加をしております。また、知事部局の副主幹以上に占める女性職員の割合につきましても、平成22年度の8.7%から平成28年度には11.2%と増加をしております。県庁において、女性職員が役付の職員として政策や方針決定過程へ参画すること、これは本来あるべき姿であると思えます。また、若手を含めて全ての女性職員が生き生きと働くことは、大変重要であります。今後とも、県内全体の女性活躍を推進する立場として、県庁内の女性の活躍についても、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やっぱり2桁、10.6とかになると、おおっという数字的なインパクトが非常に強いと思っています。自然体でいいんです。自然体でいいけれども、女性の人たちがしっかりと県庁職員としての役割を果たしていただけるよう、その場が確保されていくように、よろしくお願ひしたいと思えます。

ただ、残念なことに、宮崎県内の市町村の状況というのは全国最下位です。県庁のそういうことも含めて、どう市町村にまで広げていくのかというのは、とても大事なことではないかと思っています。みやざき女性の活躍推進会議もつくられて、その中で、各企業さんにもそれを波及させていこうとされているわけですが、女性の活躍促進に向けて、県としてどの

ように取り組んでおられるのか、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 県におきましては、昨年の10月に、今お話にありました企業、関係団体、行政で組織します「みやざき女性の活躍推進会議」を設立いたしました。女性活躍推進のための講演会や研修会などを行っており、現在、会員企業が145社となっております。また、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所の登録促進を、宮崎労働局と連携・協力しながら進めておりまして、現在、登録数が656件となっているところであります。県といたしましては、今後とも、宮崎県男女共同参画センターとも連携し、研修・啓発を積極的に行ってまいります。また、みやざき女性の活躍推進会議を中心として、各企業、団体等における主体的な活動が推進され、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めまして、女性はもちろん、男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある宮崎の実現に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 自民党憲法改憲草案の中で、家族の助け合い義務を新設するという条項があるわけです。その中で、非常にセンセーショナルに受けとめられた、「保育園落ちた日本死ね!」というあのことを発端に、日本の中で女性たちはどんなふうになっているんだろうか、働き方も含めてどのように見られているんだろうかと。これは大きなメッセージであったというふうには私は思っています。つまりは、全てのことを家族で、全てのことを家庭でというふうに言われると、なかなか支え切れない。介護も、子育ても、全てにおいて家族が家族かと。三世代同居の推進とか、3年間抱っこし放題と、これは意味がちょっとわからないところ

もあるわけですが、そういうことを言われてみても、女性たちにとっては非常に厳しい状況になるのではないかと考えています。大切なことは、個人の多様な選択を可能にすること、その仕組みや社会保障を国が整備すること、このことが大切なのではないかとというふうに、私の意見を述べておきたいと思います。

次に、農業問題についてお伺いをいたします。

まず、先日、平成27年の本県の農畜水産物の輸出額が対前年比143%の25億円を超えたとの報道があって、知事からも、これまでの東南アジアに加え、EU等への農畜水産物の輸出拡大に取り組んでいると伺いました。また、今度の知事の発言の中で、キャビアのお話とか、マンゴーの話とか、大変生き生きと報告していただいたことに、非常にうれしさを感じました。工業製品と異なり、農畜水産物の輸出は、その国の食文化とか生活習慣の中に受け入れられなければ成功しません。そこで、EU向けの農畜水産物の輸出について、どのような戦略を持って取り組むお考えなのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年、私も参加をいたしましたミラノ国際博覧会では、本県産の牛肉や養殖ブリ、お茶などが来場者から非常に高く評価され、手応えを感じたところであります。数億人の比較的裕福なマーケット、EUというところは、非常に有望な輸出先であると改めて認識をしたところであります。EUへの輸出を考えるに当たっては、化学肥料や農薬を使用しないオーガニックや、環境、健康に対する関心がとても高いということ、そして、HACCP（ハサップ）対応といった高い衛生水準が求められることなど、EUならではの食に関する基

準があるところであります。このため、今年度、新たにEUに輸出促進コーディネーターを設置いたしまして、EUの食文化や食に対する志向などをしっかりと把握しますとともに、昨年設置しましたジェトロと連携して、現地の情報を本県の企業・産地等へ提供してまいりたいと考えております。さらに、これらの情報に基づきまして、県内の輸出環境の整備を行うなど、きめ細やかな支援体制を構築することによりまして、EUへの輸出を促進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私もミラノに行かせていただきましたが、そのときに出たお茶の提供の仕方そのものも大変おしゃれで、お茶が別物に見えるほどすばらしく感じました。オーガニック、HACCPの対応、ここの高い衛生基準がクリアできたら、世界でどこも恐れることなく輸出ができるということになりますので、これは大変すばらしいと思っています。また、EUに輸出促進コーディネーターを設置するのは、これもぜひ頑張ってやっていただきたいと思っています。

日本の人口は大半の地域で減少していますし、地方消滅とか財政悪化など、安倍政権の地方創生はうまくいっているとは言えないと私は思っています。地方創生はお金を使ってできるものではなく、政府主導で地方創生できた事例はほぼないと言っても過言ではないと思います。本質的には、地方経済を活性化させるには、地方に独自財源と権限を持たせて、地域の自由度を高め、自治体の自主性を大切にする必要があると思っています。つまりは、宮崎県での地方創生は、乱暴な言い方をすれば、宮崎が何で飯を食い、飯の種を花開かせるかだと私は思っています。私は、国に左右されない宮崎

県の自立を願っていますが、その核となるのは、宮崎県の農業だと確信しています。イタリアは、地方創生の成功例を多く持っている国です。イタリアの各地の経済規模は1,000億円に達していると言われていています。コモ、パルマ、サンタ・クローチェ、ヴェネト州、リヴェンツァ、プラート等々です。宮崎県も、県内中小企業の皆さんと力を合わせて、海外展開を進められることを強く望んでいます。改めて知事に、EUに向けて輸出拡大していく取り組みについて、その決意をお聞かせいただきたいと思っています。

○知事（河野俊嗣君） 今、イタリアの例を出されましたが、イタリアの産業構造として、極めて付加価値の高いものをやり——飯を食うという表現がありましたが——いかに外貨を稼ぐかということでの大変参考になる事例、しかも食文化という面で非常に高いレベルのものがあるというふうに考えております。これまで本県におきましては、アジアを中心に、東アジア経済交流戦略ということで、輸出先については県の事務所を設置するなど取り組んでまいりました。さらには、EUや北米なども視野に入れながら、グローバル戦略ということで今回取りまとめたところでありまして、さまざまな可能性を模索しながら、しっかりと本県の農畜水産物で稼いでいくことができるような輸出体制というものを検討してまいりたい、また実施をしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 地方創生も含めてそうですが、小さくまとまらないということが大事だと思います。常に宮崎県の自立を目指して頑張っていただきたいと思っています。

ある金融機関の調査では、消費者の食の志向は、健康志向が最も高いようです。その一方

で、食の簡便化志向が顕著に増加している。特に20代では、経済性志向が大きく減少しています。また、食品の購入時だけでなく外食時にも、国産かどうか気にかける方が増加しており、6割を超える方が、「割高でも国産を選ぶ」と回答されています。この調査から、少し高くても安全で健康な食を手軽に楽しみたいという消費者の食の志向が見えています。大手スーパー等で買い物をすれば、このような食の変化に対応したたくさんのプライベートブランド商品が、求めやすい価格帯で売られています。本県を含めて、食材を提供する産地は、この食の志向の変化をしっかりと認識し、大手量販店や食品加工メーカーの商品規格に対応できる対応策を講じていく必要があります。県は、今議会に農業・農村振興長期計画を上程されていますが、この計画では、変化する食の志向に対応し、今後、どのような産地づくりを展開しているかとされているのか、部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 近年の消費者ニーズにつきましては、食の安全・安心志向に加え、御質問にもありましたように、健康であるとか簡便化の志向が高まっており、これからの産地づくりにおきましては、産地がこのようなニーズを的確に把握し、対応していくことが極めて重要であると、そのように考えております。このため、本議会で審議をお願いしております第七次宮崎県農業・農村振興長期計画において、新たに打ち出しました産地経営体構想の中で、マーケットからのリクエストに応じて、確かな品質の農産物を安定して生産・供給できる産地づくりを推進していくこととしておるところであります。具体的には、健康志向に対応して、「カラダグッドMiyazaki」と

いった新しいイメージ戦略とあわせて、機能性に着目した産地づくりを進めますとともに、簡便化の志向に対しましては、食品加工メーカーと連携した加工・業務用農産物の産地づくりなどに取り組むこととしておりまして、今後、このような取り組みを生産者や関係団体と連携して、積極的に推進してまいりたいと、そのように考えております。

○井上紀代子議員 プライベートブランド商品というのは大変いいと思いますので、大量につくったものがしっかりと売れていくということが大事なので、そのリクエストにしっかりと応じていただきたいと思います。

先日、常任委員会の調査で、鹿児島県志布志市の農業公社の視察を行いました。志布志市は、鹿児島では有名な促成ピーマンの産地ですが、オイルショック後の価格低迷などで、昭和52年から13年後の平成2年には、7.5ヘクタールまで産地が衰退したようです。この状況を打開するために市の農業公社が設立されて、東京等での就農相談会に参加した参入希望者等を厳選して、2年間の研修体系を構築した結果、ついに減少前の産地規模を超える産地となるとともに、ピーマン部会の平均年齢は48歳という、産地の若返りを実現しています。新しい長期計画では、産地経営体という構想が示されていますが、産地は人で成り立っています。そこで、産地経営体を支える人材育成方針について、部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） マーケットニーズの変化に対応し、儲かる農業を実現できる産地づくりを進めていくためには、高度な技術や経営管理能力等を備えた人材育成が極めて重要であると考えております。このため県では、今年度から新たにJAグループと連携し、3つ

の取り組みを柱とする、宮崎方式の営農支援対策に取り組むことといたしております。1つ目は、みずから産地改革に取り組むJA部会等を対象とした、産地分析や将来ビジョンの策定支援、2つ目は、普及指導員とJA営農指導員を対象とした、高度な技術等の導入に対する指導力向上のための一体的な研修の実施、そして3つ目は、農業者を対象とした、経営管理能力等の向上のための経営発展ステージに応じた体系的な研修の実施であります。さらに、議員から志布志の事例も御紹介ありましたが、JA部会等を核として、新規就農者の受け入れと育成機能を有する「しごと創生公社」の設立推進により、産地を支える人材を育成してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 しごと創生公社の設立を推進していくと、大変期待をしております。志布志で見た若者たちは、自分の中で経営のイメージを持ちながら頑張っておられました。ああいうものを見せていただくと、「まだまだ日本の農業は……」というふうに思うところがありました。改めて、農業というのは大きな雇用の場所でもありますし、発展性のある場所だというふうに認識をしますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、「グルテンフリー」という言葉を御存じでしょうか。海外で買い物をすると、売り場のかなりの面積を占めてグルテンフリーの食材が売られています。今、炭水化物と糖質が人間の脳に及ぼす悪影響について新たな見解を述べたデイビット・パールマター医学博士の本が、全世界で驚きを持って読まれ、話題を集めています。人間の脳のために何を食べればいいのか、その最適なガイドラインがわかると言われています。私は長い間、アレルギーに悩まされてき

ましたが、最近、食事療法による改善で、その速度の速さに本当に驚いています。宮崎県産の牛肉もしっかり食べたい、そう思うわけですが、しっかり宮崎県産の牛肉を食べるためには、宮崎県産100%——100%というのはちょっと言いづらいところですが——飼料で肉用牛の生産はできないのか、また、その方式で生産された牛肉をブランド化できないのか、お伺いしたいと思います。これは一つ大きな目玉になるというふうに私は思います。牧草で育つ、これは大変重要なことだと思います。飼料の確保は大変でしょうけれども、お聞きしたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 現在、国内の肉用肥育牛の生産におきましては、高品質な肉質を確保するために、配合飼料を中心とした飼養管理が行われており、これには主に輸入飼料が用いられておりますが、御提言のように、県産飼料を活用することは、消費者の安心感を高めるためにも、また食料自給率の向上の上でも、意義のあることだというふうに考えます。そこで、県では、畜産試験場におきまして、国産飼料を活用した飼養管理の確立に向け、これまで試験を重ねてきたところであります。その結果、繁殖牛では、国産飼料100%での飼養が可能であり、また肥育牛では、77%までの給与であれば、通常の牛と同等の発育が確保できるという結果を得ておりまして、県産飼料を中心とした生産の可能性を確認しているところであります。しかしながら、この実用化に当たりましては、飼料原料の確保であるとか肉質向上等の課題も残っておりますので、今後、さらに試験を進めていきたいと考えております。また、あわせて、県産飼料を活用した牛肉のブランド化につきましても研究してまいりたいと考えてお

ります。

○井上紀代子議員 ぜひ研究を重ねていただきたいと思います。安心・安全、健康は、みやざきブランド推進の基本理念です。まさに時代がみやざきブランドに追いついてきた、そういう思いが私はしておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

先ほど申しましたが、私もアレルギーが強いのですが、アレルギーのある子供は現在どういう状況になっているのか、教育委員会で把握されていますでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会におきまして毎年実施しております、「学校給食の指導・運営管理に関する調査」の結果によりますと、県内の公立小中学校において食物アレルギーを有する児童生徒の数は、調査項目を設けた平成22年度には、小中学校合わせて2,544人でありましたが、平成27年度には、3,545人になるなど、増加傾向にあります。

○井上紀代子議員 次に、学校給食というのは、そのような子供たちの実態も含めて、どのような考え方に基づいて献立を立てられているのか、お伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 学校給食の献立は、学校給食法などの規定に基づきまして栄養教諭等が作成しております。子供たちがおいしく食べられるようにするとともに、多様な食品の組み合わせや栄養のバランスがとれるように工夫されております。また、年々増加傾向にある食物アレルギーを有する子供への対応につきましては、こうした子供たちにも、ひとしく学校給食を提供するという観点から、アレルギーの原因となる食物を取り除いた除去食や、除去した食物に対して何らかの食材をかわりに提供する代替食を可能な限り準備するなど、原因物質の

完全除去を原則とした献立の作成に努めているところであります。

○井上紀代子議員 最後に、教育長にお尋ねしますが、県教育委員会としては、学校給食にどのようなかかわっているのか、お伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 学校給食の安全・安心を確保する観点から、県内全ての学校給食調理員や栄養教諭等を対象とした衛生管理研修会を毎年開催しておりますほか、市町村教育委員会や保健所と連携しながら、計画的に学校給食施設の立入検査を行うなど、衛生管理の徹底が図られるよう、指導・助言を行っております。一方、学校給食は、食育を進める上で重要な役割を担っておりますので、毎年、地域を指定して実施している食育実践事業において、郷土食を生かした献立の研究を行うとともに、給食の時間を利用して、子供たちに対して食の重要性等を指導しております。また、県教育研修センターにおいて、栄養教諭等を対象に、地場産物活用の教育的意義や効果等についての指導を行っております。県教育委員会といたしましては、引き続き、学校給食を通じた食の安全・安心を図るとともに、食育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 最後に、ちょっと知事にお伺いしたいんですけど、今、教育長の答弁を聞かれて——給食というのは私はとても大事なものだと思っています。ひょっとしたら1食しか食べない子もいるかもしれないんです。給食は大変重要なものであるにもかかわらず、積極的に学校給食にかかわっていけないのではないかと、距離感があるのではないかと私は思うんです。宮崎の子供たちが本当に健康に気をつけて——学校給食だけによることではないんですけ

れども——自分の体を健康なものに保つために、それが改善されたりするということがあれば、それは大変重要なことだと思います。今の教育長の答弁、宮崎県の子供たちにとっての学校給食を、どのような思いで聞かれたでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 給食——今、自分の記憶もよみがえってきたところでありますが、子供たちの健康管理というものもありますし、郷土食という御指摘、やはり食育という観点もあります。さらには、先ほど、アレルギーの子供がふえていると。大変厳しい状況といいますか、危機感を覚えておるところであります。安全性という面でも非常に重要な、さまざまなそういう観点を考慮する必要があるというふうに考えておるところであります。教育長の答弁で、さまざまな指導・助言なり研修を行っているということでもありますので、そういう現場の状況をしっかり把握しながら必要な助言を行っていく、そしてよりよいものにしていく、その努力をこれからも重ねてまいりたい、そのように考えております。

○井上紀代子議員 ありがとうございます。グルテンフリーというのは、難しそうに言う話ではなくて、昔の食事に戻ろうかという話なんです。御飯を食べて、お魚をいっぱい食べて、そしてお野菜をいっぱい食べてというのがグルテンフリー、日本的に言えば、それがグルテンフリーだと私は思っています。だから、給食の中で、お魚をいっぱい食べる、お米をいっぱい食べる、そしてお野菜をいっぱい食べるということ、そのことが子供たちに提供できたら、私は、宮崎県の子供たちの脳は心配なく、確実にきちんと育っていけるというふうに思います。食の問題は、私たち人間にとりまして、大変重

要なことだと思えます。食事を抜きにして私たちの人生も語れないところもあるというふうに思っています。教育委員会だけに責任を押しつけるつもりも一切ありませんが、できるだけ、米、魚、野菜を食べられるような状況をこれからも続けていくと、宮崎県の人たちはずっと健康でいられるのではないかと。認知症も恐るるに足りないというふうに思うところです。

本日の質問を終わらせていただきます。いろいろとありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、「熊本地震 知事として」というインタビューの特集が、ある新聞に掲載されていました。「大きな地震の経験から、熊本県として、政府やそのほかの自治体とどのように連携していきますか」という問いに、蒲島知事は、「熊本が地震を経験することによって南海トラフ地震にどう対応できるかを、科学的に検証しないといけないと思うんです。一番わかったのは、南海トラフ地震で大きな被害が予想される宮崎、大分からのアクセス。道路がやっぱり一番大事で、災害に強い道路、高規格の道路を、早く整備しなければならないと思います。大分と結ぶ中九州横断道路、宮崎からのアクセスは九

州中央自動車道。両方とも事業化されているので、これを早くしないといけません」。また、「南海トラフ地震への対応力の強化は、スピード感を持って早くやらないといけません。このことを今回教えてくれたと思います。(中略)今回浮き彫りになった様々な課題・問題点を検証し、南海トラフ地震への備えにしないとはいけません」等々答えられております。

本県は、熊本地震を教訓に、南海トラフ地震への対応を急がなくてはなりません。それには、国土強靱化、防災・減災の取り組みは、国のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくることと考えます。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであります。さらに、地域活性化におけるインフラの果たす役割を正当に評価し、地方創生との連携強化が必要と考えます。そこで、今回の熊本地震の発生を受け、2点についてお尋ねいたします。

1点目は、国が進めている国土強靱化について、本県においても取り組んでいく必要があると考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

2点目は、これまで進めてきた南海トラフ地震対策に、今後どう取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、県内の景況感についてお尋ねいたします。内閣府が今年1日に発表した2013年度の1人当たり県民所得は、香川と熊本を除く45都道府県で前年度より増加しました。本県は前年度比5%増の240万7,000円、順位は1つ上がり44位でした。また、同日に熊本国税局は、2015年の県内の所得、消費、贈与税の確定申告状況を発表しました。納税額はいずれも過去10年で最高でした。同局は、「経済財政政策で雇用や所

得の環境が改善するなど、緩やかな景気の回復基調が続き、納税者がふえたと考えられる」としています。ところで、知事に、現在の県内の景況感について、率直な印象をお伺いいたします。

次に、宮崎の山の魅力についてお尋ねいたします。本年の8月11日は、「山の日」制定初年度の祝日であります。さて、本県は、九州の南東部にあって、南北最大約165キロ、東西最大約75キロの南北に長い形で、総面積の約75.8%が林野となっています。県北部の大分県境には、古い火山活動で形成された祖母・傾山地、その南東部には、花崗岩がせり上がってできた大崩山地、それに伴って形成された行藤山地があり、北西部から西部にかけての熊本県境には、九州の屋根とも言われる九州山地が連なります。また、中央部東には尾鈴山瀑布群で知られる尾鈴山地、南西部には霧島火山群で知られる霧島山地、南部には鶴戸山地、日南山地があります。県の東側は海に面し、北から西を山で囲まれた地形から、夏には、湿気を多く含んだ南あるいは南東の季節風が吹き込み高温多雨となりますが、冬には、北あるいは北東の季節風を山地が遮って、平野部では温暖な気候となります。本県は、このような自然条件を生かして、さまざまな産業が生まれた歴史があります。例えば、日南市一帯では古くから林業が発達しました。木造船の用材として重宝されてきた飢肥杉は、1623年ごろ、伊東藩の財政再建のために杉の挿し木造林をしたのが始まりと言われております。山、森林は国土の礎であり、「日本のひなた」で育まれた木材はもとより、豊かな森の恵み・森林資源は、本県の宝であります。そこで、宮崎の山の魅力について、知事の思いをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、国土強靱化の取り組みについてであります。国におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等から人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる、いわゆる国土強靱化の取り組みが推進されております。本県におきましては、南海トラフ地震、大きな被害が懸念されておりますことから、これに備えた防災・減災対策を総合的かつ計画的に進める必要があると考えております。その際、特に、御指摘もありましたが、中央道、また東九州道の県南区間でありませつか、高速交通体系というもの、高速道路——今回もバックアップ道路として重要な役割を果たしたわけであります。現在、国土強靱化地域計画の策定に取り組んでいるところであります。今後はこの計画を早急に策定いたしまして、ハード、ソフト両面から必要な対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策の今後の取り組みについてであります。今回の熊本地震におきましては、市町村の庁舎等の損壊、支援物資の受け入れなど、さまざまな課題が改めて浮き彫りになりました。一方では、国から、被災県の要請を待たずに行う、いわゆるプッシュ型の支援物資の提供が行われたり、カウンターパート方式による自治体間での広域応援が行われるなど、今後の参考となる取り組みがなされたところであります。本県も西臼杵に官民一体となる支援拠点を置いたというようなことも、今後のモデルになると考えております。東日本大震災以降、南海トラフ地震を想定して、地震減災計

画の見直しや、国等からの支援を円滑に受け入れるための実施計画の策定等に取り組み、毎年、沿岸地域での総合防災訓練を行ってきているところであり、今後は、今回の地震を踏まえ、市町村や関係機関、関係団体とも連携をしながら、支援の受け入れ等のマニュアルの整備や訓練の実施など、より実践的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、県内の景況感についてであります。県内経済の状況を見ますと、ここ数年、有効求人倍率や県民所得・平均賃金の改善が見られるほか、金融機関の預金・貸出金が増加するなど、基調としては、持ち直しの動きが続いていると認識をしております。しかしながら、中小企業の多い本県におきましては、都市部と比較すると依然として差があることから、景気の回復を実感できる状況までに至っているかどうかというところは、いろいろ議論があるのではないかと考えておきまして、先般発生した熊本地震により、特に観光分野での落ち込みが大きく、今後注視していく必要があるものと考えております。

最後に、宮崎の山の魅力についてであります。本県の九州中央山地や霧島連山に代表される山々は、四季折々の変化に富んだ美しい自然景観を形成しまして、山村の風土や文化を育み、清らかな水によって森林や田園を潤すなど、私たちの生活に多くの恵みをもたらしているものであります。本県は25年連続日本一となった杉の生産というものがあるわけでありまして、まさに山は、こういう杉、さらにはシイタケやジビエなど恵みの場であるとともに、観光、レクリエーション、スポーツの場でもある。さらには、いろいろ御指摘がありました尾鈴山、大崩山、祖母・傾山、霧島連山、いわば

ふるさとのシンボルであるというような、本当に重要な存在であろうかと考えております。山間地域の地形を生かした焼き畑や棚田、各地に伝承される神楽、世界的に貴重な照葉樹林、人々に癒やしを与える温泉などは、山が育んだ本県にとっての宝であると考えております。

「山の日」が国民の祝日となりますことは、森林・林業県である本県にとって非常に喜ばしいことであると受けとめております。山の恩恵に感謝し、この貴重な財産を、自然との触れ合いや観光振興、山村地域の活性化につなげるとともに、次の世代へとしっかりと引き継いでいかなければならないという思いを強くしているところであります。以上であります。〔降壇〕
○後藤哲朗議員 知事の思い、考え、方向性等はしっかりと理解できました。ありがとうございました。

続いて、同じく、宮崎の山の魅力についてお尋ねいたします。

綾ユネスコエコパークや、世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域など、本県の誇る強みや資源があります。そこで、綾町のユネスコエコパークの取り組みなど、山の魅力を地域活性化に活用している事例がありますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の豊かな自然、またその一つであります山は、地域活性化の面からも重要な資源の一つであります。例えば、綾町の大森岳周辺には日本最大級の照葉樹林があり、ここにかけられました照葉大吊橋の1年間の利用者が12万人を超えるなど、重要な観光資源となっているほか、この照葉樹林を中心とした自然環境との共生の取り組みが、綾町への移住の促進にもつながっているところであります。また、こうした取り組みが評価をさ

れまして、平成24年にユネスコエコパークに登録されたところであり、綾町では、これを生かしまして官民一体となった地域づくりを進めております。県といたしましては、世界農業遺産やユネスコエコパーク、ジオパークの取り組みなどを通じまして、県内各地域の世界に誇れる豊かな自然、山の魅力を、市町村とも連携をしながら十分に発信し、地域活性化にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 祖母・傾山系周辺地域のユネスコエコパーク登録に向けて、総合政策部長には御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、山菜の生産振興についてお尋ねいたします。山村地域において定住を促進するためには、現金収入源を確保する必要があります。先日、新潟県で開催されました全国山菜サミットに参加してまいりました。全国山菜サミットは、国内の山菜資源の保続拡大と生産・消費の持続的発展とともに、地域に根差した山菜文化の普及・伝承・創造を図り、山村地域の振興に貢献することを目的としており、平成26年には本県の串間市でも開催されております。本県は気候が温暖で降水量も多いことから、山菜の生育に適しており、全国でも早い時期の収穫が可能というメリットがあり、大消費地等に向けた出荷も可能ではないかと考えます。このように、山村地域の定住と収入の確保に、特用林産物の振興については、現在、乾シイタケが中心となっていますが、それに加えて、山菜の生産振興を図っていくことが有効ではないかと考えます。そこで、特用林産物の一つである山菜の振興について、これまでの取り組みと今後の対策を、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 山村地域の定

住を促進し、生活を守るためには、所得の向上を図ることが不可欠でありまして、山菜の生産振興につきましても、そのための重要な取り組みであると考えております。このため県では、山菜の生産に熱心に取り組んでいる串間市と西米良村に対しまして、昨年度までの2年間、栽培技術についての研修会や販売促進活動等の支援を行ってきたところであります。また、今年度からは、新たに「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」に取り組むこととしておりまして、その中で「山の宝活用事業」として、山村に豊富に存在します有益な特用林産物を発掘し、山菜の商品化などを行いまして、それらを効果的に活用する体感ツアーといったものを実施してまいり予定でございます。

○後藤哲朗議員 引き続き、山の自然についてお尋ねいたします。平成18年6月の第127回九州地方知事会で、大分県より「九州山の日」制定等について提言がなされ、2年後の5月に、各県知事と森林管理局長が「九州の森林づくりに関する共同宣言」を行っております。その概要は、多面的機能の高度発揮のための森林整備の促進、九州材の利用促進、森林環境教育の推進、「九州森林の日」の創設等であります。そこで、美しい宮崎の山、森林を次の世代に引き継いでいくためには森林環境教育が重要だと考えますが、県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 森林環境教育は大変重要ですので、従来から、小中学生を中心に、地域や学校、みどりの少年団等を通じまして、体験学習などを実施してまいりました。さらに本年度からは、森林環境税の4つ目の柱として、「森林を守り育む次代の人づくり」を掲げまして、より積極的に推進することとして

おります。具体的には、小中学生のみならず、幼い子供たちや高校生・大学生にも対象範囲を広げまして、例えば、木のおもちゃの提供や木育スペースの設置、学校林や校庭の整備、伐採現場等の体験ツアー、森林環境教育のサポーター養成などに取り組むこととしておりまして、早速今月には、県内の高校生——美術部やインテリアデザイン科の生徒たち——を対象とした木育デザインワークショップも実施する予定でございます。そのようなことを通しまして、本県のすばらしい環境を次世代にしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 国内では、「信州山の日」の長野や広島、和歌山など13の県が、国に先駆け「山の日」を制定しています。杉素材生産、フォレストピア構想、世界農業遺産、エコパーク登録など、本県は世界、国内に魅力発信できる貴重な資源が豊富であります。そこで、環境森林部長に、宮崎の「山の日」の制定ができないものか提言いたしますので、御検討いただきますようよろしくお願いいたします。要望します。

次に、東九州軸の連携推進についてお尋ねいたします。

先日、商工建設常任委員会で、別府市の東九州広域観光推進協議会の構成者の一つ、ツーリズムおおいたさんを調査研究してまいりました。北九州圏域、大分県、宮崎県の連携推進の重要性を感じたところであり、高速道開通効果を促進するためにも、周遊割引「大分・宮崎ドライブパス」の事業継続の必要性を思ったところであります。そこで、国土交通省から来られ、高速道路などの社会資本整備促進とともに、本県の観光推進にも御尽力いただいている内田副知事に、「大分・宮崎ドライブパ

ス2015」の実績と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○副知事(内田欽也君) 「大分・宮崎ドライブパス2015」につきましては、昨年7月18日から12月6日までの約5カ月間実施されましたけれども、昨年3月に大分県と宮崎県が1本の高速道路でつながったこともあり、おととしと比べると約4.4倍、件数にして1万651件の利用実績がございまして、県内観光客の増加にも大きく寄与したものと考えております。NEXCO西日本管内では、これまで幾つか割引企画があったわけですが、実績が1万件を超えたのは、今回の大分・宮崎ドライブパスが初めてだそうございまして、これについては両県の関係機関が一丸となって広報・PR活動に積極的に取り組んだ結果であると、NEXCO西日本からも高く評価をいただいているところであります。ドライブパスにつきましては、高い誘客効果が見込まれますので、大分県と連携をしながら、今年度も引き続き実施していただくように、NEXCO西日本に対して要望を行っているところであります。

○後藤哲朗議員 本日、追加議案が上程されました、九州観光支援交付金の活用であります。このドライブパスで相乗効果が大きく図られると思います。夏休みや秋の旅行シーズンの前が、より効果が高いものと思いますので、要望活動のほど、引き続きお願いをいたします。

次に、熊本地震の教訓等でお尋ねいたします。

熊本地震では、水道管の破損による断水が広範囲にわたりました。水道は、災害発生時に最も迅速な復旧を求められるライフラインの一つでありながら、水道事業者によって異なる管材を使っていることで、破損した水道管の補修に

おける材質の適合の課題や、交通インフラなどにも被害が発生する中、被災地の応急復旧に必要な資機材をどれだけ正確かつ迅速に調達できるか等の課題が浮き彫りになりました。そこで、被災した県内市町村に対する飲料水供給などの応援について、県の役割を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、宮崎県地域防災計画に基づきまして、市町村などの各水道事業者が保有する給水車、給水タンク、ポリ容器等の機材の状況を毎年調査いたしまして、災害発生時においては、この調査を踏まえ、災害の状況に応じ必要な応援を市町村へ要請するなどの総合調整を行っております。今回の熊本地震では、高千穂町や五ヶ瀬町の水源に濁りが生じたので、給水制限を余儀なくされ、県におきましては、延岡市や日向市などへ給水車等の応援依頼を行ったところであります。また、議員御指摘のように、破損した水道管の補修における材質の適合などの課題もありますので、県といたしましては、再度、水道管の布設状況把握について要請するとともに、市町村が確保している機材の内容把握に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

次に、緊急輸送道路についてお尋ねいたします。熊本県では、緊急輸送道路113路線のうち28路線の計50カ所が熊本地震で通行どめとなり、支援物資が滞る一因となりました。県内も毎年のように豪雨災害などが発生しているほか、南海トラフ地震の発生も予想されており、その備えとして、緊急輸送道路の整備は極めて重要と考えます。「みやぎきの提案・要望」の参考資料によれば、県管理道路の緊急輸送道路におけるのり面の防災対策の進捗率は53%と約半分で

あります。国の公共事業予算が非常に厳しい中であっても、道路の防災対策にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えます。そこで、緊急輸送道路の防災・減災対策の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 緊急輸送道路は、地震、津波を初めとするさまざまな災害時における救急・救命活動の円滑な実施や、支援物資の輸送を担う命の道となりますことから、高速道路を初めとする国県道などの緊急輸送道路ネットワークの強化が重要であると認識しております。このため、県が管理する緊急輸送道路において道路改良を重点的に進めており、現在、68路線、1,279キロメートルの改良率は83%となっております。また、御質問にもありました、落石等による災害を未然に防止するのり面の防災対策や橋梁の耐震対策についても、重点的に進めているところであります。県といたしましては、南海トラフ地震の発生が懸念される中、県民の安全・安心な暮らしの確保のため、引き続き、緊急輸送道路の防災・減災対策に、関係機関と連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

続きまして、通信指令システムについてお尋ねいたします。今回の熊本地震でも、自衛隊、警察、消防隊等の身を惜しまぬ活動は、我々国民に勇気と感動と誇りを与えていただきました。県警本部では、6月3日現在、土の掘り起こし、搜索、交通整理、パトカー警らなどで延べ780名の警察官が支援に赴きました。現在も派遣中とのことで、敬意と感謝の意を表します。

ところで、県警本部では本年3月から、災害対策を強化した通信指令システムが運用されておりますが、新たな災害対策機能とその効果に

ついて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 新たな災害対策機能について御説明します。まず1点目は、災害情報集約機能の強化であります。この機能は、110番情報をデータベース化し、被災状況一覧表の作成や要救助者の分布状況を地図上に表示する機能で、これにより効率的な救助活動が期待されるところであります。

2点目は、通信指令システム機能の移転であります。警察本部の110番回線が災害等により切断されると、各警察署で110番を受理することになっておりますが、警察署においても警察本部同様に、110番情報をシステムに蓄積することが可能となり、情報の迅速な集約と共有化が図られることになりました。

3点目は、地図情報の高度化であります。津波を想定したハザードマップ、自衛隊との位置情報の共有を目的としたUTMグリッドマップ、山岳遭難等に備えた3Dの山岳マップを導入したところであります。

このほか、パトカーなど160台の警察車両に、現場映像を送信できるタブレットも整備しました。

警察としましては、今後も大規模災害等の発生に備え、県民の安全と安心を守る警察活動を推進してまいります。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

地域における保健師の保健活動については、地域住民に対する保健サービス等の総合的な提供や、地域における保健、医療、福祉、介護等の包括的なシステムやネットワークの構築と、その具体的な運用において主要な役割を担い、果たしていただいております。今後は、団塊の

世代が75歳を迎える2025年に向けて、介護保険の財政負担の軽減のために、介護が必要になる時期をおくらせるなどの予防啓発の強化・推進等、ますます役割が重要になってくるものと考えます。そこで、医療、介護、福祉などさまざまな場面で保健師の役割がさらに重要度を増していると考えますが、福祉保健部長の御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 保健師につきましては、4月末日現在で419名が県及び市町村に勤務しております。保健師は、地域保健対策の主要な担い手として、保健サービスの提供を初めとする健康施策に積極的に関与しているところであります。また、近年、あらゆる年代を対象とする生活習慣病等の発生予防の徹底や、地域のケアシステムの構築等が求められており、保健、医療、介護、福祉等の各種サービスの総合的な調整による関係機関、住民等との連携・協働がますます重要になってきておりますので、保健師の活動のあり方は大きく変容するとともに、その役割の幅も広がってきております。保健師による保健活動の一層の充実、持続可能で地域特性を生かした健康なまちづくりに大きく寄与するものでございます。医療費削減や災害発生時の円滑な健康危機管理にもつながるものと考えております。今後、住民に寄り添う事業を展開していくためにも、保健師の資質の向上にさらに努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございました。

続きまして、民生委員、児童委員の担い手確保についてお尋ねいたします。地域では、認知症高齢者への対応や社会的孤立、貧困、虐待、ひきこもり等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化し、その対応が問われています。こうした

問題の解決のためには、地域住民に最も身近な立場で、生活のしづらさを抱える人々の相談役、つなぎ役、見守り支援等を行う民生委員、児童委員への期待が高まっています。しかしながら、なり手問題、専門職との連携と活用、活動しやすい環境づくりなど、課題も多いのも現状と考えます。民生委員、児童委員の一斉改選に当たる本年、担い手の確保は重要な課題であると考えます。そこで、本県の民生委員の充足状況及び担い手の確保方策について、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の民生委員は、本年4月1日現在で2,332名でございまして、定数2,386名に対し欠員54名、充足率は97.7%となっております。民生委員は日々、住民からのさまざまな相談を受け、行政機関への橋渡しを行うなど、地域福祉のかなめでありまして、担い手の確保は大変重要な課題であると認識しております。このため県では、市町村を通じまして、自治会やNPO法人、ボランティア団体など多方面に候補者の選定をお願いしているところでございます。またあわせて、県のホームページや県政番組等を活用して、その役割や活動内容について、広く県民に周知を図っているところであります。お話にありましたように、ことし12月には民生委員が一斉に改選されることとなっておりますので、市町村と連携しながら、担い手の確保に向けて、より一層努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。来年、民生委員制度の100周年という大きな節目を迎えます。記念開催等により、その役割や活動内容について大きくPRしてほしい、そのように要望しておきます。

次に、生活困窮者自立支援制度についてお尋

ねいたします。生活に困っている、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困り事を抱えている方々、生活困窮者の自立の促進を図るための新たな制度として、昨年の4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。この制度の背景には、経済構造の変化、社会的孤立の拡大、貧困の連鎖などが認識されてきたことや、最後のセーフティーネットである生活保護を利用せざるを得ない人がふえてきたこともあります。そこで、この生活困窮者自立支援制度がスタートして1年が経過しましたが、その取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県及び各市では、全ての福祉事務所に生活困窮者のための相談窓口を設置し、専門の相談支援員が自立に向けた包括的・継続的な支援を行っているところであります。昨年度は、県全体で1,833名の方が相談に来られましたが、生活困窮者の課題は、就労、心身の不調、家計管理の問題など多様で複合的であります。相談支援員が一人一人に寄り添い、それぞれの状況に応じた、きめ細かな助言・指導を行っているところであります。このような取り組みによりまして、相談者を関係機関につなぎ、必要な支援を行うことができたほか、ハローワークとの連携により、148名の方が新規に就労を開始されるなど、生活困窮者の自立に向け、一定の成果を上げてきております。県といたしましては、今後とも、積極的な制度の周知を行うとともに、関係機関等との情報交換会や人材育成のための研修会を開催するなど、この取り組みが円滑に進むよう、努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 「一定の成果」という御答弁でしたが、交付金を伴わない制度ですね。それ

で148名の方が新規就労、自立の道を歩み出されたということは、私は大きな成果だと思っています。この制度が円滑に進みますようよろしくお願いいたします。

ところで、福祉保健部長は、本年度、部長就任に当たり、報道のインタビューで次のようなコメントを発言されております。「住民に寄り添える事業をどれだけ展開するか。市町村との強固な連携が基本」と訴えられ、2025年に向けて介護保険の財政負担の増大には、「「予防啓発を強めたい」。今が正念場と位置づける。(中略)「ルーティンにとらわれず先進的に何ができるか」。部職員にはプライドと責任に裏打ちされた姿勢を求める」などなどです。地域福祉を展開する上で、地域のキーパーソンとなりつつある民生委員の活動環境整備などの「寄り添う事業」、健康長寿推進役等の保健師への、「ルーティンにとらわれず何ができるか」など、今後の部長のリーダーシップに期待をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、有害鳥獣捕獲対策についてお尋ねいたします。

近年、ニホンジカ等の鳥獣については、全国的に急速な生息数の増加や生息域の拡大により、自然生態系及び農林作物等に深刻な被害を及ぼしており、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。このため、環境省と農林水産省は、ニホンジカ、イノシシの個体数を平成35年までに半減することを当面の目標として、この目標を達成するため、昨年5月に鳥獣保護法を改正し、県が主体となって鹿、イノシシの捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業を創設するとともに、交付金により支援するなど、捕獲の強化が図られたところであります。このような中、本県におきましても、昨年、こ

の新たな制度を活用して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しております。そこで、平成27年度に実施したこの事業の成果について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 指定管理鳥獣捕獲等事業は、鹿やイノシシがふえ過ぎた状況を踏まえまして、効率的な捕獲方法の検証などを、認定された事業者に県が委託して行うものであります。昨年度は、少人数の狩猟者で実施できる新たな捕獲方法を検討するため、県内の3カ所、西米良村、椎葉村、日之影町で、鹿を一時的に餌づけをして一斉に捕獲します、誘引狙撃法というものを試験的に実施しました。その結果、餌づけに有効な新たな餌の種類や、鹿が出没する時間帯や場所、さらには有効な射撃距離などについて、一定の成果を得ることができたところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。一定の成果があったということではありますが、狩猟者は減少し、高齢化が進んでいるのが現状であります。そのようなことを踏まえまして、効率的に捕獲できる新たな手法を確立するなど、捕獲対策を強化していくことが重要と考えます。そこで、今後、指定管理鳥獣捕獲等事業にはどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 今後は、昨年度の成果を踏まえまして、本格的な捕獲に取り組むこととしております。今年度は、11月から3月の猟期に鳥獣保護区に逃げ込んだ鹿とイノシシを捕獲することとしまして、鹿については、対象地域の2割程度となります250頭、イノシシは80頭を捕獲目標としているところであります。実施に当たりましては、委託する事業者の提案を踏まえて、従来から実施しています、猟犬等

で追い込んで銃を使用して捕獲する巻き狩りや、わなによる捕獲のほか、新たに、餌や実施場所に配慮した、より効果的な誘引狙撃法や、センサーを使ったわなでの一斉捕獲なども実施しながら、より効率的な捕獲を進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしく申し上げます。

続きまして、「スポーツランドみやざき」地域連携推進事業についてお尋ねいたします。

この事業につきましては、本県の重要な資源であるスポーツ環境を磨き上げることにより、本県の観光振興につながるものと大いに期待をするものです。また、スポーツは、産業・経済の面から見ますと、多くの領域に波及する幅広い裾野があることから、新たな需要を創出する可能性を持ち、今後、さらなる成長が見込まれる分野であり、地域活性化の観点からも大きな効果が期待できると考えます。そこで、アスリートフードやスポーツメディカルの取り組みを、スポーツキャンプの誘致にどのようにつなげていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツキャンプ・合宿の誘致が全国的に激化している中にありまして、アスリートフード、スポーツメディカルなど新たな取り組みを推進することは、極めて重要であると考えております。このため県におきましては、昨年度から、県栄養士会監修のもとに開発いたしましたアスリートフードのレシピを、合宿受け入れ経験の少ない宿泊施設等に提供するとともに、今年度は、スポーツ愛好家まで裾野を広げるためのアスリート弁当を県内各地で購入できる体制づくりに取り組んでいるところでございます。また、トップアスリートのトレーニング効果の向上やけがの

防止に資するため、宮崎大学医学部と連携したメディカルチェック、疲労回復に効果のある高酸素カプセルの導入に加え、現在、スポーツトレーナーズバンクの設立に向けて準備を進めているところであります。今後とも、これまで培ったさまざまな受け入れノウハウに加え、他県にないアスリート視点からの新たな魅力を付加し、さらなるキャンプ誘致につなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

全県的にはどうするかという大きな課題があります。全県的なスポーツキャンプの誘致に向けてはどのように取り組んでいかれるか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 昨年度のスポートキャンプ・合宿の受け入れ実績は、団体数、延べ参加者数、春季キャンプの経済効果のいずれも過去最高を記録したところでございますが、これらの経済効果を県全域に波及させていくことが課題の一つであると認識いたしております。このため、市町村と連携したスポーツキャンプの誘致や、スポーツキャンプで必要な備品購入の支援に取り組みますとともに、受け入れ実績の少ない市町村に対しましては、先進事例の紹介や、市町村の枠を超えた宿泊施設の調整等を行っており、昨年度は21市町村において合宿が実施されたところでございます。今後とも、市町村としっかりと連携しながら、さらなるスポーツキャンプの全県化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

続きまして、公共事業における経済・雇用対策等の取り組みについてお尋ねいたします。

県土整備部の公共事業の本年度当初予算は598億円であり、平成8年のピーク時の1,350億円か

ら見ると55.7%の減であります。そしてこのほど、県の公共三部、県土整備部、農政水産部、環境森林部は、平成27年度の建設工事、建設関連業務の競争入札・契約状況をまとめました。建設工事を前年度と比較しますと、契約件数で219件の減、予定価格で約111億円の減、落札価格で約104億円の減、落札率は0.9%の下降となっています。また、休廃業・解散企業の増加による認可業者数の減に伴う建設業就業者数の減少、建設技術者の高齢化の進行等、建設業を取り巻く環境は大変厳しいものがあると考えます。

そのような中、県では本年の3月25日、公共事業の迅速かつ円滑な施工に努めるとともに、工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的に、公共事業における経済・雇用対策等の取り組みを発表いたしました。就労環境の改善に向けた取り組みや、施工時期等の平準化に向けた取り組み、適切な設計変更に係る取り組み、最低制限価格の取り扱い等であります。そこで、品確法の改正に伴う県の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 品確法につきましては、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、平成26年6月に改正され、工事の品質確保に加え、適正な利潤を確保することなど、発注者の責務がより明確にされたところであります。このため県におきましては、最新単価を反映するなど適正な予定価格の設定や、ことしの3月に作成しました設計変更・工事一時中止ガイドラインにより、適切な設計変更の徹底に努めているところであります。さらに、ゼロ県債など債務負担行為の活用や余裕期間を設定した

建設工事の試行など、発注や施工時期の平準化に向けた取り組みも進めているところであります。また、品質確保やダンピング防止のために設けている最低制限価格につきましても、4月から5月にかけて他県の情報収集等を行ったところであり、今後、建設企業に対してコスト調査などを実施し、必要な検証を進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 最低制限価格については、4月から先月にかけて他県の情報収集を行ったことで、今後は建設業に対してコスト調査などを実施し、必要な検証を進めたいとのことでした。コスト調査とは、工事ごとの利益率と考えますし、最終的には年間の経営状況を検証していく必要があるかと思っております。最終的に利益が見込めて、若い方々の雇用や労働環境の改善が図られると思っておりますし、災害対応能力の維持にもつながっていくものと考えますので、しっかりと建設産業の経営環境を注視していただき、必要な検証を行っていただきますようお願いいたします。

続いて、建設産業の担い手確保に向けた就労環境改善の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 公共工事における就労環境の改善につきましては、将来を担う若手技術者や技能者、さらには、近年増加傾向にあります女性の技術者や技能者が働きやすい魅力ある環境を整備することが、大変重要であると認識しております。このため、本年度から新たに、完全週休2日の実施を条件としたモデル工事や、女性技術者等が従事する建設現場に女性専用トイレを設置するモデル工事に取り組むこととしており、現在、対象工事の選定を行い、早期発注に向けて準備を進めていると

ころであります。県といたしましても、今後とも関係機関等と連携を図りながら、改正品確法に係る取り組みを、なお一層推進してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 県土整備部長は、本年度、部長就任に当たってのインタビューで、次のようなコメントをされております。西都土木事務所時代に経験した台風で、国道が土砂崩れで寸断したときの経験から、「地元建設業が協力し早期復旧につながった。地域を守る建設業の担い手育成が重要」と訴えております。「一歩でも前に進める」「地域を守る建設業」、地域経済・地域の雇用の確保の視点からも、建設業の役割は、地方の本県にとっては大変重要であります。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、青少年の健全育成についてお尋ねいたします。

パソコンや携帯電話等の爆発的な普及によって、インターネットの利用が身近となる中で、児童生徒、学生等がインターネットを利用した犯罪にかかわったり、もしくは被害に遭うといった事案が全国的に発生しております。そこで、現在の青少年のインターネットの適正利用を推進する県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） スマートフォン等の利用が拡大する中、インターネット上のコミュニケーションに伴うトラブルや、長時間利用による生活習慣の乱れなどが、青少年の健全育成上、大きな問題となっております。このため県では、適正利用を促すリーフレットの配布や、情報モラルに関する研修、講演を開催しまして、適正利用のための広報啓発に努めてきたところでもあります。また、今年度は、情報モラルを学ぶ映像教材の各学校等への配付に加え

まして、各地域で啓発活動を担いますメディア安全指導員を養成する情報モラル研修推進事業に取り組むこととしております。

○後藤哲朗議員 ただいま御答弁いただきました情報モラルを学ぶ映像教材の活用方法、メディア安全指導員の養成方法及び活動の場について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） DVDと指導手引書から成る映像教材は、各学校、PTA連合会、関係機関等へ配付いたしまして、児童生徒や保護者等を対象とした研修会において、実際に映像を見ることにより、みずから気づき、学ぶ場を設けるなど、活用していただいているところでもあります。また、メディア安全指導員につきましては、今年度20名程度の養成を計画しておりまして、「ネットメディアの特性と問題点」などを講義内容とする4日間の専門講座を受講することにより、認定証を交付することとしております。その後、指導員の皆様には、各地域の青少年育成団体や自治会、学校等が行う研修会や会合などで、ネットの危険性や対処法等の啓発指導を行っていただくこととしております。これらの取り組みにより、青少年がインターネットを安全に賢く利用するための環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、同じく、教育現場における情報モラル教育の推進についてお尋ねいたします。

情報化が進み、生活が便利になればなるほど、危険に遭遇する機会もふえます。危険を回避して安全に生活するための知識を身につける必要があります。これは、知恵を磨く領域だと考えます。情報モラル教育の内容は、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるこ

と、つまりは心を磨く領域として、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と相手を思いやる心、ネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められていると思います。もう一つは、情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティーの知識・技能、健康への意識であります。健康への意識は生活習慣の領域ですが、昼夜逆転やネット依存など、健全な生活を維持することへの悪影響がないように適切な指導が望まれています。先般、国立青少年教育振興機構は、「朝食や歯磨きなどの生活習慣が身につけていない子供ほど、携帯電話やスマートフォンを気にしたり操作したりする傾向がある」という調査結果を発表しました。また、児童生徒のネットワーク上のコミュニケーションの拡大が、コミュニケーション能力に影響を与えているとも言われています。そこで、情報モラルの育成を図るために、学校ではどのような取り組みを行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） インターネットやスマートフォンの普及に伴いまして、各学校においては、さまざまな教育活動を通し、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラル教育を推進しているところであります。例えば小中学校においては、「総合的な学習の時間」や技術・家庭科の授業などを中心に、また高等学校におきましては、全生徒必修である「情報」の授業を中心に、個人情報を取り扱う際のマナーはもちろんのこと、インターネットへの過度な依存による危険性なども含め、情報を安全に利用する能力の育成、いわゆる情報モラルの育成に取り組んでいるところであります。加えて、県教育委員会におきましても、学校だけでは対応し切れないネット上の諸問題について、より専門的な

視点からアドバイスができるよう、ネットトラブル対策推進事業を展開し、情報モラル教育の推進を図っているところであります。

○後藤哲朗議員 引き続き、情報モラルについてお尋ねいたします。情報モラルについては、子供だけでなく、大人、とりわけ親のマナーも問われています。家庭でも、子供に対して情報モラルの教育を実践し、大人もマナーを守らなければなりません。そこで、情報モラルの育成を図るためには、家庭や地域への啓発も必要と考えますが、どのような取り組みを行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 家庭や地域への情報モラルの啓発につきまして、まず、学校においては、専門家を招いてPTAを対象とした研修会の開催、あるいは生徒会が中心となってインターネットやスマートフォン等の利用に関する独自のルールをまとめたハンドブックを作成し、これを家庭や地域へ配付しているというケースがございます。また、一部、先進的な地域では、市町村教育委員会とPTA連合会が連携を図り、家庭における情報モラル育成の重要性を唱えた決議文の作成などを行っております。県教育委員会におきましても、保護者用啓発資料を作成・配付しているところであり、今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、情報モラル育成の充実に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお伺いいたします。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の田口雄二です。久しぶりに初日に質問する機会をいただきました。県北の課題や県全体の

ことに関して質問してまいります。

さて、東九州自動車道の延岡市以北で唯一の未開通区間でありました、福岡県内の椎田南一豊前間が4月24日に開通しました。昭和41年に東九州道建設促進協議会が設立されて要望活動をスタートさせて、ここに至るまでに半世紀を要しました。私自身、国会議員の秘書時代から25年間、これまで一体何度、建設促進大会や陳情などに参加してきたことか。今回の開通を迎え、実に感慨深いものがあります。これまで建設促進にかかわってこられた方々に、心から感謝を申し上げます。これからは、このつながった高速道路を活用して、力強い宮崎づくりをしていかなければなりません。県当局の御尽力も引き続きお願いいたします。

また、間もなくリオデジャネイロオリンピックが開催されます。さきに質問していました後藤議員は延岡の水泳連盟の会長ですが、このことに触れませんでしたので、私があえて言います。日本では初めて30歳以上の水泳の代表選手になった松田丈志選手が4度目の出場、また旭化成からは、マラソンの佐々木選手と、柔道では延岡市出身の羽賀選手を含む3名の出場が決まっています。今月の陸上の日本選手権でも有望な選手が何人かおり、新たにオリンピックに出場する選手が出るかもしれません。大相撲の琴恵光も来場所は3度目の十両に戻ることも決まり、宮崎県、特に延岡の夏は熱くなりそうです。選手の皆さんが持てる力を悔いが残ることなく発揮されて、いい結果が残せますことを祈りながら、質問をさせていただきます。

それでは、まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

「平成28年熊本地震」と名づけられた地震が、4月14日と16日に続けて熊本県と大分県を

襲い、特に熊本県に甚大な被害が出ました。多くの死傷者が出ており、また、住宅等の崩壊により、避難所生活を強いられている多くの人々が発生しました。今回の地震でもインフラやライフラインに大きな被害が出ており、救助や救援物資の物流等に大きな支障が出ました。県北は、熊本県と行き来するときは、高千穂からの国道325号を通り阿蘇大橋を通るか、俵山トンネルを通過して熊本市に入るルートが一番多く利用します。しかし、今回はこの両方のルートともに寸断されて、東西の移動に大きな支障が出ました。崩落した阿蘇大橋のかけかえには数年を要すると思われまじし、間もなく2カ月を迎えようとしています。大きく損傷した2,000メートルを超える俵山トンネルも開通の見込みも立っていません。今回、東九州道が、不通となった九州縦貫道の代替道路として、南九州の物流や人の移動に大きく貢献しておりました。今回の震災を見ていますと、改めて九州横断道路の必要性を痛感しています。宮崎県が被災した場合には、当然、熊本県側からの支援を受けなければなりません。県南地区においても同様です。知事に改めて、九州中央自動車道と東九州自動車道の県南区間の早期整備に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

高速道路の早期整備についてであります。熊本地震では、九州縦貫自動車道を初め、被災地における多くの幹線道路が通行どめになる中、九州中央自動車道は被災地への支援ルートとして機能し、また、東九州自動車道は、これに加え、九州縦貫自動車道の代替ルートとして、産

業や暮らしを支えたところであります。高速道路ネットワークの代替機能を確実に確保しておくことの重要性を、改めて実感したところであります。先月16日、私も上京いたしまして、国土交通省や財務省などに対し、熊本地震での教訓を踏まえ、九州の横軸を担う九州中央自動車道と、九州の縦軸を担う東九州自動車道の早期整備につきまして、その必要性を改めて強く訴えたところであります。特に本県では、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定をされる中、高速道路のミッシングリンクの早期解消は、まさに待ったなしの課題となっております。九州各県と力を合わせながら、九州中央自動車道と東九州自動車道県南区間が一日も早く全線開通するよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。2つの幹線道路の不通で、阿蘇地域や高千穂の観光にも甚大な影響が出ております。防災の面からだけではなく、九州中央道は本県への影響が非常に大きい道路です。早期整備に向けて頑張ってください。

それでは次に、舛添要一東京都知事の一連の問題についてお伺いいたします。これは、ファーストクラスに搭乗し、ホテルはスイートルーム、多くの職員を引き連れた海外出張に批判が集まり、その後、公用車を頻繁に利用し、自身の別荘に送迎させていたこと等から始まりました。当初は高飛車にマスコミの質問をはねつけていました。しかし、その後、国会議員時代の家族旅行や絵画の購入などへの政治資金の私的流用疑惑が発覚してからは、別人のように頭が低くなり、苦しい弁明を繰り返していました。その後、家族旅行のホテル代や飲食費などを返金し、収支報告書を修正する意向を表明し

ています。その後も、税金を使つてのおかしな収支報告に疑惑が拡大しています。都民からは、余りにもひどい税金の使い方に愛想を尽かされている状況です。日本の首都でもある東京都の舛添要一知事の一連の問題について、知事はどのような感想をお持ちか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事というものは、県民の皆様から負託を受け、そして県勢の発展のためにその先頭に立って尽力をする、大変重い職であると考えているところであります。また、政治資金、県の予算の執行に当たりましては、公明公正、そして透明化をしっかりと図っていくことが大変重要であると考えているところであります。

○田口雄二議員 舛添知事はこれまで、金の使い方や疑惑のあった政治家等を厳しく糾弾してきただけに、なおさら格好悪いことになっていきます。

ところで、知事にはちょっと聞きにくいことを聞きますが、河野知事が以前、返金すると言っていました産廃会社元役員からの政治献金300万円はその後どうなったのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 弁護士に一切の事務を任せておりますが、状況に変化はないということです。

○田口雄二議員 ということは、300万円はまだ宙ぶらりんということでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） はい、そのとおりであります。

○田口雄二議員 どうして受け取ってくれないのかわかりませんが、また動きがあった場合には御報告いただけたらと思っております。

次に、パリに本部がある国際NGO「国境な

き記者団」が4月に公表した「報道の自由度ランキング」では、日本が前年より大きく順位を下げました。国境なき記者団は、180の国や地域を対象に、各国の記者や専門家のアンケートも踏まえてランキングしているようです。2010年には11位でしたが、2014年は59位、2015年が61位、そして昨年度が72位となり、日本の報道の自由が大きく後退をしているとの指摘が相次いでいます。特定秘密保護法について、「定義が曖昧な国家機密が厳しい法律で守られている」とし、「記者が処罰の対象になりかねないというおそれが、メディアを麻痺させている。とりわけ安倍首相に対して自主規制が働いている」との指摘もあります。ワシントンポスト紙が先月の社説で、日本政府のメディアへの圧力に懸念を表明しています。時の政権に対して批判や注文をつけることができなくなったら、メディアの存在価値はなくなってしまいます。報道の独立性が重大な危機に直面しています。そこで、この報道の自由で、日本のランキングの大きな後退をどうお考えか、知事の所見をお伺いします。

あわせて、報道はどうあるべきとお考えか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、報道の自由というものは、尊重されるべき大変重要なものであると考えております。この「報道の自由度ランキング」につきましても、評価項目など詳細が明らかになっていないところではありますが、世界的に見て報道の自由度が低いということであれば、我が国全体としてはしっかりと受けとめる必要があるのではないかと考えております。

次に、報道のあり方についてであります。さまざまな考え方があろうかと思いますが、報道は、行政から見るといわばチェック機関という

こともあろうかと思えます。社会全体に対しても大きな影響力を持つことから、事実を正確に、また広く、そしてわかりやすく伝えることが大変重要であらうかと考えております。私としましても、県政に関する情報というものが報道機関の皆様にも正しく伝わるよう、定例記者会見を初めさまざまな機会において、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事自身も報道される側でもあります。ありがたい報道や、腹の立つこともあるかもしれません。本県のマスコミと知事は良好な関係であると思っているか、再度知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 良好というのはいろんな見方があろうかと思いますが、いろんな場面でしっかりとコミュニケーションを図り、また、私どもの思いを正確に伝えられるよう努めているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次に、全国知事会の活動についてお伺いします。長年、知事会を初め地方6団体の要望に、国と地方の協議の場の設置、一括交付金などがありました。特に東国原知事は中央と闘う姿勢を見せ、当時は全国知事会も元気がよくなったように見えました。東国原知事の貢献は、地方に目を向けさせてくれたことと、本県の知名度を上げてくれたことだと思っています。それ以外のことでのコメントは控えさせていただきます。その結果、国と地方の協議の場の設置、一括交付金も地方がかち取ることができました。しかし、安倍総理は、政権復帰後、真っ先に一括交付金を廃止し、使い勝手の悪いひもつき補助金に逆戻りです。安倍総理は地方創生を掲げ、東京一極集中を是正することが目標としていますが、政府機関の地方移転は尻すぼみとな

り、東京オリンピックも控えており、さらに東京への集中が進むのではないかと懸念されます。全国知事会として、地方が掲げる課題解決に向けて、国に対してどのような活動を行っているのか。国と地方の協議の場は、現在の開催状況はどのようになっているか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 全国知事会では、農林商工、文教環境など6つの常任委員会や、地方分権、エネルギー政策など6つの特別委員会を設置いたしまして、また必要に応じて、次世代育成といった個別テーマについてプロジェクトチームを立ち上げており、それぞれ十分な議論を行った上で、地方の意見を集約しているところでもあります。私もこのたび、スポーツ・文化・観光というプロジェクトチームのリーダーを務めることとなりましたので、本県の実情を踏まえながら、しっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。こうした意見を集約し、毎年、国の施策・予算に関する提案・要望を行うとともに、緊急を要する課題等については、随時、提言等を実施しているところであります。また、国と地方の協議の場につきましても、これまで22回開催されておりますが、社会保障・税一体改革や地方創生など、その時々テーマにつきましても真剣な議論が行われているところでもあります。こうした活動を通して、地方創生のための新たな交付金の創設や、企業の本社機能の移転促進など、地方が求める政策の実現につながっていると受けとめているところであります。

○田口雄二議員 地方の立場はしっかりと、全国知事会等を通じて中央のほうにつなげていただきたいと思っております。

次に、4月13日に、著名な歌人・俵万智さん

が息子さんとともに宮崎に移住をしてきたことが、地元紙に大きく掲載されておりました。本県とは非常に関係が深く、若山牧水賞を受賞され、また、日向市で開催されている「牧水・短歌甲子園」の審査員も務められています。最初の歌集「サラダ記念日」が世に出たときは大変大きな話題になり、一種の社会現象にもなりました。また、口語短歌の裾野を大きく広げて、短歌人口も大きくふやすきっかけになりました。この宮崎からまた新たな創作活動を展開していただき、さらなる飛躍のきっかけになってほしいものです。知事は、俵万智さんに対してどのようなイメージを抱いておられるか、そして、今回の宮崎移住に関しての所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 歌人の俵万智さんは、御指摘がありましたように、平成18年に第11回の若山牧水賞を受賞されております。また、さまざまな短歌の大会の審査員も務めておられますし、この若山牧水賞20回を記念いたしまして昨年発行した「みやざき百人一首」におきましても、本県のワインを題材に歌を詠んでいただいております。「宮崎のワイン豊かに酌みゆけば土地の縁とは人の縁なり」ということで、ワインという一つのコミュニケーションの材料となるものを素材に選びながら、御本人と宮崎との縁、そして人の縁、感謝の思いを感じながらのすばらしい歌に仕上げいただいているのではないかと考えておりますが、まさに本県とのゆかりというものを大変深めていただいているということでもあります。これまでも仕事やプライベートで年数回、本県に滞在されていると。本県の自然や食、県民の人柄などに魅力を感じて、移住先として選んでいただいたということでもありますので、大変うれしく思っているところ

るであります。

今後、移住のいろんなプロモーションなり説明会があるところでは、ぜひ具体的な事例として、こういう形で移住先として選んでいただいていますと紹介ができればなと思っていますところであります。本県の豊かな環境のもと、俵さんがすぐれた創作活動を展開されますとともに、それが本県の文化の振興、また魅力の発信にもつながることを期待しているところでもあります。

○田口雄二議員 「サラダ記念日」が大きな話題になったころ、私は東京におりました。東京の八王子市から国道16号で県境を越えてすぐのところが相模原市の橋本地区です。「万智ちゃんを先生と呼ぶ子らがいて神奈川県立橋本高校」、この高校で国語の先生を俵さんがしていたときのことを詠んだものです。ここを通るたびに、この短歌を思い出したものです。そこで、みずから歌集を出している県庁の歌人・稲用副知事にも、俵さんの宮崎移住に関してどのような御感想をお持ちかお伺いいたします。

○副知事（稲用博美君） 短歌を始めて1年ちょっとですので、歌人などという大それたものではありません。ただ、一短歌愛好者として、全国的に著名な俵万智さんが本県に来られた、活動の拠点をここに置かれたということは、大変うれしく思います。宮崎にいらっしゃいますので、俵さんのお話を聞く機会がきっとふえるだろうと。私だけでなく、短歌愛好者の方、県民の方が短歌に触れる機会も出てくるんじゃないかなと思っています。議員の御質問の中にもありましたように、日向での「牧水・短歌甲子園」の審査員もずっとされておりまして、これからも、そういうことも含めてさまざまな分野で活動していただきたい、そのこ

とによって本県の短歌文化の振興に御尽力いただけたらと思っておるところです。

○田口雄二議員 副知事には先日、松田丈志選手の延岡であったオリンピック壮行会にも御出席いただき、激励の短歌も御披露いただきました。俵万智さんの移住をきっかけに、短歌文化が牧水のふるさと宮崎でさらに広がってほしいと思っています。そして第二の若山牧水、第二の俵万智が誕生してくれればと思っていますところでもあります。

次に、総合政策部長にお伺いいたします。東九州新幹線の調査結果がまとまり、27年度末に公表されました。私は、この調査結果を受けて、県民に丁寧に説明をして多くの御意見をいただくことが大事だと思い、私の議会便り、県政報告会や挨拶の中などで御報告をさせていただいております。その県民の反応を御報告申し上げます。設定ルートは、北九州、大分、宮崎、鹿児島市に至る総延長380キロ。平均時速210キロと想定すると、北九州市と宮崎市間280キロが1時間19分でつながると伝えますと、下を向いていた人が「ほう」という顔をして、余りの短時間に驚きの声が上がります。しかし、この後、整備費用総額や、その中での本県の建設費負担、JR日豊本線の第三セクター化で利便性の悪化や料金アップが予想されると伝えると、急に皆さんが落胆したような顔になります。その後、御意見を伺うと、「絶対必要だ」という声がないわけではありませんが、「そんなに建設費の負担があるなら、この相当額を別のことに使ってほしい」「JR日豊本線の複線化、高速化のほうありがたい」等の声のほうが多かったようです。これは、JRをよく使う県北だからとは言えないと思っております。そこで、東九州新幹線の整備は、県民の声

を聞いて、JR日豊本線の高速化、そして複線化、また全線ではなく一部複線化など、在来線の利便性向上も視野に入れて取り組むべきだと考えますが、県としてはどのようにお考えか、部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 東九州新幹線の整備は、将来につなぐ息の長い取り組みであると考えております。今後とも、東九州の4県1市で連携して、整備計画への格上げに向けて、引き続き国へ提案・要望活動を行ってまいりたいと考えております。一方で、日豊本線の高速化などの利便性向上についても、本県の総合交通網の充実を図る上で重要な課題であります。これまでも、日豊本線延岡―宮崎間の高速化や空港連絡鉄道の整備を実施したほか、増便や新型車両の導入など、利便性の向上に取り組んでまいりました。県といたしましては、今後とも、市町村と連携をしまして、地域のニーズを踏まえ、ダイヤの改正や交通系ICカード「SUGOCA」のエリア拡大等についてJR九州に要望いたしますとともに、高速化や利便性向上のためにはどのような手法や課題があるかについて、検討を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回は大分県と本県の予算で調査結果を出しましたが、この調査に調査費を出していない鹿児島県は、東九州新幹線を必要としているのでしょうか。既に九州新幹線で大きな負担金を拠出している鹿児島県は、またこの上に建設負担金を出すのか疑問です。鹿児島が要らなくなれば、経済効果の試算、九州全域で6兆2,100億円も変わってきます。東九州新幹線は鹿児島県も了解済みなのか、総合政策部長に再度お伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回実施をい

たしました東九州新幹線の調査については、鹿児島県も含めました東九州の4県1市で構成する東九州新幹線鉄道建設促進期成会において実施をいたしました。また、国への要望活動につきましても、期成会として各縣市連携して取り組んでいるところでございます。

○田口雄二議員 本県にとりましてどれが最良の選択になるか、調査をしながら進めていただきたいと存じます。また、新幹線が大分から四国経由で大阪に行くルートになると、本県も、鹿児島県にとっても、かなり見方が変わってくるのではないかと考えております。御検討よろしくをお願いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

今回の熊本地震は、地震が少ないところという思い込みが完全に打ち砕かれました。震度7の強震が2度連続して発生し、1回目の地震を乗り切りほっとしているところに、さらに強い地震に襲われ、壊滅的な被害に遭われています。住民の救援や支援の拠点となる行政庁舎が被災している自治体が何カ所も出ています。災害が発生すると、計画どおり、マニュアルどおりには対応し切れない課題が出てきます。熊本地震では、連続する余震やいろいろな事情で車中泊をする人々が大きくクローズアップされました。グラウンドや公園の駐車場で立錐の余地もなく車中泊をしていました。車中泊の課題は、避難所等と違い、役所等からの情報や救援物資が届かないなど、孤立する傾向が見られます。そして最も心配されるのは、エコノミークラス症候群などによる震災関連死です。本県においても同様の状況になることは明白です。そこで、今回の熊本地震を踏まえ、新たな課題が出てきたのではないかと。防災対策の見直しについて、また車中泊対策についても見直す必要は

ないのか、県のお考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 今回の熊本地震では、支援物資の受け入れ体制、それから車中泊等の指定避難所以外への避難、こういったものにさまざまな課題が生じたところでございます。本県では、南海トラフ地震に備えた防災・減災対策に取り組んでおりますが、今回の熊本地震を踏まえまして、地域防災計画などの見直しの検討を行いますとともに、支援物資受け入れのマニュアル整備、それから実践的な訓練を行うということで、実効性を高めて防災対策を推進していきたいと思っております。

また、車中泊対策についてでございますが、災害時の避難については、まずは指定避難所への避難をしていただくということが基本ではございますけれども、県の地域防災計画においては、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、市町村において食料等の物資の提供、健康相談の実施などに努めるとされており、避難者の生活環境の一層の確保が図られるよう、今後、地域防災計画の見直しを含め、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。防災対策も、いろんな経験を踏まえて、その都度、進化させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、医療・福祉関連の質問をさせていただきます。

まず初めに、県内医師の偏在について伺います。本県の医師数は、人口比で見ると全国平均より多いにもかかわらず、極端な偏在により医師不足の地域が多く、この是正が大きな課題でした。しかし、厚生労働省が2年ごとに実施し

ている調査結果によりますと、二次医療圏ごとで見ると、宮崎東諸県医療圏に全体の55.6%が集中し、偏在がさらに広がっています。県内の医師の偏在状況とその対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 今御質問にありましたとおり、2年に一度行われます国の医師等の調査によりますと、県内の医師の総数はふえておりますけれども、その過半数が宮崎東諸県医療圏に集中しております。また、人口10万人当たりの医師数は、宮崎東諸県以外の二次医療圏は全国平均を下回る状況となっております。県内における医師の地域偏在は顕著な状況と言えるかと思えます。このため、まずは医師の総数を確保することが重要でありますので、県と県医師会、宮崎大学、市町村で設立いたしました地域医療支援機構において、県内の臨床研修医の確保や県外からの医師の招致を進めているところであります。また、宮崎大学医学部への地域枠等の設置や医師修学資金の貸与、地域医療・総合診療医学講座への支援など、さまざまな取り組みを行っているところであります。さらに、国に対しましては、地域偏在を解消するための対策を講じるよう、機会あるごとに要望しているところでございます。今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村など関係機関と緊密な連携を図りながら、医師の確保と偏在解消に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 難しい課題だとはわかっておりますが、お医者さんたちが行きたくなるにはどうしたらいいのかということも考えながら、是正対策も進めさせていただきたい、そのように思っております。

次の質問に入ります。県北の県民には以前、

県立延岡病院の麻酔科医の大量辞職という激震が走り、県北の医療崩壊かと大騒動になったことがあります。「麻酔科医」と聞くだけで関心が急に高くなり、大丈夫かと心配になります。少ない医師で切り盛りをしていた延岡病院で、宮崎大学医局からの常勤麻酔科医派遣がなくなり、常勤医2人体制となりました。診療体制に支障は生じていないのか。県立3病院に麻酔科医派遣をしている宮崎大学医学部の麻酔科が医師不足状況の中で、麻酔科医をどう確保していくのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(土持正弘君) 麻酔科医の確保につきましては大変厳しい状況ではありますが、県立3病院の麻酔科医につきましては、宮崎大学医局の全面的な協力を得まして、その体制を確保しているところであります。延岡病院に関しましては、御指摘のとおり、常勤医1名が本年4月に引き揚げとなり、常勤医はプロパー医師による2人体制となりましたが、宮崎大学麻酔科の医局を挙げての御協力により、非常勤医師を毎日交代で派遣していただいているところであります。これまでどおり、平日昼間の3人体制や夜間・休日の待機体制も維持できているところであります。

延岡病院の麻酔科医の確保につきましては、派遣していただく宮崎大学麻酔科医局に在籍する医師が増加していくことが大変重要であると考えております。このため、平成25年度から宮崎大学各医局と連携して実施しております後期研修医研修資金貸与事業——これは、宮大医局に入局する後期研修医に対し月額15万円の研修資金を貸与いたしまして、延岡病院、または日南病院で貸与期間と同期間以上勤務した場合に、その返還を免除するという事業でございますけれども——の活用を積極的に働きかけなが

ら、引き続き粘り強く医師派遣の要請を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 非常勤ではありますが、切れ目のないローテーションでこれまでと変わらない対応をしていただいていることには、感謝を申し上げます。ただ、綱渡りのなところは否めないと思います。引き続き、麻酔科医確保に御尽力、よろしくお願いたします。

次に、障がい者の歯科診療についてお伺いします。先日の厚生常任委員会は、宮崎歯科福祉センターを調査見学しました。「体の不自由な方にこそ健康な歯を！」をスローガンに、平成14年11月に宮崎市郡歯科医師会が開設いたしました。在宅寝たきり者、要介護高齢者、難病者、障がい児・者のお口の健康を守り、ともに育て維持することを理念としています。平成27年度の延べ患者数は1万829人と、東京都立心身障害者口腔保健センターに次いで全国2位の患者の治療数です。人口比で見ると宮崎が断トツのナンバーワンです。日高診療部長は、障がい者の歯科診療に熱意を持った先生でした。本県には歯科大学がないので、全身麻酔法も静脈内鎮静法もここで実施し、障がい者の歯科診療をしています。治療中の現場を見せていただきましたが、落ちついた様子で治療を受けられていました。ただ、なれるまでには、やはり何度か現場での体験が必要ですし、医師も、専門的な研修を受けていないと効果的な治療は難しいようです。県内では障がい者の高度な治療を行えるのはここだけのため、県内各地より駆けつけており、毎月定期的に訪れて治療している親子も多いようです。こんなすばらしい治療が県北や県南でも受けられたならば、障がいを持った親子が長時間かけて来ることもないのにといいながら、調査を終了したところです。そこで、

宮崎歯科福祉センター同様に、障がい児・者の歯科診療ができる施設を県北や県南につくる考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 障がい児・者の専門的な歯科診療を行う宮崎歯科福祉センターのような施設の設置には、専門スタッフの確保や採算性の問題などさまざまな課題がありますことから、県内における複数設置は難しい状況ではないかと考えております。このため、県の医療計画や歯科保健推進計画に基づきまして、県歯科医師会等との協議を踏まえ、障がい児・者歯科診療につきましても、全身麻酔などによる高度な診療を行う宮崎歯科福祉センターと、各地域で軽度の障がいを持つ患者や、センターでの診療が終了した患者のフォローを行う協力歯科医療機関との障がい児・者歯科診療ネットワーク体制を構築し、対応しているところでございます。

○田口雄二議員 よく言われておりますけれども、お年寄りでも障がい者でも、歯が悪くなると一気に体力が落ちてしまうということでございます。県立延岡・日南病院にも歯科診療科がありますが、口腔外科治療が中心のようです。このセンターの患者は4割が地域外から来ています。障がい者の歯科診療を今後の課題として、福祉保健部、病院局としてぜひ御検討いただきますように、よろしく願いいたします。

次に、難病医療法改正に関連して質問します。平成27年1月に難病医療法が施行されました。医療費助成の対象が56疾患から約300疾患に拡大されました。本県の受給者は約9,000人から1万5,000人ほどになり、約6,000人増加するものと見られています。医療費助成申請に添付する診断書は難病指定医が作成することになります。難病団体の皆さんは、この指定医の確保を

心配していましたが、県内における指定医の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県内における平成28年2月末現在の難病指定医の数は1,221名、このうち県北の2つの医療圏では186名となっております。昨年5月末時点と比べますと、県全体で358名、県北では83名の大幅な増となっております。県といたしましては、患者の皆さんが近くの医療機関で診断を受けるための一定の人数は確保しているものと考えておりますけれども、引き続き、研修会の開催などにより、指定医確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 昨年の6月議会でもこのことを質問いたしました。そのときより指定医がかなりふえておるようです。県北の医療圏でも186名まで増加しており、難病団体の皆さんにも喜んでいただけるものと思います。感謝申し上げますとともに、引き続き指定医確保に御協力賜りますように、よろしく願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いいたします。構想発足以来、これまで研究開発が行われてきましたが、ようやくここに来て具体的な実証に入ってきました。総合特区に指定され、国からの補助を受け、九州保健福祉大学と県内企業とが連携して取り組んできた自動痰除去システムが、臨床研究も済ませたとお聞きしています。また、同じメディカルバレー構想の一環である国際医療トレーニングセンターの開設です。日本製の医療機器に詳しい人材をふやすことで、タイを拠点に東南アジアに医療機器を普及させることが目的です。昨年、タイの教授等を延岡の九保大に研修で受け入れ、逆にタイへ日本から教授陣が訪問するなどして、開設に向けて事前準備としてきまし

た。そこで、九州保健福祉大学が中心となって進めている自動痰除去システムと国際医療トレーニングセンターの進捗状況と、これからの取り組みに期待していることについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 自動痰除去システムにつきましては、現在、臨床試験を行うなど開発が進められておりますが、本年中の国への薬事申請を目指し、今後さらなる臨床データの収集や機器の改良等を行うことになっております。また、国際医療トレーニングセンターにつきましては、日本の医療技術と機器の海外への普及を目指して取り組んでまいりました医療人材交流事業が実を結び、今年度、タイの国立大学に開設されることになったものでありますが、現在、日本の透析機器の導入等の準備が進められていると聞いております。いずれも、東九州メディカルバレー構想のこれまでの取り組みの成果のあらわれであり、今後、本県の医療機器産業の発展に大きく寄与するものと期待しているところでございます。県といたしましては、引き続き、産学官の連携のもと、これらの取り組みをしっかりと支援し、構想の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 2つの事業が軌道に乗り、東九州メディカルバレー構想の牽引役を果たしてくれることを期待いたします。

次の質問に入ります。北部九州には日本を代表する自動車メーカーが集積しています。東九州自動車道の宮崎―北九州間の開通を見込んで、2年前の平成26年5月に、北部九州における県内自動車産業関連企業の取引拡大のため、営業・情報収集・発信拠点として活用できるフロンティアオフィスが開設されました。県内自

動車関連企業に低料金でオフィスを貸し出し、現地自動車メーカー社員のアドバイザーを配置し、販路開拓の支援を行うものです。フロンティアオフィスの現状と成果はどうなっているか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 北部九州フロンティアオフィスには、現在、県内自動車関連企業6社が入室しておりまして、満室の状態でございます。御質問にありましておとり、アドバイザーとして委嘱した大手自動車メーカーの社員などから指導・助言を受けながら、北部九州での販路開拓活動を積極的に展開しているところでございます。この結果、平成26年5月のオフィス開設から本年3月末までの約2年間で、92件、金額にいたしまして2億5,000万余りの契約が成立したと伺っており、県としても大きな手応えを感じているところでございます。県といたしましては、今後とも、東九州自動車道の開通効果を生かし、大手自動車メーカーなどとの連携を深めながら、商談会の開催や1次メーカーとの個別マッチングなどにより、県内の自動車関連企業の取引がさらに拡大できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 92件、2億5,000万円近い契約が成立したと、県としては大きな手応えを感じているということでもございました。自動車は3万点ぐらいの部品からでき上がっていると、よく言われております。そういう意味では大変裾野の広い自動車関連産業が、さらに本県の関連産業と取引がふえますように期待をしたいと思います。

次に、県は、県プロフェッショナル人材戦略拠点を開設しました。都市圏で活躍する専門的な技能や知識を持つ人材を本県に呼び込むもの

です。戦略マネジャーを配置し、人材を求める県内企業側とU I Jターンを希望する人などをマッチングすることで、地域経済の活性化を図るものです。地方創生に向けた国の総合戦略の一環で、内閣府の事業でもあります。ふるさとに貢献できるような有能な人材が1人でも多くマッチングできればと思っております。そこで、プロフェッショナル人材戦略拠点の事業推進体制とその取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業の成長に資するため、企業の人材ニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者との連携により、都市部の専門的な知識や経験を持つ人材の地方環流を図るもので、本県では、本年1月に国の委託事業を活用して開設したものであります。この拠点には、企業経営の経験を持つ戦略マネジャーのほか、中小企業診断士など3名を配置するとともに、情報収集やネットワークづくりのために、金融機関や商工団体、民間人材ビジネス事業者等から成る協議会を設置しているところであります。拠点を設置以降、積極的に企業訪問に取り組んでおりまして、本年5月末までに県内58社の企業経営者等と面談を行い、そのうち4社から7名の具体的な求人ニーズがあり、民間人材ビジネス事業者によるマッチングが進められております。今後とも、これらの取り組みを通じましてプロフェッショナル人材の活用を図り、県内企業の成長を促してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。昨年から高校生の県内就職がワーストということで話題になっておりましたけれども、県外に就職しても、有能な技量や人脈を持った人材となっ

て帰ってきてくれば、実にありがたいものだと思います。

それでは、次の質問に入ります。帝国データバンク宮崎支店の調査結果によると、2015年に休廃業や解散した県内企業が355件あり、前年より36件増加しています。業種別に見ると、建設業が4割近い136件です。ここ10年間の休廃業と解散は300件以上で推移しており、地域の経済においても大きな痛手となり、雇用の場も失っています。企業総数に対する休廃業と解散した企業数の割合は2.4%で、全国平均の1.6%を大きく上回り、愛媛県に次いで2番目に高い比率です。都市部は、休廃業・解散があっても、新設企業が多く新陳代謝が進みますが、地方においては事情が違います。また、事業に失敗して経営が立ち行かなくなった倒産数が、2015年で36件ですから、10倍以上も余力がありながら休廃業か解散をしています。全国的には倒産件数の2.8倍ですので、本県は突出しています。後継者不足が一番の要因のようですが、地域経済においても、雇用の面でも、また各企業の持つ技術力等も失っている状況は深刻です。この調査結果を受けて、商工観光労働部長の所感をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 企業の休廃業は、雇用の場や地域経済の活力を失わせるものであり、非常に重要な課題であると認識しているところでございます。このため県といたしましては、商工会等を通じまして、円滑な事業承継のためのセミナーの開催や後継者の養成に取り組みますとともに、事業を承継する中小企業等への融資制度も設けているところでございます。また、国の事業引継ぎ支援センターや金融機関とも連携しながら、後継者問題を抱える企業と、事業の引き継ぎに意欲のある企業と

のマッチングなどにも取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 仮に休廃業・解散しても、技術や人材が継承されることが一番ですが、会社を起こす起業を支援することなど、新しい雇用を創出する取り組みについて、また休廃業・解散で解雇された、つまり失業された方の対策について、再就職の対策はどのようになされているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 起業支援につきましては、これまで商工会等を通じまして、創業の際の資金調達や事業計画策定の相談に応じるとともに、インキュベーション機能を有するオフィスの貸し出しを行っているところでございます。また、商工会議所に「みやざきスタートアップセンター」を設置し、先輩起業家等からの助言や投資家の紹介を行う仕組みづくりを進めることにより、将来性のあるベンチャー企業の発掘、育成にも取り組んでいるところでございます。

次に、休廃業等による解雇者を含む求職者の方々への支援といたしましては、就職に必要なスキルや資格など、求職・求人ニーズに対応した職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施しておりますが、昨年は548人の就職が決定するなど、一定の成果を上げているものと考えております。県といたしましては、これらの取り組みを通じまして、地域経済の活性化と雇用の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 実は、本日の宮崎日日新聞の社会面に、稲用副知事の延岡のお兄さんが、自営業の存続の件で大きくカラー写真で取り上げられていました。地域の活性化を失わないような対策を、よろしく願いいたします。

次に、熊本地震による本県小中学校の修学旅

行への影響について伺います。熊本県への観光客が激減しているそのような中、九州を予定していた修学旅行が行く先を変更しているところが続出しています。保護者が余震を心配する声等もあるようで、データが出ている長崎県では、修学旅行だけで約6万人の宿泊がキャンセルされたようで、熊本県も同様のことになっていると推測されます。そこで、本県の小中学校での修学旅行で熊本県を予定しているところは、支障がない限り、日程を先延ばしにしても予定どおり行ってほしいものですが、本県の修学旅行への影響について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 各市町村教育委員会を通して、熊本地震による小中学校の修学旅行への影響について調査を実施いたしましたところ、地震直後に行き先を熊本方面から変更した学校が6校、これは全て小学校でございます。また、実施時期を変更した学校が5校、小学校3校、中学校2校あったと報告を受けております。熊本地震後の同県への修学旅行の実施につきましては、文部科学省から、「風評に惑わされることなく、できる限り予定どおりの実施が望まれる」旨の通知がございまして、県内全ての学校に対し、周知をしたところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、国からの通知の趣旨を踏まえ、安全の確保を前提としながらも、熊本県を応援するという観点から、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 熊本県が泣きっ面に蜂にならないように、少しでも貢献できますように、御指導よろしく願いいたします。

次に、警察本部長にお伺いをいたします。私は、片側1車線の東九州道の安全対策で、既に

2度お伺いをいたしております。再度お伺いします。中央分離帯がなく、反対車線に車が飛び出す事故が相次ぎ、安全性が懸念される中、4月27日、門川町で、反対車線に2トントラックがはみ出し、3名乗った乗用車と正面衝突し、多くの死傷者が出ました。特に、乗用車側の運転をしていて重体になったのが延岡市議会議員、死亡された方が延岡市民オンブズマンの会長、重症のもうお一人が副会長で、延岡では知名度の高い方々なので大きなニュースになりました。改めて「片側1車線は怖いね」という声広がっています。待望の高速道路がつながったのに、心理的に利用を敬遠されては、4車線化へ向けてさらに厳しくなります。片側1車線の東九州道の安全対策を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 東九州自動車道の交通安全対策としましては、本年3月から高速道路交通警察隊門川分駐隊に白バイ3台を配置して体制を強化したほか、速度超過やシートベルト着用義務違反など、重大事故に直結する違反に重点を指向した取り締まりや、「見える、見せる」遊動・駐留警戒等の街頭監視活動を強化するなど、高速道路利用者の緊張感を喚起するための交通事故抑止活動を行っております。また、安全運転管理者等講習や運転免許更新時講習等での交通安全教育を初め、関係機関・団体と連携した街頭キャンペーンを実施し、高速道路における交通情勢の周知と安全運転を呼びかける広報啓発を推進しております。このほか、道路管理者に対し、大型ポストコーンや、車線逸脱時の注意を喚起するため音と振動を生じさせるバイブララインなど、道路施設の設置等について協議を随時行うなど、連携を密にした交通事故抑止対策に取り組んでいるとこ

ろであります。

○田口雄二議員 幾ら自分が安全運転していても、反対車線から飛び込んでこられたら、防ぎようがありません。運が悪かったと諦めるわけにもまいりません。ちなみに私、今月、新しいプリウスが来るんですが、それはラインに近づくとブザーが鳴って警告音を出してくれるらしいんですけども、全てにそんな機能があるわけではありませんので、安全運転を自分で気をつけるしかありません。そこでお伺いしますが、暫定2車線区間における4車線化など、事故防止のためどのように取り組む必要があるとお考えか。また、4車線化にするためにはどの程度の交通量が必要なのか。あわせて、現在の東九州自動車道の交通量について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 4車線化につきましては、事故や速度低下の発生状況など幅広い観点から検討するとお聞きしております。交通量だけで判断できないものと考えておりますけれども、現在、4車線化の工事が進められている長崎自動車道においては、平成21年4月に、2車線から4車線に整備計画が変更されておりまして、その際の交通量は1日平均1万500台となっております。一方、本県の東九州自動車道の有料区間における現在の交通量は、1日平均約7,000台であります。

お尋ねの4車線化の実現でございますが、本県にとって大変重要な課題ではあります。より早期に高速道路の機能強化を図るためには、まずは事故や速度低下の多い区間などから優先的に付加車線を増設していくことが大変有効であると考えております。あわせて、安全な運転が続けられますよう、休憩施設の充実を図るなど、ドライバーが適切に休息できる環境を確保

していくことも重要な課題であると認識しております。このため県といたしましては、西日本高速道路株式会社などに対し、交通の状況や利用者のニーズ等を把握した上で、より効果的な対策を講じていただくよう、要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 4車線化に向けての建設促進をするためにも、利用促進運動をしていかなければなりません。ドライバーの不安な気持ちをなくすためにも、安全対策をしっかりとよろしく願いいたします。

また、休憩するところが少ないと、高速道路催眠現象という危険な状況にもなります。パーキングエリアの設置や追い越し車線の増設等も、私たちが所属している九州中央議員連盟でも、この8月の要望活動でも国交省やNEXCOに強く訴えてまいります。

これで、以上の私の質問を終了いたします。
どうもありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時46分散会

6月10日（金）

平成 28 年 6 月 10 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀代子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問2日目の先鋒を務めさせていただきます、自民党会派の二見でございます。よろしくお願いたします。

ギリシア語で「エルゴン」という言葉があります。これは「仕事」を意味するのだそうです。それに前置詞の「エン」をつけると「エンエルゴン」、意味は「物体内部に蓄えられた、仕事をする能力」という意味になるそうです。

「エンエルゴン」、つまり、これは「エネルギー」の語源となったギリシア語ですが、エネルギーという概念は「仕事」という概念と深いかわりがあるということです。ガリレオ・ガリレイは、くぎの頭に重い物を載せても、くぎは木の中にめり込んでいかないのに、それよりも軽い金づちで振って打つだけで、くぎが木材の中に入っていくということを一つの問題として取り上げ、運動する物体には何らかの「固有」の力があると考えたそうです。

エネルギーには、運動エネルギー、位置エネルギー、熱エネルギー、化学エネルギー、電気エネルギー、光エネルギー、原子力エネルギーなどがあります。また、エネルギーという言葉は、「エネルギー資源」を指すこともあります。産業・運輸・消費活動などに必要な動力源のことをエネルギー資源といいます。18世紀までは、まき、炭、鯨油などが主要であったので

すが、19世紀の産業革命のころからは、石炭・水力・石油がそれにかわって用いられるようになり、20世紀には核燃料が生まれたという歴史があります。

そのエネルギーの中でも、最も便利で発展してきたのが電気エネルギーではないでしょうか。交通機関の動源力、空気調和、照明、商用電源は、現代産業社会の根幹となり、電気通信、コンピューターなど広く普及し、ほとんど無制限の用途がございます。この便利な電気ですが、ためておくことができない、蓄電というものが非常に難しいという課題を抱えております。しかしながら、その課題もそう遠くない時代に克服しているかもしれません。

昨年7月に経済産業省がまとめました「長期エネルギー需給見通し」において、エネルギー政策の要諦を、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合という4つの柱にまとめ、今後、エネルギー需要及び1次エネルギー供給構造を2030年までに、電力需要では省エネに取り組んで13%程度カット、供給では再生エネルギーと原子力で自給率を24%程度に持っていくという方針を出しました。2030年度以降を見据えて、革新的な蓄電池、水素社会の実現に向けた技術、次世代型再生可能エネルギー、二酸化炭素の回収貯留及び利用に関する技術開発・利用促進などに取り組むこととしております。

そこでまず、知事に伺いますが、エネルギー政策は基本的には国が取り組むべき事項でありますけれども、自然豊かな本県として、再生可能エネルギーの研究開発は、本県独自の取り組みとしても必要ではないかと思っておりますし、力を入れていくべきだとも思います。また、これは地域産業の育成にも重要な鍵を握っていると思っておりますが、県として、今後、エネルギーの確保

にどのように取り組んでいくのか、知事に質問いたします。

以下は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

エネルギーは、国民生活や産業を支えております極めて重要な基盤でありまして、その確保に当たりましては、国家的かつ専門的な見地から、国において総合的に検討される必要があります。昨年7月には、2030年を見据えた「長期エネルギーの需給見通し」が決定されているところであります。このような国の見通しを踏まえ、本県としましては、本県が誇る豊かな地域資源であります太陽光、小水力、風力などの再生可能エネルギーの導入拡大を図っているところであります。また、これらのエネルギーには、発電を安定させるための蓄電技術の確立など、克服すべき課題も残されているところであります。

その一方で、御指摘がありましたように、電気を水素に転換することにより、エネルギーを長期間保存し、安定的に供給する燃料電池が近年注目されてきております。県といたしましても、こうした蓄電システムや水素の利活用について研究してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 先月、常任委員会の県内調査で宮崎大学を訪問してまいりました。太陽光、太陽熱という再生可能エネルギーに関する研究開発についての調査でございます。

私がちょうど4年前にここに来たときにも、開発事業団からの支援もあったビームダウン式太陽集光装置——高密度に集光され、光を集めて太陽光を熱に転換し高温を得るという研究で

すが——では、太陽炉で太陽電池の原料となる金属シリコン製造の研究、または太陽熱による水素製造に関する新潟大学との共同研究を行っているということで。また、先日、私、テレビでも拝見したんですけれども、集光型太陽光発電システムでは、アクリルレンズで光を集め、小さな太陽電池に照射することで低コスト化が実現可能、いわゆる太陽電池が大きいものじゃなくて小さくて済むということで低コスト化が図られる、また、それを太陽に向かって最適角度で光を受けられるような追尾システムも導入しているということで、さらに効率がよくなるということだったんですが。そこには、さらに国内の集光型太陽光発電システムメーカーが全部そろっている、また、それは世界で最も薄く最も軽いという、トップレベルの技術を誇るものがございました。

国のほうも、水素利用の飛躍的拡大、水素発電の本格的導入、大規模な水素供給システムの確立、またCO₂フリー水素供給システムを確立していくというふうに進んでいくということだったのですが、これらの技術等が県内の地元に根づいていくことができれば、今までにない新しい産業が育つということでもありますし、特に本県は製造業が弱いということでもありますので、こういうエネルギーが宮崎でできるとなれば、これを地域外に売り込みができる、いわゆる外貨を稼ぐ大事な分野にもなってくると思いますし、こういうチャンスを今つかまなければならないと思います。この水素分野に取り組んでいる宮崎大学の研究、また、今後、こういう水素分野に取り組もうとする地元企業等に対して、どのように支援を行っていくのか、広報とかもあるわけでしょうけれども、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 水素・燃料電池関連市場は、2050年に8兆円程度に拡大することが見込まれております。国も、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定いたしておりますが、実現の過程では、水素製造の技術や貯蔵・配送といった新たな仕組みが構築される必要があります。このような中、本県におきましても、御質問にありましたように、宮崎大学が太陽熱や太陽光を利用して水素を製造する研究に取り組んでおります。将来、県内の研究機関や企業がこの分野に参入する可能性も期待されますことから、今年度、大学や県内企業、経済団体等をメンバーとします研究会を設置したところであります。この研究会を通しまして、まずは、県民や県内企業に水素社会のイメージをわかりやすく示しますとともに、産学官連携のあり方や県内企業の参入可能性などについて検討してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ありがとうございます。今進み出した研究開発ですけれども、早くから着手することも大事でしょうし、こういった分野に投資するというのは非常にリスクもあることだと思うんです。よくハイリスク・ハイリターンという考え方もあるように、ある程度、勇気を持って果敢に取り組んでいかなければ、そういう成功はおさめることができないのかなと考えますと、行政側も、できるだけ失敗といいますか、そういったものを防ぐ観点もあるでしょうが、ある意味、勇気を持って取り組んでいかなければならない部分だと思います。特に資源にも乏しい日本という国の中では、資源・エネルギーをどう確保していくか、ここは本当に重要なポイントとなりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

次に、観光についてお伺いしたいと思いま

す。さきの熊本大地震におかれましては、被災された方々、お亡くなりになられた方々に対しては、お悔やみ、また御冥福をお祈り申し上げるところでございます。

私も何度か、現地にボランティア活動に入らせていただきました。自分一人の力で何ができるかということでは、小さいことかもしれませんが、できることを何かしてみたいということで入ったわけなんです。被災された方々は、本当に気持ちが沈んでおられるんですね。でも、何度か行って、いろんな倉庫の片づけとか、瓦れき処理とかをしたりすると、帰るときには、そこの方に笑顔になってもらえたというのがありまして、自分としては行ってよかったなと思います。また、いろんな人、多くの人がそういう気持ちで現地のほうに温かい手を差し伸べていただくことができれば、本当はたくさんの笑顔が生まれてくるんじゃないかなと思います。一日も早い復興・再生を願うところであります。

また、観光についてなんですけれども、現地の熊本の友人とかに話を聞きますと、「阿蘇方面は、ちょっと自分たちはまだわからないから、あんまり勧めないんだよね。でも、人吉とか天草のほうは全くそういう被害がないから、ぜひそちらのほうに来てほしい」というような声もありました。

本県の観光については、さきの勉強会のところでも御報告いただいたんですが、地震以降の宿泊キャンセルが6万件以上にも上ったりとか、ゴールデンウィーク中の影響も大きなものがあつたと伺っております。それに対しまして、さきの臨時議会においても補正予算を通しましたし、今議会にも観光支援交付金事業の予算も上程されているということです。観光客誘

致にしっかり取り組むということも大事だと思うんですが、観光プラン、特に県北周辺では、熊本・阿蘇を含め、大分、福岡などを周遊する旅行商品が多いと伺っておりました。この地震によって、旅行関係者の警戒感も高まっているとも聞いております。まず、この熊本地震によって、県内における旅行プラン、旅行の行程にどのような影響があったのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 周遊型の旅行プランにつきましては、熊本地震の発生以降、お話がありましたように、被災地域の阿蘇等を経由するものだけではなくて、九州全般で旅行を控える動きが強く、催行が中止された旅行商品も多いと伺っております。その結果、団体客の受け入れの多い観光施設あるいは宿泊施設等におきましては、その影響が強く出ており、中でも阿蘇からの周遊ルートが定番化している高千穂地域につきましては、影響が今後、長期化していくのではないかと大変懸念しているところでございます。

○二見康之議員 今までずっと定番になってきたルートというのは、一番効率もよく、また景観とか見晴らしもいいとか、いろんなメリットがあったと思うんですね。そこに影響が出ているということは、今後の対策というものも必要なんだと思います。今、そういった影響を受けたというようなお話でしたけれども、では、県としてどのように対応していくのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 熊本地震の影響への対応につきましては、5月臨時県議会で議決いただきました「宮崎観光誘客対策事業」により、各旅行会社に対し、高千穂と大分の観光地などを組み入れた新たな周遊ルートの

提案や、商品造成の支援等を実施しているところでありまして、既に一部の商品では販売が開始されております。また、今回、補正予算でお願いしております「九州観光支援交付金事業」の中で、周遊型旅行商品プランへの割引支援や、九州観光推進機構等と連携しながら、周遊観光を促進する観光プロモーションを実施することで、新たな周遊ルートの商品造成等に対応し、県内への誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では、よろしくお願ひします。

次に移ります。昨年4月から「子ども・子育て支援新制度」に移行しました。県内の幼稚園、保育園から認定こども園へ移行していった施設が多数あると思います。新制度に移行するに当たりまして、各地域で子ども・子育て会議を開かれ、それぞれの地域の実情に合った子供福祉サービスの提供のための調査・研究、また議論をしれてこられたことと思います。その間、私の地元の都城市でも、各施設のほうからいろいろなお話を伺うに当たって、特に保育士の人材不足という声を聞いてまいりました。園の中では10人単位で足りないとか、そういったこともあったんですけれども。

この全国的な問題でもある人材不足について、これまでもいろいろ議論がありました。本県としましても、各種施策に取り組んでいることと思います。しかし、昨年の制度改正というのは大きな転換期でもありました。例年以上に人材不足という問題が拡大するのではないかとということも想定されていたと思います。まずは、その実態を考える上でお聞きしますが、昨年4月の新制度へ移行するのに伴って、保育所・幼稚園等から認定こども園へ移行していった

施設数など県内の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 新制度が施行された平成27年度以降、保育所・幼稚園等から認定こども園への移行は85園となっており、その内訳は、保育所からが66園、幼稚園からが17園、その他からが2園となっております。この結果、本年4月1日現在の各施設の内訳は、保育所が321園、幼稚園が69園、認定こども園が127園となっております。

○二見康之議員 幼稚園から17園移行されたということなのですが、幼稚園というのは満3歳児以上を見る施設がほとんどで、要するに、ゼロ歳、1歳、2歳は、今まで扱っていなかったところがほとんどだと思います。それがこども園に移行したことによって、何歳から対応しているかというのはまた別なんでしょうけれども、ゼロ歳児3名に対して保育士が1人必要だと、1歳児、2歳児は6名に対して保育士が1人というような割合で置かなければならないとなっております。3歳児には20名に1人となっているわけなのですが、4歳、5歳児の30名に対して1人というニーズに対しては、ゼロ歳、1歳、2歳というところが拡大されると、保育所の需要というのは上昇割合が大きいものがあると思うんですね。影響も大きいものだと思います。

今回、移行が進んでいったことによって、保育士資格の保有者の必要性が上がったわけなのですが、県では、保育士の需給状況をどのように把握してこられたのか、どのように認識していらっしゃるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、昨年3月に策定いたしました、お話にありました「みやぎ子ども・子育て応援プラン」におき

まして、県内の教育・保育施設等に従事する保育教諭、保育士、幼稚園教諭の需給状況の推計を行っております。この推計の中では、平成31年度までの計画期間におきまして、国の定める最低基準の確保については可能であるとしておりますが、教育・保育の質の向上等の観点を踏まえまして、現在と同じ水準で職員を配置した場合は、保育教諭及び保育士がそれぞれ一定期間不足することが見込まれております。特に、議員御指摘の都城北諸県地域が厳しい地域かなと推測しております。

また、昨年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、保育人材に対するニーズが高まっているところであります。本県における保育士の有効求人倍率も上昇傾向を示しておりますことから、保育士の確保が困難な状況になっていると考えております。

○二見康之議員 では、そのような保育士の有効求人の上昇傾向を把握していらっしゃるかと、また、資格者確保が困難な状況になっているというようなことであつたんですが、保育士の確保を図るために、県としてどのようにこれまで取り組み、また、今後の新たな取り組みについてどのようにされていくのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県ではこれまで、国の補助制度を活用した処遇改善あるいは保育士のスキルアップのための研修の充実に取り組むなど、保育士の就業継続等の支援に努めてきたところであります。さらに、今年度からは、保育士修学資金等の貸し付けや、潜在保育士の再就職支援あるいは研修等を行う保育士支援センターの運営に取り組むほか、保育士の補助などを行う子育て支援員を養成いたしまして、保育の担い手の裾野を広げていくこととし

ております。県といたしましては、今後とも、国の動向等を踏まえ、また、先ほど申し上げました地域を初めとする市町村や関係機関と十分連携を図りながら、保育人材の確保に向け、各種の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 本県の去年つくられた「みやぎ子ども・子育て応援プラン」を私もちよつと拝見させていただきまして、本県の職員の配置水準のところを見てみますと、平成27年、28年では、保育士の供給が足りないというような結果が出ていたと思います。また、新しい資格者、保育教諭は、29年、30年まで足りないというような想定でありました。この需給状況について、プランの中では、「保育教諭は平成30年度、保育士は平成28年度まで、その確保について努める必要がある」とされております。であるならば、なおさら昨年、一昨年の制度の転換期には、大きな節目でもあったわけですから、本県としては、これまで以上の、特にポイントを絞った対応をしなければならなかったのではないかなと思うわけです。

また、県のプランというのは県内全体としての推計であって、地域によってはばらつきがあるんだとも思うわけですね。市町村ごとの教育と保育の需給状況というところを見てみましたら、延岡市、都城市、三股町は、平成29年まで、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の供給量が3桁の数字で足りなくなっておりました。要するに、ほかの地域に比べると、かなりの需要がそこにあったわけで、保育士、待機児童はいないという本県の答弁も前にありましたけれども、実際に潜在ニーズといいますか、預けたいけれども、保育所側が人材がいらないから対応できないというようなこともたくさん聞いてきまし

た。こういった状況は、県としては、全体を見るだけではなくて、地域を見ながら、そこに合ったサービスというものも考えていく必要があったのではないかなと思います。今後の対応も必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今回上程されています議案第8号「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について。この改正案では、知事が幼稚園の教員免許状または保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を職員として配置できる特例を設けるとなっているようですが、この内容について詳しく教えていただきたいと思います。福祉保健部長、よろしく願いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 今回の条例改正は、本年3月の国の省令等の改正を受けまして、朝夕の児童が少人数である時間帯におきまして、基準に規定する保育士等2人以上の配置要件というのがあるんですけども、2人のうち1人は、保育士資格等を有しない一定の者の配置を認めることとするものであります。この一定の者の範囲につきましては、規則等で具体的に定めることとなりますけれども、国の通知において例示されておりますのが、保育所等において十分な業務経験を有する者、あるいは子育て支援員研修を修了した者などを予定しているということでございます。県といたしましては、今後とも、研修の充実や保育士等の安定的な確保に向けまして、幼児教育・保育の質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 わかりました。特に都会のほうでは人材不足が大変だということで、資格を

持っていない方々もどんどん導入したほうがいいんじゃないかというふうに進んでいるみたいですけれども、特に小さい子供、ゼロ歳、1歳とか、いろんな事故とかが起こりやすい子供がいるところに対してまでそういうのを導入していくとなると、今後、非常に危惧される場所もあるわけなんです。今回の改正については、あくまで「特例」です。今回の条例の中でも「当分の間」となっているわけなんです。要するに、本来のあるべき姿は、有資格者が対応すべきだというスタンスだと思います。現場等のそういったニーズ等を考えますと、特例的な対応も必要なんだろうけれども、できる限りちゃんとした原則に従った対応ができるような取り組みというものを求めたいところでもあります。

これまで保育士不足について聞いてきましたけれども、これは国の対応だけでは、とてもじゃないけど足りない部分だと思うんですね。よく保育士が続かない理由に、仕事の負担が大きくなったとか、責任が重い、精神的プレッシャーを感じた、延長保育や保護者からのクレームがある、食物アレルギーなど専門的対応を求められる、給与が低いなど、さまざまな課題があるようです。保育士が働き続けられるような、働きやすい職場環境づくりというものも取り組む必要があると思います。県としてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成24年の社会福祉施設等調査を見てみますと、保育所に勤務する保育士の経験年数は、全国平均でございますが、7年以下が約半数となっております。保育士が長期間働き続けられる環境づくりは、本県においても重要な課題であると認識してい

るところであります。県といたしましては、保育所に対する毎年の監査あるいは各種研修等を通じまして、それぞれの職場において、保育士が働きやすい職場環境を整えられるよう、職員の勤務条件を初め、所内研修の資質向上対策、離職防止の取り組みなどについて、指導・助言に努めているところでもあります。このような中、今回、国の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、保育士の働きやすい環境整備の方向性が示されておりますので、県といたしましては、今後、国の動向を踏まえながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ありがとうございます。国の動向だけじゃなくて、県内の状況もよく研究していただいて、対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。今年度の新規事業の中に、都城北諸県地域乳児院整備事業というのがあります。これは2月の当初予算のときに出てきた事案だと思うんですけども、私も子供が3人おりますが、小さなうちはできるだけ親元で育ててあげるといいのかなと感じるわけなんです。ですが、現実においては、さまざまな事情により、当施設を必要とするケースもあると思うわけですが、この整備事業について、同地域に整備が必要となった経緯を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 乳児院につきましては、現在、宮崎市に1カ所のみ設置となっております。この中、県内には3つ児童相談所があるんですけども、都城児童相談所管内からの入所児童数等が多い状況にあり、面会や移送に伴う保護者や児童の負担が大きくなっていると考えているところでございます。また、乳児院には、退所した児童のアフターケア

や里親支援、子育て短期支援事業の実施など、地域支援の役割も求められているところであります。そうした中、保護者等の負担軽減と地域支援の充実を図るため、施設の地域分散化を行うこととしたところでございます。

○二見康之議員 では、その乳児院への入所が必要となった理由、また、退所後の現状とか実態につきましてどのようなになっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） まず、乳児院への入所理由といたしましては、保護者の健康面の問題が最も多く、次いで経済的困窮、児童虐待による家庭からの保護などとなっております。また、退所後につきましては、里親委託や児童養護施設等への入所が最も多く、次いで家庭復帰となっております。

○二見康之議員 健康面、大変だと思いますけれども、そういった方々に対しても対応できる、よりよいサービスが提供できるように、今後も努めていただきたいと思います。また、その後の子供たちの健やかなる成長ができるような環境づくりにもぜひ努めていただきたいと思います。

次に、レセプト審査について伺います。先日、都城で開催されました「知事とのふれあいフォーラム」において、市の薬剤師会の方からお話があったと思うんですが、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となるということで、それに伴いまして、診療報酬審査についても県の役割が重くなるんじゃないかなと思います。診療報酬審査委員会が設置されている目的・意味、また、社会保険と国民健康保険における調剤の審査件数・金額、体制等について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 診療報酬審査

委員会は、公的医療保険制度の適正な実施・運用を担保するため、社会保険については、社会保険診療報酬支払基金宮崎支部に、国民健康保険と後期高齢者医療につきましては、宮崎県国民健康保険団体連合会に設置されておりました。保険医療機関が行った診療行為が保険診療ルールに適合しているかを審査しております。このうち、調剤レセプトの審査についてでございますが、平成28年3月審査分における審査件数・金額は、支払基金が約29万件で約28億円、国保連合会が約32万件で約41億円となっております。また、審査委員における薬剤師の人数でございますけれども、支払基金が3人、国保連合会が1人となっております。

○二見康之議員 審査の中身については、29万件と32万件ということで、どちらも結構、膨大な量、でも、検索については、電算システム等の利用とかされているそうなんです。ただ、対応する薬剤師の数が3人対1人ということで、これは別に人数が多いから、少ないからどうだというだけの議論ではないんですが、要するに、薬剤師の方でも、レセプトの内容として、院内処方もあれば、院外、いわゆる調剤薬局に出す処方もあって、どうもそこのところの審査する中身が違うという話もあったりするわけなんですね。ですから、それに対応した薬剤師の採用とか、そういったものも検討してもらいたいということだったと思いますので、福祉保健部のほうでもよく調査していただきまして、対応が必要であればお願いしたいと思います。

次に、教育行政について伺います。

先日の政策勉強会のときに、学力向上について、県教育委員会と市町村教育委員会は、共通の意識を持って取り組んでいくというようなお話をいただきました。私は非常に大事なことだ

と思います。また、これは別に学力だけに限ったことではなくて、教職員としての共通意識というものも大事になってくると思います。これまでも、教育について質問してきましたけれども、まず初めに、「共通意識」という言葉を使われましたように、教育委員会として、県内の教職員に対し、小・中・高のそれぞれの段階にかかわらず、子供たちの教育にどのような意識を持ってほしいとお考えなのか、共通意識について教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 4月に、スーパーティーチャーの先生方の委嘱式に参加したところであります。この先生方には、極めて熱い情熱と信念を持って、子供たちを教えるんだという姿勢が見受けられたところであって、教師というか、人としての品格というようなものを感じたところでもあります。でき得れば、全ての教職員がこういうふうであってほしいなと思ったところです。教科等の専門性はもとよりでございますが、子供たちへの深い愛情と情熱を持って指導に当たってほしい。また、保護者や地域の方々とともに子供たちを育むという気概を持ちながら、教職員みずからの人間性を磨き続けていきたいと思うところです。

このため、県教育委員会では、「修養」ということを意識した研修や社会性を培う体験研修を行うとともに、学校でも多様な人材を招聘した研修に取り組んでいるところです。しかしながら、今般、教職員による飲酒運転という重大な事案が連続して発生したところであり、子供たちの信頼を裏切ることとなったことに、大変残念な思いをしているところでございます。教職員一人一人が、子供たちを初め、広く県民から信頼を寄せられる存在となるよう、高い倫理観を持って職務に当たっていただきたいと考え

ているところであります。

○二見康之議員 飲酒の事件につきまして、私も残念に思うところでありますが、そういった思いが先生方一人一人にまでまだ届いていない。よく指導の方法としては、校長先生方を集めての指導をして、そこからそれぞれの先生にというふうにされている。効率とかを考えますと、そういうのも必要なのかもしれませんが、本当に一人一人の先生方に目覚めていただくような取り組みというものも必要だと思います。

また、今、御答弁の中で「修養」という言葉を使われましたけれども、余り聞きなれない、いつもは「研修」とか言われるんですが、逆に、よく先生方のお話を聞いてみますと、研修というのは「研究と修養」のことをいうんだと伺いまして、なるほど。研修——研修というか、どっちかというのと、「研究と修養」と言ったほうがいいんじゃないでしょうか。言葉というのは、結構そういった中身といいますか、端々にいろんな意味が出てきますから、そういう言葉を大事にしていきたいなと。

また、「修養」という言葉は、「精神を練磨し、優れた人格を形成するようにつとめること」と、まさに今、教育長がおっしゃったようなことであります。でも、修養というのは、教えられることではなくて、みずからを修める、人格を磨く、主体的に努力することだと思います。先生方には、そういう自分で自分を律する存在であってほしいと思いますし、そのように指導していただきたいと思います。

次に、これは子供たちにとっての修養になるかもしれませんが、部活動について伺います。先生方の中には、部活動について、その指導に伴う負担が大きいという話もあります。ですが、子供たちの心身の健全育成において、部活

動は、大切なもの、大事なものだと思いますが、県教育委員会としまして、部活動の意義、指導の考え方についての見解を、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 中・高校生における部活動は、技術の向上を目指し、生徒同士が切磋琢磨しながら、集団の中でルールを守る重要性を理解するとともに、かけがえのない友情を育み、自主性や豊かな人間性を培うことに大きな意義があると考えております。また、部活動の指導につきましては、指導者が、その意義を踏まえながら、学校の実態に応じて、地域の方々や関係団体との連携・協力を努めるなど、指導の充実が図られるよう工夫を行っていくことが大切であると考えております。県教育委員会といたしましては、今後も部活動指導の意義が深まるとともに、その指導のあり方がより充実したものになるよう、教職員への指導や支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 子供たちの自主性、人間性を育むのに部活は重要だとお考えのようですが、先生方の中には、休みがなくなるとか勤務時間外が多い、負担が大きいという声もあると思います。部活動指導に伴う顧問の負担について、どのように対処しておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 部活動につきましては、学校教育の一環として大きな役割を果たしているものでありまして、その意義を踏まえて、積極的に取り組むべきものと考えております。一方で、議員お話しのような実態もあるわけですが、平成27年2月に実施いたしました「教職員の勤務の実態や勤務に対する意識を把握するアンケート調査」によりますと、勤務時間以外に行った業務時間として、部活動

が一番多いという現状がございます。

このような状況も踏まえ、保健体育教科担当者等での部活動の意義の共通理解や、指導者研修会の実施による指導者の資質向上を図るとともに、教員の負担や生徒のバランスのとれた成長等を考慮しまして、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みや、部活動指導を専門的に行う指導者の導入に向けた研究を進めているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも、部活動指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 よろしく申し上げます。

次に、施設整備についてもお伺いしたいんですが、私もこれまで何度か、泉ヶ丘高校にプールを何とかつくってほしいということでも質問してきた経緯があります。プールだけのことではないんですけれども、学校の施設整備において、いろんな先生方、校長先生方のお話を聞いていますと、もちろん、それぞれの施設整備の順序、優先順位とかも考えながら要望しなければならないとなっているわけですが、いろいろ御答弁いただいたような、財政状況が非常に厳しいということは、言わずもがな、校長先生方もよく知っていらっしゃる事なので、なかなか要望を上げづらいというようなことも感じるんですね。

ですが、特別な事情と申しますか、泉ヶ丘のプールは、県内にあるはずなのになんかというか、いわゆる特別なケースだと思うんですね。普通、よく聞く、壁がちょっと落ちてきそうだから補修をしなければならない、屋根の補修をしなければならないというような維持補修の問題と、あるべき施設をつくらなければならないというような議論は、同じ土俵に上げてはいけ

ないんじゃないかなとも感じるわけなんです。

また、地元の小学校ですけれども、PTAの方から、「今度、学校のすぐ近くを志布志道路が通ることになる。そうすると、工事に伴う子供たちの通学における安全性への配慮とか、また、交通量がふえると今度は騒音とかが出てくるので、そういった音対策とかはどうしなければならないのかな」というような疑問の声もあったりするわけなんです。でも、これは、要するに志布志道路が通らなければ、ほかのところには全然関係ない話なので、特殊事情として考えなければならない案件だなと感じたところだったんですが。

こういう学校施設について、県立及び市町村立も含めてなんですけれども、全般的に整備のあり方、また修繕等についての考え方、どのような基準を持って進めていращやるのか、またどのように指導しているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） まず、県立学校の施設整備につきましては、耐震化やバリアフリーなど全県的に対応が必要なものについては、計画的に整備を進めているところであります。現在、老朽化が全県的に進んでおります。県立学校では、建物の数で言いますと、約7割が建設後30年を経過しているという状況であります。したがって、その改修が喫緊の課題ということになっておりまして、財政状況が厳しい中、個別の施設整備につきましては、優先順位を考えながら対応しているところでございます。なお、学校からの維持修繕の要望などにつきましては、学校と連携しながら、それぞれ対応しているところであります。

また、市町村立学校における施設整備あるいは維持修繕につきましては、各市町村が事業主

体となって取り組まれているものでございますけれども、県教育委員会といたしましても、それぞれの施設の整備が適正に行われますように、引き続き、市町村教育委員会に対し、情報の提供や指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 わかりました。

では次に、最後の項目ですが、人権教育・啓発についてお伺いいたします。

先月31日に、宮崎県人権啓発推進協議会の第36回総会に出席いたしました。この協議会は知事が会長を務められ、議事進行もされたわけですけれども、協議会では、行政機関等が49団体、教育機関が27団体、厚生福祉関係が57団体、産業経済関係が224団体、報道関係が17団体、その他34団体と、県内の多くの機関・団体が会員となる協議会で、人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的に事業を行われているということでした。

本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、平成17年に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」を目指して、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進しているということでもあります。

具体的内容としては、男女共同参画やDV、性犯罪、仕事と家庭生活の両立支援など女性に関することや、子供のいじめ防止対策や児童虐待防止など子供に関すること、介護サービスの基盤整備・質的向上や社会参加促進や就業の確保など高齢者に関すること、障がい者差別の解消や教育環境の整備等、障がいのある人に関すること、また同和問題、そして多文化共生社会づくりの推進等の外国人に関すること、エイズ

やハンセン病患者に関する事、犯罪被害者等に関する事、インターネットによる人権侵害や性的少数者、刑を終えて出所した人、拉致問題など、非常に多岐にわたるものであります。そして、それらを家庭、学校、職場、地域社会など、あらゆる場を通じた推進を図り、日常生活において行動に結びつための技術や、人権に配慮した態度を総合的かつ効果的に推進していくとされております。

また、この総会ของときには、沢根スプリング株式会社の社長の講演、「小さな町工場の挑戦～社員を幸せにするバランス経営～」という題で、静岡県浜松の小さな町工場の社長のお話がありました。この会社は、「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞、中小企業庁長官賞を受賞された会社だということでありまして、「働く社員を幸せにする」というすばらしいビジョンを持って経営に当たられているというお話がありました。

子供や女性、高齢者、障がい、拉致、そして働く人々の幸せなど、これらのことからわかるように、人権教育・啓発というものは、豊かな社会を築いていく根幹であり、県政においても、各部局におけるさまざまな施策においても、最も中心に置かなければならないことだと思います。その推進の中心となるのが本協議会の会長でもある知事だと思いますが、県民の幸せを願うトップリーダーとして、今後、人権教育・啓発をどのように推進していくのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 基本的人権の尊重というのは大変重要なことだということを、改めて日々感じておるわけでありまして。けさの新聞でも、海外におけるテロや残虐行為の報道がなされたところでありますし、この協議会のところ

でも御紹介申し上げました、最近読んだ「ブラッドランド」という本で、第2次世界大戦中、わずか10数年において、東ヨーロッパで1,400万人が犠牲になった事例がある。最たるものとしては、基本的人権、そのような形でじゅうりんされる、失われる、損なわれる、大変怖いことでもありますし、我々が宮崎において、心豊かに一人一人が尊重される、そして生き生きと活躍できる社会を築いていくためには、基本的人権に対するさまざまな侵害、そういうほころびを少しでもなくしていくことが大変重要であろうかと思ひます。

これまでも、さまざまな啓発に取り組んでおるところであります。受け手にわかりやすく伝えていくこと、受け手の心に届きやすいものということが大事であります。先日の協議会におきましては、会員メンバーが企業の皆さんも多いものですから、企業経営ということでの講演をしていただいたところであります。また、協議会の中では、スクリーンなどを利用して、こういうCMをつくったり、こういうイベントを行ったりということ御紹介をさせていただきました。これからは、いろんな工夫をしながら、我々が当たり前のように享受しております基本的人権というものがいかに危ういものか、それをしっかりみんなで守っていかねばならないということを伝えていく、その努力を重ねていきたいと考えております。

○二見康之議員 人権というのは、非常にいろんな分野にわたりますけれども、それぞれの幸せを追求するために必要なものであるし、これはある意味、人間関係の話でもあるんだと思ひます。人間関係を良好に保つということにおいて、なかなか難しいなと感じるものに、育ってきた環境が違ふ2人が一緒に生活する、生活習

慣や価値観などさまざまな違いを乗り越えながら一緒に生活するという結婚・夫婦というものがあると思います。

先日、あるアンケート調査で、「夫婦の暮らしを充実させるために行っている習慣」というものがありました。夫婦生活が幸福と感じている人の回答では、「相手を尊重する・思いやる」「一緒にご飯を食べる」「できるだけ会話する」ということが上位にありました。余り幸福と感じていない人の回答では、「お互い干渉しない」「相手を束縛しない」「適度な距離感を保つ」などという結果が上位でありまして、調査結果では、「コミュニケーション不足になると、幸せを実感できないのではないか」というようなことを分析されております。夫婦、家庭というものは、社会生活の中での基本単位であり、個々の人生を充実していくためにも、家庭内人間関係を良好に保つことは大事なことだと思います。

先ほど御答弁もいただきましたように、より効果的な啓発活動を進めていかれたいと知事がお考えであるならば、最近、よく知事の御挨拶を伺っておりますと、オバマ大統領が広島に訪問されたときに、同じ大学院を出られたというようなお話の中で、案内が来るかと思ったら来なかったというようなこともおっしゃっておりますが、同じ25年前に御結婚され、ことし銀婚式を迎えられる知事におかれましては、夫婦の暮らしを充実させるために行う習慣や秘訣というものを広く県民にも教えていただきたいなと思います。宮崎県の中にも夫婦生活が幸福と感じられる家庭がふえていくようなお話をしていただきたいとも思いますが、夫婦円満の秘訣というものを、広く県民の幸せを願う知事としてお話しいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) ことし銀婚式を迎えるということを紹介いただきまして、ありがとうございます。きょうも傍聴席に座っておりますが、エネルギーをもらっているわけでありまして、つらつら考えますに——今、アンケートの結果等もいただきました。夫婦や男女間のみならず、人間関係を円滑にしていく上で重要なのは、一つには、相手を尊重し思いやるということ、もう一つには、しっかりとコミュニケーションを図ることではないかと思っております。

1点目の思いやりという意味では、例えば、夫婦では他人同士が長い間人生をともに過ごすわけでありまして、その間にはいろんなことに気づいたり相手の気になることがあったり、よく夫婦同士は片目をつぶっているぐらいがちょうどいいというような話もありまして、私の場合は両目をしっかりあけている状況ではございますが。そういうところも全て受けとめて相手を思いやる、これは本当に、夫婦、男女間のみならず、同性間でも同じではないかなと思っております。

それから、コミュニケーションを図っていくことであろうかと思っております。お互いの意思疎通ということですね。私などは、家で晩御飯を食べる機会も少なかったりするわけでありまして、最近では、朝、一緒にラジオ体操してウォーキングをしたりというようなこともありまして、そういう一緒に時間を過ごすことは大変重要なことです。

こういう内容をここで答弁するとは思ってもみななかったわけでありまして、これは夫婦なり男女のみならず、全ての人間関係において大事なことです。宮崎が結婚の幸福度都道府県ランキングで全国1位であったり、よい子が育つ都道府県ランキングで全国トップクラスだという

のも、家庭や地域でコミュニケーションを図ることができる、相手を思いやる、そういう風土があるのではないかと考えておりました、これを今後とも大事にしていきたいと考えております。

○二見康之議員 時間が来ましたので、盛大な銀婚式をするというところまでの質問は控えますが、これからもよりよい宮崎をつくっていただくために御尽力いただきますことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざきの有岡です。

まず初めに、熊本地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、復興に向け現地で懸命に支援していただいております関係者の皆様に感謝を申し上げます。

また、ことしの3月、大学生のインターンシップにおいて、河野知事におかれましては、インターン生6名との面談の時間をとっていただきまして、ありがとうございました。インターン生にとっては、2カ月間の体験の中で、最も記憶に残る経験になったと思います。多くの体験こそが成長の糧となるわけで、若者の成長は楽しみであります。そこで、私もインターン生に負けないよう、全国各地で視察・研修をさせていただきました。

まず、北海道江差町では、社会福祉法人江差福祉会の樋口理事長にお会いしました。7つの事業所で280名の知的障がい者の皆さんが働かれています。樋口理事長は、「障がいのある人の可能性をフルに引き出してやるのが、福祉事業に携わる人間の役割であり責任だ」という信念を持っておられ、今も新商品の開発や新事業

に挑戦されています。直接視察させていただいた就労継続支援B型事業所「あすなろパン」では、災害備蓄用パンなどの製造で働く利用者の平均賃金は月額15万円です。この事業所では、さまざまな技術を身につけることのできる仕事を経験させ、自立した生活へと成長されています。

今回、視察を通して、福祉、まちづくり、企業、災害現場において共通していたのは、キーマンとなる元気な人がいたことです。そのリーダーの信念と決意が多くの人材を育てていることに、感銘を受けました。先日は、熊本県議会の代表質問の傍聴をさせていただきました。また、熊本県西原村では、災害ボランティアコーディネーターの方たちと被災者との信頼関係を目にし、人と人のかかわりのあり方を学びました。

また、翌日の早朝、熊本城の周辺を1時間ほど散歩しながら感じたことは、熊本城の城壁など多くの箇所地震による被害が出ていましたが、城周辺の大きなクスノキやイチョウ、桜の木々は、いつものように城の周りを大きく伸ばした葉っぱの緑で覆っており、地に根を張った木々の姿が頼もしく、熊本の皆さんに安心を与えているように思えました。その姿が、私には県政における職員の皆さんの姿に見えたのは偶然でしょうか。

そこで、知事の政治姿勢として、人材育成について御所見をお伺いいたします。知事御自身が、宮崎の大地にしっかりと根を張るとともに、宮崎に根を張り伸ばしている大切な職員の皆さんの人材育成にどう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、稲用副知事にお伺いいたします。県庁職員の皆さんにとって身近な先輩である稲用副

知事におかれましては、仕事や家庭、職員としてのさまざまなプレッシャーで悩む姿を理解し、相談できる役割を持っておられると思います。そこで、後輩である職員のメンタルダウン防止について、稲用副知事はどのように取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

次に、四本教育長御自身の目指す教育の姿についてお伺いいたします。

教育長として目指す教育の理想像を踏まえ、第二次宮崎県教育振興基本計画の成果目標をどのように目指すのか、御所見をお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

職員の育成についてであります。本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、県政の諸課題に対応していくためには、その役割を担う職員の育成、人材育成が今後ますます重要になってくるものと考えております。このため県では、「宮崎県人材育成基本方針」を定めまして、プロ意識の高い職員、また地域に根差した職員など、目指すべき職員像と人材育成の方向性を示して、計画的なジョブローテーションを初め、集合研修や長期派遣研修などを実施しているところであります。

また、今年度から、職員一人一人の意欲を高め、持てる力を最大限に引き出せるよう、人事評価制度を本格的に導入し、業務の遂行や上司との面談等を通じた職員の育成に取り組むこととしたところであります。私自身も各部の部長と個別に面談し、県政に対する課題、また人材育成に対する思い等を直接伝えるなど、思いを共通して取り組んでいるところであります。

職員の育成は、さまざまな機会を捉えて行うことができるのではないかと考えております。熊本地震の話がございましたが、職員には、国内外でさまざまな災害が発生するたびに、自分自身の危機管理のスイッチを入れる機会にすべきではないかということをお願いしておりますし、熊本地震において派遣される、もしくはボランティアで現場に行くという経験を通じて、宮崎の防災力の強化に取り組んでほしいということも申し上げます。

また、新規採用職員に対する研修として私も話をする機会があるわけでありますが、将来を担う人材——彼らが退職するときには、私は知事の席に座っていないわけでありまして、今の我々の思いというものをしっかりと次の世代に伝えていく、人材を養成していくことは、大変重要なことであろうかと考えております。今後とも、志高く、意欲にあふれた職員の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○副知事(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

職員のメンタルダウン防止についてであります。県勢発展のための県行政の円滑な推進の実施には、それぞれの業務を担う職員の一人一人が心身ともに健康であることが大変重要であると考えております。そのため、「こころの健康」に関する研修や精神科医等による面接相談に加えまして、保健師や看護師を各地区に配置し、職員が相談しやすい体制を整えてきたところであります。

このような対策によりまして、近年、「こころの病」による休職者等は減少しておりますが、一方では、さまざまな悩みを抱える職員は依然として多く、メンタル面での相談件数も増

加傾向にありますことから、これまでの取り組みをさらに継続するとともに、新たに全職員を対象としたストレスチェックを導入しまして、さらなる充実を図ることにしております。

私も個人として何ができるのかということを考えてときに、日ごろからできるだけ個々の職員とのつながりを大切にしたいと思ひまして、全職員に私の思いをメッセージという形で伝え、それに対して答えてくれた職員、相談してくれた職員に対しては、必ず返事をするようにしております。

また、協議等の場面で職員の皆さんとお会いしますので、その際には、仕事の話はもちろんですが、近況などを聞くというようなことを心がけておりまして、できるだけ対話をしたいと思っております。いろんな方法があると思ひますけれども、これからも、さまざまな形で職員が相談しやすい関係を築いていきたいと思ひます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

第二次宮崎県教育振興基本計画の成果目標の達成についてであります。私が考えます教育の使命は、確かな学力を初め、子供たちの資質や能力を磨き、「夢、目標に向かって挑戦し続けるたくましさを育む教育」と、人としてのあり方、生き方のもととなる「心の豊かさを育む教育」を推進することだと考えており、これは第二次宮崎県教育振興基本計画の基本的な考えともなっているわけでございます。

本計画で示しております10項目の成果目標は、次代を担う子供たちの育成や、県民の生涯を通じた学びの推進、本県が抱える課題への対応の視点から、県民全てが共有できる「達成される姿」として設定されたものであります。こ

の実現に向けて、教職員等の資質向上に努めながら、家庭や地域、企業などと連携し、県民一体となって進めていくことが重要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、本計画の「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」というスローガンのもと、今後も計画に掲げる全ての施策に全力で取り組み、成果目標の達成を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

再度、知事に人材育成の観点からお伺いたします。平成24年の採用試験より、社会人経験者（民間企業等職務経験者）を知事の肝いりで取り入れられ、4年間で約30名の新規採用を行っています。その狙いと効果について、知事の御所見をお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 社会人採用ではありますが、県を取り巻くさまざまな情勢、そして諸課題というものが大きく変化する中で、迅速かつ的確に対応していこうということで、人材確保策の一環として、平成25年度から実施しております。効果としましては、社会人としての知識・経験を生かし、まさに即戦力として、県庁の中で生き生きと活躍していただいているということがありますし、外から来られた、外の経験を持って来られたということでの職員の意識改革、また県庁全体の活性化にもつながっているのではないかと考えております。

要は、多様な人材の確保ということは大変重要ではないかと考えておりまして、以前、確率共鳴という言葉で職員にもメッセージで呼びかけたことがあるんですが、信号にノイズ、雑音を加えるほうがより信号が強まると。集団行動

も同じであって、真面目一本やりではなしに、不規則な行為も含めると、トータルで効率が図られるということがあるようであります。社会人採用をノイズだとか雑音ということをお願いしたいわけではなしに、いろんな意味で、多様な経験を備えた職員で構成されることが、組織の活力、また県勢の発展にもつながっていくのではないかと、そのような形での人材確保、また育成に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 そういう多面的な経験をした職員を生かしていく、そういう土壌づくりも一つの大きな課題だと思っておりますので、今後とも御指導いただければありがたいと思っております。

次に、ストレスチェックについて総務部長にお伺いいたします。厚生労働省が2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施し、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止しようとしております。そこで、現在、職員のストレスチェックの実施に向け、どのような準備がなされ、どのような効果が期待されるのかをお伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) ストレスチェックは、心理的な負担の程度を把握するための検査でありまして、知事部局、各種委員会では、ことし8月から全職員を対象に実施することにしております。具体的には、職員がパソコン等を利用して、「仕事上のストレスの度合い」や「心身の状態」、それから「周囲のサポート環境」といった3つの分野に係る複数の質問に対して回答するというものでございます。

個々の職員に対しましては、その回答に基づく分析結果を直ちに通知し、みずからのストレスの状況について気づきを促すとともに、スト

レスが高いと判断された職員に対しましては、個人のプライバシーには十分配慮した上で、健康管理医や保健師等による面談・相談等の対応をすることにしております。

また、各職場に対しましては、各職場ごとに検査結果を集計・分析することによりまして、ストレスとなっている要因を軽減するなど、それぞれの職場環境の改善につなげることであります。このような取り組みを通じまして、職員の「こころの病」の未然防止と、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、答弁いただきました職員の「こころの病」の未然防止、これは大変重要なテーマでございますので、ストレスチェックを生かしていく、そういうことを期待しております。また、民間企業を少し勉強させていただきましたが、ストレスマネジメント力向上として、ストレスは悪いものではないんだ、そういうポイントを持っていますし、自分のストレスの特徴と向き合うこと、ストレスがたまり過ぎ、仕事に支障が出る前に対処するなど、民間の人事担当者の取り組み等も紹介していただきました。事前にこのようなポイントをしっかりと把握して、一人一人の職員にこういった情報をしっかりと提供していただく、こういう努力を今後ともしていただきたいと思います。

次に、教育長に再度お尋ねいたします。まず、その前に、先ほど答弁いただきました考え方として、私は、教師という職種、また先生と言われる皆さん方のいろんな姿を見、後姿を見、先生方に憧れた。ぜひ先生方には、子供たちにとって身近な大人として自信をつけて、憧れてもらえる恩師を目指していただけるような御指導をいただければありがたいと思っております。

ます。そこで、先生方が大変疲弊しているという話も先ほどございましたが、先生方の働きやすい環境プログラムをどのように進めていこうとされるのか、再度、教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） このプログラムは、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念し、その能力を発揮できる、働きやすい環境をつくることを目指すものでございます。このため、県教育委員会では、調査や提出書類等の20%削減あるいはスクールソーシャルワーカーの増員などにより、教職員の負担軽減を図ることとしております。あわせて、教職員の心身の健康を保つため、休暇をとりやすい職場環境づくりの支援等にも取り組むこととしております。

また、学校におきましては、管理職のリーダーシップのもとで、学校全体で取り組む「ワン・アクション運動」や教職員一人一人が取り組む「ワン・トライ運動」を進め、業務の効率化を図っているところでございます。今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら、教職員の働きやすい環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ先生方の働きやすい環境をつくっていただくこと、そして先生方のそういう働きやすい環境が、子供たちにはしっかりわかる。子供たちはよく見えています。先生方のそういうゆとりの部分を子供たちも見ながら、忙しい先生たちに相談ができないということのないように、ぜひともこのプログラムを実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

次に、危機管理強化プログラムについてお伺いいたします。2016年3月発行の「みやぎきの

うごき2016」では、本県人口110万4,000人で、災害に対する備えをしている人の割合は、昨年2月に41.9%となっています。災害に対する備えをしている人の割合の目標値は、平成30年度55%ですが、まず最初に、県民の災害に対する備えとして、具体的にどのようなことを準備しておく必要があるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 南海トラフ巨大地震などの大規模災害におきまして、自分自身や家族の命を守り、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆様お一人お一人が、ふだんから災害に備えておくことが大変重要でございます。災害に対する備えとしては、まず、最低3日分の食料や飲料水の確保、そしてラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常持ち出し品などを準備しておく必要がございますが、このほかにも、乳幼児や介護を必要とする家族がいるなど、それぞれの家庭の状況に応じまして、粉ミルクやおむつ、介護用品などの準備が求められます。また、テレビやたんす、食器棚などの家具の転倒防止のほか、最寄りの避難場所とそこまでの避難ルート、災害時における家族の間の連絡方法などを日ごろから確認しておくことも重要でございます。

○有岡浩一議員 今、最低3日分の食料や飲料水とありましたが、熊本市においても、10万人を超す避難者に対して、備蓄だけでは到底足りない、3日以上は備蓄の必要性を直接伺いました。では、このことをどうやって県民の皆さん方に周知し、実施し、そして準備していただくのか。これは、熊本地震を経験した今だからこそ、しっかり伝えて、55%と言わず100%に近づける努力をしていく時期ではないかと思っております。そこで、県民の災害に対する正しい

備えを確実に進めるために、防災訓練や周知の必要がございます。これまで取り組んでこられた防災士の育成により、3,100人以上の防災士がおられます。防災士の協力をいただくことが望まれますが、災害に対する備えを周知徹底するための具体的取り組みについて、再度お伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県民の災害に対する備えを早急に進めていくため、現在、防災士が講師となりまして、自治会や学校などにおきまして防災講座を行っております。このほか、今年度、新たに防災士が中心となって、県内の自主防災組織の長、トップの方、こうした方などを対象とした研修会を行う予定としております。また、県が実施する防災フェアなどに防災士の皆さんにも参加いただき、一緒になって県民に対する防災啓発を行っているところでございます。今後とも、地域防災リーダーである防災士の育成と活用に取り組むことにより、県民の災害への備えの促進を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 周知徹底を図っていただくということで、ありがとうございます。ただ、そのためには、防災士の皆さん方が常に新しい情報を持ちながら、そういった周知に取り組むという、循環していく環境が必要だと思います。そこで、危機管理統括監に一つの事例をお尋ねしますが、西原村で私はボランティアセンターに参りました。そこにペットのボランティアセンターというテントがありまして、ペットに対するケアもしておられました。例えば、ペットに対しては、一緒に避難するならば、何日分の餌、水、そういったものが必要だと認識しているのでしょうか。危機管理統括監、そういった情報をお持ちでしたら教えてください。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 私も、どのような形でペットと避難していくかということが、今回、熊本地震で大きな課題になったということをご承知しております。今後、ペットとともにどういった形で避難していくか、そういったことについての備えを、私も含めてしっかりと準備していこうと思っておりますので、その辺はまた、しっかりと勉強もさせていただきたいと思っております。

○有岡浩一議員 そういった現場でなければ気づかないこともございます。ちなみに、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」というものが環境省のほうで出されております。例えば、備蓄する食事でしたら、ペットの食料・水は7日分を準備しましょうとか、そういった情報もあります。そういったものをぜひ防災士の皆さん方に伝えて、それを県民の皆さんに広く伝えていく、常にそういう新しい情報を提供していただけるという努力をお願いしたいと思っております。

また、一つの参考で、北海道では、地域防災マスターという専門職の方々がそういう啓発活動をやっておりますし、静岡県では、避難所の運営ゲームとしてHUGというゲームが作られております。そういった紹介も今後取り入れていただければありがたいと思っております。

次に、関連しまして、警察本部長にお伺いいたします。大規模災害においては、避難者の誘導や避難所の運営などマンパワーが必要となります。そこで、地域住民と最も近い交番や駐在所の皆さんと、地元の消防、自治会、防災士などとのネットワークがあることは、大変意義あることと考えます。警察本部長の御所見をお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 防災士の方々

は、平常時には、地域住民の防災・減災対策のため、防災意識の啓発活動や地域住民と一緒にした訓練・研修などの活動を行う、地域の防災リーダーと承知しております。また、防災士のネットワークは、大震災などの発生後には、自治体と防災ボランティアのかけ橋として、避難所の運営や被災者支援活動を行うなど、大変重要な組織であると認識しております。

警察では、地域の生活安全センターとしての役割を担う交番・駐在所に対し、災害に関する教養・訓練等を行い、発生時に即応できるようにしておりますが、地域での防災講話や地域住民参加型の訓練など、県民の防災意識の向上を図るための啓発活動等も重要であります。そのような観点から、防災士ネットワークを初めとした関係機関・団体の皆様とは、日常的に連携しながら防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうもありがとうございます。この前、駐在所を回らせていただきましたが、地域の方に大変信頼されている姿を拝見しました。そういった意味では、そういった協力体制をいただくことが災害時の大きな力になる、マンパワーになると思っていますので、取り組みを進めていただければありがたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いたします。最近、ノルディックウォーキングという言葉が新聞等でも出ておまして、2013年から高鍋町では、スキーのように2本の専用ポールを持って歩くノルディックウォーキングを取り入れ、災害から命を守るために、健康づくりと高台への避難訓練を取り入れているそうです。消防庁の表彰も受けておりますが、今後のノルディックウォーキングに対する取り組みをどのように推

進して行う計画があるのか、お伺いたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県におきましては、高齢者の災害時における有効な避難対策と生きがいつくりの観点から、「防災のためのノルディックウォーキング教室」を実施する市町村に対しまして、費用の2分の1を補助しております。昨年度は、門川町が取り組んだ結果、延べ250名余りの参加がございまして、同町におきましては、今年度も独自に実施されると聞いております。なお、今年度も実施する予定でございまして、市町村の高齢者担当のみならず、防災担当部署にも周知しているところでございます。少しでも多くの市町村に取り組んでいただけるよう、さらに積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。

次に、総合政策部長に新しい「ゆたかさ」の実現についてお伺いたします。

宮崎県総合計画の未来みやざき創造プランでは、「新しい「ゆたかさ」への挑戦」を掲げていらっしゃいますが、生活者目線で現状を分析すると、後継者不足、不安定な雇用情勢、高齢化、少子化など厳しい現状の中、どのような価値観で「ゆたかさ」を追求していこうとされているのか、御所見をお伺いたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の経済の状況を見ますと、有効求人倍率が上昇しますとともに、県民所得や平均賃金の改善など持ち直しの動きが見られるものの、全国平均と比べますと、まだ差がありまして、引き続き努力していかなければならないと認識しております。このため、今後とも、成長産業の育成や地域経済の循環促進による経済の活性化、良質な雇用の場の確保などにしっかりと取り組んでまいりた

いと考えております。

一方で、豊かさには、経済的なものと、お金にはかえられないものの両方があると考えております。温かい県民性や恵まれた自然などを生かしまして、健康や生きがい、安全・安心、暮らしやすさ、人や地域のきずななどの面でも、今後一層、磨きをかけていく必要があると考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。暮らしやすさという部分では、本来は、宮崎は大変暮らしやすい地域だと思っておりますので、こういったことをまたしっかりとPRしていくことを、我々自身も努力したいと思っております。

次に、これに関連しまして、私自身、先月、人口減少克服・地方創生のモデルと言われる「オガールプロジェクト」で知られる岩手県紫波町へ行ってまいりました。紫波中央駅前には、2009年からPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として、補助金に頼らない公民連携事業に民間主導で取り組み、図書館、宿泊施設、バレーボール専用体育館、店舗など整備され、400戸の住宅団地に役場庁舎の移転で、スポーツに親しむ学生や若い家族が広場に集まる活気あふれる場所となっていました。このように、暮らしの基盤となる地域コミュニティ機能を維持・活性化することが必要であります。

一つの例になりますが、宮崎市高岡町——私の住んでいる地域ですが——では、今、乗り合いタクシーと路線バスの時間を調整し、利用者目線で運行している。利用者の希望に応じながら時間の調整をしていく、そういう現場に応じた対応をしております。大変喜ばれておりますが、まだまだ改善の余地がある中でも、このよ

うな地域に密着した取り組みを住民と行政と一緒にやっております。そこで、行政と住民が一緒につくり上げていく新しい拠点づくりとして、国土交通省などで紹介されている全国の「小さな拠点」づくりは、大変参考になる事業と考えます。昨年2月、黒木正一議員からも小さな拠点形成支援について質問がありましたが、国土交通省出身の内田副知事に、本県における「小さな拠点」の形成を図る上で、どのような課題があるのか、御所見をお伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） これまで県内各地に足を運ぶ中で、集落機能ですとか買い物・医療の生活サービスの維持に対する心配、あるいは安心して地域に住み続けたいなどの声をじかに聞いてまいりました。国においても、このような現状を踏まえまして、歩いて動ける範囲に生活サービスを集約し、周辺集落との移動手段を確保する「小さな拠点」の形成を提唱されております。

本県の場合、旧町村の中心部などに公共サービスですとか日常生活サービスの集積が見られますことから、新たな人の連携や交通・物流の仕組みをつくり、集落のネットワーク化を促進していくことで、中心部と周辺集落が一体となった生活圏を形成し、地域を守り支えていくことが肝要であると考えております。県といたしましては、今年度、このような生活圏を形成するモデル事業を実施いたしまして、成功事例の創出とその横展開を図り、持続可能な中山間地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。各地域を見てみますと、今後、廃校となった小中学校の利活用についても、「小さな拠点」づくり

の事例は先例として参考になると思いますので、ぜひまた活用していただければありがたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

商工観光労働部長に、昨年度の実績と、どのような効果が出ていたのかをお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ふるさと納税につきましては、平成27年度から新たに、本県ならではの魅力あふれる特産品や宮崎への旅行商品を返礼品として用意しましたことなどから、昨年度1年間の寄附実績は、1,887件の約1億415万円となったところでございます。その効果としましては、宮崎を思うファンをより多く獲得できましたほか、返礼品として地元特産品を活用したことにより、地場産業の振興にも寄与できたものと考えております。

さらには、宮崎牛やキャビア、焼酎等の定番商品を初め、マンゴーやウナギなど旬の季節の商品にも人気が集まるなど、多彩な県産品や、それらを育む宮崎の魅力のPRにもつながったものと考えております。今後とも、魅力ある返礼品の選定や効果的なPRを通して、一人でも多く、宮崎を応援いただくファンの皆様をふやしてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、効果的なPRというお話がありました。その考え方で少しお話しさせていただきます。県内では、都城市、綾町など、幾つもの成果を上げておられますが、これからも納税のお礼により地場産業の振興が当然期待されるわけです。さらに、今後期待される分野としましては、納税いただいたことで、どのような事業に取り組み、どのような成果があらわれたかを、納税いただいた方たちに周知す

ることが必要になってくると言われております。

例えば、お預かりしたふるさと納税で、間違っても、都市外交の目的で海外出張費20名5泊で5,042万円だったという、そんな報告が出てくるようでは困るわけです。要するに、どのような事業をしたのかということ、宮崎県のファンをつくっていく。そして、ファンの方に、例えば宮崎に住んでみたいと思っただけのような魅力を発信していただきたいという思いで、ふるさと納税について、今後の展開として、どのような事業をしたかということも一つのPRの周知として取り組んでいただけるとありがたいと思っております。

次に、骨髄ドナーへの支援について、知事に御所見をお伺いいたします。

4月の地元紙でも紹介されておりますが、骨髄バンク登録の推進や骨髄移植、ドナーの負担軽減が献血ルームの写真とともに紹介されています。本県のドナー登録者は約3,500人で、20代の若年層の登録確保が急務です。18歳から54歳の登録の中で、残念ながら、私自身は高血圧のため登録することすらできません。知事におかれましては、骨髄バンク登録はできるか、また、していच्छるのか、現状をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 自分自身の年齢のことも含め、制度的には可能であります。以前検討した経緯はありますが、現在登録はいたしておりません。

○有岡浩一議員 大半の方がそういった現状だと思いますが、もしドナー登録をしたとして、ドナー候補として適合通知を受けたならば、知事が登録してあった場合はどうされるか、御自身の見解をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 以前検討した経緯があるということを申し上げたところでありますが、知事の行動というものは、さまざまな形で県民に対するメッセージを伝えるということで大変重要であり、例えば、骨髄移植の関係のイベント、啓発事業などに参加して、意見交換をしたこともあります。そういう意味からも、ドナー登録というものが一つの県民へのメッセージになるのではないかという思いもあるわけですが、私自身の体は、自分の体であって自分の体ではないというようなどころもあります。すなわち、物理的な体以外に、県の代表として公務を担う立場、責任、スケジュール管理ということもありまして、気持ちの上ではということではあるんですが、なかなか難しいというのが、現状での判断であります。

○有岡浩一議員 今、知事がおっしゃったように、大半の方が仕事の関係やいろいろな条件で難しいということで、現実的にはなかなかドナーという段階までいかない聞いております。私がなぜこの質問をするかということ、今月、ドナーとして2度目の提供をして無事退院した知り合いがおりまして、仕事が自営業で、休みながらドナー登録するのは大変苦しい、厳しいと、そして2回という一つのハードルがありますので、そういった方たちに何らかの支援はないのかという意見がございました。

実際に支援策として、埼玉県は全市町村、岡山県もことしの4月1日からスタートしております。今後、各地域でそういった支援策が広がるとは思いますが、県内の市町村でどの自治体が支援を今やっというらっしゃるか、知事は御存じでしょうか、お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 3つの市・町ということで、都城市、三股町、えびの市ということで

把握しております。

○有岡浩一議員 そういった自治体においては、市民、町民を守るためにも必要だと、このような制度を導入されているわけですが、本県において、ドナーの助成制度を導入する考えはないか、再度、知事の見解をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 骨髄移植は、ドナーの善意で提供していただいた骨髄液を、白血病など治療が困難な血液疾患の患者に点滴で注入する治療法であり、人の命を救う大変重要な取り組みであろうかと考えております。各都道府県で採取された骨髄液は、型が適合する全国の患者に提供される仕組みとなっているということも含めまして、骨髄移植の促進対策も全国一律の取り組みが必要なのではないかと考え、国レベルでの検討を要望しているところでありますが、県としましては、まずは特別休暇制度の普及拡大に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○有岡浩一議員 特別休暇制度、ドナー休暇と言われているものですが、これが実際にとれる企業がどれぐらいあるのだろうかと思うと、大変少ない。実際は、県の職員は特別休暇制度が利用できると聞いております。では、職員の皆さん方がこぞってドナー登録をしていただけるのだろうか、そして、実際、ドナーとしての通知が来たときに協力していただけるのだろうか、大変疑問であります。逆に言いますと、誰でもはできない。こういった最終的な決断をして、約3カ月の間に病院での検査をして提供する。実は、先ほどお話しした方も、仕事の関係で3カ月じゃなくて6カ月待ってくださいと、そして仕事の段取りをして、ようやく協力したと。ですから、誰でもはできないことをやって

いるということです。

私は、こういう現状を、国が云々ではない、まず地方から変えていく、そういう気概を持つべきじゃないかと思っております。実際に県民の皆さん方がそういった形で努力している。僕は、先ほど地に根を張るという表現をしましたが、命を守るために頑張ってもらえる県民を応援できずに何をするんだろうかと。我々は、命を守るために仕事をする、その努力をしていらっしゃる方を応援できないということは大変残念だと僕は思っています。そういう意味では、ほかの県もやっていますが、これからどういう形でできるか検討していただきたいと思えます。

ラグビーで一つの例を申し上げます。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」と言いますが、正しくは、一人一人が自分自身の役割を把握し、それを果たした上で全体のことを考えるのが、本来の「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神です。これから福祉において相互扶助の精神を進めなければならない行政において、行政でできないことを、ドナーとして使命を果たそうとする県民を応援することは、行政の役割ではないでしょうか。

先ほどのふるさと納税と絡めて話をしますが、私は、このような事業、骨髄バンクのドナーとして負担軽減をやりますと、そういう取り組みをふるさと納税の費用から捻出する、そういった姿を期待しています。そして、提供を受けた県外の患者の手紙が来るそうですが、そういったものを紹介する。全国につながっているあかしとして、僕は、こういうドナーの方たちの負担軽減を一緒にやり、それを県民の姿として全国に発信する、そういう英断を、知事、担

当者に期待しております。今後とも御検討いただけたらと思っております。

では、次の質問に参ります。2015年度、本県移住者が202世帯に伸びたとありました。子育てしやすい環境など評価していただいたと感じております。そこで、次世代農業のあり方について、農政水産部長にお伺いいたします。都市部からのU I Jターンを含めた農業の新たな担い手確保について、取り組みと成果をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業の持続的発展を図っていくためには、地域における後継者の育成・確保に加えまして、幅広い分野から農業への就業を目指す新規参入者を呼び込むことが大変重要であると考えております。このため県では、関係機関と連携し、就農に関する情報の発信から、相談、研修、就農定着までの支援を一体的に行っておりまして、昨年度は、新たに人材派遣会社と提携し、農業法人への派遣型の研修を行い、研修終了後に正式に雇用を目指す、いわゆる「お試し就農」に取り組んだところであります。

さらに、都市部からの移住を促進するため、東京都有楽町に設置いたしました「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を拠点といたしまして、就農希望者に対する、定期的な就農相談会や、宮崎の農業を基礎から学べる就農講座を開催するなど、広く本県への移住・就農を呼びかけたところであります。こうした取り組みにより、昨年は、ここ5年間で最高の341名の新規就農者を確保し、うちU I Jターン者も74名となっているところであります。

○有岡浩一議員 今御報告がありましたU I Jターンの74名、年代層を見ましても若い方が大変多いということで、大変ありがたい取り組み

だと思っております。

そこで、もう一度、御所見を伺いますが、今年度の農業分野へのU I Jターン促進にどのように取り組まれる予定なのか、再度、御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県へのU I Jターンを促進するためには、就農希望者が安心してスムーズに移住できるよう、きめ細やかな情報提供や受け入れ体制の整備が必要であります。このため、都市部での就農相談会において、地域ごとの支援体制や、教育あるいは住宅などの情報提供を行うとともに、移住・就農のイメージをより深めていただけるよう、先輩移住者からの体験談等を聞くことのできるような場を就農講座の中で設けるなど、昨年引き続き実施してまいりたいと考えているところであります。

さらに、本議会に提案しております「農で呼び込む人・しごと・産地創造対策事業」におきまして、市町村やJ Aと連携し、就農希望者の受け入れと、担い手の育成機能を有する「しごと創生公社」を各地域に設立できるよう取り組むこととしており、これらの取り組みにより、農業分野のU I Jターンの促進に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひU I Jターン、お一人お一人を大切にしたい取り組みを期待しております。

次に、ジビエの普及について、再度、農政水産部長にお尋ねいたします。ジビエ普及拡大に必要な、ジビエハンターという表現を使っておりますが、そういう専門的なジビエを捕獲する方たち、さらには処理加工にかかわる人材、こういった方たちを養成する必要がありますが、この取り組みについても見解をお伺いいたしま

す。

○農政水産部長（郡司行敏君） ジビエの普及拡大を図っていく上で、安全・安心で高品質なジビエの供給体制を確立することは極めて重要であると考えます。このためには、捕獲から消費までの各段階において、品質確保のための衛生管理や処理加工について、高度な技術を有する人材の育成は極めて重要であると、そのように考えます。

このため県では、今年度、「地域力を活かす鳥獣被害防止総合対策事業」を創設し、その中で、鹿などの狩猟者、処理・加工従事者を対象に、衛生管理技術や品質保持のためのジビエに適した捕獲、解体等の処理・加工技術に関する研修会、あるいはジビエの調理技術に関する研修会を開催することとしております。今後とも、市町村や関係機関・団体と連携いたしまして、本県のジビエの生産を担う人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 それでは、総合政策部長にお尋ねしたいと思います。実は、この取り組みはさらに進んでおりまして、国産ジビエ流通規格検討協議会が今年度導入予定の移動式解体処理車の実証実験についての考え方をお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） ジビエの普及拡大を図るためには、肉の品質確保と安定的な供給の確立が重要な課題であります。山中で捕獲した野生獣の中には、処理加工施設への搬入が容易でなかったり、搬入までの間の肉質の劣化のため、やむを得ず廃棄されるものがございます。このため、捕獲現場近くで処理施設と同等な設備の利用が可能となります移動式解体処理車は、その有効な解決策として期待されているところであります。

今年度、御質問にありました、国産ジビエ流通規格検討協議会による移動式解体処理車の実証調査が、本県においても実施されることとなっております。県といたしましては、この実証調査に積極的に協力しますとともに、衛生管理や運用面での課題についても、しっかりと見きわめてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 これからの新しい農業のあり方として、こういった分野も、丁寧にやっていくことによって、地域の産業として発展すると期待しております。

続きまして、環境森林部長にお伺いいたします。おが粉対策についてであります。

地域の方々から何度も連絡がありまして、「おが粉対策はどうなっているんだ。木質バイオマス発電ばかりに目が行っていて、現地の状態を知らない」ということで、大変厳しい意見をいただいたんです。そこで、お尋ねしたいと思いますが、林地残材以外のC材等の原料が木質バイオマス発電施設で消費されることによって、地域によって木材が入手しにくい状況になっております。現状認識について、環境森林部長の御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県内の木質バイオマス発電施設に対しましては、その状況を把握するために、定期的に調査を実施しているところです。その中で、燃料の調達につきましては、林地残材のほか、曲がりが大きくて製材に向かないC材などの低質な丸太が使用されている状況にあると聞いているところです。また、おが粉の生産業者に対しましても、同様の調査を実施していますが、一部の生産者からは、原料である林地残材やC材などの丸太が値上がりして、入手しにくくなっている状況にあるという回答があったところです。その原因と

しましては、木質バイオマス発電施設の燃料と、おが粉生産の原料に競合する部分もあるのではないかと考えております。

○有岡浩一議員 今後ますます、こういった課題が出てくると危惧しているわけですが、再度、部長にお尋ねいたします。林地残材の木質バイオマス発電施設への有効活用について、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県では、林地残材を効率的・効果的に出荷できるよう、木質バイオマス発電施設への輸送経費や搬出・輸送に必要な機材への支援など、その供給体制づくりに取り組んできたところでございます。今年度はさらに、林地残材の搬出や輸送などにつきまして、関係者で意識の醸成を図り、一体となった取り組みが進められるように、県内各地に設置されている地域協議会の運営経費に対しましても支援をしていくこととしております。

○有岡浩一議員 林地残材が現場に残されているという姿が今までずっと続いておりました。しかし、林地残材が有効に活用されることによって、結果として再生林へ取り組む近道になると私は思っております。そういった意味では、林地残材を有効に活用する、これを徹底していただくことが、大きな循環型エネルギーの取り組みの第一歩だと思っております。ぜひ林地残材の取り組みをしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、その取り組みが結果的に災害防止につながる。よく山津波という表現をされますが、そういう災害が起きることのないように、林地残材の活用を強く要望しておきたいと思っております。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。青島にあります宮交ポタニックガーデン青島が、

3月26日にリニューアルオープンしました。何度か足を運んでみましたが、幅広い世代が利用しているようです。リニューアルオープン後の利用状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 今回リニューアルオープンしました宮交ボタニックガーデン青島でありますけれども、大温室には、色とりどりのブーゲンビリアを初め、190種1,600本の亜熱帯植物などを展示するほか、姉妹園でありますシンガポール植物園との友好を示すマライオン像を設置するなど、大温室の周辺を含め、南国情緒あふれる植物園として整備したところであります。その結果、オープンから5月末までの大温室の入場者数は、リニューアル前の同時期の約5,200人から約4万7,000人にふえており、大変にぎわっております。

今後は、さらに魅力ある植物園となりますよう、植物について学ぶ体験学習の実施や、青島ビーチパーク開催中の夜間ライトアップの試行、さらに、宮崎市の観光ボランティア協議会と連携して、ボランティアガイドの育成にも取り組むこととしております。今後とも、宮崎市を初め、地元の皆様や周辺の施設とも連携して、青島地区の活性化につなげていきたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。姉妹植物園としてシンガポール植物園がございます。ボタニカルという植物、そしてガーデンという庭、植物園としての本来の目的である、中にある植物というものに特に力を入れていただきながら、ブーゲンビリアなど宮崎らしい公園として、今後とも利用していただければありがたいと思っていますし、もっともっと小学生や中学生、子供たちにも足を運んでいただきたい

施設だと期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

通告した質問は終わりましたが、2つほどお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの職員のストレス軽減として、テレビでやっておりましたが、癒やしパワーとしてオキシトシンというものがあります。これはタッチケア方法で、10分間ほどストレスを軽減できるようにさわっていただくこと——表現が悪いんですが、体に触れてもらうことによって落ち着く。被災地でもそうです。被災地でも、実際にさわってもらう、そして肩をもんでもらう、そういったことでも結構ですが、そういったものがストレス解消になるというふうなお話でした。

それともう一つ、先ほどの江差福祉会の樋口理事長は、元宮城県知事の浅野史郎さんが厚生省在職中に北海道の福祉課長として赴任されたときに、浅野さんから、「障がいのある人たちは、きょうできなかったことが、あすはできるようになるかもしれない」という言葉を教えていただいております。ぜひこれからも、堅実な中にも柔軟性を持った職員をつくっていただきながら、職員と一緒に頑張ってくださいをお願い、また、我々も一緒に頑張ることをお誓い申し上げまして、私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開

きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員（拍手）〔登壇〕 こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

まずは、熊本地震でございます。4月14日夜に震度7の前震があり、緩んだ地盤や弱くなっている建物に追い打ちをかけるように、16日深夜に震度7の本震があり、壊滅的な被害となりました。49人が亡くなり、今も1人の行方がわかっていません。一連の地震により被害を受けた住宅が13万棟を超えたとの報告もありました。地震によりお亡くなりになられた方々、また被災された方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。私も、自民党青年局の仲間と一般の方々と一緒に、4月と5月に3回、現地のボランティアに行ってきました。この目で現場の悲惨さを目の当たりにし、また、被災された方と触れ合い、生の声を聞き、何とかしなきゃいけないなと強く思った次第です。我が宮崎県も、過去の災害、また口蹄疫等で全国から支援をいただき、今があります。本県も先月の臨時議会で約4億3,000万の熊本の復旧に関する補正予算をつけましたが、さらに早期の復旧・復興を強く願いながら、九州はひとつ、日本はひとつという気持ちで、熊本県に温かい御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、本県も南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中で、知事におかれましても、その思いや考え方を幾度となく述べられていますが、今回の熊本地震を受け、改めて、南海トラフ地震を初めとする大規模災害に対する備えに対する御見解を知事へお伺いし、以下の質問は、

質問者席よりお伺いしてまいります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

熊本地震を受けました、南海トラフ地震を初めとする大規模災害に対する備えについてであります。私は、これまで常在危機という意識を基本としながら、本県もさまざまな災害を経験してきたその教訓を踏まえ、防災・危機管理能力の強化に取り組んでまいりました。熊本地震の甚大な被害を目の当たりにいたしまして、自然災害の恐ろしさと備えの重要性について、改めて認識をしたところであります。特に本県では、大きな被害が想定される南海トラフ地震の発生が懸念されておりますことから、今後も引き続き、地震などの災害に対する日ごろの備えについて、県民の皆様の防災意識のさらなる向上を図りますとともに、国等からの支援の受け入れ体制の整備や訓練の実施など、より実践的な取り組みを進め、大規模災害に対する備えに万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 答弁にもありましたように、災害に対しては、日ごろの備えと防災意識の向上だと思えます。日ごろから隣県との情報交換や県内市町村と連携をとり、しっかりとした体制を構築していただくことを要望いたします。

今回の熊本地震では、本県でも、県北を中心に震度5強弱の強い震度が観測されていますし、余震もたびたび起きています。こういった中で懸念されるのが、地震により緩んだ地盤です。これから雨の多い時期に入り、土砂崩れ等が心配されますが、今回の熊本地震を受けて、地盤の緩みが心配される県北地域の土砂災害危険箇所の点検は行ったのか、また、現在どのよ

うに対応しているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 今回の地震では、国のマニュアルに準じて、震度5強の強い揺れを観測した椎葉村、美郷町、高千穂町の3つの町村で、落石や小規模な崩壊が発生した箇所周辺の位置する土砂災害危険箇所164カ所について、目視による緊急点検を行いました。異常は確認されませんでした。しかしながら、この3つの町村におきましては、地盤が脆弱になっている可能性があり、大雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、県と宮崎地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を、通常の8割に引き下げて運用しております。これによりまして、土砂災害に関する情報提供を早い段階で行うこととなり、地域住民の早期避難につながるものと考えております。

○野崎幸士議員 県も土砂災害の危険性を認識しているとのことですので、特に雨の多くなるこの時期は、さらに注視していただくことを要望いたします。

熊本地震による本県への経済的影響も御報告があったところですが、5月10日の調査時点では、宿泊客のキャンセル数が約6万3,000人、ゴールデンウィークでは、主要観光地への入り込み客数、宿泊数が前年度比の約7割から8割と、このような状態が3カ月間続くと仮定した場合、個人消費関連産業及び観光関連産業への影響は、55億円のマイナスとの推計もなされているところです。こういった状況に伴い、中小企業向けの経営金融支援について、県商工政策課経営金融支援室、県内3カ所の総務商工センター（日南、都城、延岡）に窓口を設置し、商工団体への相談窓口の設置を要請したとの説明を受けたところでございますが、その相談状況

と内容についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県や商工団体等の相談窓口には、窓口を設置した4月21日から5月末までの間に14の企業から金融の相談が寄せられておりまして、その内訳を業種別に見ますと、宿泊・飲食業が6件、サービス業が4件、小売業が2件、製造業が2件となっております。相談の内容といたしましては、全て売上減少による運転資金の相談でございますが、宿泊客数、入り込み客数の減少によるもののほか、熊本や大分の取引先が営業停止となり、仕入れや販売が困難になったことなどにより、売上が減少したというものでございます。

○野崎幸士議員 想定していたような業種と内容でした。熊本地震によって大きなダメージを受けている本県の中小企業者は、ほかにも多々あると思っておりますので、こういった相談窓口のさらなる周知を図り、力になっていただくことを要望いたします。

金融対策については、県内各銀行、各信用金庫等に金融円滑化の協力要請と県中小企業融資制度の周知を行ったとのことですが、特に、突発的な自然災害等により、多数の中小企業者の経営に支障が生じるおそれがある場合に、都道府県が国に対して指定の要請を行い、国が災害及び地域を指定し、信用保証協会が融資額の全額に対して保証を行うセーフティネット保証4号について、5月17日に宮崎県全域の指定が決定したとのことでした。この制度の各関係機関への周知の状況と利用状況をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） セーフティネット保証4号につきましては、国の地域指定決定後、速やかに県内金融機関を初め、商工団体や市町村等に周知を図ったところであり

ますが、保証の利用が可能となる5月27日の官報告示後におきましても、改めて関係機関に周知したところであります。

次に、利用状況につきましては、告示後間もないことから、問い合わせや相談は寄せられておりますけれども、5月末時点での利用はございません。ただ、セーフティネット保証4号以外の県融資制度等利用の保証実績が、熊本関連で9件の1億800万円となっております。県といたしましては、関係機関と連携を図りながら、中小企業者に対する資金供給の円滑化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 告示後間もないので、まだ利用はないとのことでしたが、周知を行った金融機関、商工団体、市町村等から、さらに中小企業者に対し周知の徹底が図られるよう、働きかけていただくことをお願いいたします。

熊本地震に対するこれまでの観光客等の来県の減少、キャンセルの発生状況を見ますと、これから県内の観光業がにぎわう夏休みを目前に、風評被害が一番の懸案事項と思いますが、本県及び九州全体の観光の風評被害についてどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 熊本地震による旅行マインドの低下や、風評被害による宿泊予約等への影響は、本県のみならず、九州全体に及んでおりまして、その解消は喫緊の課題でございます。このため、現在、本県の観光関連施設の営業状況等について、正確な情報提供に努めますとともに、5月補正予算の宮崎観光誘客対策事業を活用し、宿泊割引等を先行して実施しているところでございます。また、今回、補正予算でお願いしております九州観光支援交付金事業を活用し、国内外の旅行プランの

割引等、きめ細やかに対応していくほか、九州各県や九州観光推進機構と連携を図りながら、国内外に向け、九州への旅行需要を喚起するための観光プロモーションを行うこととしております。県といたしましては、本県独自の取り組みと国の交付金事業を一体的に実施することで、夏休みに向けての観光誘客に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 九州の熊本で起こった今回の地震が、本県を含め、九州全体のイメージを変えてしまいました。夏休みを含め、これからの季節こそが、本県・九州全体の経済復興のチャンスだと思い、今議会で上程されました九州観光支援交付金と5月臨時議会で議決しました宮崎観光緊急誘客対策事業を活用し、九州各県と強い連携を図りながら、しっかりと風評被害対策、経済復興に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、選挙権18歳引き下げについて質問いたします。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、本年6月19日に施行されます。全国では18・19歳の約240万人が、本県では約2万人が新たに有権者になると見込まれています。18歳選挙権が適用されるのは、ことしの夏の参議院議員選挙になります。改正公職選挙法が公布されてからこれまでの啓発の取り組み状況について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長(後藤仁俊君) 選挙権年齢の引き下げによりまして、高校生を初め、新たに有権者となる若者向けの啓発が重要となりますことから、県選挙管理委員会では、県教育委員会や私学振興会等と主権者教育や啓発を連携・協力して推進するための協定等を取り交わしました。これを機に、当委員会では、啓発事業

を高校生以上が参加できる形に見直しまして、政治や選挙に関するワークショップや意見発表会等を開催したほか、県内の全高校生を対象に、意識啓発を兼ねた政治や選挙に関するアンケートを実施し、3万人を超える生徒から回答をいただいたところでもあります。さらに、昨年度は、県と市町村の選挙管理委員会で高校への選挙出前授業に初めて取り組み、県内37校の1万4,000人を対象に実施したところでもあります。これらの啓発の取り組みにつきましては、報道機関の方々にも高い関心を寄せていただき、さまざまなメディア報道で取り上げられたところがございます。

○野崎幸士議員 さまざまな啓発運動がなされていますので、この取り組みが若者の投票率向上につながることを期待します。

さて、先月、5月21日に、宮崎産業経営大学にて開催された「わけもん 政治を変える!!」という、若者の選挙権年齢引き下げに対するの思いや考え方を討論し合うシンポジウムに出席しました。登壇したパネリストは、私と、女性のえびの市議会議員、高校生3名、大学生2名の計7名で、会場には多くの高校生や大学生を初め、一般の方も参加されました。高校生、大学生を初めとする若い方々の生の声を直接聞くことができ、いい勉強になりました。これからは、そのシンポジウムで若者から受けた質問を取り上げ、若者の純粋な思いや考え方を伝えながら進めていきますので、若者へ伝える感覚で御答弁をよろしく願いいたします。

まず、18歳選挙権について、賛成ですか反対ですかという質問がありました。私も含め登壇した7名は、全員賛成でした。高校生からは、「消費税等の身近な問題について意見を言うためにも18歳選挙権は必要だ」「まだ17歳だが、

早目に自分の考えをまとめて投票を通して示していきたい」「賛成だけど、選挙権によって18歳に求められる不安もある」などの意見が出ました。私は、少子高齢化が進展している近年、高齢者の有権者比率が若者を大きく上回っている状況であり、高齢者の意見や思いで政策が偏らないようにするためにも、若き有権者の必要性があるという思いを伝えましたが、選挙権18歳引き下げについてどう思われているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私もことし2月、県内の高校生10人と、今回の制度改正ということも背景にしながら、政治や選挙について意見交換をする機会を持ったところでもあります。自分自身の高校時代のことを考えますと、政治や選挙をまともに考えたことはないなという状況の中で、今回の高校生たちは、こうした制度改正というものを非常に前向きに受けとめて、責任を持ってしっかりと迎えようとする、その姿勢に感心をいたしましたし、自分なりの考え方というものを述べてくれる、その姿勢に大いに心強い思いがしたところでもあります。彼らを含めた18歳、19歳の若者が、この国や地方の将来を決める大事な選挙に有権者として新たに参加するという、大変頼もしく、心強いものだと感じたところでもあります。

これまで、若年層の低投票率ということが問題になりまして、さまざまな啓発なり活動に取り組んできたわけですが、さらにこの18歳、19歳という選挙権年齢の引き下げということで、政治や選挙というものが大きな注目を集める。そして、こういう若い世代だけではなく、あらゆる世代の有権者が政治や選挙について関心を持ち、積極的な政治参加につながってくる、そのような大きなきっかけにすべきではないかと

考えておりますし、いろんな形で私も一政治家として働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まさに私も、今回の選挙権18歳引き下げが、全体的な政治参加、投票率の向上につながることを期待しています。

先ほどのシンポジウムの続きですが、大学生からは、投票率の低さについて、その現状をどう受けとめていますか、その要因は何だと思えますか、また、その改善策として取り組まれていることがありますかとの質問がありました。これは、近年の投票率等の低い状況を見ての質問と思いますが、この質問に対しての御見解を選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 最近、投票率が低い傾向にありますことは、選挙が民主政治の基盤をなすものでございまして、政治に参加する最も重要な機会であることを考えますと、極めて憂慮すべき事態であると考えております。投票率は、その時々の政治情勢や、候補者の政策や争点、天候などにも左右されると言われておりますが、有権者の政治離れが進行していることが、投票率が低い大きな要因と考えております。投票率を向上させるためには、主権者意識の醸成が重要となりますので、各種啓発事業を継続・拡充するとともに、教育委員会等と連携・協力した主権者教育にも引き続き注力していきたいと考えております。また、今回の参議院議員選挙では、宮崎市、都城市、延岡市の大型商業施設や大学に期日前投票所が設置されますが、このような投票しやすい環境の整備に向けても、市町村選挙管理委員会の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 私は、候補者のことを知らないとか、自分の一票では何も変わらないとか、

政治不信の部分が大きいと思いますが、おもしろいデータがありまして、5年に一度実施される「世界青年意識調査」、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランスの5カ国の18歳から24歳の青少年1,000人に対して面接調査するものですが、それによると、平成20年度では、政治に対して関心のある若者の割合は、調査国の中で日本が1番でした。これらのことから、今の若者は、政治離れではなくて、投票離れとも言えると思います。求められるのは、現代の世代別のライフスタイルに合わせた、例えば、投票所を身近な施設に設置するとか、投票時間を拡大するとか、インターネットによる投票を可能にするとか、身体に障がいのある方も手軽に投票できるようにするとか、先ほどの答弁にもありましたように、大型商業施設や大学に期日前投票所を設置するなど、投票方法・環境を研究し、その実現に向けて行動することが大事だと思います。また、選挙権18歳引き下げについては、高校3年生の一部に選挙権が与えられることとなりますが、その対象となる高校3年生への対応と、政治と政治参加への理解を深める意味でも、もっと早い段階、小中学校、高等学校での政治に関する教育が必要と思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育の一層の充実が求められており、このことは高等学校はもちろん、小中学校段階からもしっかりと進めるべきものだと考えております。例えば、小学校では、議会制民主主義の基本的な仕組みを教え、中学校では、投票率の低下や一票の格差などについて考えさせる学習、また、高等学校では、国民の政治参加の重要性やその義務について、まさに当事者としての理解を深め

る学習を行っているところであります。さらに、選挙管理委員会と連携を図りながら、模擬投票やディベートなど、より実践的な活動に取り組んでいる学校もございます。県教育委員会といたしましては、児童生徒に、主権者として社会のために何ができるかを考えさせ、よりよい社会をつくっていこうという意欲を持たせるよう、指導を充実させていくことが大切であると考えております。

○野崎幸士議員 小・中・高と段階的な教育がなされることは理解できましたが、18歳で有権者になることは、義務と責任を負うことになる、また、社会の構成員の一人としての自覚を持つことといったことを強く伝えながら、今までの学校での政治教育のあり方・内容が、選挙権18歳引き下げによって、より身近に、現実的な教育になるよう、要望いたします。

宮崎県警は、2日、野口泰警察本部長を本部長とする参議院議員通常選挙違反取締本部を設置しました。選挙違反について、高校生にはどのような指導がなされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 今回の選挙権年齢引き下げにより、18歳以上の高校生の政治的活動等が認められたところでありますが、生徒が正しい知識を学んでいないために選挙違反になるということがないように、公職選挙法上、特に気をつけるべき事項などについては、これまでも、校長会や主権者教育担当者会議等において、教職員を対象に研修を行ってまいりました。また、現在、各学校では、全学年の生徒を対象に、総合的な学習の時間などにおいて、文部科学省から配付された資料や副教材等をもとに、選挙違反について、具体的な事例等を扱いながら学習を行っているところであります。県

教育委員会といたしましては、選挙管理委員会とも十分連携をしながら、今後も各学校での指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 買収などの問題が懸念される中、警察においては、淡々と適正な捜査と取り締まりで選挙の公正を確保していくと思いますので、選挙違反に対するより一層の生徒への学習を行うよう、要望いたします。

最後に、18歳選挙権が初めて適用される、ことしの夏の参議院議員選挙に向けて、若者への思いを選挙管理委員長と教育長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 今回の選挙権年齢引き下げは、若い皆さんの意見を政治や社会に反映し、新しい社会づくりにつなげる大きなチャンスと考えております。このチャンスを最大限に生かすためには、まず一人一人がこの国の主権者として、日ごろから政治や社会問題に関心を持ち、自分自身の考えを育ててほしいと思います。その上で、選挙のときには、候補者の主張や公約を比較検討し、自分の意思を最も反映させることができる候補者は誰なのかを納得いくまで考えていただきたいと思います。そして、投票日には必ず投票所に足を運び、自分が選択した一票を投じていただくことで、この国や県を自分たちの望む未来に導いてほしいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 新しく有権者となられる皆さんには、宮崎や日本の将来を担うという気概を持って、自分が暮らしている地域や日本、世界の未来について自分で考え、判断し、行動することで、我が国や郷土に対して貢献してほしいと考えております。そのためにも若い人には、新しい有権者として、一票を投じるこ

とで積極的に政治に参加していただくことを期待しているところであります。

○野崎幸士議員 私も同感であります。未来を生きる当事者である若者が、社会の構成員の一人としての自覚を持って、政治に参加していただくことを強く願っています。

次に、特別支援学校について質問します。

特別支援学校とは、心身に障がいのある児童生徒に対し、幼稚園から高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能などを養うことを目的とする学校で、きめ細かに配慮された教育がなされています。この質問については、昨年の9月定例議会にて一般質問させていただきましたが、今年度、前飛田教育長にかわり、新しく四本教育長が就任されましたので、新教育長の見解をお聞きしていきたいと思えます。まず、特別支援学校を初めとする障がい児教育についての見解を、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 障がいのある児童生徒一人一人の能力や特性を十分に生かす教育への取り組みの中で、特別支援学校の高等部の設置や、延岡地区の3つの支援学校を統合した延岡しろやま支援学校の設置、さらには、巡回相談等を行うチーフコーディネーターを9名配置いたしまして、小中学校等の特別支援学級等の教育の充実に取り組んでまいっておるところであります。その結果、障がいのある児童生徒に対する教育は、年々充実してきていると認識しております。しかしながら、教室不足や就職率の向上など、解決すべき課題もございます。今後とも、子供たちの将来の自立と社会参加の実現を目指して、特別支援教育のさらなる充実を目指してまいります。

○野崎幸士議員 新しく教育長に就任されたところですので、教育長らしい理念と行動で、障がい児教育の環境の充実と理解の拡大に尽力していただくことを期待いたします。

昨年の9月議会では、少子化にもかかわらず、全国的に特別支援学校の児童生徒数が急増している状況の中で、昨日、松村議員の質問にもありましたように、本県でも現在は1,366名と、過去10年間で約3割ふえているとのことでした。前回、このような特別支援学校の児童生徒数が急増している状況の中、教室不足が懸念されることを指摘させていただきました。前回は、児童生徒の急増で教室不足になっており、可能な限り教室の増設に努め、仕切り、転用などを講じていくとのことでしたが、現在の県内の特別支援学校の教室不足の状況と今後の対応について、お伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県内の特別支援学校の教室不足につきましては、大変大きな課題であると認識をしております。これまで平成26年度には、みなみのかぜ支援学校と日向くろしお支援学校にそれぞれ3教室ずつ増設し、計6教室を設置いたしました。また平成27年度は、都城きりしま支援学校で、ふだん活用頻度の少ない特別教室などを改装し、教室や相談室に転用いたしております。現在、各学校では、1つの教室を仕切って2学級としたり、図書室等の特別教室を普通教室へ転用したりするなど、工夫を行うことで不足を補っている状況にあります。今後につきましても、支援学校と協議を行いながら、特別教室等の有効活用や県立学校の余裕教室等の活用も含め、計画的な対応を検討してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 増設や改装等を行い、徐々に改善されているようですが、やはり仕切り、転

※ 103ページに訂正発言あり

用などを講じているとのことでした。大事なものは、安全面の心配と、転用した部屋本来の機能をどうするかです。前回も述べたように、特別支援学校を取り巻く環境改善の問題は、何も県レベルだけの問題じゃないと思います。国に対して、特別支援学校に一定の設置基準をつくり、特別支援学校を取り巻く環境改善に向けた施策をとるよう要望していただきたいと、心からお願いいたします。早期に、一般の小中学校、高等学校と同じように学校運営がなされることを願います。

特別支援学校の高等部においては、将来の自立と社会参加に向けた教育が行われていますが、改めて、特別支援学校の高等部生徒の卒業後の就労状況と今後の取り組みについて伺います。

○教育長（四本 孝君） 平成27年度の卒業生は194名で、このうち47名が就職をいたしました。主な就職先としましては、大部分が県内で、衣服や精密機械の製造業、公務員等となっており、一部は県外大手の自動車の製造業となっております。現在、清掃業務や接客業務など、職業技能のスキルアップを図るチャレンジ検定の実施や、自立支援推進員による職場開拓や、離職防止、生活に係る相談を行っております。また、企業等への理解啓発を図るために、今年度から、宮崎県工業会が主催する「みやざきテクノフェア」への参加や、企業のための学校見学会の実施に取り組んでまいります。今後とも、これまでの取り組みを積極的に進め、さらに充実させて、就労支援に結びつけてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 身体にハンデがある分、自力での就労は難しい中、教育委員会、学校現場では大変な労力がかかることは十分理解していま

すが、小・中・高生のうちに生徒たちをできるだけ外に出して、一般社会との交流、現場実習等を積極的に行い、社会に対して、人に対して、まずはなれてもらい、自信をつけていくことが大事だと思います。また、そのことが一般社会へ障がい者就労の理解を広めることにもつながると思いますので、さらなる取り組みの進展を要望します。

文科省は、障がいのある児童生徒の今の学習指導要領については、子供の目標や支援内容についての個別の教育支援計画や、教科ごとの指導状況などを記す個別の指導計画をつくるよう勧めていますが、義務化はしていません。こうした計画を中学校や高校に引き継ぐかどうかは、各校が独自に判断しているため、新しい学校が障がいに応じた最適な指導方針を把握し切れていないおそれがあります。特に高校では適切な進路指導がしにくい状況にあると文科省は見ていますが、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対する本県の取り組み状況について伺います。

○教育長（四本 孝君） 乳幼児から学校卒業まで一貫した支援を行い、児童生徒のニーズに応じたきめ細かな支援を進める上で、個別の教育支援計画や個別の指導計画は大変重要なものと考えております。こうした中、本県における個別の教育支援計画の作成率は、残念ながら、まだ全国平均には至っておりませんが、研修等を積極的に実施いたしまして、急ピッチで全国レベルに近づけているところでございます。また、個別の指導計画の作成率は、小中学校ではほぼ全国レベルにありますが、高等学校につきましては、全国と比べ、若干低い状況にあるところでございます。

○野崎幸士議員 障がいのある児童生徒にとつ

て、またその保護者にとって、学校を卒業するまでの一貫した支援教育は大変重要なものですので、答弁にもありましたが、作成率が全国レベルに至っていない状況を見ますと、作成率向上に尽力していただくことを要望いたします。

文科省は、障がいのある子供を小学校から高校まで一貫して支援し、進学や就労につなげるため、進学先にも引き継げる個別カルテのようなものをつくるよう、各校に義務づける方針を固めました。通常の学級に通う発達障がいの子供も対象で、2020年度以降に導入することになっています。個別カルテには、子供の障がいや健康状況、保護者と本人の希望や目標などを書き込み、卒業後は進学先に渡し、これまでの子供の状況を把握してもらう目的があります。文科省は、2020年度から2022年度に順次始まる小・中・高の新学習指導要領での義務化を検討することになっていますが、この個別カルテの義務化に向けた今後の本県の取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 先般、新聞報道がありました個別カルテにつきましては、これまで取り組んできました個別の教育支援計画や個別の指導計画が、そのベースになるものと考えております。現在、文部科学省において、新学習指導要領での作成の義務化に向けた検討が行われておりますことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。障がい児のライフステージに応じた一貫した支援は、大変重要であると考えておりますので、今後、個別の教育支援計画等の作成率の向上と効果的な活用を図るために、教職員への研修を通じた理解啓発等に努め、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図ってまいります。

なお、ここで1つ訂正をさせていただきます

す。先ほど、特別支援学校の教室の増設につきまして、日向くろしお支援学校と申し上げましたが、日南くろしお支援学校の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

○野崎幸士議員 この件については、先ほどの個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率向上に伴うことですので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、小中学校の特別支援学級について質問します。前回、また昨日の松村議員の質問からも、特別支援学級に在籍する児童生徒数はかなりの勢いでふえていることに驚いたところでございます。前回、その進路指導については、保護者とも低学年のときから丁寧な相談を重ねているとのことでした。中学校卒業後、進路が決定しない生徒がいることも指摘させていただきましたが、中学校卒業後の進路が決定しない特別な教育的支援を必要とする生徒についての見解をお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 中学校卒業後の進路先が決まらない生徒がいるということは、大きな課題であると認識をしております。進学先である高等学校と中学校が連携して、支援をつなぐよう指導するとともに、就職を希望する生徒についても、就労支援を行う関係機関と十分に中学校が連携するよう指導しているところであります。今後とも、生徒一人一人の障がいの特性に応じた丁寧な支援や指導を一層充実させていくことで、将来を見通した進路指導につなげていくよう努力してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 この問題を解決する方法は、残念ながらこれという手だてはありませんが、こういった問題が存在し、この問題にぶつかり、悩み、不安を抱えている障がいのある子供

たちとその保護者、家族がいることは事実ですので、この問題の解決に向けて、さらに調査・研究を行っていくことを要望いたします。

障害者差別解消法と、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」が、4月1日に施行されました。法律では、障がい者への差別的な扱いを禁止し、負担が重過ぎない範囲で必要な配慮を公的機関に義務づけ、民間事業者には努力義務を課しています。県条例では、差別的な扱いの禁止について、福祉や教育などの分野ごとに詳しく定め、相談員や差別解消のための協議会の設置が明記されています。条例の名のとおり、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい温かいふるさと宮崎になるよう、県民挙げて取り組んでいくことを願っております。

次に、乳がん・子宮頸がん・産後うつについて質問します。

女性特有の病気である乳がん、子宮頸がん、また近年では、産後にうつ病にかかる産後うつも取り沙汰されています。まず、乳がんについて質問します。昨日、歌舞伎役者の市川海老蔵さんの妻であります小林麻央さんも乳がんであることを公表しました。乳がんは、女性の部位別がん罹患率の1位であり、増加の一途をたどっています。生涯のうち乳がんになる女性の割合は、50年前は50人に1人でしたが、2011年では10人に1人と言われており、年間7万人以上が乳がんと診断され、乳がんで死亡する女性の数も年々増加の傾向にあり、年間約1万3,000人が亡くなっています。乳がんになる原因はいまだに解明されていません。そこで、本県の乳がんの罹患率と死亡数、またその推移をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成25年から

開始しました地域がん登録によりますと、本県における女性の乳がん罹患数（新たに乳がんと診断された数）は、まだ確認途中の暫定値ではありますが、平成25年で639例となっております。また、女性の乳がんによる死亡数につきましては、平成26年で101名となっております。死亡数の推移は、年によりばらつきはありますが、平成17年以降の10年間で見ますと、増加傾向にあるものと思われま

す。○野崎幸士議員 本県も過去10年間で見ると増加傾向ということでしたが、大事なのは検診による早期発見だと思います。現在は、マンモグラフィとエコー検診を併用すれば、早期の段階でほぼ乳がんを発見できます。国民生活基礎調査によると、我が国は、子宮頸がん、乳がんについては検診受診率が低い状況にあり、欧米と比べても半分以下の受診率となっておりますが、本県の乳がん検診の受診状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 今お話にありました平成25年の国民生活基礎調査によりますと、本県の乳がん検診の受診率は45.3%となっております。全国平均の43.4%と比べますと若干高い状況にあります。また、前回の平成22年の受診率が39.5%でありましたので、上昇しているというふうにご考えております。

○野崎幸士議員 受診率が上がってきているものの、まだ半分以上の方が受診されていない状況から見ても、さらなる受診率の向上が求められると考えますが、本県では、乳がん検診を啓発するため、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 乳がん検診を効果的に啓発するには、県、各種団体・企業等が一丸となって取り組むことが重要であると考

えております。県では平成17年に、これらの団体から成る「ピンクリボン活動みやぎき」を立ち上げまして、各種スポーツ大会などイベント等でのブース出展や、ピンクリボングッズの配布、大学生の視点を取り入れたリーフレットの作成・配布などに取り組んでいるところであります。また、10月の乳がん月間には、橘通りや県庁楠並木通りへのピンクリボンバナーの掲揚や、県庁本館のピンクライトアップ、ピンクリボンバッジの着用推進なども行っているところであります。さらに、「ピンクリボンみやぎき支援自販機」として、ジュースの自動販売機にピンクリボンの広告を掲載いたしまして、その売上金の一部をこれらの取り組みに活用というような動きもございます。このような活動を通じまして、今後とも乳がん検診のさらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 乳がんは、早期発見・早期治療が一番というのは、女性の皆さんは御存じだと思いますが、忙しい、恥ずかしい、症状がないなどの理由で、つつい後回しにしている方も多いようです。乳がんは、早期発見で適切な治療を受ければ、9割以上が治る病気です。若い世代から、早ければ学生のうちから理解を広めていくことが大事だと思いますので、さらなる啓発活動を要望いたします。

次に、子宮頸がんについて質問いたします。子宮頸がんは、命はもちろんのこと、出産の機会まで奪ってしまう可能性のある怖い病気です。20代から30代の女性に急増していて、全国では、2011年には約1万1,000人が発症し、約2,800人が亡くなっているとのことですが、本県の子宮頸がんの罹患率と死亡数、またその推移をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県における

子宮頸がんの罹患数でございますけれども、これもまだ確認途中の暫定値ではありますが、平成25年で118例となっております。また、子宮頸がんによる死亡数につきましては、平成26年で43名となっております。死亡数の推移は、年によりばらつきはありますが、平成17年以降の10年間で見ますと、これも増加傾向にあると考えております。

○野崎幸士議員 子宮頸がんも先ほどの乳がんと同様、増加傾向にある状況ということですが、子宮頸がんは、他のがんとは違って、その原因が特定されている病気なので、定期検診やワクチンで予防できます。調べたところ、このワクチンは、がんの約半分を予防することが期待されるため、国や自治体が積極的に勧めるワクチンの一つとして、全国の小学6年生から高校1年生を対象に、2013年から定期接種化されました。ところが、ワクチンを打った接種者から、失神や頭痛等から難病に至るまで、あらゆる副反応被害が報告され、定期接種化されて2カ月余りで、国は、接種希望者の接種機会は確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間は積極的な接種勧奨を一時的に差し控えるという対応をとりました。副反応に関する注意喚起がほとんどないまま導入されたことから、2014年11月までに接種した方のうち、2,584名から副反応疑いの報告がされています。そのうち3名は死亡が確認されており、症状が未回復の方は186人いるそうですが、国は、ワクチンをとめるほどリスクが高いとは評価せず、接種事業は継続されています。このような副反応の事例がある子宮頸がん予防ワクチンですが、本県でのこれまでの接種状況と副反応の報告件数をお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子宮頸がん予

防ワクチンにつきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急対策推進事業が実施されてきました平成22年11月から平成25年3月までの間、本県では3万1,193人が接種しております。その後、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種となりましたけれども、お話がありましたように、同年6月、国において、積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されました。平成25年度は1,013人、平成26年度は51人の接種となっております。また、予防接種後副反応報告制度に基づく国への報告につきましては、平成28年5月末時点で累計で7件の報告がなされております。

○野崎幸士議員 やはり副反応被害の影響で接種も減少している状況で、本県でも7件報告がなされたとのことですが、子宮頸がんは、その原因が特定されていて、定期検診やワクチンで予防できるのを考えますと、本当に悩ましい限りです。本県における今後の子宮頸がん予防ワクチン接種の進め方についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 現在、県では、平成25年6月の厚生労働省通知に従いまして、市町村に対しましては、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を控えるよう周知しているところであります。また、国は、ワクチン接種の積極的勧奨の是非については、今後、副反応について可能な限り調査を実施し、分析・評価を行った上で、改めて判断するとしておりますことから、県におきましては、その動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 副反応被害の事実を鑑みれば、答弁のとおりだと思いますが、定期検診の推進にはこれからも御尽力していただくようお

願いいたします。

次に、産後うつについて質問いたします。産後うつとは、産後数週間から数カ月間続くうつ病で、悪化すると、自傷、自殺、幼児虐待につながることもあるため、周囲の支援や適切な治療が必要となる精神的な病気です。日本産科婦人科学会によると、東京23区における妊産婦の出産後に自殺した人の約3分の1が、産後うつだったと報じられています。そこで、本県における妊産婦の自殺の状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県における妊産婦の自殺数についてのお尋ねでございますけれども、まことに申しわけございませんが、統計上、妊産婦としての区分がないため、数字については不明でございます。

○野崎幸士議員 私もいろいろと調べましたが、妊産婦の自殺と産後うつの因果関係が一般的に知られていないことと、精神的なものであるため、数値化して表示するのが困難だと思います。私は男性なので、産後の女性の精神状態は想像でしかわかりませんが、産後の精神障がいとは、例えば、睡眠時間の減少、1日24時間の赤ちゃんのお世話、ホルモンの変動、妊娠前の自由の消失など、赤ちゃんを産んだ後に生じる気分の変動した状態です。こうしたストレスによって産後の心の病気は生じるそうです。そこで、本県のこういった妊産婦の心のケア、相談といった対策についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県におきましては、産後うつになるリスクの高い妊産婦を把握するため、市町村や産科医療機関においてスクリーニングを行うための質問票の活用を進めるとともに、中央、都城、延岡の3つの保健所におきまして、女性専門相談センター「スマイ

ル」を設置しているほか、精神保健福祉センターに「心の電話相談」窓口を設けるなど、妊産婦からの相談対応や心のケアを行っているところでございます。

○野崎幸士議員 福岡市シルバー人材センターでは、近くに頼れる家族がいない妊婦の方の出産前後の身の回りのお手伝いをしながら、人生経験のあるシルバー女性会員が訪問し、いろいろな相談に乗る子育てサービスを行っています。本県の取り組み、また、福岡市のような地域の方々との触れ合いを通しての取り組み等が、妊産婦の方々の心のケアにもつながると思いますので、引き続き、調査・研究を行いながら取り組んでいただくことを要望いたします。

私も来月、第4子が生まれます。この質問に当たって、全てではありませんが、少し女性の心境がわかったような気がします。今までも、かみさんには十分優しく気を使い、尽くしてきましたが、これからもより一層、引き続き優しく接していきたいと思った次第です。

次に、宮崎市バス専用レーンについて質問いたします。

宮崎県警は、渋滞緩和、CO₂排出量削減のために、公共交通機関を利用することを目的に、ことしの2月1日から、江平五差路から中村交差点までに区間を短くして、全線、バス専用レーンへと変更しました。また、専用レーンの設置に伴い、違反者には罰金5万円以下が科せられることになっておりますが、バス専用レーンが施行されて4カ月、この区間の道路を利用されている方々から、施行される前よりも渋滞するとの声を多く聞きます。もちろん設置目的の趣旨は理解できるのですが、このバス専用レーンの現状をどう把握されているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） バスレーンの規制変更に伴い、他の路線の交通量は増加をしておりますが、分散化の傾向にあり、全体の交通量はバランスが図られているものと思っております。当初、通行方法に対する戸惑いが見られたものの、現在では、道路利用者の規制に対する理解も進みつつあるというふうに考えております。警察としましては、交通流の変化に応じ、信号サイクルの調整を図るなど、交通の円滑化対策に取り組んでいるところであります。

○野崎幸士議員 1つの車線がバス専用になって、その分、他の車線の交通量がふえ、渋滞しているとの声だと思しますので、円滑な交通の流れに尽力していきながら、理解を広げていくことを要望いたします。

また、バス専用レーンによって、渋滞、通勤時間がかかるとのことで、今までとは別の道を使ったり、急遽道路を変更したりして、狭い道路や通学路での自動車の交通量がふえたとの声もお聞きしますが、その状況をどう認識され、どのような対策が図られているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） バスレーンの規制変更に伴い、交通の流れが分散化傾向にあることから、周辺道路の交通量が増加していることは認識をしております。警察としましては、通学路を中心とした生活道路の安全を確保するために、関係機関と連携して、最高速度規制を時速30キロメートルに抑える「ゾーン30」などの対策に取り組んでおります。今後も、現場指導を行うとともに、バスレーン規制の目的について皆様の理解を深めるための広報啓発活動を推進してまいります。

○野崎幸士議員 まずは、小中学生の通学、歩行者、自転車の安全を徹底していただくことだ

と思いますので、交通指導等の地元自治会の交通指導員とも連携を図りながら取り組んでいただくことを要望いたします。このバス専用レーンの問題は、何も警察だけの問題ではなくて、本県の計画のもと実施されていますので、全庁挙げて住民への理解を広げていただくことを要望いたします。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県議会会派県民連合宮崎・社会民主党の岩切達哉であります。早速、通告に従い、質問を行わせていただきます。本日、私は、宮崎県の雇用政策について、さまざまな角度から御質問をさせていただきたいと思います。

人々の暮らしの中にある今日の社会的課題、後ほど取り上げます虐待の増加などの問題や、生活の困窮、貧困の問題、そのような課題の背景に、派遣労働や臨時・非常勤という雇用形態、いわゆる非正規雇用が増大しているという現状、それによって働く者の生活が成り立たなくなっているという問題があると認識しております。そのような雇用状況は、「雇用の劣化」という言葉で表現されていると認識しております。非正規雇用について、正規雇用と比べ、雇用が不安定であると同時に、賃金が総じて低く抑えられ、福利厚生面でも十分なものが用意されておられません。日本経済がなかなか立ち直らないその原因としても、経済活動の多くを占める個人消費の伸びが停滞していることが大きく影響していると考えます。そのような雇用形態が、ことし2月の総務省統計では約4割、1,800万人を超える状況にあります。日本では、過去、分厚い中間層が存在し、日本の労働

政策は外国からも評価されていた時代がありました。しかし、今日では、雇用の劣化、格差の拡大、貧困の進行という時代になりました。

このような状況に対し、政府は、正社員転換、待遇改善を強力に推し進めていくとして、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を全国の労働局ごとに策定し、地域事情に応じた非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推進していくこととしており、私ども行政としても、無視できない状況になっている、こういうふうにご考えているところであります。先日、県知事、教育長並びに労働局長連盟で、県内の経営者団体に対して、若者の雇用に関する要望書を提出されました。その中においても、正社員転換実現の要望もなされたと聞いております。そこで、要望書を経済団体に提出してこられた内田副知事にお伺いします。経営者団体等に対してどのような対応を求めておられるのか、要望内容の御紹介と同時に、どのような意見交換をしてこられたか、どのような思いを持たれたのか、お聞かせいただきたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○副知事(内田欽也君)〔登壇〕 お答えいたします。

高校生など新規学校卒業予定者の雇用の場を確保するため、宮崎労働局や教育委員会と合同で、県内経済団体への求人要請を行っております。私は、先月末に、県経営者協会を初め4団体に対し、要請活動を行ったところであります。その中で、若者の積極的な採用や企業内での人材育成の推進、宮崎の働く場の魅力向上などにつきまして、積極的な取り組みをお願いいたしました。また、若者に宮崎に残ってもらうための方策として、企業と学校の接点の強化や

処遇改善、働く環境づくりなどにつきまして、意見交換を行ったところであります。ここ数年、有効求人倍率や平均賃金の改善が見られますが、御指摘の非正規雇用も含め、依然として雇用に関するさまざまな課題がございます。各団体とも課題をしっかりと共有し、引き続き連携をしながら、雇用環境の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 ありがとうございます。種々の課題について伺いをしながら、この問題、深めたいと思いますが、雇用労働者の所得向上策について伺いたいと思っております。産業振興、こういう言葉がありまして、取り組んでおられるところでもありますけれども、雇用振興という概念が確立されるべきだと、そういう時代なのだというふうにも思っております。まず、現状を把握するために、県内の雇用労働者の賃金実態について、商工観光労働部長が把握されている状況をお聞かせいただければと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の平均賃金について申し上げますと、総務省の平成27年賃金構造基本統計調査によりますと、基本給と家族手当などに加え、超過勤務手当などの勤務実績に応じた支給額を含む、いわゆる決まって支給する現金給与額は、25万8,700円となっております。全国平均である33万3,300円の77.6%となっております。また、この金額から超過勤務手当などを差し引いた額であります所定内給与額は、23万8,100円で、全国平均30万4,000円の78.3%となっております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。ただいまの調査資料によると、全国の平均に比べて77%、78%という状況だと、こういうこと

だったと思います。一方で、賃金の問題を語る際に、宮崎の物価水準というものがあろうかと思っております。消費者物価地域差指数と言うそうですけれども、この地域の物価の安さを示す数字ですが、直近の数字があれば、商工観光労働部長からお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 消費者物価地域差指数は、全国平均の物価水準を100とした場合の各都道府県の水準を数値化したものであります。総務省の平成26年小売物価統計調査によりますと、本県は95.9であり、全国で最も低い物価水準となっております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。実は、商工観光労働部の企業立地推進局企業立地課が問い合わせ先となっております、「宮崎県企業立地のご案内」というホームページがございまして、そこに宣伝文句とございますか、うたい文句として、「消費者物価地域差指数の低さは全国1位、平均賃金は大都市圏の8割から6割で、ランニングコストも抑えられます」とあります。答弁のとおりデータでありますから、事実でありまして、そのことについてどうこうということではございません。でありますけれども、県としても認識して利用されているこの数字、収入が低いという状況、その原因というものをどのように捉えておられるのか、このままでいいというふうにお考えなのか、そのあたりについて、部長の御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の平均賃金が低い要因といたしましては、小規模企業の割合が高く、県内経済を牽引する中核企業が少ないこと、また、労働生産性が高いと言われております製造業等の構成割合が低いという産業構造上の問題、さらには、先ほど申し上げ

ましたとおり、物価水準が低いことなど、さまざまな要因があるものと認識しております。このため、県におきましては、良質な雇用の確保と付加価値の高い産業の振興を目指す「みやざき産業振興戦略」を本年3月に策定し、中核企業の育成や新たな産業集積などに取り組んでいるところであります。

また、非正規労働者が約4割を占める現状を踏まえ、労働局とも連携を図りながら、経済団体に対しまして、正規労働者への転換及び非正規労働者の待遇改善の働きかけも行っているところであります。今後とも、働きやすい環境づくりに努めますとともに、本県産業の振興を図りながら、県民所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。このような状況の中で、雇用を創出するという立場で、立地企業の推進が図られているわけなんですけれども、私も、企業がしっかりと宮崎に来ていただくこと、拡大をしていくことというのは重要と考えております。そういう立場で、企業立地や、中小企業を初め各種事業所団体等に対するさまざまな支援を行っていらっしゃる、そのように思います。先日、委員会で造成した工業団地に伺いまして、なかなか企業がお越しいただけないという状況を見させていただきました。それぞれ大変な努力、とりわけ、企業の立地を進めるということで、他県との競合もあって、御苦勞は並大抵のことではないというふうに思います。その上で伺いますけれども、立地企業はそれぞれ、例えば27年度は何人採用、28年度は何人採用しますという採用計画を示しておられるというふうに思います。それぞれの立地企業が、現実にこの経済情勢の変動が激しい中で、採用計画に対して実際にはどの

ような雇用の現状を示しておられるのか、その点をお聞かせください。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 立地企業の雇用状況につきましては、毎年度、過去5年間に立地した企業の状況を調査しており、直近の平成27年4月時点の調査結果によりますと、平成22年度から26年度に立地認定した企業が167件で、最終雇用予定者数の合計6,549人に対し、実際の雇用者数は5,346人となっております。多くの立地企業では、事業計画に基づき、数年かけて段階的に雇用を拡大していくことから、県といたしましては、立地企業の雇用が順調に進んでいきますよう、引き続きフォローアップ活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 今のお話ですと、最終雇用予定者数に対して、現実の雇用者数は下回る数字なんですけど、これはまだ途中であるということ、そういうふうになっていると思います。いずれにいたしましても、順調に雇用が進んでいるということでもありますならば、大変ありがたい、そのように思います。そのような立地企業が県内で果たす雇用の振興について、しっかりとフォローしていただきたいと思っておりますと同時に、要望になりますけれども、可能なら、生活安定が図られる賃金実態であるか、そういうような面も確認いただくことも御検討いただきたいと思うところであります。

県内の幾つかの職業についてお尋ねをしたいと思っております。

私は、介護の現場で働く皆さんと意見交換を行ってまいりました。介護職員の処遇を改善し、介護職の確保や定着を図っていく、そのために、現場で働く介護職員の皆さんがどのような対策が必要とお考えなのか、率直なところを

伺ってまいりました。伺った中身で、まず介護報酬というのがありまして、介護報酬には地域加算というのがある。それは東京23区の20%が最高で、宮崎県は地域加算の対象県ではないというお話でした。さらに、宮崎県の介護サービス費用額は受給者1人当たり20万1,300円で、全国で6位と、1人当たりの介護サービスを受けている額が高い、そういうようなデータがあるということでした。そのほか、県のほうには宮崎の介護報酬をめぐるデータがあると思えますけれども、介護職員の賃金は、そういう状況に見合う額となっているのか、賃金の実情について福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 介護職員の賃金が介護報酬と見合う額かどうかというお尋ねでございますけれども、まず、介護報酬につきましては、介護サービス提供に要する平均的な費用を勘案して決定されております。一方で、介護職員の賃金につきましては、各介護事業者の事業規模あるいは経営状況を初め、サービス提供に係る人員体制や所在地域の実情など、さまざまな要因の影響を受けて決まりますので、介護報酬との関連を一概に述べることは困難であろうと考えております。ちなみに、国及び関係機関の調査によりますと、平成26年の本県の介護職員の所定内賃金は、月給の場合で19万749円となっております。全産業労働者の約8割、また、全国の介護職員と比較して約9割の水準というふうに把握しております。

○岩切達哉議員 先ほど商工観光労働部長のほうから、77%、78%という宮崎県の賃金水準のお話がありまして、そのまた9割と、こういうような状況だというお話になろうかと思えます。こういう実態の中で、これから先、介護現場で働いていただく雇用労働者がふえていく必

要がある。雇用拡大と定着ということで、県は、医療介護総合確保基金を活用してさまざまな事業を展開しておられます。その中で、介護職員がそれぞれに技能を習得し、いわゆるスキルアップをしている中で、介護技術力を正当に評価されて賃金など処遇にも反映されることが、その職業に定着していくことの誘因となるという現場の方の御意見をいただきました。その具体的な手段で、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」というものに注目しておりまして、介護職員の中でもそれを普及させてほしいという御意見でございました。この制度を普及・定着させるためには、段位を評価するベテラン職員の存在と公平な目を養うことが必要とのことで、その段位認定者を養成する事業が、ほかの県では助成の対象となって普及が図られていると伺っております。宮崎県での取り組みはいかがでしょうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありました「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」は、介護職員が持つ知識や実践的スキルを評価しまして、その内容に応じて介護技術のレベルを認定する人材育成制度の一つでございます。この制度の導入により、職員の実践的スキルの定着や資質の向上が図られるとともに、職員にとりましても、処遇改善や意欲の向上につながるものと期待しているところでございます。一方、この制度を導入するには、職員の介護技術のレベルを認定するアセッサーという評価者が必要となりますが、本県には既に74名のアセッサーがいるところであります。県といたしましては、引き続き、キャリア段位制度の周知を図るとともに、このアセッサーの必要数についても、関係団体と十分に協議してまいりた

いと考えております。

○岩切達哉議員 県にも、主事から始まって主任主事、主査というふうに、段位ではありませんけど、その経験や知識に応じて職制が上がっていく。それに伴って賃金も上がっていく状況にあろうかと思えます。介護現場でも、持っている技術が高まれば、きちんと評価されてそれが給与にも反映するのなら、次はこういう技術を獲得しよう、そういうようなことで定着が図られるんだと。介護現場で働く皆さんのほうから、そういうことで普及してほしいという御意見でしたので、御紹介をし、ぜひ県としても積極的に取り組まれることを要望させていただきたいと思えます。

次は、午前中、二見議員のほうからもありましたけれども、保育士の処遇改善の問題であります。これは、データはあちこちにありまして、宮崎県の実態として、児童は4万3,000人余りで、保育士1人当たりの担当児童数は平均的だというようなことが載っておりました。給与実態としては、宮崎県の保育士、年収で293万円という数字がございまして、全国は322万円。これも1割程度、全国に対して低いというような状況ですけれども、データがございました。福祉保健部長に重ねて伺いますけれども、宮崎県の保育士の状況をどのように捉えて、どのように処遇改善をしていくのか。保育士の確保と定着ということで、御質問が午前中あったところでもありますけれども、いま一度、所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 保育士を取り巻く環境につきましては、午前中の二見議員からもございましたけれども、岩切議員から御指摘のとおり給与実態に加えまして、延長保育などの保育サービスの多様化、また、幼い命を

預かる業務の責任の重さなどから、大変な状況に置かれているものと認識しております。このため、これまで県では、国の補助制度を活用した処遇改善への取り組みを行ってきたところであります。さらに本年度は、保育士修学資金などの貸し付けを行うほか、潜在保育士への求人情報の提供、保育所とのマッチングを行う保育士支援センターの運営に取り組むこととしております。このような中、国におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、いわゆる骨太の方針が出ておりますが、この中で、さらなる保健師[※]の処遇改善の方向性が打ち出されておりますので、県といたしましては、今後、国の動向に的確に対応してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 保育士ということで伺いました。実は自分の連れ合いも保育士でございまして、ゼロ歳児担当でございまして。背中に1人、腕に2人ということで、随分たくましい保育を行わせていただいているんですが、最近は2カ月児、3カ月児の入園が多い。産休明けと言われる状況です。育休明けということで来る赤ちゃんが少ない。そういうこともあるということもございまして。現場がそういう実情にあるということ踏まえて、保育士さんは足りなくなっているというふうに思います。ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、建設業など公共事業に従事する労働者の労働条件、そういった面について、県土整備部長にお伺いをしたいと思います。まず、公共事業の入札状況、28年の第4・四半期分を見ることがありましたけれども、予定価格の90%、90.1%とか、そういうことで契約が取り交わされているというのがほとんどでございました。私として知りたいんですが、予定価格よ

※ 116ページに訂正発言あり

り10%低いということで皆さんが契約される。そういう場合の10%低い事業費の中で、事業所さんはどのようにやりくりをしていらっしゃるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 公共工事の予定価格につきましてお話ししますが、これは労働力や資材等の調達から施工までの標準的な工事のプロセスを想定して、適正かつ標準的な価格として設定する契約予定金額の上限値となっております。建設工事につきましては、実際、それぞれの現場条件を初め、受注者の技術、経験等の施工能力、あるいは機材の保有状況などによって必要経費に差がありますことから、それぞれの受注者の状況については、一概に申し上げることはできませんが、県といたしましては、公共工事における労働者の適正な賃金水準を確保するためには、最新単価の適用や現場条件に応じた積算など、まずは適正な予定価格を設定することが何よりも大事であると考えております。

○岩切達哉議員 1割予定価格より低い中でやっていらっしゃるということで、私は単純に、このことが建設産業に従事する皆さんの賃金など処遇に影響していないかということをお心配しておるところなんです。昨今、災害対応だとか担い手不足という言葉があります。東北大震災以降、設計段階において労務単価は上昇していると聞いております。しっかりと労働者に反映しているのか、そういった実態を示すものがありましたら、部長のほうからお答えいただきたいと思っております。

○県土整備部長（東 憲之介君） 今、御質問がありましたように、本県の設計労務単価は、平成25年から4年連続で大幅な引き上げとなっております。最新の平成28年2月の単価は、平

成24年と比べまして、全職種で平均で32.6%の増となっております。この設計労務単価につきましては、国や県などが発注する工事における賃金支払いの実態を、毎年定期的に調査した上で、各県ごとに国が設定しておりまして、県におきましても、実態を反映したこの単価を採用しているところでございます。

○岩切達哉議員 実は、話題になっておりますが、災害が4月にございました。4月16日未明のことですけれども、高千穂では震度5強ということでもございました。西臼杵管内で、深夜でもございましたけれども、路線を担当する事業所の方がすぐに出動し、道路状況を確認され、落石現場などで通行止めなどの措置をとられた。その結果、2次災害を防いだということでもございます。このように、建設業に従事する皆さんは、中山間地域において、集落機能を維持していくための、まさに地域のリーダーであり、消防団員であったり、地域コミュニティーのリーダーであったりと、こういうことだろうと思っております。地域、地方の小規模建設業を大事にしていくこと、維持していくことが、その町やその村を守り維持していくことにつながるんだというふうに認識するんですが、このような建設業など公共事業に従事する労働者の雇用と生活を守るという立場で、小規模建設業への対応をどのようになされているのか、県土整備部長の所見をお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設産業は、社会資本の整備を担い、地域の経済や雇を支えとともに、災害時には、今回もそうですが、いち早く現場に駆けつけ、応急的な復旧を行っていただくなど、地域の最前線で守り手となる産業であり、その育成と経営基盤の強化を図ることは大変重要であります。このため県

では、県工事の県内業者への優先発注を初め、総合評価落札方式における地域企業育成型の実施や、災害対応力の観点から、指名競争入札を制度化するなど、地域の企業が受注しやすい環境づくりに取り組みますとともに、現場実態を反映した適正な予定価格の設定、さらには、専門家による経営相談や金融支援なども行っているところでもあります。今後とも、社会資本の整備や防災・減災を担い、地域の経済と雇用に貢献する建設産業の育成に、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○岩切達哉議員 地域の経済や雇用に貢献するという建設産業、本当に大事にしていきたいと思います。

こういう状況の中で、総務部長にお伺いすることになるんですが、公契約条例の導入を決断すべきタイミングが来ているのではないかと、そういう立場で御質問をいたします。1年半ほど前の27年2月の議会で、高橋議員の質問に対して、検討していくということをごさまして、検討・研究はどの程度進んでおりますでしょうか。また、既に全国で7県、群馬、秋田、そのほかの県で、かかる条例がつくられました。共通するのは、今、県土整備部長ともやりとりがありましたけれども、就労者を守って産業を守ろうという制度であるというふうに思います。公契約条例は、公共事業に従事する皆さんの生活を守り、また、その結果、担い手を育成できる環境を提供し、継続的に、大工さんや左官さんなどの技術伝承を可能にしていく、そういうようなものだ。その結果、公共事業の品質を守る、そういうものだと思います。

また、公契約条例というのは、県でも、庁舎清掃だとか警備、電話交換、運転業務等、さまざまな業務をお願いしておるんですけれども、

そういう自治体業務で働く皆さんが官製ワーキングプアにならないようにしていくためにも重要だと。公契約条例は国際機関からも要請をされていることだというふうに思います。ぜひそういう立場で、宮崎県としてのお考えを総務部長に御答弁いただきたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 公契約に関してありますが、賃金等の労働条件につきましては、公契約であるか否かにかかわらず、労働基準法等の関係法令が遵守されるべきものでございます。また、公共工事などの県が発注する公契約につきましては、県内産業の健全な発展や地域経済の活性化という観点からも、大変重要であると考えております。公契約条例の制定に関しましては、国際労働機関の条約批准や公契約法の制定に関します国の動向、他県の条例制定状況等の把握に努めているところであります。直近では、愛知県がことし3月に条例を制定し、条例など制定している県は、議員御指摘のとおり、7県となったところであります。今後とも引き続き、国や他県の動向等の把握に努めますとともに、関係団体を初めとするさまざまな御意見等も伺ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 まだ決断には至っていらっしゃらないということだと思いますが、ぜひ研究を続けていただいて、できれば、関係団体との協議の場というものもしっかりと設置していただく、そういうような前進をお願いしたいと思います。

この課題で、まとめとして知事に伺いたいと思います。県内で働く皆さんの働く条件を向上させて、人間らしい労働と生活の安定を図ることは、知事にとって大変重要な課題というふうに存じます。医療、福祉、介護、保育、教育、

そして公共事業などで働く人たちについて、まともな賃金——このことは、貧困の拡大など、この国の抱える多くの課題解決に大変有益だというふうに思うんです。賃金が下がったので安いものを買いたい、安いものは海外でつくるしかない、結果、国内の企業が繁栄できず賃金がまた下がる、自治体は働く人からの税収が少なくなっていく、そういうような話です。一番は、社会保障で支えるべき家庭、家族、人というのが増加している、そういうような状況。今、多くお金を持つ方に政策が打たれて、もっと多くの収入が得られるようにということになっておるようでありますけれども、現実には、現場で働く皆さんには影響を及ぼさない政策だったというふうに思います。こういった各産業の振興策、農業・林業・漁業、そして中小企業への支援というものがとられますけれども、雇用されて生活の糧を得る労働者への雇用振興策が確立される必要があると思っております。いろいろ議論させていただきましたが、知事として、県内の雇用振興政策をどのような姿勢で行っていかれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 本県の雇用をめぐるさまざまな課題について御指摘のあったところがあります。本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中で、本県が今後とも持続的に発展していくためには、産業振興を図るとともに、女性や高齢者等の活躍促進など、人口減少に対応した社会づくりが必要であると考えております。このため、県としましては、「みやざき産業振興戦略」に基づきます中核企業の育成や、フードビジネスなどの成長産業の育成、企業立地の推進などによる産業振興、外貨を稼いでいく、そして地域内で循環させていく、これは大変重

要であろうかと考えております。また一方で、若者が宮崎で働き、安心して子供を産み育てられるような地域づくりとともに、雇用の安定が図られ、女性や高齢者、障がい者等の方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方ができ、ワークライフバランスも大切にできる働きやすい環境づくりにも努めているところであります。今後とも、県民一人一人が「新しいゆたかさ」を実感できるような社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。西日本新聞という新聞がありますが、最近、「子どもに明日を 被災地に生きる」という連載記事がございました。母子家庭の方が、震災で操業停止という状況で収入が途絶えた。アパートの家賃が払えない。食費を切り詰めています。子供のお年玉からお金を借りました。そういった中で、夏服の2万円の請求書が来たんです。こういうような中身でありました。働くことで収入を得る。何かあると、こうやって収入が途絶えるという厳しさがあります。多くの人が綱渡りの状況にいらっしゃるということでございます。去年は、結婚できる賃金を確保しようじゃないかということで伺ったところでもあります。ぜひ、そういった立場で雇用政策というものに取り組んでいただくよう、重ねて要望申し上げます。

では、話を変えまして、これもきのうの井上議員の質問と多少重なるんですが、発達障がい児の早期発見・早期療育の問題について伺います。

ちょっと質問を飛ばしますけれども、早期発見ということで、さまざま市町村なども含めて努力をされるわけなんですけれども、早期療育

の現場、福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所というところがありますので、そこに伺ってお話を聞きました。発達支援センターでは、定員の150%登録ということです。年度中に新しく療育を必要だと認定されたお子さんも利用できない、こういう状況だということでもあります。放課後等デイサービス事業所では、小規模なゆえに大変な御苦労があるというふうに思います。療育の場というのは十分に確保されているのか、そのあたりについて福祉保健部長の御意見を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 答弁の前に、先ほど保育士の処遇改善のところ保健師と発言いたしました。おわびして訂正申し上げます。

発達障がい児のお尋ねでございますけれども、市町村が実施する乳幼児健診において、発達障がいは単独で集計されておりませんので、その可能性があると考えられる主な項目として、言語発達障がい及び行動障がいの経過観察、または精密検査が必要とされております子供の人数で申し上げたいと思います。平成26年度の1歳6カ月児の健診では、言語発達障がいが1,344名、14.5%、行動障がいが873名、9.4%となっておりまして、3歳児健診では、言語発達障がいが715名、7.5%、行動障がいが891名、9.3%となっております。やや多目の把握の数値かとは思いますが、これらの子供に対しましては、市町村が必要に応じて、日常の集団生活の状況について保育所や幼稚園と情報交換を行うほか、フォロー教室において保護者と個別に相談を行ったり、医療機関、療育機関、保健所につなぐなど、連携を図っているところでございます。

○岩切達哉議員 そのような実態で、そういうお子さん方の早期療育の場が今、現状どのようになっているか、重ねてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 未就学期の発達障がい児の療育の場であります児童発達支援センターと児童発達支援事業所は、県内で47カ所、定員643名でありまして、2年前に比べて15カ所、定員162名の増となっております。また、就学期に対応します放課後等デイサービス事業所は、84カ所、定員927名でありまして、同じく2年前に比べますと、39カ所、定員412名の増となっております。このように、療育の場は増加している状況にありますが、全てではありませんが、一部のセンターでは、お話のように年度途中の新たな受け入れが困難なところがあるなど、必ずしも十分な状況ではないと認識しているところでもあります。今後とも、発達障がい児が、より身近な地域で十分な支援が受けられるよう、市町村や関係機関とも連携を図りながら、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達郎議員 量はふえているんですけども、まだ足りないということだと思っています。そういうふうに、早期に発見はするんですけども、療育する場がないという現場の声を私は聞いてまいりました。それと、もう一つは、乳幼児期、そして就学年齢になって小・中・高と上がっていく。先ほど野崎議員のほうからもありましたけれども、連携、そういったものが極めて大事になっているということであろうかと思っています。療育の場の確保が重要であると同時に、連携体制の構築が大事であると思いますが、その実情について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 発達障がい児・者の支援におきましては、ライフステージの移り変わりによりまして、医療、福祉、教育、就労など、関係する機関が多岐にわたりますことから、それぞれの機関の連携が円滑に行われることが重要であると認識しております。このため、平成26年3月に策定いたしました宮崎県発達障がい者支援計画におきましては、各機関での情報の共有等を行うための相談支援ファイルの活用などによりまして、未就学期、就学期、就労期における連携体制の強化を図ることとしております。なお、教育分野におきましても、先ほどもありましたが、小・中・高を通じた個別カルテの作成が、国において検討されておりますことから、こうした動きも踏まえながら、各機関のさらなる連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いろいろありがとうございます。井上議員や野崎議員のほうからもありました療育の場の確保というのは、現場で子供たちを支える皆さん、また、特に、子供を抱える親御さんたちの切なる思いだというふうに思っています。設置については、市町村や事業主体ということになるかと思えますけれども、そこに任せるのではなくて、県として、市町村で把握されている発達支援が必要なお子様の数を踏まえて、どういうふうな体制を構築するか、よく御検討いただければと思います。

次に、里親の問題について質問をさせていただきます。

里親委託促進について伺う前に、新聞報道で見たんですが、県内で各児童相談所が受け付けた虐待相談件数の総数が、過去最多の715件ということでした。このような状況では、児相の職員は里親委託に力を注げない実態であ

ろうと思います。最初に、福祉保健部長に伺いますが、このような件数の伸びに対して、相談体制は十分なものが準備されているでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、各児童相談所に、国の配置基準を満たす28名の児童福祉司を配置いたしまして、増加傾向にあります児童虐待相談に対応しているところでございます。加えて今年度から、「児童相談所全国共通ダイヤル189（イチハヤク）」を通じた、夜間や休日の電話相談業務を、専門の相談員を複数配置いたしますコールセンターに委託いたしまして、児童虐待相談への対応を強化したところであります。また、地域からの児童虐待を含むさまざまな相談に応じ、専門的助言等を行います児童家庭支援センターを、宮崎市にあります乳児院に併設しまして、児童相談所や関係機関と連携した、在宅の児童や家庭等に対するきめ細かな相談支援体制の整備を図ったところであります。

○岩切達哉議員 そういうふうに相談体制の充実も図っていただいておりますが、実態として、近年の里親への児童委託はどのような状況でしょうか。データがありましたら、部長のほうから御答弁をお願いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の登録里親数は、平成27年度末現在で102世帯となっております。前年度末から12世帯増加しております。また、里親やファミリーホームに委託されております児童数は57人となっております。前年度末から8人減少しております。

○岩切達哉議員 里親登録数はふえたけれども、委託数は8人減少ということでございます。一生懸命、今、県のほうが、里親普及促進センターを設置し、わざわざ知事もお見えに

なって、その開所をお祝いいただいたり、また、今年度に里親支援専門相談員の大幅な増員も図っているというふうに認識しております。そういう意味では、里親を拡大していく、そして委託後の支援は準備ができている、こういうことだと思いますけれども、その間の、現に里親に委託するという児相が担う部分について、どうやって増加させていくのが課題だと認識するんですが、どのように対応していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、里親の拡大は大きな課題だと認識しております。県といたしましては、新規里親を広く開拓することが、児童に適した養育環境を選択する機会の増加にもつながり、ひいては里親委託の促進が図られるものと考えているところであります。このため県では、昨年度、NPO法人に委託して、里親制度の普及啓発や里親等に対する研修を行ってまいりましたが、今年度は、法人の体制強化を図り、県内3カ所の児童相談所に2名ずつ里親委託等推進員を配置いたしまして、委託に際しての調整や委託後の訪問支援等を行うなど、その機能の充実に努めまして、委託の促進に取り組んでいるところであります。今後は、里親や児童相談所と、乳児院や児童養護施設などの里親支援機関が、随時、マッチングに向けた具体的な情報交換を行うなど、綿密に連携することで、里親委託の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。宮崎県では特に十分な体制を整えていただいたと認識しております。実績は、昨年度8人減少したということでありまして、跳躍の前の準備ということを受けとめさせていただいて、ことし以降、しっかりと、里親委託というものが

丁寧な議論をした上で実施されていく、実績が増加していくことを期待させていただきたい。登録した里親は、今か今かと待っていただいておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、福祉保健部長に、災害時の水の確保について伺いたいと思います。

地域を回っておりますと、災害時井戸という表記を見かけます。実際に、この井戸はさまざまな災害時にどのような利用が可能なのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 災害により水道施設が被災した場合に備えまして、宮崎市や延岡市では、周辺住民が利用できる井戸について、所有者の協力を得ながら、水質検査を行った上で、災害時井戸として登録が行われております。これらの災害時井戸は、阪神・淡路大震災や新潟中越地震でも、洗濯やトイレの水などの生活用水として利用された事例はありますが、実際の利用に当たっては、地震・洪水や津波などによる濁りや、雨水・海水の流入など、災害の種類によって水質が変化することもありますので、その用途が限られてくると考えております。特に、飲み水に用いる場合には、必ず煮沸するなどの使用上の注意点について周知しておくとともに、再度、水質検査を行って、安全性を確認することが重要であると考えております。

○岩切達哉議員 災害時の水の確保というのは大きなテーマだと思いますが、現状の水道というものに対して、災害に強い水道という概念があるらしいんですけれども、災害に強い水道をつくっていくことについて、県はどのような役割を果たしておられるのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 水道施設の耐震化を進めるに当たり、国におきまして、今回、制度改正が行われているのですが、従来の国から市町村へ直接補助する国庫補助金制度が見直されまして、都道府県を経由して市町村等の水道事業者へ補助を行う交付金制度に移行したところでありまして。県では、これまで以上に、市町村の意見の集約や国との調整を行っていくという状況でございます。また、市町村におきましては、給水人口の減少が進んでいる状況にありまして、耐震化を行うための施設整備に見合う水道料金収入などの財源確保が大きな課題となっております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、運営基盤の強化などを通じた計画的な耐震化が推進できるよう、必要な助言を行いますとともに、交付金制度の拡充について、市町村と連携を図りながら、国に強く要望してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 水道というものについて県の役割が強化されたというふうに思います。ぜひ、県内各地において、きちんとした水道供給体制が確立されるように、御尽力を賜りたいと思います。

最後の課題になりますが、青島観光の推進についてお伺いをしたいと思います。

「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」というのがありまして、それに該当しないのかなというような気持ちで、青島を一人で視察しておったところなんですけれども、国道220号の青島バイパス、トンネル前にパーキングエリアがございます。青島港が見おろせるポイントでありまして、車をとめて風景を眺めましたけれども、残念ながら、背丈ほどに伸びた草とごみという状況、また、山からタケノコが出ていまして、もう少し早ければとい

うような思いもしたんですけれども、とることもできず、そういうような場所になっていました。商工観光労働部長に伺いますけれども、青島観光における国道220号青島バイパスの役割というものはどのような位置づけなのか、お聞かせください。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 国道220号につきましては、県南地域の生活、産業、経済に欠かせない路線であるだけでなく、「観光宮崎」を支える重要な主要幹線道路でございます。その中におきまして、青島バイパスは、渋滞緩和だけでなく、宮崎のすばらしい自然を感じていただくことのできる観光道路としての性格も有しておりまして、沿岸部を走る旧国道と相まって、青島の観光振興に大きな役割を果たしているものと考えております。

○岩切達哉議員 私も同感でございまして、青島バイパスを走りながら、ソテツの植え込みを見たり、先ほどのビューポイントで青島港を眺めてみたりということが、全体的な面としての青島観光の材料となっていくというふうに理解しているんですけれども、ただ、先ほど言いましたように、雑草も多いということでございます。県土整備部長にお尋ねしますけれども、国道220号青島バイパスの環境整備についての対策は、どのようなことが可能でしょうか。よろしくをお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県では、昭和44年に、全国に先駆けまして沿道修景美化条例を制定いたしまして、宮崎らしい潤いと安らぎのある花と緑にあふれた沿道環境の創出及び保全に努めてまいりました。このことから、国道220号青島バイパスの管理者である国との会議などの場において、沿道美化の推進についてお願いしているところであります。現在、県で

は、これまで取り組んできた沿道修景の見直しなどを行い、今後の取り組み方針を定めた沿道修景基本計画の策定を進めておりました。青島バイパスを含む国道220号の沿道美化についても、関係機関と地元の方々の意見を伺いながら検討しているところであります。今後とも、県民はもとより、本県を訪れていただける皆様に対するおもてなしの観点からも、沿道美化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 昨年6月、私は、あそこにイペーというブラジルから渡ってきた花を植えてはどうかという話をしたんですけれども、時間切れの状況でお話したのでなかなかなんですが、いま一度、そういうふうに花の群生をつくるか、いろんな工夫を青島観光の振興のために行っていたらと。植物園もリニューアルしたということで、極めてきれいな観光地になりました。しかし、まだまだ部分的には昭和の風景も残っているというふうに思います。トータル的な観光整備というのが必要だというふうに思います。青島地域における面的な整備について、県の役割と方針というものを商工観光労働部長にお尋ねしたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 青島は、神話に彩られました青島神社を初め、国の天然記念物であります鬼の洗濯板やマリンスポーツなど、さまざまな観光資源を有しております。ポテンシャルの高い本県の観光拠点の一つであるというふうに考えております。昨年度は、ビーチパークの開設や、宮交ボタニックガーデン青島のリニューアルオープンなど、新たな魅力が加わり、青島観光の発展に向けて弾みがついたところであります。今後とも、青島一帯のトータルな観光推進を図っていく必要があると考えております。青島観光の発展は、本

県観光再生のシンボルともなり得るものでありますことから、県といたしましても、地元宮崎市と連携を図りながら、青島観光推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 シーガイアが苦戦をしていらっしゃるという報道がありました。宮崎県の観光地として、やっぱり大きなポイントとなっているのは青島だというふうに思っています。県庁内でもかかわる部署が複数おありです。いろんな部、そして課が、この青島という問題にはかかわるし、さらには市との連携も極めて重要なことなんですけれども、同じ方向を向きながら力合わせができていないということにはならないだろうと思います。ぜひ、各機関の調整というものを、リーダーシップを発揮して進めていっていただきたいと、お願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、13日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時55分散会

6月13日（月）

平成 28 年 6 月 13 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 み ゆ き
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、病院局長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事に伺います。インターネットを利用した選挙運動、いわゆるネット選挙がスタートしたのは平成25年の参議院選から。既に3年になろうとしているところでありますが、ただでさえ有権者にとってわかりにくかった、やっていいこと、やってはいけないことが、ネット選挙が解禁されたことにより、一層複雑になって戸惑いが生じております。その典型が、公示日、告示日から投票日前日までの選挙運動期間中、有権者はLINEやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用した投票依頼はできるけれども、Eメールやショートメールを使った投票依頼はできないというものであります。ここで「何で」と聞かれると、返事に窮してしまいます。「LINEと電子メール、機能的には同じじゃないか」と畳みかけられると、「ですよね」と思わず同調してしまいます。ここでは単刀直入に、有権者が行うことができる現在のインターネット選挙運動についてどう思われているのか、見解を伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようござ

います。お答えします。

パソコンやスマートフォン等が普及し、インターネットを通じた情報収集やコミュニケーションが広く行われるようになった現在、有権者のインターネット選挙運動は、有権者の政治参加を促進する効果が期待できるものと評価をしているところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、利便性の向上の一方でさまざまな課題がある。それぞれのコミュニケーションツールの特性等に応じて一定の制約が必要なわけでありまして、電子メール利用につきましては、誹謗中傷や成り済ましなどの悪用を排除するために禁止されている。一方で、一見類似をしておりますフェイスブックなどSNSのメッセージは禁止されていないということで、有権者が戸惑う面も確かにあるのではないかと考えております。

インターネット選挙運動につきましては、解禁されてまだ3年余りと短いこともありますので、有権者が正しい選挙運動方法をより一層理解して、積極的に活用いただくとともに、さらに利用しやすい形への見直しなどを通じて、選挙や政治に対する関心や参加意欲が高まることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。いろいろ調べてみますと、有権者が禁止されているのは、SMTPまたはSNSで、メールの定義が、いわゆる迷惑メールが規制された平成14年に想定された通信方式に該当するもののみであるということのようであります。理由を聞くとますますわからなくなりますけれども、通信方式は日進月歩、適宜の見直しがあってもいいのではないかと思うところであります。特に心配なのは、18歳選挙権のスタートに伴うもので

あります。最新の東洋経済オンラインでも取り上げられておりましたけれども、既に18歳になっている高校生に許されているSNSを使った投票依頼を、まだ17歳の同級生が、軽い乗りでつい同じようにやってしまったら、選挙違反になります。選挙直前ではございますが、教育長には、生徒への注意喚起をお願いしておきます。

いずれにせよ、候補者にとっては、有権者と直接会って政策をわかりやすく伝える地道な活動、これこそが投票行動に対して一番効果がある。このことをしっかり認識するとともに、インターネット選挙運動については、先ほど「既に3年」と言いましたけれども、確かに「まだ3年」であります。この間に何度も選挙があったわけではありません。インターネット選挙運動における有権者に対する制約の見直しとともに、選挙運動として、これはやっていいのか、やってはいけないのかなどと悩まなければならない今の状況から、できないこと、やってはいけないこと、これが明確にわかるように、公職選挙法そのものの見直しにも期待をしたいと思います。

引き続き、知事に伺ってまいります。地域の企業の立地状況や業績、人口分布、人口動向など、国や民間の持つ膨大な電子情報を集めた、いわゆるビッグデータ。今、このデータを地方創生の施策づくりに生かすため、経済産業省が開発した地域経済分析システム、通称RESAS（リーサス）が脚光を浴びております。既にリーサスを使って新しいまちづくりの方針を打ち出した市もあります。地域の状況を客観的につかみ、まちづくりを進める上での判断材料とする動き、これから加速してくるのではないかと思います。本県においても、このリーサス、

積極的に活用すべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） このリーサス、官民が保有する産業動態や人口動態、人の流れなどに関するビッグデータを集約、可視化する仕組みでありまして、その活用は、地域の現状や課題、強み・弱みなどをわかりやすく示すことができるわけでありまして。県や市町村の地方創生総合戦略を初めとする各種計画の策定や、事業の構築におきます政策の立案、目標の設定、評価検証の際に有効な分析ツールであると考えております。また、このシステムは、インターネット上から自由に誰でも利用可能でありますので、個人や事業者の方の新たな事業の創出や施策提案などにも活用が期待されます。これは、いかに活用するか、そこが重要であろうかと考えております。大変有用なツールを我々は手にしたわけでありまして、幅広い分野での効果が期待されますことから、県におきましても、その積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。石破茂地方創生担当大臣は、「これからの地方行政は、勘、経験、思い込みの「KKO」から、データに基づく政策決定に変わらなければならない」と言ったそうであります。ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

しかしながら、このリーサス、私も去年、講演会に参加してみましたが、見ている分にはおもしろくても、いざ活用となると、使い方がわからないし、データが多過ぎて、何をどう見ればいいのかと戸惑いも覚えます。データを正確に分析し政策立案につなげるためには、高度な専門知識が必要ですし、そうした知識を持つ人材も必要であります。人材の育成にどのように

取り組んでいくのか。この点に関しては総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） リーサスの有効活用のためには、まずその裾野を広げ、その上で高度な活用ができる専門性の高い人材を育成することが必要であると考えております。裾野を広げる取り組みとして、昨年に引き続きまして、県や市町村の職員、民間を対象にデータ利活用の講演会や研修会を開催しますとともに、新たに高校などでリーサスの出前講座を行うこととしております。

また、専門性の高い人材の育成につきましては、国において今年度、リーサスマスターの認定制度を構築することとしております。これは、リーサスについての一定の知見と経験を有し、指導や助言ができる専門人材を認定するものでありまして、県としましても、この制度を活用し、行政に限らず民間においても、広く養成に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 リーサスが脚光を浴びるずっと前に、ビッグデータを活用した例として、自動車に搭載されたカーナビの急ブレーキ情報などを集めたビッグデータを活用して交通事故対策に取り組み、その削減につなげた県もあります。個人情報を含んだインターネット上の通信記録や企業の顧客情報など、膨大な電子データを分析すると、通常では見えないいろんな社会の動きが見えてまいります。活用が大いに進むことを期待したいと思います。もちろん、プライバシー保護の体制がしっかりと構築され、官民ともにその運用は適切であるべき、このことはしっかりお願いをしておきたいと思っております。

次に、防災対策について何点か伺いたいと思っております。

益城町でブルーシートが絶対的に足りない、

その情報を得たのは、4月15日、金曜日の昼過ぎでありました。後に「前震」と言われることになる激しい地震が起こった日の翌日です。いても立ってもいられず、それから県内八方手を尽くし、あるだけの、1包み6枚、17包み、102枚のブルーシートをその日のうちに調達し、私、河野、重松の3人、レンタカーのワゴン車で益城町に向かったのは、翌16日、土曜日の早朝でありました。本震が起こったその日であります。高千穂、五ヶ瀬を通り、時間はかなりかかりましたけれども、益城町に近くなつてからの道路の亀裂、隆起、陥没を避けながら、避難所となっていた総合体育館に何とかたどり着くことができました。車からおろし、こん包を解くと同時に、多くの避難者が受け取りに来られました。その日の夜から大雨という予報の中、わずか102枚ではありましたが、どこかの家の屋根にかぶさり、雨を防いでくれたのではないかと思つたところでもあります。道路の規制もまだ厳しい段階ではなかったのも、直接、避難所まで行き着くことができたと思っております。地震発生当日に自力で被災地に入るといふ貴重な体験の裏には、益城町の我が党の町会議員の尽力があったことは言うまでもありません。本日は、熊本地震を通しての防災対策に係る質問であります。

今回の熊本地震では、福祉避難所も機能不全に陥りました。高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの配慮がなされた避難所と定義されているのが、福祉避難所でもありますけれども、自治体が災害救助法に基づき、社会福祉施設や公共施設などを指定することになっております。今回の地震では、指定された施設自体の損壊もさることながら、介

護や介助に当たるスタッフの不足によって、本来の機能が発揮できない施設があったようです。そこで、この状況を見て、本県は今後どのように対応していく考えなのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、今般の熊本地震では、施設の損傷や介護職員の不足等により、福祉避難所としての本来の機能が発揮されない事態が見られてきて、その運営等の難しさについて、さまざま意見がなされているところであります。県内では、平成28年2月1日現在で、21市町村で180の施設が指定されておりますが、改めて、福祉避難所の存在について住民に広く周知するとともに、今回のような広域かつ大規模な災害の発生を想定した上で、運営体制等を検証する必要があるものと認識しているところであります。県といたしましては、福祉避難所としての機能が十分に発揮できるよう、市町村や関係団体と一緒にしまして、要配慮者の移送手段や福祉避難所を支える人材、物資の確保策等について再度検討するとともに、引き続き、市町村が行います福祉避難所の指定を促進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 例えば、老人ホームが福祉避難所に指定された場合、施設の職員は、もともと施設を利用している人に加え、避難者のケアも必要になってきます。人手不足に陥ることは避けられないのかもしれませんが。看護師や介護福祉士などの資格を持ちながら、現在職についていない潜在有資格者に協力を依頼するといったことも、今後考えていかなければならないのではないかと思います。

次に、今回の地震では、市役所などの庁舎が損壊し、防災拠点として機能しないケースもあ

りました。その背景には、財政事情が厳しい中、学校や病院などの施設を優先して耐震化し、庁舎の建てかえや耐震化を後回しにしたということがあります。結果、災害発生後に住民を守るための防災拠点としての責任が果たせなくなったということは残念であります。そこで、本県の防災の拠点となる県の本庁舎や各地の総合庁舎等の耐震化について、その現状と今後の取り組みを、総務部長に伺います。

○総務部長（桑山秀彦君） 県の本庁舎や総合庁舎につきましては、耐震診断を行った上で、補強が必要とされたものについては、平成8年度から順次耐震補強工事を行いまして、全ての庁舎において、現行の耐震基準の性能を確保しているところでございます。今後、庁舎を災害時にも機能させていくためには、これらの耐震性能を維持していくことが大変重要であります。このため、関係部局とも連携しながら、建物の状況について定期的かつ計画的に点検を行いますとともに、地震が発生した場合には、その都度、点検を実施するほか、必要に応じて改修を行うなど、引き続き、庁舎の適切な維持・保全に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 耐震性能を維持するための点検、重要であります。万遺漏なきを期していただきたいと思います。

次に、災害発生時に道路が陥没することを未然に防止するための対策として、昨年9月議会において、道路の空洞調査について質問をいたしました。空洞調査は、経済性も大事ですけれども、何よりも精度の高さが重要であると考えます。そのときの答弁は、「現在、さまざまな調査手法の開発が進められており、より効果的な調査手法を検討するため、他県の事例などについて情報収集を行っているところである」と

いうものであります。他県の情報収集、調査手法の検討状況について、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県での道路の空洞調査につきましては、交通量や地下埋設物が多い区間において平成25年度から実施しているところであります。この調査は、道路を掘削せずに電磁波による探査等により路面の下の状態を把握するもので、民間企業において、さまざまな調査手法の開発が進められているところであります。このため、実績のある企業の情報収集するとともに、九州各県の実施状況を把握し、調査の精度や経済性などを検証したところ、全ての調査手法について採用が可能であると判断したところであります。今後は、これらの調査手法を活用し、計画的に空洞調査を行うことにより、道路の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

次に、熊本地震では震度7の地震が2回連続して発生するなど、いわゆる想定外の状況でありました。この状況に鑑み、地域防災計画を見直すべきとも考えるところでありますけれども、どのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監に伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 熊本地震におきましては、震度7の地震が2回続けて発生ということでごさいます、多くの家屋が倒壊したり、一旦避難所から帰宅した方が被災されるなど、甚大な被害が発生したところであります。本県では現在、南海トラフ地震による最大震度7の地震の発生を想定し、ハード、ソフト両面から防災・減災対策を講じることとしております。今後、熊本地震を踏まえ、国の防災基

本計画の改定の動きなども注視しながら、支援物資の受け入れ、避難体制の整備などについて、地域防災計画の見直しを含めた検討を行い、本県の災害対応能力のさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 また、今回の地震では、10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクや電気、ガス、水道などライフラインの途絶によって、ほかの病院へ患者の搬送を行ったようであります。病院の災害対策の重要性が改めて浮き彫りになったのではないかと思います。建物の耐震化はもちろんです、病院内の設備が確実に機能しないと、医療サービスを十分に提供することが困難になってまいります。設備の耐震化も大事です。そこで、本県の県立病院における電気、水道、医療機器等の設備の耐震化への取り組み状況はどうか、病院局長に伺いたいと思います。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院における電気、水道、空調などの建築設備や医療機器につきましては、国や業界が定める指針等に基づきまして設計・施工を行っており、必要となる耐震性能を備えております。また、本棚やロッカーなどの備品につきましても、地震時の転倒防止対策として耐震固定を行っているところであります。万が一、地震等によりまして電気や水道水の供給が停止した場合におきましても、非常用発電機や地下水を浄化する設備によりまして、必要な部門へ継続して供給を行うことができる体制を整備しているところでございます。

なお、現在設計中の県立宮崎病院におきましては、免震構造とするなど、基幹災害拠点病院として、さらなる耐震化を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 一安心というところでありませうけれども、今答弁にありました、新しい県立病院の設計には、震度7以上の地震が2回以上発生するという想定した対策を盛り込まれるよう、要望しておきたいと思っております。

防災対策に関し、最後の質問となりますけれども、熊本地震では、BCP(事業継続計画)を策定していた自治体と未策定の自治体では、以後の事務処理体制に差が出、BCPの重要性も再認識されたところでもあります。県内市町村のBCP策定の現状はどのようなぐあいでしょうか。また、今後の取り組みについて、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(畑山栄介君) 市町村のBCPにつきましては、これまでに県内8市町村で策定されておまして、未策定の市町村においても、策定に向けた検討が進んでいるところでございます。現在、8市町村が本年度中の策定を目指して作業を行っておりますことから、今年度末までには、県内の半数を超える市町村でBCPが策定される見込みであります。県におきましては、これまでさまざまな機会を通じて、市町村に対しBCPの早期策定を呼びかけてきたところでございますけれども、今後、市町村向けの研修会の開催など市町村への必要な支援を行いながら、市町村へのBCPの策定を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 未策定の県内市町村も、地震発生後の現地役場の状況を見て、早期に策定する必要性を強く感じ取ったのではないかと思います。県としても、しっかりとサポートすべきです。よろしく願いをしておきます。

次は、NPO法人と社会貢献について、総合政策部長に何点か伺ってまいります。

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称(中略)このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います」、これは、内閣府NPOホームページの「NPOのイロハ」というページでの説明文であります。イロハというぐらいですから、初歩的な、誰でも知っていることですし、「NPO」という言葉自体、今では社会の中で既にしっかりと認知をされております。県内でもかなりの数のNPO法人が存在しているのではないかと思います。そこでまずは、NPO法施行以降の本県のNPO法人数の推移、また、解散などにより活動を停止したNPO法人数はどれくらいあるのか伺いたいと思っております。

○総合政策部長(永山英也君) 特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法は、平成10年12月に施行されました。本県におけるNPO法人数は、平成10年度末は1法人でありましたが、平成27年度末で518法人が認証されており、そのうち104法人が解散をし、現在は414法人となっております。

○新見昌安議員 今回の答弁によれば、法施行後17年半で認証された法人のうち、およそ5分の1が解散しているということになります。その原因としては、人材不足、時代のニーズにマッチしなくなった、はたまたトラブル発生等々さまざまでしょうけれども、個人的に推しはかると、その一つに資金調達の困難さもあつたのではないかと思います。新たな事業を展開するために金融機関から融資を受けようとしても、担保がない等の理由で断られたケースも

あったのではないかと。「NPOが果たす社会的使命や役割をもっと理解してほしい」、そのような声を受け、我が党が推進したのが、中小企業信用保険法の改正であります。この改正により、昨年10月から、NPO法人も中小企業と同じように信用保証制度の対象となっております。NPO法人数が全国で5万を超える中、各地で利用が広がっているのではないかと考えます。そこで、本県におけるNPO法人の信用保証制度の利用はどのような状況か。あわせて、NPO法人の財政基盤強化のための支援策について伺いたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） NPO法人により信用保証制度の利用状況につきましては、中小企業信用保険法の改正により保証の対象となりました昨年10月1日以降平成27年度末までに、4件、8,060万円の保証が行われております。県では、この信用保証制度以外にも、NPO法人の財政基盤を強化するために、運営に関する相談窓口の設置や、税理士など専門知識を有するアドバイザーの派遣事業を行っております。また、日本財団など民間の助成団体が実施します、事業支援の獲得を目的としました企画力向上のための研修会を実施するほか、今年度より、インターネットを通じて資金を集めますクラウドファンディング活用に関する説明会を開催することとしております。今後とも、こうした支援を通じまして、NPO法人の財政基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 半年間で4件という件数が多いのか少ないのかわかりませんが、少なくとも8,000万円の融資が受けられ、新たな活動への道が開けたのだと理解をします。県としても今後、しっかりと支え続けていただきたいと

要望しておきます。

NPO法人の活動は、まちづくりや観光振興、子育て支援、被災地復興など多彩で、その社会的使命・役割は大きいものがあります。仕事をやめた高齢者の活躍の場にもなります。行政の守備範囲におのずと限界があり、行政がカバーし切れない細かいサービスを提供してくれるのもNPOであります。手を携えることが大事だと思います。そこで、NPO法人との協働をさらに進めるため、県として今後、どのような支援を行っていく考えなのか伺っておきます。

○総合政策部長（永山英也君） NPO法人は、地域における社会貢献活動や多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手として、重要な役割を担っていただいております。このたびの官民協働による熊本地震被災地支援事業においても、その独自のネットワークを生かして活躍をしていただいているところであります。県におきましては、協働の推進拠点であります「みやざき県民協働支援センター」に、NPOの運営、財政基盤強化等を支援する機能を加えまして、本年度から、「みやざきNPO・協働支援センター」としてスタートしました。企業や行政とNPO法人との協働のマッチングを積極的に進めることとしております。今後とも、こうした支援を通じてNPO法人との協働を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

次は、消防団員の確保について、危機管理統括監に伺ってまいります。

少子高齢化や農村・中山間地域の人口減少、働く人のうちのサラリーマンが占める割合の増加等によって、地域の防災活動を担う消防団員

が年々減少している。このように言われ出してからどれくらいたつでしょうか。統計によれば、昭和20年代に全国で200万人以上いた消防団員の数は、平成27年4月時点では、過去最少の86万人余りになったということでもあります。本県の状況も推して知るべしでありますけれども、このような危機的状況を背景に、新たな制度導入、法整備が行われております。平成17年には機能別消防団員制度が創設をされました。これは、仕事で消防団の全ての活動に参加できなくても、例えば、勤務先で、大規模災害が起きたとき、広報だけなどといった、何かに特化した活動をしてもらうものであります。平成25年12月には、消防団の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算を確保する消防団等充実強化法が施行されました。また、学生消防団活動認証制度も創設され、団員増加の後押しになることも期待されます。以上を踏まえ、まずは本県における消防団員確保対策などの現状はどうなっているか伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 消防団員の確保対策につきましては、まず、県民に対する広報としまして、平成26年度から消防団広報紙を年2回発行しているほか、加入促進のチラシを作成して、県内全ての高校生に配付するなど、消防団活動のPRに努めているところでございます。また、団員の維持・確保には安全対策や活動環境の整備が必要と考えられますので、今年度から、消防団員の個人装備の改善や消防団施設の改修などに対する補助事業を行っているところであります。さらに、消防団員を雇用している事業所に対し、消防団活動について理解と協力を得られるよう、県発注の公共工事について、入札に係る優遇措置を行っているところであります。今後とも、地域防災力の充

実強化を図るため、市町村と連携しながら、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 2点目ですが、先ほど述べました、学生消防団活動認証制度の創設が功を奏したのか、大学生や専門学校生の団員がふえているようであります。全国的には、昨年4月時点で初めて3,000人を超え、平成18年に比べ2.4倍になったそうであります。そこで、任務を限定して負担を少なくした機能別消防団員や学生消防団員の本県における活動状況、また、学生消防団活動認証制度の取り組みはどのような状況か伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） まず、機能別消防団員の状況につきましては、本年4月1日時点で、9消防団におきまして282名が、平日昼間の火災や災害の初期対応などに活動しているところでございます。次に、学生消防団員につきましては、6消防団において、大学生8名、専門学校生8名の合計16名が、それぞれの地域で消防団の一員として活動しているところであります。

また、学生消防団活動認証制度の取り組み状況につきましては、宮崎市と綾町が今年度から運用を開始したところでございまして、県としましても、県内の関係団体や事業所に対して、制度を周知してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 3点目に、政府が昨年発表した「女性活躍加速のための重点方針」では、「社会の安全・安心を確保する女性人材の育成」が掲げられており、具体的な取り組みとして、女性消防団員の活動支援に力を入れるという動きがあります。東日本大震災の発災時には、授乳スペースや更衣室の確保など、女性特有の悩みに配慮した避難所運営に尽力した女性

消防団員に注目が集まりましたが、今後の女性団員の活躍に期待するところであります。そこで、本県の女性消防団員の活動状況について伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 本年4月1日時点における本県の女性消防団員の数は342名でございまして、前年と比べ21名増加しております。活動としましては、広報啓発、応急手当の講習、独居老人宅の訪問などのほか、男性の消防団員と同様の活動をしている例もあると伺っております。県では、女性団員の士気高揚と加入促進のため、平成26年度から県消防協会と共催で、女性消防団員活性化大会を開催しているほか、補助事業の中で、女性消防団員の活動資機材の整備を支援しているところであります。今後とも、女性消防団員の活動を広く県民にアピールしていくことにより、消防団の活性化、団員の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 川畑財政課長も女性消防団員の一員だとお聞きしました。頑張ってくださいと思います。

消防団員の確保に関して最後の質問になりますけれども、消防団員を対象とした割引などの特典サービスを提供する「消防団応援の店」が全国的にふえているという新聞報道がありました。「自治体や地元の消防協会が中心となって取り組んでいるが、店側も、イメージアップにつながるし、お客の増加につながると歓迎している」とありました。減少する団員の確保策として、一つの有効な策ではないかと思えます。本県でも力を入れていくべきと考えますが、消防団応援の店の現状と県の今後の対応について、見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 本県では、

宮崎市が平成26年度から、西都市が今年度から、消防団応援の店事業に取り組んでいるところであります。飲食店を中心に娯楽施設、ホテル、小売業など、宮崎市で99店舗、西都市で13店舗と、多くの事業者に協賛をいただいているところであります。県内で消防団応援の店がふえることは、消防団を応援する機運を高めまして、その活動を社会全体で後押しできることから、県としましては、今後、ほかの市町村においても同様の取り組みが行われるよう、支援してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 本県ではこれからというところのようですけれども、全国組織の日本消防協会では、団員がどこに行っても登録店で特典が受けられるよう、店に掲げる共通表示も検討しているようであります。県としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次は、地理的表示保護制度についてであります。地理的表示、いわゆるGI保護制度は、地域に根差した農林水産物・食品などのブランドを守る国の制度で、特定の産地名をつけた農林水産物・食品に、政府が地域ブランドとして、いわゆるお墨つきを与えるものであります。昨年の6月に申請の受け付けを開始、同年12月に7品目を初めて登録、ことし3月29日現在で12品目が登録されているようであります。登録されることで、産地振興あるいは販売促進につながることを期待されるわけでありましてけれども、本年2月議会において徳重議員が、同制度に対する県の取り組み状況について質問しておられます。そのときの農政水産部長の答弁は、「「黒皮かぼちゃ」と「糸巻き大根」において、地理的表示保護制度の申請に向けた具体的な準備が進められている」というものであります。その後の進捗状況はどうか、農政水産部

長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「黒皮かぼちゃ」と「糸巻き大根」の地理的表示保護制度の申請に向けた進捗状況につきましては、2つの産地とも生産者や関係者の合意形成等がなされ、具体的な申請への取り組みがスタートしているところであります。現在、国の支援機関でありますG Iサポートデスク——申請のサポート、助言をいただける組織——において、それぞれ申請書類の事前チェックを受けている段階でありまして、そのチェックが終了次第、国への本申請を行うというふうに向っているところであります。

○新見昌安議員 G Iサポートデスクでの事前チェックにどのくらい時間がかかるのか、わからないところでありますけれども、一刻も早く本申請に進めることを期待したいと思います。

ところで、地域ブランドを守る仕組みとして、特許庁に登録する地域団体商標制度もあります。そこで伺いたいと思いますが、地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違いは一言で言うと何なのか。あわせて、本県における地域団体商標制度の登録状況について、同じく農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称を、地理的表示として、産地の特性や品質等の基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度であります。また、地域団体商標制度は、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称の独占使用を可能にする制度でありまして、本県におきましては、「宮崎牛」や「みやざき地頭鶏」など7件が登録されているところであります。両制度とも、ブランド価値の維持・向上に

有効な手段でありますけれども、制度の対象や規制手段に違いがあり、例えば、地理的表示保護制度におきましては、登録地域の生産者を広く使用許可の対象とする一方で、地域団体商標制度では、特定団体が独占使用できること、また、表示の不正使用について、地理的表示保護制度におきましては、国が取り締まりを行う一方、地域団体商標制度では、商標権者みずからが対応しなければならないことなど、それぞれに違い、特徴がございます。

○新見昌安議員 余りよくわかりませんが、それぞれ一長一短があるのではないのでしょうか。勉強していきます。

地理的表示保護制度について、最後の質問になりますけれども、この制度については、認知度を高める取り組みも重要であると考えます。お隣の鹿児島県では、県のホームページでこの制度について紹介をしております。本県でも同様の取り組みをするべきと考えますけれども、同じく農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 地理的表示保護制度の認知度を高めるために、県では、市町村やJ A等を対象とした県域及び地域別の説明会を開催いたしますとともに、国の支援機関と連携しながら、申請を希望する地域の生産者団体などを対象に、相談会や個別指導を行っているところであります。地理的表示保護制度の活用により、本県農水産物の国内外における付加価値の向上や、販売力の強化につながることを期待されますので、県のホームページでの制度の紹介等も含め、さまざまな機会や手段を用いて本制度を積極的にPRし、取り組みの拡大を図っていきたい、そのように考えております。

○新見昌安議員 認知度をさらに高め、そのメリットをわかりやすく県民に伝える、そのため

の関係者一丸となった取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、県民の健康を守るための施策について、福祉保健部長に何点か伺っていききたいと思います。

1点目ですけれども、厚生労働省は本年3月、「新生児聴覚検査の実施に向けた取組の促進について」という通達を出しております。これは、生まれて間もない赤ちゃんのときに耳の聞こえぐあいを調べ、聴覚障がいがある場合は早期療養につなげられるようにする、その一層の取り組みを市区町村に依頼するというものであります。1,000人に1人か2人の割合でいるとされる先天性難聴は、早目に補聴器をつけたり適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言われます。逆に発見がおくると、言語の発達が遅くなり、コミュニケーションに支障を来すこともあるそうで、早期発見の重要性を改めて認識したところであります。そこで、本県における同検査の受診率と、受診率向上のための県の取り組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県における分娩数に対する新生児聴覚検査の受診率でございますが、里帰り出産を含めまして、平成27年で99%となっております。県の取り組みといたしましては、平成20年度に産科医療機関、療育機関、市町村、教育機関等の関係機関から成ります新生児聴覚検査・療育ネットワーク構築事業協議会を設置いたしまして、新生児聴覚検査の体制整備や連携のあり方について協議してまいったところでありまして、この結果、現在、県内全ての産科医療機関が新生児聴覚検査機器の整備を行っておりまして、協議会で作成したマニュアルに沿って、聴覚障がいが発見された場

合、速やかに医療・療育機関、さらには教育機関につないでいく体制が整備されているところであります。

○新見昌安議員 国は平成19年1月に、「新生児聴覚検査の実施について」という通知を出しており、その内容を受け、県として今の答弁にあったような対応をした。結果、受診率は99%になった。全国的に見ても極めて高い数字で、評価したいと思います。100%目指してのさらなる御尽力を期待するところであります。

ところで、ことしの通知では、「平成19年通知の改正」という項目の中で、「新生児聴覚検査に係る費用についての公費負担を行う」という記載があり、あわせて平成26年度に調査した結果も発表しておりますけれども、それによりますと、おおむね生後3日以内に実施する初回検査について公費負担を実施している市区町村は、1,741市区町村のうち109で、6.3%という状況のようでありまして、このように全国的に見ると、新生児聴覚検査に対する市区町村の公費負担の実施率は低い状況にありますが、本県の状況はどうか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県といたしましては、お話にありました公費負担を含めまして、新生児聴覚検査の積極的な実施について、各市町村をお願いしているところでございますが、現在、本県において新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村はございません。

○新見昌安議員 検査費用は、地方交付税による財源措置の対象となっておりますけれども、財政的に厳しい市町村ではなかなか難しいのではないかと、この点は理解します。しかし、若い親御さんの負担の軽減を図るためにも、県としては引き続き、市町村に対してお願いを継続していただきたいと要望しておきます。

次は、アレルギーであります。アレルギー疾患対策の基本理念を定めたアレルギー疾患対策基本法が、昨年12月25日に施行されております。アレルギー疾患対策については、食物アレルギーも含めて、これまでも一般質問で取り上げてきたところではありますが、法律ができたことにより、これまで個別に進められていた対策が、省庁横断で取り組む体制ができた。この意義は大きいと思います。国においては現在、基本指針づくりのための協議会において議論がなされていると聞いておりますけれども、ここで深い議論を期待するところでもあります。

そこで、確認の意味も含め、本県では現在、アレルギー疾患対策にどのように取り組んでいるのか。また、法の施行を受け、今後どのように取り組んでいかれるのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県におきましては、各保健所にアレルギー疾患に関する相談窓口を設置しまして、県民からの相談に対応するとともに、児童福祉施設、老人福祉施設に対し、アレルギー対応食の指導を行っております。また、食品衛生監視員による食品製造施設等への監視指導や講習会を行いまして、卵、小麦、そばなどアレルギー物質の混入防止や適正表示を図っておるところであります。さらに、衛生環境研究所におきまして加工食品の検査を行い、アレルギー物質の確認を行っております。今後の取り組みにつきましては、アレルギー対策基本法に基づき、国のほうで総合的に施策を推進するための基本方針を示すと伺っておりますので、その指針にのっとり、本県の実情に応じた施策を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきま

す。

次に移ります。昨年10月1日から、看護師の特定行為——38の医療行為だそうですが——に係る研修制度が始まったようであります。医師不足が叫ばれる中、急速な高齢化の進展に伴い、地域の医療を支える存在として、看護師の果たす役割は今後ますます大きくなっていくと思います。そこで、当該研修制度の概要とあわせ、本県における取り組み状況について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 看護師の特定行為に係る研修制度は、国が指定する研修機関において研修を受けた看護師が、手順書による医師の指示に基づきまして、カテーテルの挿入・抜去など難易度の高い診療の補助行為を可能とするものであります。研修を実施する施設は、国が定めるカリキュラムの整備、指導教員や実習施設の確保などさまざまな要件を満たす必要があります。現在、14都道府県に21施設、九州では大分県に1施設が国の指定を受けております。県といたしましては、人口減少や高齢化が進む中、今後の医療を支え、さらなる在宅医療等の推進を図るため、特定行為が行える看護師の需要は高まると考えておりますので、各種会議、研修会等での説明や関係団体等を通じた情報提供など、本制度の意義について広報・周知を図っているところでもあります。

○新見昌安議員 超高齢社会にあつて、超高齢者のケア体制をどう維持していくか、本当に難しい問題ではあると思いますけれども、やはり医師との信頼関係に基づいた看護体制を充実させる、これが重要ではないかと考えます。研修は長期間にわたるようで、クリアする課題もたくさんあるとは思いますが、1人でも多くの看護師がこの研修を受けられる体制を構築

していただければと思います。

この項目最後の質問になりますが、大人の救急医療電話相談を実施してはどうかという提案であります。救急医療電話相談といえば、小児救急医療電話相談があります。これは、夜間に子供が急にぐあいが悪くなったとき、すぐに病院に行ったほうがいいのか、それともしばらく様子を見ておけばいいのか、判断に迷ったときに利用してくださいというものでありますけれども、同様のことがそのまま大人にも当てはまるのではないかと思います。この大人の救急医療電話相談については、埼玉県、山形県では既に実施をしているようであります。ほかにも数県実施しているようですけれども、救急車の出動回数が減ることによって、医療機関の負担軽減にもつながっているというふうにも聞いております。本県でも実施してはどうかと考えるところでありますが、見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 救急医療につきましては、いわゆるコンビニ受診と言われます安易な時間外受診が社会問題となっており、また、救急車の出動件数、搬送人員とも年々増加する中、救急車の適正利用も課題となっております。このような中、看護師等が相談に応じる救急医療の電話相談は、救急医療体制の負担軽減につながる一つの改善策であると理解しております。大人の救急医療の電話相談につきましては、既に実施している自治体の相談内容あるいは相談件数等の状況を踏まえつつ、その必要性について、市町村や消防機関、県医師会等の関係者とも今後協議してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 関係する機関もさまざまですけれども、前向きに協議に取りかかって

いただければと思います。

最後になりますが、「県民との語らいの中で」ということで、県民の方々から受けた相談、要望の中で、本会議での一般質問という形で取り上げたほうがいいのかと思うものについて、何点か取り上げたいと準備しておいたわけですが、時間も余りありませんので、1点に絞ってお尋ねをしてみたいと思います。

がんサロンについてであります。がんサロンは、がん患者やその家族が、お茶を飲みながら療養体験あるいは療養上の悩みを話し合ったり、勉強会を開催したり、情報交換をしたりする場でありますけれども、患者会に比べて敷居が低いらしく、気軽に立ち寄ることのできるたまり場的なものだと聞きました。県内には、県立宮崎病院に誰でも無料で利用できる、がんサロン「ふらっとカフェ」はありますが、熊本などに比べると少ないということであります。病院内だけではなく、がん患者やその家族が集える場所を県内各地に広げてほしいという要望でありますけれども、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、平成25年7月から、NPO法人に委託しまして、モデル的に、県立宮崎病院内にがんサロン「ふらっとカフェ」を設置・運営しますとともに、がん患者やがん経験者及びその家族、医療関係者等を対象に、がんサロン運営の中心となります。がんカウンセラーの養成研修も行っているところであります。ふらっとカフェと同様の趣旨のがん患者の集いの場は、県立延岡病院等複数の病院にありまして、その中には、がんカウンセラーの養成研修を受けた方が開催しているものもあります。県といたしましては、がん患

者の集いの場を、今後もこのような形で県内各地に広げていただきたいと考えております。

○新見昌安議員 同じ境遇の方々との対話を通して、がん患者やその家族が安らぐことができると思います。不安や孤独感を緩和することもできるんじゃないかと思います。設置に向けたさまざまな取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 人口減少が強調されています。ふえ続ける社会保障費の財源をどう確保していくのか——今、日本が抱える喫緊の課題です。経済大国から生活大国へ行き先を変えなければなりません。成長から成熟社会へとかじを切る構造改革が急がれます。安倍総理が、リーマンショックを引き合いに出して、消費税10%への引き上げを平成31年10月まで2年半延期することを表明されました。そこで、消費税及び地方消費税の増税が延期されたことによる影響額はどの程度と見込んでいるのか。また、本県の予算編成に及ぼす影響についてはどう考えているのかお伺いいたします。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

消費税及び地方消費税の増税が延期されたことに伴う本県への影響額は、前回、消費税率が5%から8%に引き上げられたときの状況をモデルに試算をしましたところ、年間50億円程度になるのではないかと見込んでおります。ただし、初年度の平成29年度については、消費等の時期と県の収入となる時期に差があることから、10億円程度の影響と見込んでおります。

また、予算編成への影響につきまして、この消費税及び地方消費税の引き上げによる増収分は、年金、医療、介護、子育てなどの社会保障の充実、安定化の財源とされておりますことから、増税が延期されたことで、次年度以降の社会保障関係施策をどう構築していくのか、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 わかりました。増税は避けて通れないと、私も思っております。ただ、御指摘申し上げたいのは、消費税増税の是非だけが話題になっているんじゃないかなということです。税には所得税、法人税、相続税・贈与税などがあるのに、これらの税収をふやす議論は余りされていないようです。そもそも消費税増税延期論なんですが、3月16日、政府の国際金融経済分析会合に招かれたジョセフ・スティグリッツ、アメリカコロンビア大学教授が、「今のタイミングで消費税を上げるべきではない」と述べられました。このころから安倍総理は消費税増税延期論を話題にされてきたと思います。ただ、この教授が、今申し上げました、「今のタイミングで消費税を上げるべきではない」と言われた後に、次のように話されているんです。「格差是正や需要創出のために、所得税、相続税の累進課税強化、環境税の引き上げ、投資や雇用に消極的な企業の法人税引き上げ」なども主張されたのです。しかし、新聞が大きく取り上げたのは消費税に関する発言だけで、この部分は切り取られて、消費税以外の主張は注目されなかったのであります。時間の関係もありますので、この税制のあり方については、あす登壇される、税に詳しい太田議員に任せて、次に移りたいと思います。

話題は変わるんですが、日南市と愛知県犬山

市は、飢肥藩初代藩主伊東祐兵公の次女が初代犬山城主成瀬正成公の弟に嫁いだ歴史的経緯によって、姉妹都市の盟約を結んでおります。その犬山市で日南焼酎まつりを開催していただいております。ことしで6回目になります。初めて参加してきました。多くの観光客、地元の方々でにぎわっております。犬山市の焼酎まつりについては、別の機会に取り上げたいと思いますが、今回、犬山市に入る前日に、長野県上田市の真田丸と、真田信之が上田城から移封された松代藩、長野市に行ってまいりました。上田城に着いたのは平日の午後3時過ぎでありましたけれども、まだ多くの観光客でにぎわっていたところでもあります。御存じのように、ことしの大河ドラマの舞台となっている上田市です。観光客が相当ふえているということで、観光協会の職員も話をされておりました。観光誘客、ふやすためにメディアの活用は有効です。これまで複数の議員も大河ドラマ誘致の質問をされてきましたが、この間の取り組みの中で特徴的なこと、何か手応えなどがあつたらお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大河ドラマにつきましては、ドラマの舞台に選定をされますと、観光はもとより、地域の産業、経済の活性化、さらには住民の郷土への誇りの醸成など、その効果は大変大きなものがあると考えております。このため本県におきましても、大河ドラマの誘致については、私自身もNHKに参りまして直接要望を行いましたし、担当部局において、ドラマ制作にかかわる関係先を通じて、機会あるごとに制作の要望を行っているところであります。NHKがどのような素材を採用されるかにつきましては、その時々々の社会情勢、話題性に加えまして、1年を通してドラマとして成立す

るか、さまざまなエピソードがあるか否か、そのようなことなどさまざまな要素が選考材料になるものと感じているところであります。私としましては、本県ゆかりの歴史的人物や郷土の先覚者等を題材として大河ドラマに取り上げていただけるよう、今後ともいろんな工夫をしながら、粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 これまでの答弁と余り変わらないような気がします……。先日、日銀が発表した真田丸の経済効果は200億円なんですね。観光客は113万人増加を見込んでいるようです。たまたま私、夕食をとるために入ったそば屋なんですが、そのおかみとの話が大変参考になりました。店内は、そば屋なのか観光案内所なのか、そのくらい上田愛と真田愛にあふれたにぎやかなそば屋だったんですが、店の壁には真田幸村と十勇士のイラスト、真田十勇士キャラのぬいぐるみが飾ってあり、真田ゆかりの観光パンフレットがたくさん置いてありました。そのおかみは大河ドラマの誘致活動にも積極的に参加されて、署名活動とかチラシ配布もされたということをおっしゃってました。以前、私も申し上げたことがあるんですが、誘致活動には県民運動が必要です。まずは市町村レベルで盛り上げていくこと、そこに行政が後ろ盾をして県民運動としてまとめていくことが大事だなと思ったところであります。

私、そのおかみに名刺を渡したんですが、名刺の裏には「日本のひなた宮崎県」を印刷してあります。そうしたら、すぐおかみが感動されて、「「ひなた」という響きに、ほのぼのとした安らぎ、居心地のよさを感じます」と。そして、このおかみは宮崎に一度もまだお見えになっていないということでしたが、「宮

崎らしさを感じますよ」と、すごく褒めていただきました。思わず、上着につけていたバッジと持っていた名刺全て、おかみに差し上げて帰りましたが。そんなこんなで宮崎に帰ってきましたら、「日本のひなた宮崎県」「みんなの、ひなたへ。」が宮日広告賞の大賞じゃありませんか。おめでとうございます。大変よかったです。

話はがらっと変わりますが、上田市には、戦没画学生慰霊美術館「無言館」があります。かつての日中戦争、太平洋戦争下、「絵を描きたい」という一心で絵筆をとり続けた画学生たちの生きたあかし、遺作、遺品が無言館に展示してあります。作品は、風景画、妹を初めとする家族、中には愛する妻の絵もありました。遺作にはその背景が記されていて、目頭が熱くなりました。機会がありましたら一度行ってみてください。

次に移りたいと思います。看護師確保対策であります。看護師不足、その確保が叫ばれる昨今であります。県立病院における昨年度の退職者数に対して、看護師の採用試験の合格者、辞退者数の内訳についてお伺いいたします。病院局長をお願いします。

○病院局長(土持正弘君) 昨年度実施いたしました看護師選考採用試験につきましては、63人の合格者を出しましたが、そのうち11人が採用を辞退されたことなどから、採用は52人となったところであります。一方、退職者であります。看護師の採用を病院局で一括して行っている関係上、知事部局を含めまして申し上げますが、見込みを10人上回る63人となったところであります。

○高橋 透議員 合格しているのに、辞退者が多かったようですが、その辞退の理由は何で

しょうか、答弁ください。

○病院局長(土持正弘君) 合格者の辞退理由であります。一番多いのは、県内外の他の医療機関への採用であります。そのほか、県の保健師としての採用が決まったこと、あるいは国家試験に不合格であったことなどがございます。

○高橋 透議員 退職者見込みを10人上回る63人というふうに答弁されておりますが、定年退職者以外の早期退職者の数についてお伺いします。

○病院局長(土持正弘君) 退職者63名のうち11名が定年退職でございまして、そのほかを早期退職というふうにくくりますと、52名でございまして。

○高橋 透議員 52名という早期退職者、大変多い数字ですね。いろいろと理由はあると思うんですが、その理由について答弁いただきたいと思っております。

○病院局長(土持正弘君) 昨年度早期退職した職員にその理由を聞いておりますが、結婚や育児、家族の介護、進学、転職、病気、体力の問題などが挙がっております。

○高橋 透議員 早期退職をしなければならない理由、いろいろ話されましたが、育児とか介護とかいろいろ御事情があると思うんですけれども、この際というか、きついものだから、この踏ん切り、タイミングということでやめられているんじゃないかという推察もするわけなんです。そこでお尋ねしていきますが、県立病院の勤務は3交代、部署によって時間外がかなり多いとお聞きしておりますが、勤務実態についてお伺いいたします。

○病院局長(土持正弘君) 県立病院の看護師の勤務体制につきましては、御承知のとおり、

病棟勤務の場合、日勤、準夜勤、深夜勤の3交代制となっております。患者の高齢化、重症化などに伴いまして、これまで以上に手厚い看護が必要になるなどいたしまして、時間外勤務が多くなっている部署もございます。昨年度、これはまだ上半期でございますけれども、看護師の時間外勤務実績は、県立3病院全体の平均で月10.7時間となっておりますが、日南病院につきましては、20時間を超える病棟もあるなど、部署によっては時間外勤務が多くなっているところがございます。

○高橋 透議員 答弁にありましたように、患者の質が20年、30年前と変わったというのがあると思うんですが、時間外が平均月10.7時間とおっしゃいました。個人で差があると思うんです。答弁にもありましたように、日南病院、月20時間を超える病棟もあるということですが、中には、夜11時ごろに勤務が終わって、シャワーを浴びてそのまま深夜勤務に行かれていますという人も聞きます。労基法第36条、ありますね。この規定がしっかりと守られるように注意いただきたいと思っております。

びっくりするほどの調査結果があります。労働組合の女性部が行ったアンケート調査によりますと、「定年まで働きますか」の問いに、「いいえ」が61%あったそうです。看過できない驚くべき数字だと思います。パワハラとかセクハラなんかもあるのではないかと心配するんですが、夜勤回数の増加等、勤務環境が悪化をして、引き続き多数の希望退職者が出るのではないかと危惧されます。過酷な勤務実態と定年まで働きたくないという現状を聞かれて、知事はどう思われますか、答弁を求めます。

○知事(河野俊嗣君) これまでいろいろやりとりがありまして、地域医療を守るために、現

場で献身的に御尽力をさせていただいております。県立病院の看護師の皆さんの業務について、大変厳しいものもあるというふうに受けとめているところでもあります。今のアンケートの状況については、さまざまな背景、事情があろうかと思いますが、医療を取り巻く状況というものが、患者の皆さんの高齢化や医療技術の進歩など大きく変化している中で、県立病院の勤務環境も、人材確保の問題等を含め年々厳しい状況にあり、そのこともアンケート結果に出ているのではないかと考えておりまして、しっかりと現場の状況を踏まえて対処していく必要があるものと感じたところでもあります。

○高橋 透議員 コミュニケーションがとれる職場環境に、しっかりと取り組んでいただきたいなと思っています。

2015年に策定されました県病院事業経営計画2015では、事業運営の基本方針の1番目に、「質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実」が挙げられています。今後の看護師確保対策にどのように取り組んでいかれるのか、病院局長に答弁を求めます。

○病院局長(土持正弘君) 県立病院の看護師確保対策といたしましては、県立3病院を紹介する「ナースガイダンス&バスツアー」や、夏休みを利用し県立病院の看護を体験する「サマープログラムインターンシップ」の開催、さらには、福岡で開催される看護学生就職セミナーへの年2回の参加など、県立病院のPRに努めているところであります。また、採用試験におきましては、既に看護師免許を取得している方を、4月を待たず前倒しで採用するなど、できるだけ早く人員を確保し、看護体制を充実するよう努めているところであります。今後は、部署によっては時間外勤務が多くなってい

る現状や、宮崎病院の再整備等も踏まえまして、各病院の看護師の勤務体制について検討し、看護体制のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

民間病院でも看護師不足は同様な状況だとお聞きしておりますが、非常に確保に苦慮されていると思います。看護師確保の問題について、福祉保健部としてどうお考えになっているのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 民間病院におきましても、新卒看護師の採用や育児休業等の代替看護師の募集におきまして、確保が困難な例も多いと聞いております。県といたしましては、看護師の安定的な確保を図るため、看護師等養成所への運営支援や看護学生の修学資金貸与のほか、離職防止対策といたしまして、新人看護師の研修や病院内保育所の運営を支援しているところであります。また、ナースセンターによる無料職業紹介や潜在看護師への講習会を実施するなど、看護師の復職支援にも取り組んでおります。民間病院における看護師の確保は、地域医療の充実を図る上で大変重要でありますので、今後とも、看護師の確保・定着のための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお伺いいたします。

次に移ります。農畜産物東アジア海外戦略であります。平成27年度の本県農畜水産物の海外輸出額が過去最高となりましたが、今後の見通しについて、内田副知事に答弁を求めます。

○副知事（内田欽也君） 本県農畜水産物につきましては、東アジアを中心に輸出拡大を進めてまいりましたが、今後は、みやざきグローバル戦略を踏まえ、近年顕著な伸びを示しており

ます北米やEUなど東アジア以外の地域についても、積極的に市場開拓に取り組むこととしております。このため新たに、北米とEUに海外輸出促進コーディネーターを設置し、販路開拓に向けた体制を強化することとしております。さらに、国内初のキャビア輸出や、みやざき地頭鶏の輸出開始に向け、産地などの輸出体制の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。県といたしましては、本議会で審議をお願いしております、農業・農村振興長期計画で掲げている平成32年度県産農畜産物の輸出目標額41億円の達成に向けまして、今後とも、県内の関係団体などで構成する「みやざき「食と農」海外輸出促進協議会」を中心に、輸出促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 27年度25億円、7割が牛肉の18億7,000万円ですか、今答弁がありましたように、平成32年度に41億円にするということですので、いろいろな取り組みが必要なんだろうと思いますが。先日、NHKのニュースの中で養殖ブリを取り上げていました。海外のサーモンに押されているらしいんです。ブリは臭みがどうしても弱点のところがあつて。ただ、ブリは日本でしか養殖できないらしいです。そして今、いわゆるおいをなくす餌とか、ブリの包装といったものが開発されていますから、今後ブリも、宮崎、今大変力を入れておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

みやざき地頭鶏についてもおっしゃいましたから、これからは、みやざき地頭鶏に絞って質問してまいりますが、全国の主な地鶏の出荷状況について、まずは農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成26年度の地鶏の出荷につきましては、家畜改良センター

の都道府県別調査のデータでございますけれども、全国44の銘柄で約607万羽となっております、これは、ブロイラーなど食用を目的とした鶏の出荷羽数、全体で約6億7,000万羽の約1%となっております。この地鶏の中で最も出荷羽数が多いのは、徳島県の阿波尾鶏が200万羽でございます、地鶏全体の約3分の1を占めております。続きまして、愛知県の名古屋コーチンが93万羽、秋田県の比内地鶏の58万羽となっております、本県のブランドでありますみやざき地頭鶏は、これらに続く52万羽で全国第4位となっております。

○高橋 透議員 今の答弁では4位でしょうけど、質として、みやざき地頭鶏というのはレベルが高いというふうに認識しているんです。むしろライバルは、名古屋コーチンとか比内地鶏じゃなくて、九州の地鶏だと私は警戒をしています。というのが、居酒屋さんできのうまでみやざき地頭鶏を扱っていたのに、「もうきょうからは隣の黒さつまにかえますから」という実態もあるようですから、今後、みやざき地頭鶏の出荷量をどうふやしていくのか、そういった方策が求められますが、いま一度、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、いかに需要拡大を図っていくか、そのために生産量をどうふやしていくか、これが非常に大きな課題でございます。需要拡大に当たっては、これまで、味のよさを生かして、スポーツキャンプ等を活用した情報発信であるとか、東京、大阪、福岡などの都市部を中心としたPR、さらには大手外食チェーン店との提携などを通して、需要拡大に一生懸命頑張ってきたところであります。また、今年度は、先月本県と協定を締結いたしました大手給食サービス

の会社と連携いたしまして、地頭鶏を食材とした社員食堂向けのメニューづくりについて、今、具体的な検討を進めているところであります。今後は、これらに加えて、新たな調理方法や加工品の商品開発の検討を行うなど、生産者や関係団体等と一体となって、さらなる需要拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○高橋 透議員 先ほど言いましたように、黒さつま鶏、今19万羽です。これ、じわじわと伸びています。だから、今答弁がありましたように需要の拡大、大事だと思っています。

新規事業「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」の事業内容と期待している効果について、関係部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 今議会でお願ひしております新規事業「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」でございますけれども、食鳥肉による食中毒の主な原因となっておりますカンピロバクター等の微生物の汚染低減を図るものであります。主要生産県であります本県に対する国からの要請を受けまして、県において低減方法を提案し取り組むものでございます。事業内容といたしましては、新たに承認予定の殺菌効果のある食品添加物を使用いたしまして、鶏肉にさまざまな濃度や時間でこの薬剤を作用させながら、有用な微生物汚染低減策について実証するものであります。本県では、鶏肉を鳥刺しや鳥のたたきで食べる、あるいは提供する場合も多いので、この事業により、新たな微生物の汚染低減策を確立することで、鶏肉による食中毒の減少が可能となり、より安全性が高い県産食鳥肉を消費者に安心して提供できるようになるものと期待しております。

○高橋 透議員 答弁にありましたように、鶏を生で食べる文化というのは南九州が中心のようであります。関東地方では余り知られていません。そういう意味では、今回の実証事業でしっかりと成果が出れば、答弁にもありましたように需要の広がり期待できるわけです。調理をする側も安心して提供できるということですが、後は県産品ブランドとしての発信力、宣伝力が問われてくると思うんです。

そこで、県では、宮崎ゆかりのシェフや飲食店、企業の関係者、さらに芸能人からスポーツ選手などに「みやざき大使」を委嘱されております。宮崎のPRに協力いただいておりますが、大使をどのように活用されているのか。また、今後さらに大使をふやしていられるのか、商工観光労働部長に答弁を求めます。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 「みやざき大使」の皆様には、定期的に旬の情報を提供し、日ごろから宮崎のさまざまな魅力の発信をお願いしているところではありますが、いろんな機会を通してPRに御協力をいただいているところでございます。具体的には、本県が進めるプロモーションに参加、協力をいただいておりますほか、宮崎フェアや物産展の開催、さらには出演番組やブログ等での食材、観光地の紹介などをしていただいております。全国各地、各方面で活躍され、宮崎の強力な応援団であります大使の皆様、こうした御協力をいただくことは心強く、大変ありがたいことであると考えております。また、宮崎を幅広くPRする上でも効果的でありますので、今後とも、みやざき大使の輪をさらに広げてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 このみやざき大使、現在、164組、166人に委嘱されているようですが、今の答

弁で、さらに輪を広げるということですから、ふさわしい人がいらっしゃれば、また委嘱されると思うんですが、私が気がついている点で申し上げると、全国的な発信力を持つ宮崎ゆかりの企業の関係者、まだまだいらっしゃるんです。例えば、今話題にしている地頭鶏、関東を中心に全国に250店舗展開されている方、みやざき大使じゃないんです。名前はあえて申し上げませんが、そういった方等もいらっしゃいますから、またいろいろと検討していただきたいと思えます。

次に、海外輸出について、輸出先ではどのような商品が求められているのか。また、輸出先が要求する衛生基準等への対応に向けた産地の体制整備が大きな課題です。みやざき地頭鶏の海外輸出への方策についてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） みやざき地頭鶏につきましては、これまで、国内を中心に消費拡大を図ってきたところでありまして、今後も、新たな販路として、輸出という可能性も検討していく必要があると考えております。農畜産物の輸出に際しましては、輸出相手国が要求いたします衛生基準をクリアする必要があります。そのための商品の形態であるとか出荷体制の整備など、解決すべき課題がございます。そこで、平成27年度補正事業である「プラスJETROで攻める輸出拡大産地育成事業」におきまして、まずは、香港をターゲットに地鶏のニーズについて調査いたしますとともに、輸出に向けた生産量の確保や処理施設の選定・整備、流通システムの確立などにつきまして、生産者や関係団体及び衛生部局と検討を進めてまいりたい、そのように考えておるところであります。

○高橋 透議員 いわゆる衛生基準ですよ。

このところが一番大きなハードルになっていると思うんですが、そういったところをしっかりと処理する施設整備については触れられなかったわけですが、天草市本渡町の農事組合法人天草大王生産販売組合食鳥処理場というのがありますが、ここは、国際的な食品衛生基準を満たす専用処理施設を設けて、昨年、香港へ輸出をしています。年間30万羽以下の小規模処理施設としては全国で初めての整備だったようです。また、イスラム教の戒律に沿った食品などの基準、ハラール認証も取得され、中東などへの輸出も視野に入れられております。ちょっと古いですが、2010年の世界人口約69億人です。キリスト教が最も多い約22億人の31.4%、次いでイスラム教徒の約16億人、23.2%であります。しかし、2050年には、それぞれ29億2,000万人31.4%と、27億6,000万人29.7%になると予測されております。今後、イスラム市場が急速に重要になってくる。天草の本渡の食鳥組合、そこを狙っているんだなと思っております。本県も、とにかく施設整備を急がないと乗りおくれると思うんです。いま一度、食鳥の施設整備をどう取り組んでいかれるのか、農政水産部長に決意をお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） みやざき地頭鶏は肉質もよく、肉汁も豊富であるという特徴を有していますことから、国内で高い評価を受けております。これは海外においても同じようなことであろう、必ずや受け入れられるものであろうと期待をしているところでもあります。その中で今、衛生基準を満たした施設整備が急務であるというお話でございました。本県の地頭鶏の処理施設につきましては、小規模なものが多いわけです。しかし、その中でも10万羽以上の処理施設が県内に3カ所ございます。この3

カ所をまずは候補施設といたしまして、輸出に対応できる整備ができますよう、関係者と協議を進めてまいりまして、実現に向けて精いっぱい頑張りたいと思っております。

○高橋 透議員 熊本の地鶏「天草大王」、たった3万羽です。3万羽。ここに負けちゃいかんですよ。今おっしゃいましたように、今からしっかりと取り組むということですから、10万羽の3カ所ですか、ぜひ急いでいただきたいと思えます。

次に移ります。企業局長は4月に就任されて、今回質問を通告しているのは私だけということ。よろしくをお願いします。

酒谷発電所新設に伴う地域振興対策について答弁を求めます。新設稼働予定の酒谷発電所は、国道沿いでアクセスもよく、見学などの受け入れに適しているほか、地元住民にとっても身近な施設と考えますが、この発電所を活用した地域振興について、企業局の考えをお伺いいたします。

○企業局長（図師雄一君） 酒谷発電所は、日南治水ダム直下に建設し、貴重な水資源を活用して水力発電を行うものであり、治水専用のダムに発電所を建設することは、県内では初めての取り組みとなります。御指摘のとおり、当発電所は集落に近いことから、まずは、地域の方々に親しみを持ってもらうための見学会を行うとともに、ほかの発電所と同様に、水力発電に対する理解を深めていただくため、一般の見学希望者についても対応することとしております。企業局といたしましては、発電所の活用などを通じて地域の振興に寄与していくことは大変重要であると考えておりますことから、当発電所に隣接する公園の再整備も行うこととしており、この発電所一帯が皆様に親しまれ、地域

のにぎわいの創出につながることを期待しているところでもあります。

○高橋 透議員 ありがとうございます。一般的に発電所というのは上流部、山奥にありますので、通りがかりに立ち寄るといことはなかなかできないわけでもあります。その点、申し上げていますように、酒谷発電所は都城に通じる国道沿いであって、近くに道の駅酒谷もあります。飢肥から10分ぐらいで行けるんです。そういう意味では交通の便もよくて、稼働後は地域の振興に寄与してくれるものと期待します。

答弁にありましたように、隣接する公園を整備していただきますが、その整備内容についてお伺いいたします。

○企業局長(図師雄一君) 隣接する公園の再整備の内容につきましては、発電所建設工事で支障となった桜の植えかえを行いますほか、地域の方々の御要望を踏まえまして、老朽化したトイレを改築するとともに、芝生広場やあずまやを整備することとしております。これによりまして、地域の方々の憩いの場や交流の場としてはもとより、国道を利用される方々の休憩スペースとしても気軽に御利用いただけるようになるものと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。地元でもしっかりと活用してまいります。

次に移ります。書道文化の現状と毛筆書写に親しむ学習効果についてであります。学習指導要領では、国語の書写で毛筆を学ぶのは小学3年生からとなっています。筆の生産量全国一を誇る広島県熊野町は、平成22年度から町内全小学校で1、2年生の授業に低学年書道科を取り入れています。成果を検証するアンケートを実施した結果、低学年書道科を経験することによって、集中力が身についた、正しい姿勢がと

れるようになった、落ちついて物事に取り組めるようになった、3年生からの毛筆書写に円滑に入れるようになった、といった成果が明らかになったそうです。また、平成27年度の全国学力・学習状況調査では、同町の小学校は5教科平均値で広島県を上回り、同町の中学校は全国トップレベルの結果となったそうです。PPG、何の頭文字かわかりますか。パシフィック・パートナーじゃありませんよ。Pは、足はぺったん床の上、「ぺったん」のP、背中をぴんと立てる「ぴん」のP、椅子と机の間はグー1つ——習いましたね——の「グー」のGであります。このPPGを実践していらっしゃるわけですが、いわゆる立腰教育と物すごく共通していると思います。そこで、本県の小中学校における書写教育の現状についてお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 書写教育につきましては、文字を正しく整えて書くことを狙いとして、国語科の中で行っているところでもあります。小学校1・2年生におきましては、鉛筆やフェルトペンを用いた硬筆の学習を、また、小学校3年生以上では、硬筆に加えて毛筆を使用した学習を、学級担任が中心となって指導しているところです。さらに中学校では、多様な書体への関心や文字を手書きすることの意義に気づかせることなどを狙いとして、国語科の教員が指導しているところでもあります。本県児童生徒の書に対する関心というのは高いものがありまして、小中学生を対象とした全国レベルのコンクールにおいて、毎年のように上位に入賞しております。また、高等学校においても、全国高等学校総合文化祭書道の部で連続して入賞するなど、全国的に高いレベルにあると認識しているところでもあります。

○高橋 透議員 本県の書道のレベルが高いということはわかりました。問題は書写教育が全体に行き渡っているかどうかです。毛筆を使用する書写の指導は、小学校各学年、年間30単位時間程度で、中学校の書写の授業時数は、1学年及び2学年では年間20単位時間程度、3学年では年間10単位時間程度であります。書写教育は受験に直結しないことから、学習時間が十分に確保されているのか危惧をしております。最近も、学習指導要領で定められた保健の授業を約10年間実施していなかったことも判明しております。書写教育に限らず、学習指導要領で定める単位未修得についての実態調査は行われているのか、お伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 各教科ごとの年間の教育内容や授業時数を示した、いわゆる教育課程につきましては、校長の責任において各学校ごとに編成をされており、その実施状況については、職務権限を持つ市町村教育委員会が管理をしているところであります。書写や保健など比較的取り扱う時間の少ない授業の実施状況については、県教育委員会といたしましても独自に調査を行っておりまして、本県小中学校では未履修がないということを確認しております。

○高橋 透議員 わかりました。

小学校3・4学年の指導要領には、「毛筆を使用して筆圧に注意して書くこと」とあります。20年くらい前はHBの鉛筆が約5割、2Bが約2割でありましたが、近年はシェアが逆転しているそうです。20年ほど前まで半数を占めていたHBが2割から3割に下がったということで、その理由の一つとして、子供の筆圧が下がったと言われています。今ではパソコンとかスマートフォンが普及してしまして、文字を書く頻度がかなり低下したことに原因があると言

われております。また、小学校入学時に2BもしくはBと指定する学校もふえているそうです。本県の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 小学校入学の際に各学校では、児童に対して「入学のしおり」等を配付しており、その中で、使用する鉛筆の規格については、各学校の判断で指定または推奨しております。本県の状況について、具体的には把握をしておりますけれども、子供の筆圧の低下、あるいは読みやすさ、書きやすさなどを理由に、2BやBを使用する小学校が県内でもふえているのではないかと考えております。

○高橋 透議員 高学年になれば、その筆圧というのはそれなりになるはずなんですけど、最近では6年生になっても筆圧が弱い子が多いそうです。鉛筆を使って字を書くという動作は、手のみならず、腕や肩まで広く運動機能を使うそうです。昔と比べて、今は学校でもタブレット使用で授業を進めていますので、その分、運動機能も失われていくのだと思います。ロコモティブというのは高齢者の老化現象をあらわす言葉なんですけど、小学生のロコモがふえているそうです。体操座りをした状態から両手を使わずに立ち上がることができない小学6年生が、8割ぐらいいるらしいです。私はできますよ、足を交差して立ち上がれば。やってみてください。ICT教育が推進されていますけれども、一方で子供の老化現象を生むリスクも抱えることにつながるのではないかと認識しておく必要があると思います。そこで、書写教育の充実を図るために、県教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○教育長(四本 孝君) 書写教育は、正しく

整った文字を書くことができるようになることはもちろん、正しい姿勢や集中力が身につくなど、全ての学習に通じる基本姿勢を習得させる意味からも、意義のある教育活動であると考えております。そのため県教育委員会では、平成27年度より、中学校の教員を対象に中学校書写実技研修会を実施し、大学の講師等から専門性の高い指導方法を学べる機会を設けているところであります。今後、書写教育の持つ意義を指導する教員が十分認識し、その充実が図られるよう、教育委員会が学校を訪問して指導する際には、書写の実施時間数の確保や学習の意義について、改めて確認をするなどの指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 熊野町みたいに低学年に書写教育を取り入れるということは困難かもしれませんが、各学年での書写教育を丁寧に行っていくことが大事になってくると思うので、その点をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、書写教育を熱心に取り組まれている先生というのはいらっしゃると思うんです。ただ、書道の経験のある方——これは私の憶測になるかもしれませんが——3割程度ではないかと聞いています。今後、筆圧の弱い子供たちが教員を目指して採用試験を受けることが考えられます。教員採用試験科目の一つに書写を取り入れたらどうでしょうか、教育長にお尋ねします。

○教育長(四本 孝君) 国語科に限らず、全ての教科等で文字を正しく整えて書くということは、教師にとって大変大切なことであると思ひております。しかしながら、本県の教員採用選考試験において書写の実技試験を行うというのは、時間的な制約もありますことから、今

のところ難しいと考えております。

○高橋 透議員 想定内の答弁でございます。繰り返しますけれども、大事なものは履修の、いわゆる学習指導要領に基づく規定はしっかりと踏まえているということですから、そこが一つと、丁寧に各学年での書写教育をやっていたきたい、そのことを加えて申し上げておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

最後の質問になります。服部新佐コケ博士の顕彰についてお尋ねをしております。

昨年、服部新佐コケ博士の功績について、南九州大学の長谷川二郎教授の講演を聞く機会がありました。服部博士は、旧制飢肥中学校卒業後、旧制宮崎高等農林学校、今の宮大に入学されますが、病氣退学後、現在の鹿児島大学である旧制第七高等学校へ入学、そして東京帝国大学理学部を卒業後に文部省の学芸官を経て、昭和21年3月に服部植物研究所を創立。ことしで70周年を迎えています。山林業の傍ら、当時研究がほとんどされていなかった蘚苔類の研究を行い、ナンジャモンジャゴケを記載したことで知られています。長谷川教授によりますと、服部研究所には約47万点の貴重な標本があり、東京大学を初め、京都大、大阪大、千葉大、広島大とも肩を並べ、イギリスの大英博物館と同価値の研究所だということでもあります。服部新佐博士の功績について、県内の小中学校ではどのような取り組みが行われているのか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長(四本 孝君) コケに関する研究の世界的な権威であります服部博士については、特に博士の地元であります日南市の小中学校において、その功績を学ぶ取り組みが行われております。例えば飢肥小学校では、2年生が地域を知る活動の一環として、世界で唯一のコケ類

研究機関である服部植物研究所を年に2回訪問しております。加えて、5年生では、再度研究所を訪問し、博士の功績や人となりについて、地域の方々の協力を得ながら学習しているところでもあります。また、飢肥中学校におきましては、PTAの広報紙で、「珍しいコケ」をテーマに博士の研究を全校生徒や保護者に紹介するなど、その功績をたたえる取り組みが行われているところでもあります。

○高橋 透議員 日南のことしか答弁がありませんでしたが、それ以外では余りかかわっていないんですね。時間の関係で詳しくお話できないんですが、これだけの功績がある人が余り知られていない。それは私たちにも責任がありますけれども。山でいろいろと財をなした時代があったんですが、日南では、服部、川越、河野、日南・南那珂の山林業御三家と言われておりました。これに酒谷・高橋が入ると、四天王にはなりませんよ。戦後、山林業で財をなした家ですから、服部博士も研究ができたんじゃないかと思うんです。現在、山林を所有されているのは川越家だけなんです。飢肥の大手門の向かって右側に服部亭という食事ができる場所があります。あれも服部さんの持ち物だったんですが、売りに出して人の手に渡っております。そういう状況であります。

研究所の運営費、少ないです。ただ、文部科学省からの科学研究費補助金1,000万円出ています。あと研究所が所有する不動産、もうかっていった時代に土地を買っていたみたいです。その不動産収入が400万あるそうです。だから、1,400万円がこの服部研究所の運営費なんです。標本管理、普通は空調設備があると思うでしょう。窓のあけ閉めは人の手で行われていません。服部研究所が貴重な研究機関であることを

県内はもとより全国に発信すれば……。私が期待するのは寄附なんです。各方面から寄附行為があるんじゃないかということ推察するんです。まずは足もとから服部博士を知ってもらい取り組みが必要だと思っています。服部博士の功績を広く県民に知らせる取り組みについて、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 服部新佐博士は、コケに関する研究においてすばらしい功績を上げておられますので、県では昭和26年に、第2回宮崎県文化賞(学術部門)を授与したところでもあります。また、宮崎の礎を築いた先覚者やさまざまな分野におけるパイオニアとして、平成11年に発行しました「みやぎの百一人」におきましても、その功績を紹介しているところでもあります。

ただ、私自身も、こういう仕事をしておりまして、この質問をいただくまでは、服部先生の功績、またこの植物研究所についても全く知らなかった、不明を恥じておるところであります。昨日、たまたま日南に仕事で参りまして、この植物研究所も訪れてみました。大変素朴な展示ではありますが、非常におもしろいものもありますし、非常に貴重な標本が別の棟には保存されている、そして研究の拠点となっているということも伺ったところあります。先日、本県で寄生虫学会がありまして、その前に目黒に唯一ある目黒寄生虫館というところに参りましたが、そこが最近デートスポットになっているというようなことも伺いまして……。こういうコケに関する世界で唯一の研究所でもあります。貴重なものがありますので、その見せ方によっては、いろいろもう少し発信ができるのではないかというのも、実際に訪れて感じたところでもあります。まずは県民の方々に

研究所に足をお運びいただくこと、そして服部先生の功績について広く知っていただくことが大事だと思います。今、議員の御指摘があった、昨年の長谷川先生の講演というのは、服部博士の生誕100年を記念して行われたものと伺っておりまして、これも非常にチャンスだったのではないかなと、今になってみれば思うわけですが、地元日南市とも相談をしながら、その発信、またその活用といいますか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。早速河野知事、研究所に行ってもらったみたいですが、私も、服部研究所は本町通りにありますから毎日見ているんです。実を言いますと、私も中には入っていませんでした。年が明けて行きました。講演を聞いて初めて行きました。今の知事のお話にもありましたように、地元日南の発信不足です。正直申し上げます。そのことがまずあるなということと、コケは地味ですよ。発信しても、なかなかはね返ってくるのは難しいものがあると思うんです。ただ、今、知事がおっしゃいましたように、興味深いもので、見せ方によっては広がりも出てくるんじゃないかということでもありますから、頑張ってみたいなと思っています。

実は、来年4月に、広島大学から32歳の助手が研究所の所長として赴任されるとお聞きしております。給与は、この運営費1,400万円から出すんです。私は非常に厳しいと思っています。隠れたというよりも、埋もれている貴重な研究所であります。広く知られていくことで、服部博士の生涯を取り上げたものがドラマになるかもしれません。答弁にもありましたように、地元日南市とも連携していかれるということですから、先ほどから申し上げますように、ま

ずは地元日南が盛り上がることで、そして県もあわせて御支援いただくよう、心からお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、知事を初め、関係部長の皆様の明快なる御答弁をお願いいたします。

「ぐっすり眠りたい」「家族で安心して住める家が欲しい」「震災前の日常の生活に戻したい」、そうした被災者の切実な願いを一日も早く実現させなくてはなりません。熊本地震の発災からあしたで2カ月になります。改めまして、震災でお亡くなりになった方へ御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様へお見舞いを申し上げます。

先週5日の日曜日に再度、益城町から熊本市内へと、友人、知人宅を訪ね、お見舞いを兼ね、お話を伺ってまいりました。ブルーシートに覆われた屋根、壊れたままのブロック塀、そして半壊、全壊の家が手つかずのままの状態も多くあり、復興への道のりはこれからだなど感じた次第です。

熊本市内の友人の家は、家の損壊はなかったものの、家財道具は倒れ、足の踏み場もないほ

ど散乱し、そして1週間ほど電気、水道、ガスがとまり、10日間避難所生活を余儀なくされたとのことでした。震災の怖さ、また、食事が満足にとれず、お風呂にも入れないなど、その不自由さと、そのほかにも言葉に尽くせない思いは、しかめた顔の表情で読み取ることができました。短い時間でしたが、「本当によく来てくれた。ありがとう」と何度も感謝をされ、こちらにも貴重な話を聞き、励ましの言葉がかけられたことをうれしく思い、またの再会を約束して戻りました。

さて、発災当初の救助や避難所の開設といった局面から、復旧・復興に向けた作業が本格的に始まっておりませんが、被災自治体の最大の悩みはマンパワー、人手不足と指摘されております。しかしながら、4月16日、会派3名で益城町へ向かったときの状況を目の当たりにすると、町の職員も被災者でありながら、私たちの届けた支援物資の対応と、必死に避難所運営を行っている姿が忘れられません。はや2カ月、国やほかの自治体から応援の職員が駆けつけているようではありますが、あらゆる手だてを講じるべきと考えます。そこで、知事に、今回の熊本地震に対して、どのような考え方に基つき、どのような支援をしているのかをお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今般の地震は、産業活動や日常生活において密接に結びついている隣県で発生したものでありまして、本県といたしましても、被災者・被災地支援の最前線であるという意識のもと、また、隣接支援拠点としての役割を果たすという

思いのもとに、発災直後から国や各県、市町村等と連携をするとともに、4月18日には県支援対策本部を立ち上げ、5月9日には当面の対応方針を取りまとめるなど、スピード感を持って最大限の支援に取り組むという思いで対応してきたところであります。

具体的には、先月末までに、被災地に県・市町村合わせて延べ約3,300名の職員を派遣し、避難所の運営や罹災証明の発行などを支援するとともに、本県に避難された26世帯64名に対する公営住宅等の提供などを行ってきております。今後とも、時間の経過とともに変化する被災地のニーズに的確に対応しながら、被災地・被災者に寄り添い、継続的に支援をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

答弁にありましたように、3,300名の人的支援や、公営住宅の無償提供などの生活支援、また飲料水や非常食などの救援物資など、中には犬・猫用の餌やゲージなど、被災動物にも配慮した支援を行っておられます。いずれもスピード感を持って対応されたと伺いました。

先週、現地を訪問した際、目についたのは、住宅家屋の玄関やブロック塀に張り出している「危険」と書かれたポスター大の赤い紙、「要注意」と書かれた黄色い紙、「調査済」と書かれた緑の紙でありました。2度も震度7が襲い、断続的な大きな余震が続く中、住宅や宅地の危険度は増すばかりですが、住民の安全を守るための専門的な見地から判断するため、専門員が調査し、先ほどの色紙を張っていつているようであります。県からもその派遣内容が人的支援の中にありました。その調査員である被災建築物応急危険度判定士と被災宅地危険度判定士の活動目的と派遣の状況について、県土整備

部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 被災建築物応急危険度判定士と被災宅地危険度判定士は、都道府県知事が認定した技術者であり、本県では、現在、県・市町村職員と民間技術者を合わせて、被災建築物の判定士に734人、被災宅地の判定士に330人が登録されております。

判定士の活動目的は、地震等の自然災害により被災した建築物や宅地の状況について調査を行い、余震による建物の倒壊や擁壁の崩壊などの二次災害の危険性を判定し、その結果を表示することにより、住民の安全確保を図るものであります。今回の熊本地震では、熊本県から全国に向けて判定士の派遣要請があり、本県から延べ人数で、被災建築物の判定に、県職員62人を含め198人、被災宅地の判定に、県職員96人を含め132人が派遣されたところであります。

○重松幸次郎議員 あくまでも地震により被災した建築物による二次的災害を防止する目的であり、罹災証明のための調査や、被災建築物や宅地の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではなく、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供するというのを伺いました。これからも人的支援など、被災地のニーズに対応した継続的な支援を、重ねてお願いいたします。

視点を変えまして、ライフラインの復旧が難航すれば、避難所生活または車中泊やキャンプテント生活を余儀なくされるのですが、なれない環境によるストレスや、満足にお風呂に入れないことは、衛生面においても気分が落ち込むものと思います。その環境を少しでも改善するのに役立つのが、大型フェリーによる入浴、食事、休息の提供です。

4月22日、熊本県八代港に、防衛省がチャーターした大型フェリー「はくおう」が到着し、自衛隊員300名と車両約80台をおろした後、約1カ月間停泊して、被災者の方々への支援の一環として、1泊2日、また2泊3日の宿泊、食事及び入浴のサービスを、罹災証明書がある方に無償で提供しておられます。久々にゆったりとくつろいで、疲れを癒せる場になることは有効だと思いますが、県土整備部長に、熊本地震ではフェリーや海上保安庁の船が港に停泊し、宿泊施設等として使われましたが、本県では、同様な場合に、これらの船が停泊できる港湾があるのかをお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 今回の熊本地震では、港湾が、例えば議員の御質問にもありましたような使われ方をしたことや、本県でも、宮崎港が支援の車両や人員の輸送に利用されたことから、港湾は、災害支援においても重要な役割を果たすと改めて感じたところであります。

御質問についてでございますが、地震や津波の発生後においても、岸壁等の港湾施設が機能していることを前提に申し上げますと、八代港に入港した約1万7,000トンのフェリーが停泊できる本県の港湾は、重要港湾である細島港、宮崎港、油津港の3港であります。また、入浴などに利用された海上保安庁の1,000トンクラスの巡視船などにつきましては、今回の地震で使用された船舶の実績から申し上げますと、先ほどの重要港湾の3港を含め、福島港や延岡新港など県が管理する16の港湾のうち、9つの港湾で停泊が可能であります。

○重松幸次郎議員 わかりました。9つの港湾で、巡視船などは停泊が可能だということです。ちなみに、「はくおう」は一度に500名の収

容が可能とありました。フェリーの活用、その広報・運用なども備えておいてほしいと思います。

防災や救助に関連して、ヘリコプターの活用について質問いたします。

初めに、ドクターヘリです。医師や看護師が同乗して救急現場に向かい、治療を行うドクターヘリは、国が今年度5機ふやす予算を確保し、全国の配備は51機体制へと拡充されるようです。公明党が当面の目標として訴えてきた50機配備がいよいよ実現します。全国ドクターヘリの出動件数は、1999年10月の試験運航開始から合計で約12万回に達し、道路の渋滞や通行どめに関係なく時速200キロで飛行できるため、災害に強く、東日本大震災や、今回、熊本地震でも活躍いたしました。そこでまず、我が県におけるドクターヘリの出動件数、運航経費、ランデブーポイントの数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） ドクターヘリの出動件数は、現場出動や転院搬送など、平成26年度は470件、平成27年度は473件、そして運航経費は、平成27年度実績ベースで約1億9,400万円、ヘリポートの給油・灯火システム等の保守経費、搭乗スタッフの研修経費等を含めると、約2億1,000万円となっております。また、県内のランデブーポイントは、平成27年度末で428カ所となっております。

○重松幸次郎議員 ランデブーポイントは、平成24年は279カ所だったのが、今回、平成28年3月現在では428カ所になり、ほぼ充足していることでもあります。また、ヘリの運航経費は国・県で2分の1、ヘリの安全運航や搭乗スタッフの研修経費などは、県と市町村が協議会をつくり、2分の1ずつ負担して宮崎大学を支援し

ているとの御説明をいただきました。

国会において公明党は、一貫して「救える命を救う」との観点から、ドクターヘリの全国配備と運航費補助金の増額を要望し、またヘリ操縦士の養成・確保を訴え続けており、今年度予算で運航費補助、操縦士養成も推進していくということでありました。

次に、ヘリコプター全般について。熊本地震のように、道路や橋が寸断され、物資の輸送ができない場合は、ヘリコプターの出動要請が欠かせないわけではありますが、災害時において他県からヘリの応援があった場合、ヘリの運用はどのように行われているのかを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 大規模災害発生時におきまして、他県の消防防災ヘリや自衛隊機など、多数のヘリが被災地に集結して緊急援助活動を行う場合には、活動拠点として、ヘリベースと呼ばれる航空部隊指揮所を設置することとなります。このヘリベースは、原則として被災地の空港等に設置され、その運用につきましては、被災都道府県が活動区域や任務分担を一元的に調整し、円滑かつ効果的な運用が図られるよう努めているところでございます。各機関のヘリコプターに任務を付与する際には、あらかじめ機体の性能や搭乗人員等を考慮して指定し、迅速な救助活動が行えるよう、目的地や対象施設を具体的に指示して、ヘリコプター搭載のGPS機器に登録させ、救助現場に向かわせることとしております。

○重松幸次郎議員 目的地や対象施設をヘリコプターGPS機能に登録し、現場に向かわせるようになっているのですが、そこで提案をしたいのがヘリサインの表示であります。ヘリサインとは、施設の屋上などに、施設名や市町村名

または番号などを明記し、災害時、緊急時の際のヘリコプターの着陸の目印になるものです。他県からの応援で活動した際に、地理に不なれなため、どこに救助に向かえばいいのか識別しづらいときなど、ヘリサインがあると迅速な救助活動の助けになります。一分一秒の差でとうとい命が救われるわけであります。本県のランデブーポイントは428カ所となっておりますが、まだヘリサインの導入がないようです。そこで、県内におけるヘリサインの現状と県の今後の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） まず、県内のヘリサインの現状であります。ヘリサインを整備している県有の施設はなく、また市町村におきまして、現在のところ整備した施設はないと伺っております。しかしながら、ヘリサインにつきましては、その整備により上空からの建物の識別が容易となることから、GPSとともに救助現場の確認に資する有効な手段の一つと考えております。県としましては、ヘリサインを行政庁舎や小中学校などに整備している熊本県におきまして、さきの地震災害でどのように活用されたのか、調査・把握した上で、関係機関と協議しながら、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 避難者が多く集まる学校や、孤立する可能性が高い地域の避難所の屋上など、必要に感じております。速やかに検討を進めていただきますよう要望いたします。

次に、児童養護施設退所者の支援についてお尋ねいたします。

親の病気や虐待によって親と一緒に住めない子供が暮らす児童養護施設は、高校卒業と同時に働き始め、ひとり暮らしをする子供が多いの

ですが、その自立支援をサポートする動きが始まっています。まず初めに、本県において児童養護施設に入所または里親等に委託されている児童は何名いるのか。また、年間に何名の児童が高校卒業をもって措置解除となるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成27年度末現在、児童養護施設の入所児童数は352名となっております。里親やファミリーホームへの委託児童数は57名となっております。また、平成27年度中の高校卒業による措置解除は25名となっております。

○重松幸次郎議員 毎年約25名が退所し、社会に巣立っていくわけですが、ひとり暮らしをし、例えば、自動車運転免許の取得費用を自分で用意できないことが、仕事を始める上でもネックになると思われま。そこで、措置解除となった児童が自立する手段の一つとして、運転免許の取得が必要と考えますが、費用面での支援について再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 児童養護施設の入所児童等が自動車運転免許を取得する際の費用に関する支援につきましては、県では約11万円の助成を行っております。これに加えて、昨年度から、宮崎県指定自動車学校協会との協定により、10万円を減免していただくことになっておりまして、合計で約21万円の支援を行っております。また、本年度開始予定である「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」におきまして、就職に必要な資格取得希望者に対しましては、最大25万円までの貸し付けが可能となっております。なお、この貸付金は2年間就労を継続いたしますと、返還免除が可能となります。これらの取り組みにより、費用面の負担が大幅に軽減されることから、児童の

自立促進が図られるものと期待しております。

○重松幸次郎議員 県で約11万円の助成、それから、自動車学校協会との協定により10万円、合計で21万円助成されるわけですけれども、運転免許というのは25万から30万ぐらいかかるだろうと思われれます。その不足分が、今説明いただきました貸付金によって賄われるということでもあります。つまり、基本、全額が無料になるということです。県及び自動車学校の御協力もあり、大変ありがたいことだと思います。運転免許取得は就職には大変有利であると同時に、身分証明としても有効であります。また、運送運輸業界でも人手不足で困っている現状の中では、将来に期待できると思われれます。そのほか、運転免許の取得費用以外で生活費等の支援策について、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 先ほど申し上げました「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」におきまして、資格取得費用のほか、就職者には家賃として月額2万9,500円までを、進学者に対しましては、この家賃支援に加えて月額5万円の生活費の貸し付けを行うこととしております。それぞれ就職、卒業後5年間の就業継続により返還を免除することになっております。今後、県といたしましては、施設や里親等とも連携の上、こうした自立支援策の積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 政府が、社会的養護を必要とする児童が施設を巣立つ、また進学する、就職する際にサポートすべき内容に手を差し伸べたことは、子供たちの未来に向けた非常に大きな一歩だと思います。

一方で、後ほど紹介いたします、ある一般社

団法人が、複数の養護施設に、この国の自立支援貸付制度についてどう思われるかヒアリングを重ねたところ、これまで巣立っていった児童の現状を見ても、返済不要の要件となる2年間の就業継続は非常にハードルが高く、結果的に子供たちに借金を負わせることになりかねないため、制度の利用に慎重な意見もあるようであります。したがって、この資格取得や生活支援につきまして、丁寧な御説明と支援計画をお示しくさいますようお願いいたします。

そうした中、埼玉県にある一般社団法人青年自助自立支援機構（通称コンパスナビ）が、企業法人や個人からの寄金を募り、返済不要の給付型奨学金を昨年からは開始していることも、紹介者から知りました。本県はまだ、このエリアに入っていないということです。こうした行政を初め、自立支援機構の取り組みに賛同した企業等のCSR活動で、養護施設出身者やひとり親生活困窮家庭の児童、そのほかのサポートを必要とされている子供たちに支援の輪が広がることを期待するものです。

続きまして、建設産業担い手育成及び基幹技能者の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

今回の熊本地震においても、住宅や公共施設の修復、ライフラインの復旧など、社会資本整備の担い手であり、国民生活、福祉の発展のためには欠かせない基幹的産業であります。そこで、建設産業は、災害発生時の対応を初め、非常に重要な産業であります。県として担い手の育成・確保にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設産業においては、建設投資の減少や少子高齢化などを背景として、若年入職者の減少や技術者等の高

齢化といった問題が生じており、担い手の育成・確保は喫緊の課題となっております。

このため県では、産業開発青年隊や産業技術専門校における技術者等の育成を初め、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝えるため、現場見学会の開催などに取り組んでいるところであります。また、雇用環境の整備を図り、若者に魅力のある職場づくりを促進するため、入札制度における労務単価の引き上げや、若年技術者等の雇用を行う企業への評価に加え、本年度からは、週休2日モデル工事の試行や、若年技術者の資格取得に取り組む建設業者への助成事業等を実施いたします。今後とも、関係機関や建設業界と十分な連携を図りながら、建設産業の担い手の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 人材確保と、さらなる技術習得の育成に取り組んでいただきたいと思えます。

ある建設業種の懇談会に参加した折、先ほどの技術者資格取得を初め、地元業者選定基準や技能適正評価などについて教わってまいりました。そこで初めて耳にしたのですが、「登録基幹技能者」という資格者がございます。早速、執行部よりいただいた資料には、「登録基幹技能者とは、鉄筋工などの技能労働者のうち、熟達した作業能力を備え、民間の資格認定を受けた技能者のことであり、平成20年1月の建設業施行規則の改正に伴い、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられ、同年4月から経営事項審査の評価の対象とされている」とありました。そこで、総合評価落札方式における登録基幹技能者の評価について、現状と今後の取り組みを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 総合評価落

札方式における登録基幹技能者の評価については、国土交通省を初め、九州では長崎県、熊本県、大分県で試行などの取り組みが行われているところでありますが、本県においては現在行っていないところであります。

このような中、制度の運営団体が主体となり、企業、学識者、国土交通省が参加する「登録基幹技能者制度推進協議会」が、各都道府県、政令市に行ったアンケートによりますと、「職種、地域によって有資格者数が少なく、工事によっては登録基幹技能者の手配に苦勞している」などの意見も出されているようであります。本県においても、その登録者数は約500名と、県内の技能者全体に占める割合は約1.7%と少なく、地域によって偏りが出るなどの同様の問題が生じるものと考えていることから、県といたしましては、建設業関係団体と意見交換を行いながら、国や他県の取り組みについて研究してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 この基幹技能者は全国に、先ほどの鉄筋工（基幹技能者）のほかに、本年3月現在、多い順には電気工事7,495名、機械土工4,229名、型枠3,821名、そのほか配管、とび・土工、切断せん孔などなど33業種、全国で5万名を超える基幹技能者がいて、宮崎県全体でも、今お話がありましたとおり、約500名、496名いらっしゃいます。地域、業種によって偏りがあるようですので、常駐義務や現場に配置しなければならないというところまではまだ至っていないということでもあります。であるからこそ、資格者の配置や評価を試行的に採用して、このようなすばらしい技術、技能者を多く輩出できますように、これからも取り組みをよろしくお願いいたします。

次は、今回で2回目になりますが、食品ロス

削減についてであります。

本年5月国会にて、公明党食品ロス削減推進プロジェクトチームの座長である竹谷とし子参議院議員から安倍首相への質問に対し、食品ロスを減らすため、「国民運動として、消費者の意識向上などに幅広く取り組む必要がある」と述べた上で、公明党が求めていた削減目標の設定を検討するという考えを示されました。

日本の食料自給率は約4割にとどまり、つまり6割は輸入をされているわけです。一方で、日本の食料廃棄物は年間1,700万トンに上り、その約4割に当たる642万トンが食品ロスです。そのうち半分は事業者、もう半分は家庭から出ています。食品ロスの削減は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際的な重要課題でもあります。目標の検討に当たっては、いつまでにどれだけ食品ロスを減らすかを数字で示すとともに、目標達成への具体策が欠かせません。

ところで、人は1年間でどのくらいの食料を食べるのかということに疑問に思いまして、私がネットで調べたら、「面白南極料理人」という本がありまして、南極ドーム基地の元コックさん——南極というところは1年間にまとめて食料を送らないといけないものですから——その方が試算した答えは1トン、1人1トンの食料、1日3キロ、これは飲料も含むわけでありましてけれども、そういうふうに書いてありました。先ほどの約642万トンが食品ロスということは、年間642万人分の食料が無駄になるということでしょうか。無駄にしてはならないというふうに思います。そこで農政水産部長に、食品廃棄物等の利活用に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 食品廃棄物等

の利活用につきましては、限られた資源を有効活用する上で重要な課題であると認識しております。本県における平成26年度の食品製造業由来の食品廃棄物等は35万トンで、県では、その約9割を占めます焼酎かすにつきましては、これまで、エコフィード増産対策事業等を活用した飼料化やエネルギー化等を推進してきたところでもあります。

また、県内の一部のスーパーチェーン店では、系列の工場で総菜加工等の食品残渣を飼料化し、養豚に活用している取り組みであるとか、農業法人と食品加工業者が連携して、加工残渣を堆肥や飼料として利活用するなど、地域資源の再利用の取り組みが行われております。今後とも、このような食品廃棄物等を有効に利活用する取り組みを、地域資源循環型農業を推進する観点から支援してまいりたい、そのように考えております。

○重松幸次郎議員 地方自治体として初めて食品ロスの削減目標を示した京都市では、2020年までに食品ロスの発生をピーク時（2000年）から半減させるとして、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動を展開しております。ユニークなのは、家庭で出た食品ロスは4人家族で年間6万5,000円の負担になるというふうに、市独自の試算を示しております。損をしたくない気持ちを市民に芽生えさせ、削減に挑戦させる、意識啓発が大切です。そこで環境森林部長に、家庭や飲食店からの食品ロス削減について、県はどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制や減量化の観点からも大変重要であると考えています。そのため、昨年度、まずはみずからできる取り組みとしまし

て、懇親会における食べ残しを削減しようと、県庁内で、食べきり忘年会や送別会等の呼びかけをスタートさせました。本年度は、市町村と連携しまして、食品ロスの発生状況調査を実施しますとともに、テレビスポットやイベントを通じた普及啓発事業も実施する予定でございます。さらに、消費者団体や業界団体などで構成されます4R推進協議会の協力も得ながら、広く県民に浸透させてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 広報啓発にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

宴会の食べ残しを減らすために、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「30・10運動」を進めているようです。特に有効だと思うのは、加工食品等の製造・流通・販売における食品ロス削減需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、3分の1ルール——製造日から賞味期限までの3分の1の期間を過ぎると納品できなくなる——そういう商習慣があるのですけれども、それを見直す企業を拡大していこう、2分の1までは認めていこうということを推奨しています。

そしてまた、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供する「フードバンク」が有名でありますけれども、県内でもフードバンクの活動に取り組むところがふえてきました。未利用食品を必要とする人や施設等に届ける仕組みをサポートし、また災害備蓄食料の活用を進めるためにも、県も積極的なマッチングを推進して、全庁的に食品ロス削減へ目標を持って取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

総務政策常任委員会で、中山間地域対策としての調査で先月、日之影町の大人集落と西米良

村へ参りました。そこで今回は、西米良村の鳥獣被害対策のジビエ事業、また客貨混載バスについてお尋ねいたします。

西米良村でも、鹿・イノシシによる農作物や植栽木への被害が深刻化し、有害鳥獣駆除や防護柵等の設置など対策を行ってきておりますが、その被害が拡大する傾向にあるため、村の施設を活用して鹿・イノシシの解体、肉の加工販売を平成26年7月から始められました。まず初めに、県内の野生鳥獣による農林作物の被害状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(永山英也君) 平成26年度の野生鳥獣による農林作物の被害額につきましては、農作物が約6億2,800万円、人工林が約4,700万円、特用林産物が約2,600万円となっており、合計で約7億100万円でございます。

なお、近年の被害額につきましては、平成24年度が約11億200万円、25年度が約8億2,700万円となっております。

○重松幸次郎議員 平成24年度の11億200万円から徐々に減ってはきているということでありませう。

それでは次に、県内の鹿・イノシシの捕獲状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 直近のデータとしまして、平成26年度の捕獲頭数を申しますと、鹿につきましては、狩猟によるものが8,847頭、有害鳥獣捕獲によるものが1万9,111頭、合計で2万7,958頭となっております。イノシシにつきましては、狩猟によるものが9,369頭、有害鳥獣捕獲によるものが1万4,183頭、合計で2万3,552頭となっている状況であります。鹿とイノシシ両方とも捕獲頭数は年々増加しております。

して、5年前の平成22年度と比較しますと、ほぼ倍増している状況であります。

○重松幸次郎議員 捕獲頭数も年々増加している。つまり、その分、被害額減少につながっているわけでありませけれども、西米良村の鹿・イノシシ捕獲状況と食肉等への利活用の状況について、総合政策部長へお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 西米良村の平成27年度の捕獲頭数は、鹿が630頭、イノシシが189頭で、このうち処理施設で食肉等として活用された頭数は、鹿が243頭、イノシシが56頭であります。

食肉等への利活用につきましては、地元の特産品加工グループや猟友会等の会員で構成されました「上米良地域資源活用活性化協議会」が、村内外の飲食店の7店舗、卸業者2社に精肉を販売しているほか、鹿のカレーやシチュー等の加工品を、村内の物産販売施設を初め、県の物産館や宮崎空港等9カ所で販売をしております。さらに、西米良村においては、ことし2月に、村内6つの飲食施設でジビエ料理を提供する「にしめらジビエフェア」を開催するなど、捕獲獣の有効活用に積極的に取り組んでおられます。

○重松幸次郎議員 問題はその後なんですね。これはどこでも同じ悩みだと思いますが、解体された肉がまだ流通に乗り切れていないと、その活性化協議会の会長さんからお話を伺いました。前回も申し上げましたけれども、全国各地で、県内の洋食レストランや居酒屋も参加して、ジビエ料理フェアやジビエ料理コンテストなどが県民に広く周知され、普及拡大されているところもあります。先月、「みやざきジビエ普及拡大推進協議会」が設立されたと伺いました。そこで、5月16日に「みやざきジビエ普及

拡大推進協議会」を設立されましたが、ジビエの普及拡大にどのように取り組んでいくのか、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） ジビエの普及拡大を図りますためには、飲食店が求めます品質・規格等を満たした肉の安定的な供給体制の構築が重要であります。このため県では、今お話にありましたように、先般、処理加工業者や飲食業関連団体等11団体とともに「みやざきジビエ普及拡大推進協議会」を立ち上げました。今後、協議会におきましては、安全・安心な肉の供給、提供に向けました統一表示基準や認証制度等を検討しますとともに、ジビエ料理のコンテスト等の実施により、飲食店への普及拡大に取り組むこととしております。また、一般消費者向けには、10月から11月の「県鳥獣被害対策推進期間」に合わせまして、ジビエの消費拡大イベントを開催し、その魅力を県民に広くPRしてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県を挙げての本格的な取り組みが期待されます。宮崎の名物料理といえ「チキン南蛮」でありますけれども、負けず劣らずの宮崎ならではのジビエの料理、またジビエブランドをつくっていただきたい、確立していただきたいと思っております。

また、西米良の視察のときには皮も見せていただきました。鹿の皮を天日で干して、それをまた再利用するということが、今後また取り組んでいきたいということでありました。前回、この件もお話しいたしましたが、私もしっかりそういう業者を確認して、またお話ししたいと思っております。

また、同じ西米良村にて、今度は、「ヒト・ものハコぶエコロジーバス」とラッピングされた宮崎交通さんのバスに試乗してまいりまし

た。車内の中央の右側に、縦197センチですから約2メートル、横は80センチ、高さが70センチの荷台、荷物を収納するスペースが設けられて、村所のバス停では、クロネコヤマトの車両ドライバーが荷受けをされておりました。改めて、客貨混載路線バスの目的、メリットについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 近年の高齢化の進展に伴いまして、通院や買い物などに利用する路線バスなどの公共交通網の重要性が高まる一方で、少子化により利用者数は大変厳しい状況にあり、特に中山間地域のバス路線の維持は大変重要な課題であります。また、物流の分野におきましても、長距離の輸送が必要となります中山間地域の宅配便の集荷や配送の効率化が課題となっております。

このような中で、路線バスで宅配便を輸送します、いわゆる客貨混載につきましても、昨年10月に、西日本で初めて西都市と西米良村を結ぶ路線で開始され、本年6月1日からは、新たに延岡市と高千穂町、日向市と諸塚村を結ぶ路線においても、地域のニーズを踏まえて運行が開始されました。これは、バスの収益性向上に加えまして、宅配便収集時間の延長などにより、住民の利便性の向上にも寄与するものと考えております。

○重松幸次郎議員 この客貨混載バスは、岩手県に続いて西日本では初めてということであり、さらに2路線が開始されたわけですが、答弁されたように、住民の利便性に寄与するものと思います。過疎や高齢化が進む中、バス路線は、2006年から2013年までの間、全国バス路線の41万キロのうち1万1,160キロ、約2.7%が廃止になっているようです。

ここで我が党の月刊誌から、前東京海洋大学

渡部特任教授の「パラダイムの転換を促す次世代型物流の構築を」という論説の一部を紹介いたします。

これまでの物流は、企業ビジネスが中心でありました。つまり、メーカーから販売店、生産者から市場という流れ、これが大半であったのですけれども、昨今では、ネット通販やテレビ・カタログ通販、産地直送など、メーカーから直接、消費者（コンシューマー）へダイレクトに届けられるシステムに変化しているということでもあります。

そこで、少子高齢化社会において、大都市でも中山間地でも、食料品や生活物資を手にしにくい買い物弱者がふえております。ネット通販の利用比率は、重い荷物の運搬を避けたい高齢者ほど高く伸びている現実を考えますと、商品をお届けするという物流は、生活インフラであるとともに福祉政策でもあります。

買い物弱者対策には、買い物に出かけやすくする対策、これは自治体が運営するコミュニティバスとかデマンドバスとかタクシー利用券、またはスーパーが運営する買い物バスなどがあります。また、商品をお届けする対策、これはコンビニなどの移動販売、またはネット通販の宅配など2つがあります。さらには、バスに貨物を載せる貨客混載——ここでは貨客混載と言っていますけれども——や、常備薬の宅配なども一部実現しております。今後は、法制度の制約を解決しながら、コンシューマー・ロジスティクス（消費者への物流）の観点から、特に商品をお届けする対策の充実も必要であるというふうに述べられております。

つまり、人と物を運ぶエコロジーなバスというのをしっかりまた進めていただいて、先ほど言いましたように、西日本では初めて、県内で

は3カ所進められたこの取り組みは、地方創生にとって大変意義のある取り組みだと思っておりますので、しっかり支援をお願いしたいと思っております。

最後に、クルーズ船観光についてです。

昨年の「クルーズ・LCC元年推進事業」からことしも順調にクルーズ船が寄港し、既に20隻を超える予定だということで、大変うれしい限りです。

先月28日も「ダイヤモンドプリンセス」(約11万トン、約2,600名)が寄港し、その優雅な姿を、対岸の220号線沿いのスペースに車をとめてしばし眺めておりました。本当にすばらしい風景であり、ロマンを感じます。きょうも「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」が入港したと、先ほどのニュースで知りました。

一方で、クルーズ船の乗客と乗員は、日向市、日南市を初め、周辺の観光地や買い物に出かけるわけでありませけれども、その経済効果は年々期待できるどころです。宮崎市にも見えておりますが、宮崎市中心街にはまだ見えていないというふうに聞いております。そこで、商工観光労働部長にお伺いたします。クルーズ船で来県した観光客を宮崎市内の中心市街地に周遊させることができないか、お伺いたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) クルーズ船で来県された乗客の方々に、寄港地観光として宮崎市の中心市街地を散策いただくことは、クルーズ船寄港の経済効果を広く波及させる意味で重要であると考えております。

一方、寄港地での限られた時間の中で、移動時間をかけて団体旅行客に足を運んでいただくためには、訪問先としての魅力の向上のほか、大型バスの駐車スペースの確保や消費税の免税

対応、キャッシュレス決済といった受け入れ環境の整備をしっかりと行っていく必要があると考えております。このため、今後、クルーズ船乗客の団体受け入れについて、宮崎市や商店街の皆様方等とも協議してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本当にこれから地元商店街と受け入れ体制を準備するのが重要かと思っております。バスの駐車場、乗りおりする場所とか、そういうことも含めまして、しっかり対策を考えていながら、高速道路が県南(日南、串間)までしっかり開通することになり、アクセスがよくなれば、また俄然、お客様を集客しやすい状況になってくると思います。その間までの対策として、地元宮崎港でのクルーズ船は、この数年、1年間で1隻しか入ってきていないと聞きました。宮崎港への外国クルーズ船の誘致の取り組みについて、同じく商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県におきましては、クルーズ船の誘致を図るため、運航する船会社等に対しまして、細島港、油津港だけではなくて、宮崎港につきましても、誘致のための各種情報の提供を行うとともに、寄港をお願いしているところであります。今、お話しいただきましたとおり、宮崎港については、今年度「にっぽん丸」が、既に終了しました5月の寄港を含め、2回入港する予定になっております。

御質問のありました、宮崎港に入港できる小規模な外国クルーズ船につきましましては、主に欧米からの乗客を乗せて運航されております。乗客のニーズといたしましては、ショッピングが人気の中国等からのクルーズとは異なりまして、自然の中でのアウトドア体験や伝統芸能の

体験などが期待されていると伺っておりますので、これらのニーズも踏まえながら、今後とも誘致活動を行っていきたくと考えております。

○重松幸次郎議員 宮崎港への受け入れトン数は約3万トンまでと伺っております。一般的にクルーズ船といいますと、今回のような「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」とか「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」だとか、15～16万トンの船を見ると、すごく豪華な雰囲気ももちろん感じるわけですが、クルーズ船の場合は、クルーズの船の大きさと反比例して——もちろん、さっき言いましたように、大型船はスケールの大きな、設備の整ったものはありますけれども、一般的に7万トン以上をカジュアル、3万から7万トンクラスをミディアムクラスをプレミアム、ちょっと小ぶりな2万から5万トンクラスをラグジュアリー、そして1万トンクラスをブティックというふうに言われるそうです。そういうふうに、小型になるほどグレード感が高くなるということだそうです。

ちなみに、日本船籍である、先ほど言いました「にっぽん丸」は約2万2,000トン、約500名、「ばしふいっくびいなす」は約2万6,000トンで約600名ですから、まさにラグジュアリークラスになるわけですね。美食のクルーズ客船「にっぽん丸」というコンセプト、また「ばしふいっくびいなす」のコンセプトはフレンドシップ、きめ細やかなサービスを提供するというのが売りなんだそうです。このように、小型船になるほど費用は高目に設定されているのは、クルー（乗務員）に対する乗客の比率が少なく、ゲストへのサービスが行き届くように計られているからのようです。ぜひとも、宮崎港への誘致にも力を入れていただきたいと思っております。最後に、クルーズ船も含めた観光誘客全

般について、知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年来、おかげさまでクルーズ船の寄港回数が大幅に伸びているわけですが、これは、業界における客船の大型化の流れの中で、本県の恵まれた立地環境を生かそうということで、地元市や関係機関とも連携をしながら、港湾施設整備を初め、寄港時の受け入れ等を一体的に行った結果であると、手応えを感じているところであります。

本県の豊かな自然、また日本発祥にまつわる神話や伝説、豊富な食、一年中スポーツが楽しめる環境、そして県民の温かい人柄など、他県にはないさまざまな魅力を有しておりまして、まだまだ伸び代はあるのではないかと考えているところであります。

先ほど来、インバウンドにおけるクルーズということでの御指摘もありましたが、国内におけるクルーズ需要も、これから大いに期待ができるのではないかと考えております。海に面した本県の立地環境を最大限に生かすということからも、今後とも、多様化する国内外のニーズをしっかりと捉えつつ、本県が持つさまざまな観光資源等と組み合わせながら、観光誘客に戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 そういうふうな形でしっかりと観光の取り組みをお願いしたいと思います。

以上で質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。さきの熊本地震から2カ月が経過いたします。犠牲となられた方々、被害に遭われた皆様に、心からのお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げます。一日も早

い生活や住宅の再建、復興に政府が万全を期すよう求めるとともに、私どもも引き続き支援に全力を尽くすことを表明するものです。

それでは、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

参議院選挙の日程が決定いたしました。県議会最終日が公示となりますが、日本の進路が問われる極めて重要な選挙です。安倍首相は、この参院選を前に突如、世界経済の危機を理由に、来年4月から実施するとしていた消費税10%への引き上げを2年半先送りする考えを表明しました。この世界経済危機論は、安倍首相が伊勢志摩サミットで、「現在の世界経済がリーマンショック級の危機に陥る危険がある」と主張し、記者会見でもリーマンショックに言及しました。

しかし、そんなことを言っているのは安倍首相だけで、ドイツのメルケル首相が「世界はある程度安定した成長状態」と述べるなど、各国首脳は安倍首相の主張を受け入れず、サミット首脳宣言も、「世界経済の回復は続いている」と明記しています。外国メディアもこのことを取り上げました。日本政府でさえサミット3日前の月例経済報告で、「世界経済は緩やかに回復しており、続くことが期待される」という判断を示したばかりです。

リーマンショック級の危機を言うのであれば、世界経済ではなく、日本経済の現状こそ危機的と言わなければなりません。内閣府が5月18日に発表した国内総生産(GDP)速報によると、消費税を8%に引き上げた2014年度に続いて、2015年度も個人消費が減少したことが示されました。年度を通して個人消費がマイナスになったのは、消費税を5%に引き上げ

た1997年度、リーマンショックの2008年と今回の3回だけ。今回のように2年続けてマイナスとなったのは戦後初めてです。

今回の個人消費の落ち込みは、リーマンショックのとき以上に深く、長く、深刻で、日本経済を危機的状況に追い込んでいると言えます。国内総生産の約6割を個人消費が占めているわけですが、とりわけ今回の戦後最悪の個人消費の落ち込みの要因をどう見ておられるのか、知事の御見解を伺いたと思います。

後は質問者席から続けさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

ことし2月に発表された2015年家計調査速報によりますと、世帯当たりの平均消費支出は、全国で見ますと、実質ベースで前年よりやや減少しており、宮崎市を見ますと、前年よりやや増加している状況であります。また、ここ数年の本県雇用や賃金の状況を見ますと、有効求人倍率が上昇するとともに、県民所得や平均賃金が改善しておりますが、都市部と比較すると依然として差があることなどから、多くの県民が景気の回復を実感できる状況にはないのではないかと感じているところであります。以上であります。 [降壇]

○前屋敷恵美議員 知事のお考えを述べていただきました。私は、今のこの経済危機は、アベノミクスの破綻、消費税増税路線の破綻を示していると思います。「企業がもうかれれば家は家計に回ってくる」というトリクルダウンのアベノミクスで、格差と貧困が拡大し、国民生活が破壊された。そこに消費税増税をかぶせた。この二重の失政により、戦後初めて、個人消費の2年連続マイナスという危機的な状況

を招いていると思います。これまでの経過をたどってみても、消費税増税が景気悪化をもたらしてきたことは、歴然とした事実です。消費税は、10%への引き上げを先送りするのではなく、断念・中止するべきと思いますが、改めて知事の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 消費税及び地方消費税は、景気動向に左右されにくい安定的な財源でありまして、平成26年度には、社会保障と税の一体改革のもとに、5%から8%に引き上げられ、引き上げ分の全額が社会保障の充実と安定化に充てられておりまして、今回の引き上げ分も同様とされているところであります。少子高齢化は今後さらに加速すると予測され、社会保障関係費も一層増大するものと見込まれているところであります。今回の延期によりまして、今後の社会保障関係費の増大への対応が大きな課題となっておりますので、国の社会保障施策の動向というものを注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、知事が言われましたけれども、政府が国民に向けて言っていることとやることが全く違っているということを、私は申し上げなければなりません。また、社会保障の財源を消費税収に頼るというやり方そのものが大間違いだと、私は思っています。消費税は、社会保障を必要とする人に、より一層負担がかかる、最悪の不公平な税制だからです。

しかも、知事が言われたように、これまで、「8%に引き上げた分の消費税収は全額、社会保障財源化する」、そう政府は言ってきました。しかし、2016年、今年度予算で社会保障の充実には充てられるのは、増税分8兆2,000億円のうち1兆3,500億円、16%という理不尽さです。

しかも、安倍政権は、社会保障の自然増について、2013年からの3年間で総額1兆1,500億円、年平均3,800億円を削減し、今後も毎年3,000億円から5,000億円の自然増を削減する方針を決めており、社会保障は改悪から改悪の一途をたどっています。

政府は、借金を抱え財源がないと言いますが、税の集め方、使い方を、国民の立場で、まともにすることが必要だと思います。まずは、4兆円もの大企業への減税のばらまきの中止、富裕層と大企業に応分の負担を求めること、さらに言えば、5兆円を突破した軍事費の削減など、消費税に頼らない別の道への転換が必要であると考えます。ぜひ知事も、国民の暮らしと日本経済の立て直しのために、消費税増税は直ちにきっぱりと中止すること、県民、国民の負担に頼らない健全な財政再建を国に求めていく、こうした立場に立った県政運営を求めておきたいと思います。

次に移ります。防災対策についてです。

甚大な被害をこうむった熊本大地震からの教訓を今後どう生かすのか、そういうことで伺っていきたいと思います。私は5月の連休に、熊本市内、益城町、西原村、南阿蘇村に参りまして、ボランティアをしながら被災状況をつぶさに見てまいりました。被災現地は、それまでのテレビなどでの情報認識を大きく覆すもので、その倒壊家屋の惨事に言葉も出ないほどの衝撃を受けました。また、被災された方々の御苦労を思うと、本当に胸が痛みました。

ボランティアは全国から、そして宮崎県からも、職員の皆さんを初め多くの方々が支援に行かれた由、心から敬意を表したいと思います。被災された方々の暮らしや住宅再建、地域の復興は、自助努力だけでは済まされない課題であ

り、いかに行政の役割が重要であるか、また、急がなければならないかを痛感いたしました。

今回の熊本地震は、防災対策におけるさまざまな教訓をもたらすものとなりました。避難所の問題、避難所運営の問題、食事の提供や支援物資の取り扱いなど、また、何より耐震化の問題です。改めて、県の地域防災計画の見直しについての見解を伺いたいと思います。危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 熊本地震におきましては、家屋の倒壊などの甚大な被害が発生しまして、多くの方が避難を余儀なくされたところでもあります。また、これに伴い、車中泊など指定避難所以外への避難、支援物資の受け入れ体制など、さまざまな課題が生じました。今後は、これらの課題につきまして、国の防災基本計画の改定の動きなども注視しながら、地域防災計画の見直しを含めた検討を行いますとともに、必要なマニュアルの整備や実践的な訓練を行うことなどにより、防災対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 また、熊本で今度課題となっておりました、応急仮設住宅の建設候補地についてですが、宮崎県での建設候補地の対策はどうなっているのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 応急仮設住宅の建設候補地につきましては、本県の「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づきまして、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害発生危険性のある場所を除き、電気、水道などのライフラインの整備状況等を考慮して、地域の実情に詳しい市町村において選定しているところでもあります。現在、市町村が所有する公園などの公有地において、県全体で約3万戸分の建設候補地が確保されているところで

あります。

○前屋敷恵美議員 いつ起こるかわからない災害に対応していくわけですから、日常的に危機感を持って臨んでいただきたいと思います。また、仮設住宅の建設についてなんですけれども、プレハブの住宅が一般的かと思っています。しかし、宮崎県では、県産材を使って、木造の仮設住宅の開発が今行われております。ぜひ、完成を急いで、県内での活用はもちろんです。県外でのこうした災害対策にも提供できるように取り組んでいただきたい、このように思っているところです。

次に、木造住宅の被害の受けとめについて伺いたいと思います。今回、熊本では木造住宅に甚大な被害が出ました。本当にいつ起きるかわからない地震に備えなくてはならないわけです。今回の事態をどう受けとめ、宮崎でどう生かした対策をとろうとしておられるのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 今回の熊本地震では、古い家屋の倒壊により、多くのとうとい人命が失われており、本県におきましても、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていますことから、木造住宅の耐震化が大変重要であると、改めて感じたところでもあります。木造住宅の耐震化につきましては、平成17年度から実施している木造住宅耐震化リフォーム推進事業により推進を図ってきたところではありますが、今後、なお一層の耐震化を図るため、本制度をさらに充実し、多くの県民の皆様にご利用していただけるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 次に、これまでも取り組んでこられました、木造住宅耐震化リフォーム推進事業についてです。耐震化のための推進事業

がこれまで行われてきたんですけれども、同事業のこれまでの実績、そして今後の対応が大変重要になると思いますので、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） これまでの事業実績につきましては、平成17年度から開始した耐震診断が1,000件、平成24年度からの耐震改修工事が87件、昨年度から実施している耐震改修設計が11件となっております。今後は、県民の皆様が耐震改修工事に取り組みやすくなるよう、一定の耐震性能を確保できる部分的な改修についても補助対象とする制度の拡充を行うなど、県民の皆様の御要望に応えられるよう、国・市町村と連携して、本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私はこれまでも、耐震化リフォーム推進事業は何回か取り上げてきたところですが、しかし、先週の質問の中でも出ましたけれども、財政を伴うということで、なかなか進まない。必要性を認めても進まないという状況でしたけれども、ぜひ、この事業、大事な事業になってまいりますので、積極的に予算もつけて取り組む必要があると思います。

耐震化事業、さらに伺っていきたいんですけれども、現在、耐震性がない木造住宅が県内で10万戸からある状態という資料をいただきました。耐震補強するかしないかで被害の程度が全く違うわけです。私は益城町に行って——私の知り合いのうちには倒れていなかったんですけれども、それはやはり筋交いを入れたり、しっかりした設計のもとに施工されていて——きちり耐震化を進めていけば倒壊せずに済むという事例も見てまいりました。ですから、ぜひ耐震化は進めなければならない課題だと思っています。また、今回の地震で、県民の皆様の耐

震化への関心は相当高くなっているとも思っているところです。

また、知事が先週の一般質問の中でお答えになられて、同事業の利活用の幅、補助対象を広げる改善策を述べられました。ぜひ積極的に活用してほしいと思うものです。そのためにも、この助成事業の周知、広く知っていただくことが大事だと思いますので、どのような周知徹底を図っていかれるのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 事業の周知につきましては、これまでも県や市町村の広報紙やマスメディアの活用、関係団体等と連携した出前講座の開催など、あらゆる機会を捉えて実施してきたところであります。熊本地震の発生以降、県民の皆様の関心も高く、マスメディアでも、木造住宅の耐震化の重要性が取り上げられているところであります。県といたしましても、県民の皆様を引き続き高い関心を持っていただくため、これまで以上に耐震化の必要性と本事業の周知を図るとともに、特に、耐震診断は行ったものの改修工事まで至っていない方々に対しまして、再度、本事業の活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 周知徹底は本当に大事なことでと思いますので、今、部長が述べられましたように、ぜひ市町村とも協力して、耐震改修が広がるように周知徹底を図っていただきたいと思っています。また、先ほどお話ししましたが、財政を伴いますので、財源確保という点では、国の助成事業でもございますので、国の予算をふやすということを要望する、あわせて、県と市町村がそれに見合う予算をつくっていく、このことが事業そのものを進める上では非常に大事なことでと思いますので、希望した皆さん方の足切りをすることなく、ぜひ積極的に取り組

を進めていただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。

ここで改めて、今度の熊本地震も踏まえて、南海トラフ巨大地震、けさのニュースなどでも、新たな指標といますか、データが示されたところで、この問題も避けては通れない課題ですので、これまで県が南海トラフ地震対策を進めておられますけれども、これまでの対策、そして今後について伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 本県では、南海トラフ地震に備え、これまで、地震減災計画の見直しや、国等からの支援を円滑に受け入れるための実施計画の策定、また津波避難施設の建設や避難対策など、ハード・ソフト両面からの対策を実施しているところでございます。また、平成25年度からは、毎年、沿岸地域で南海トラフ地震を想定した大規模な総合防災訓練を実施しているところであります。今後は、熊本地震を踏まえまして、食料などの備蓄のあり方の検討、それから県外からの支援の受け入れ体制の整備を行うなど、市町村や関係機関等と連携しながら、地震対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ積極的に、細かなところまで計画が進んでいくようお願いしたいと思います。

次に、熊本地震にかかわって、川内原発の問題について伺っていきたいと思います。地震が発生して、熊本城の石垣や天守閣の崩壊状態が報道される中で、私は即座に、川内原発に危険が及ばないかという不安が脳裏をよぎりました。福島第一原発事故も、地震の揺れが大きく作用していたことが言われていたからです。多くの皆さんが、熊本の地震に川内原発事故まで加わったらと思うと、ぞっとする思いだったの

ではないでしょうか。知事はどんな思いだったか、ぜひ率直な御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 地震が発生したときに、さまざまなリスク、本県にどのようなリスクが及ぶのかと、いろいろ検討するのは当然のことです。私は、東日本大震災が発生しましたときに、名古屋に出張中でありました。そのときは震度3ないし4でありましたが、自分が経験している揺れだけではなしに、震源地もしくは津波の有無によってリスクが全く違うんだ、そして、本県へのリスクがどのような状況なのかというところをしっかりと把握する必要があるということを感じたところでありまして、さまざまな地震に際し、すぐに報道等で、震源の状況、それから津波の有無等を確認するようにしております。

○前屋敷恵美議員 川内原発に関しては、思いは至らなかったでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいんですけど。

○知事（河野俊嗣君） そのことも含めて、さまざまなリスクというものが頭に浮かんだということでもあります。

○前屋敷恵美議員 今度の地震では、新幹線、そして在来線を含めた鉄道、一般道、高速道を含めた道路が全部寸断されました。事故が起きて、迅速な広域避難など不可能な状態であることも示されたわけです。原子力防災計画では、原発事故の際には、放射能被曝を避けるために、5キロから30キロ圏内では一定期間屋内退避を求めるという計画です。宮崎県は圏外だから関係ないでは済まされるものではないと私は思います。

この屋内退避ですが、今回のように、強い地震が連続して起き、家の中には怖くておられな

いと、多くの方が駐車場での中泊を続けました。これを見ても、屋内退避はまさに非現実的だと言わなければなりません。そんな防災計画、避難計画しかない原発は、動かしてはいけないということがはっきりしたのではないのでしょうか。この件についてどのようにお考えか、危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 川内原子力発電所で万一事故が発生した場合、本県では、国の指示に基づきまして、必要に応じて屋内退避などの防護措置を実施することとしております。こうした中、国は、熊本地震を受けまして、先月、地震等と原子力災害の複合災害時における屋内退避の基本的な考え方を示しております。この中では、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により屋内退避が困難であるような場合には、近隣の避難所等で屋内退避を実施するなど、状況に応じた柔軟な対応をすることとされております。

本県におきましても、これらを踏まえ、万が一の場合には、国の指示に基づきまして、被災して自宅に屋内退避ができない方につきましては、近隣の耐震性を満たす避難所へ誘導するなど、市町村等関係機関と緊密に連携しながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 国の指示によるとということをおっしゃいましたが、今回の熊本地震を見るだけでも、屋内退避できない、避難所での生活もできない、こういう事態で、駐車場での特設テント暮らしであるとか車中泊がずっと続いたわけですね。それで、避難所そのものも急な地震あたりではどうなるかわからないという中で、私、先ほども言いましたが、これは本当に実現不可能な避難計画じゃないかなと思うところです。ですから、今言いましたが、本

当に原発は動かさないほうがいい、動かしてはいけないということを如実に語ったものだと私は受けとめました。

テレビでは、地震の報道のたびに、「原発は異常ありません。運転しています」というテロップが流れたのを御存じだろうと思います。これは、原発の自動停止装置が作動するまでの状態にないというだけのことです。鉄道や工場などでは、大きな地震が起これば、一旦、機械の運転を停止して、安全を確認してからまた再開するというのが普通じゃないかと思うんです。ところが、原発でその対応すらとられないというのは、私は異常と言うしかないと思います。まずは、一旦とめるべきだったと思うところです。

川内原発の基準地震動——耐震設計の基準となる地震動のことですが——は620ガルです。今回の地震では、最大で4月14日の益城町が1,580ガルです。16日の本震では、9つの観測地点で620ガルを超えるという状況でした。川内原発周辺には、原発に向かって幾つもの活断層が延びており、「620ガルを超える地震はない」と断定する根拠はどこにもありません。繰り返しますが、現在の原発事故での避難計画や防災計画は、複合災害の前には全く機能しないと断言しても過言ではないと思います。

日本共産党は、今回の地震で本震の直後に、知事に対して、川内原発は直ちに停止して安全を確保するよう、国と九州電力に求めるよう申し入れを行いました。どのように対処されたのか。まずは、県民、国民の安全を最優先させて、川内原発は直ちにとめる処置を図るべきだと思いますが、知事の御見解と、改めて決断をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 原発の運転につままし

では、原子力規制委員会が科学的・技術的知見に基づいて安全性を確認し、国が責任を持って判断することとなっております。この委員会の発表では、今回の地震で観測された川内原発の揺れの大きさにつきまして、原子炉を自動停止させる設定値が160ガルであるのに対して、8.6ガルであったとされております。これは、地震の大きさというよりは、岩盤がやわらかいか、かたいかというところによって、揺れのガルの数値の大小はあるわけでありませう。

全国知事会の要望を受けまして、原子力規制委員会や九州電力のホームページにおきまして、定時の運転状況や、九州で震度5弱以上の地震が発生した場合の揺れの大きさに関する情報提供が始まったところでありませう。まだ余震が続いており、不安を感じられる方も大変おられると思ひますので、こうした取り組みをさらに充実し、わかりやすい情報提供に努めていただく必要があると思ひておひます。

○前屋敷恵美議員 知事は常々、常在危機と言われておひます。その観点に立つならば、なおさらのこと、私は、住民の命を守る避難計画すらない、安全神話の塊と言ひえる原発問題をこのままにしておくことはできないと思ひておひます。今後の対策は対策として、今、地震が完全に終息したとは言ひえないわけですから、一旦ここはとめて、安全をしっかりと確認する、このことがまず大事だと思ひます。そして、原発にかわる自然エネルギーに、最終的には転換を図っていく、そういう方向をしっかりと進めていくべき。それが、地方自治体の長として、県民の命を守る、安心・安全を守る、そういう立場に立つ行政のあり方だと思ひますので、ぜひこのことを申し述べておきたいと思ひます。

次に移ります。はり・きゅう・マッサージの

助成についてお聞きしたいと思ひます。

現在、国民健康保険における市町村事業として、はり・きゅう・マッサージの助成事業が行われておひます。2018年から実施されようとしておひます国保の広域化で、事業そのものが継続されるのか、継続されたとしても、今、各自治体で事業内容が異なっておひますので、低い水準に統一されるのではないかなどの危惧の声が寄せられておひます。この事業は今後どうなるのか伺いたいと思ひます。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) この問題につきましては、議会のほうでも、勉強会等ほかでもやられておひます状況にござひます。はり・きゅう・マッサージの助成事業は、これまでも、市町村の保健事業として実施されておひますところでありませう。平成30年度以降、国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となりませうけれども、こうした保健事業につきましては、引き続き、各市町村で担うこととされておひます。

○前屋敷恵美議員 国保の広域化で、この問題を含めて、いろいろ心配や問題が取り沙汰されておひますんですけれども、はり・きゅう・マッサージについては、引き続き、各自治体が今までどおりのやり方で事業を進めていけるとおひますことでしょうか。財政問題などはかかわらないおひますことでしょうか。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 市町村のほうで御判断いただいて実施されておひますものと思ひますので、今後とも、各市町村の判断で、拡充されるおひますところは拡充されるおひますような対応をされていくものと思ひます。

○前屋敷恵美議員 次に、後期高齢者医療におひますの、はり・きゅう・マッサージの助成事業について伺ひます。現在、年間24回の事業に

なっていますが、これも拡充してほしいと要望が寄せられているところです。主体は広域連合ということで、直接県が事業にタッチするというものではないということは存じているんです。それで、広域連合に、そういう高齢者の皆さんの要望、県民の要望として、ぜひ伝えていただき、実現の方向で努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 後期高齢者に対する助成事業につきましては、今、議員からお話があったとおり、県内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合におきまして、一元的に実施されているところであります。今後も、市町村の合意のもとで、高齢者に対する保健事業の一つとして、広域連合のほうで適切に実施されていくものと考えています。

○前屋敷恵美議員 私は、人生の先輩方を後期高齢者などという言い方をしたくはないんですけども、毎日を元気に過ごしていただくためにも、高齢者の皆さんを大事にすることは大切なことだと思います。そういった意味で、このはり・きゅう・マッサージの助成事業の拡充は必要だと思っています。ぜひ、拡充のために、県からの助言といいますか、提言といいますか、よろしくお願ひしたいと思っています。

では、最後の項目になりますが、障がい福祉サービスの介護保険移行問題について伺いたいと思います。障害者総合支援法における障がい福祉サービスの介護保険移行が今、いわゆる65歳問題として大きな問題になっています。障がい福祉サービスを受けながら生活しておられる方が、65歳になると介護保険に移行しなければならないという、いわゆる介護保険優先原則のもとで、同じサービスを利用する場合に、自己負担1割が生じることになり、在宅での暮らし

が続けられるか、不安の声が寄せられています。こうした障がいを持たれる方は、仕事にはなかなかつけない。収入は、障害年金やB型事業所でのわずかな工賃で暮らしておられる方がほとんどです。先行きの生活不安を持たれるのは当然のことなんですけれども、こうした事態を県はどのように認識しておられるのか、まず伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 障害者総合支援法におきましては、障がいのある方が65歳以上になられた場合、お話にありましたように、現在、原則として、介護保険サービスを優先的に受けることとなります。また、障がい福祉サービスと介護保険サービスの利用者負担の制度が異なりますことから、サービスの移行によりましては、利用者負担がふえる場合もあります。このため、これまで障がい福祉サービスを長年利用されてきていた低所得者など、負担が困難な方への対応が課題になっているものと認識しております。

○前屋敷恵美議員 問題の重大性を認識しておられるということですので、ぜひ改善に向けての努力がこれから必要だと思います。このことは、自立して暮らそうとしておられる高齢の障がい者に対する支援のあり方が、まさに問われる問題でございます。

厚生労働省は昨年2月、介護保険優先原則に関して、本人の状況が「介護保険利用開始前後で大きく変化することは考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をするよう、介護保険サービスが一律に優先されるものでないこと」の通知を出しております。しかし、この通知が広報などで周知が図られておらず、自治体によって対応が異なり、必要な障がい者福祉が受けられない、こういう事態が起きておりま

す。県内の自治体の状況を、県としてどのように把握しておられるのか。県は、市町村の広報などでの周知の徹底や、必要なサービスを支給できるように指導することが求められていると思いますが、どのような対応をしていられるのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 障がい者に対するサービス提供等の状況につきましては、障がいの程度や必要とするサービスの内容が多岐にわたっており、さらに、市町村が利用者の状況に応じて支給決定を行っていますことから、その全てを把握することは難しい状況であろうと考えております。

また、介護保険で必要なサービスが確保できない場合は、障がい福祉サービスを引き続き利用できることとなっておりますので、市町村への実地指導等を通じて、その適正な運用の周知・徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、利用者負担につきましては、介護保険サービスへ移行する障がい者に対する負担を軽減する措置が本年5月に創設されておりました。平成30年4月施行に向け、現在、その詳細が国において検討されておりますことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 広報が徹底していない自治体については、やはり県からきめ細かな指導・援助が必要だと思います。ぜひ丁寧な指導・援助を行っていただきたい、このことを強くお願いしたいと思います。

障がいのある方が65歳になったからといって、障がいが軽くなるものではもちろんありません。しかし、介護保険に変わると、障がいの状態に応じた車椅子が必要であっても、レンタルでいいと言われてたり、入浴介助のヘルパーさ

んが障がいの特性を理解していないために、適切な扱いにならず体調を崩した、こうしたお話を伺ったところでございます。そしてまた、車椅子などがレンタルでいいとか、装具がレンタルでいいとかいう問題は、障がいを抱えておられる御本人のみならず、直接その人に合った装具をつくる、こういう業者の方々にも、今、大きな問題として取り上げられているところでもございます。そういう問題をはらんでいることも、ぜひ認識していただきたいと思います。

また、別の方は、「障がい者は生活が継続されることが必要なものであって、介護保険制度が優先されて生活が崩されてしまっただけでは、生きていけない。継続したサービスをしてほしい」と訴えられましたけれども、私は、お話をお伺いして、そのとおりで、制度が優先されてはいけないと思いました。

ことし4月に、障害者差別解消法とともに、宮崎県の条例も施行となりました。この法律や条例の整備は、障がい者の社会参加を促し、障がいのある・なしで分け隔てされず、ともに生きることができる社会の実現を目指す土台の一つになるもので、障がい者の暮らしを支える福祉施策と車の両輪になることが何より不可欠だと思います。

先月、5月25日に、国会で障害者総合支援法改定案が賛成多数で可決・成立いたしました。新設される重度訪問介護事業や自立生活の援助など、部分的には障がい者の皆さんの要望が反映されていますが、介護保険優先原則はそのまま残り、応益負担を継続にすることなど、3年前の、障がい者の方々と政府との基本合意や、政府が示した「骨格提言」とはかけ離れたものとなり、抜本改善がまた棚上げされるということになってしまいました。障害者権利

条約に立ち返り、真の制度改革が求められているところでございます。

ぜひ、障害者差別解消法や県の条例の精神が生かされ、当事者の立場に立った施策が実行され、障がいを抱える方々の生活が守れるように、県の役割を果たしていくことを強く求めていきたいと思いますが、総括して知事に御見解を述べていただきたいと思います。県のそういう取り組みといいますか、考え方も含めて、ぜひお願いします。

○知事（河野俊嗣君） せっかく障害者差別解消法が制定され、県としてもしっかり取り組んでいくという条例を定めたわけでありまして。障がい者の皆さんの御意見等も踏まえながら、団体とも意見交換をし、必要な施策というものをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今回の質問も、県民の皆さんのより安心・安全な暮らしのための課題を質問させていただきました。厳しさを増す県民の暮らしに寄り添った、地方自治体本来の役割を、本旨を全うできる県政が切に求められていると思います。

話は戻りますけれども、消費税の問題で、さきの知事の答弁の中で、県の税収に50億円という影響が出るというお話でありましたけれども、消費税は、県民や国民の皆さんに負担を負わせた形で地方消費税の税収が確保されるということになっているわけで、税のあり方そのものが大きな問題だと思っています。ですから、先ほども述べましたけれども、国民、県民の負担によらない財政再建というものをつくっていかない限りは、宮崎の地域経済の活性化や、県民の皆さんの暮らしそのものも守ることはできないと思っています。ぜひ、県民の暮らし、安

全を守る、こういう立場に立った行政運営を今後しっかり進めていけるように、知事にもお願いしておきたいと思います。

少し時間が余りましたが、早口で進めましたので終わってしまいました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時31分散会

6月14日（火）

平成 28 年 6 月 14 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀代子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。1年ぶりの登壇であります。

今回の質問の趣旨は、県外へ流出している畜産振興の経済波及効果をいかに県内にとどめるかについて、3度目の質問になります。私の質問となかなか知事、関係部長の考え方がすっきりしませんので、すっきりするまで議論を重ねていきたいと思っております。今回は、特に原点に返って、ゆっくり質問をしていきたいと思っております。「原点に返って」という言葉、私は好きなんですけれども、警察本部長が就任当時、原点に返って何とかと、そういう話をされました。警察本部も原点に返って、いろいろ改革されていることだろうと思っております。

それで、たまたま日銀宮崎事務所は何をしているんだろうかなと思ってホームページを見ていましたら、こういうことが書いてありました。「宮崎県の製造業の特徴と今後の方向性について～食料品製造業等の付加価値率向上に向けて～ 宮崎県の製造業については、①食料品への依存度が高いこと、②主力の食料品の付加価値率は全国比で低位にとどまっていることが特徴として指摘できる」、いいことが書いてあるなと思ったわけでありまして。そこで、簡単な質問であります。知事に、農業・工業・観光・林業産業を振興する目的・効果はどのようなことか、お尋ねいたします。

以下、質問者席で質問いたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県民生活を安定させ、安心した暮らしを確保していくためには、本県産業の振興を通じて、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、県民一人一人の所得や給与を向上・安定させることが何より重要であります。このため、本県の総合計画における施策の基本的方向性に「産業づくり」を位置づけるとともに、地方創生総合戦略におきましても、「しごとを興す」を施策目標に掲げ、その推進に力を注いでいるところであります。基本的な考え方としては、フードビジネスなどの成長産業の育成等により、さらなる付加価値を生み出し、国内外から外貨を稼ぐとともに、地域経済循環によって県内全域に波及させるというものでありまして、今後とも、その実現にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 全く行政の政策というのは、最終的には、今知事が答弁されたようなところが行き着くところの目的であろうと思っております。

次に、産業振興の結果として、県民経済計算がこの3月に公表されましたが、本県の経済の実態をどのように理解しているか。また、その中で、主な県内総生産の産業別の構成比、また増減はどうなっているか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長(永山英也君) 県民経済計算によって求められます県内総生産は、県民の豊かさを示す一つの指標であります。平成25年度は、名目で3兆6,060億円で、前年度に比べ3.0%の増と、全国の1.7%増を大幅に上回るプラス

成長となったところであります。その要因につきましては、化学や精密機械などの製造業で大きな伸びが見られましたほか、国の経済政策による公共投資の増加、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による住宅投資や個人消費の増加によるものと考えております。

産業別の構成比につきましては、1次産業が4.4%、2次産業が22.7%、3次産業が72.1%となっており、本県の基幹産業である1次産業の割合は全国と比べて高く、製造業を中心とします2次産業の割合は全国と比べて低くなっております。また、総生産額は、前年度に比べまして、1次産業が3.6%の増、2次産業が11.4%の増、3次産業が0.4%の増となっております。

○中野廣明議員 全体的に伸びて、大変いいことだと思います。総生産3兆6,060億円は、私の知っている限りでは、県始まって以来、最高の額かなと思っております。しかし、今、業種いろいろ言われました。業種もかなり景気不景気によって左右されます。ということは、日本の景気は上昇しているということも言えるかと思えます。知事の産業政策の効果をいろいろ論ずるときには、最終的には、総生産の数値がどうなったか、減ったかふえたか、そういうのが一つの指標になる数値だと私は思っております。

次に、総生産の要因になるのが製造品出荷額であります。最近の動向はどのようなことか。また、その中で、製造業付加価値額はどうなっているか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成26年工業統計調査によりますと、本県の製造品出荷額等は、前年比5.5%増、額にして800億円増の1兆5,276億円で、5年連続の増加となっております。これを業種別に見てみますと、食料品

が3,170億円、次いで、電子部品の1,614億円、飲料・たばこの1,592億円、化学の1,512億円の順となっております。これら4業種で全体の約50%を占めておりますが、中でも食料品が約20%と大きな割合となっております。

また、付加価値額の総額は5,213億円で、上位4業種の電子部品、食料品、ゴム、飲料・たばこで約50%を占めておりまして、中でも、電子部品と食料品の割合はそれぞれ約15%となっております。なお、製造品出荷額等に占める付加価値額の比率であります付加価値率を見ますと、電子部品とゴムが約50%であるのに対しまして、食料品は約25%となっております。

○中野廣明議員 製造品出荷額、従来は大体1兆3,000億前後をうろうろしておったわけですけど、今回1兆5,000億円台になったというのは、これも本県にとって過去最高の数字かなと思っています。ただ、中身の上位業種を見ますと、かなり旭化成とかいろんな大手も入っていますから、この数値は国の景気不景気に左右される部分というのもあります。それで、私が言いたかったのは、今いろいろ業種が出ましたけれども、食料品以外は、ほぼ自分たち、民間活力で成長するというようなことでありまして、唯一行政がかかわりができるのは食料品部門だと思っております。いかに食料品部門の製造出荷額を伸ばすかというのが、宮崎県にとっても非常に大事な部門だということを言いたいわけがあります。

次に、平成25年、知事の重要な政策として打ち出したフードビジネスの現状はどのような状況か、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） フードビジネスにつきましては、平成25年に振興構想を策定しまして、産学官金が連携して取り組んでおり

ます。この3年で、1次産品に付加価値をつけて食関連産業を拡大するというフードビジネスの考え方そのものが、広く県内に浸透・定着したことを実感しております。この間、戦略産業雇用創造プロジェクト約20億円を初めとします関連予算の活用により、フードビジネスに関する相談窓口の設置、人材育成メニューの提供に取り組めますとともに、企業への各種支援策の充実等を図ってきたところであります。

これらの取り組みによりまして、国内外の新たな販路開拓や設備投資の拡大等が進み、また、本県の食料品・飲料等製造出荷額につきましては、構想策定時から約700億円、約17%増加し、4,762億円となるなど、フードビジネスの取り組みの成果が目に見えてきていると考えております。今後は、このような動きをさらに加速し、生産者所得の向上や高付加価値化を進め、食関連産業の成長産業化と雇用の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 フードビジネス、私は本当に大事な分野、政策だと思っております。しかし、これを一からやるとなると、なかなか数字を上げるのが難しい。今、700億円の増加という話でありました。最初は何か違った目標、数字じゃなかったかなと思うんですけど、これも食料品・飲料等の製造品出荷額の合計だと思います。そういうことで、とにかくフードビジネスは、本県独自の政策として、まだまだ結果そのものは部長が言うほど私も感じていませんけど、今からだと思っております。

次に、畜産関連産業もフードビジネスの最たる分野だと私は思っているんです。肉など、成牛を屠殺して販売する2次産業、フードビジネスの最たる分野だと思うんですが、フードビジネス構想において、どのように位置づけされて

いるかお尋ねいたします。総合政策部長。

○総合政策部長（永山英也君） フードビジネス振興構想は、本県の豊富な農林水産物の高付加価値化を進め、食を通じた産業競争力の強化と雇用の創出による地域の活性化を目指すものであります。畜産業は、本県の農業産出額の約6割を占めるなど、主要な産業の一つであり、畜産物の付加価値の向上を図る関連産業の振興は、県内経済や雇用の拡大にとって大きな役割を果たすと考えております。このため、構想の基本目標で、県内の豊富な素材の多様な加工・製造による付加価値の向上という項目を掲げ、その推進方針において、「畜産関連産業の拡大による高付加価値化」を重点項目として位置づけているところでございます。

○中野廣明議員 畜産関連産業も高付加価値化を目指すということで、重点項目に位置づけているということでもあります。農政水産部長、これをしっかり頭に入れておいてください。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画が改定されますが、改定される理由と、これまでの計画の達成度はどのようなことか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 現行の第七次農業・農村振興長期計画の達成状況につきましては、最も重要な指標の一つであります農業産出額が、平成26年の実績で目標の3,185億円を上回る3,326億円となっております。また、6次産業化の事例数であるとか加工や直接販売に取り組む法人数など、県内経済の循環にかかわる指標につきましても、目標を上回る成果が出ているところであります。

一方で、平成27年の農業経営体数につきましては、3万9,045経営体で、約5%目標を下回る結果となっております。本県農業における担

い手の減少や高齢化等の構造的課題を改めて認識しているところであります。

こうした現計画の成果や課題に加え、TPP協定に代表されます国際化の進展やマーケットニーズの多様化、さらには、人口減少に伴う農村地域の活力低下への懸念など、本県が直面するさまざまな課題に対応するため、今般、農業・農村振興長期計画を改定するものでありまして、今後は、この計画を指針といたしまして、本県農業の成長産業化を目指して施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

○中野廣明議員 改定の明確な理由がちょっとわかりづらかったですけれども、農業分野、大変重要だけど、非常に今後厳しいということかと思えます。今、この問題は、農業就業人口はどうなっているかということでありましてけれども、平成7年、平成27年、20年前と比較しますと、平成7年が8万6,000人、平成27年が4万5,000人、4万5,000人のうち、私と一緒に70歳以上が2万人いるんですよ。そして、平成7年～27年、20年間で約4万人減っている。この20年間は、毎年2,000人の農業従事者が減っているということです。70歳以上が44%、今後は、まだ2,000人よりかふえて2,500人、3,000人、いかに農業従事者が減るか。そうなる、かなり次の長期計画改定もバラ色のような計画じゃなくなるだろうと私は思うんですよ。そういう厳しい現実を県民みんなと共有するような課題をしっかりと出して、次、そういうのを作成してもらいたいと思います。

次に、畜産新生プランの評価結果が先日、新聞に公表されましたが、内容はどのようなことか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 県では、口蹄疫からの再生・復興を図るため、平成25年3月

に宮崎県畜産新生プランを策定し、生産性の向上や販売力の強化に向け、さまざまな取り組みを進めてまいりました。この3年間の取り組み結果といたしまして、肉用牛の枝肉重量や生乳の生産量、牛肉の輸出量などの各項目において目標値を達成するなど、一定の成果が出たところでありますけれども、一方では、肉用繁殖牛の分娩間隔の短縮であるとか、生産コストの低減といった課題も残されていると認識しております。今後は、TPPへの対応や生産基盤の強化といった新たな課題も出てきたことから、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の改定に合わせまして、畜産振興のための新たなプランを作成し、生産者や関係団体と一緒にしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○中野廣明議員 いろいろ目標達成とかいうのがありました。その分がどれぐらい宮崎県の畜産に影響するかということ、私は、ほんのちょっとじゃないかなと、悪いけど、そんな気がしております。特に肉用牛の増加、海外に行っていると言いますが、県内の屠殺量は減っているんですよ。それで、宮崎で屠殺して持っていくだけです。外国に行っている輸入量と額、これは、宮崎県の経済波及効果は従来と変わらないということになる。単なる宣伝だということでは捉えればいいわけですがけれども、その辺も含めて、これは大事ですよ。外国に輸出するのでも、経済波及効果、どういうことかということを考えてしないと、ただやったということでは意味がなくなると私は思っております。

次に、平成27年の全国と宮崎の肉用牛の総飼養頭数(繁殖・肥育)、それから総飼養戸数はどのようになるか。また、畜産農家の新規就農の状況と支援状況はどのようになっているの

か、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） まず、平成27年の肉用牛の飼養状況についてであります。飼養頭数は、全国が前年比7万8,000頭減の248万9,000頭、本県が前年比1,000頭減の24万9,000頭となっております。また、飼養戸数につきましては、全国が前年比3,100戸減の5万4,400戸、本県が前年比320戸減の6,980戸となっております。

次に、畜産の新規就農についてであります。平成27年の就農者数は90名でありまして、主な就農形態は、親元就農が22名、法人就農が63名等となっております。特に、畜産経営を開始する場合には、畜舎などの初期投資や飼料費などの運転資金が大きく、その調達が課題となります。このため県では、新規就農者に対し、国の畜産クラスター事業の積極的な活用に加え、本年度から開始する県単独事業により、重点的に支援を行いますとともに、制度資金等も活用し、新規就農者の畜産経営を支援することといたしております。

○中野廣明議員 言いたいことは、全国的に子牛、成牛、そして農家も減っているということが大前提の大きな課題だと思っております。ここをいかにクリアするか。逆に言うと、そういう状況でありますから、やり方によっては伸びて、昔はそう思っていない、今は本当に成長産業だと私は思っているわけです。だから、後継者が22名、これはあくまでも後継者です。農家戸数はふえないわけです。今、本当の新規参入というのはないでしょう。いかに厳しいか。それで、再質ですが、今説明のあった制度で、新規参入しようと、私もしたいんですよ、銭がないからできない、金がなくても新規参入できるような制度になっているかどうかお尋ねいたし

ます。

○農政水産部長（郡司行敏君） 自己資金がなくて畜産が始められるかという趣旨の質問だと思いますけれども、新しく農業を始めるという場合には、一つには技術が必要だと思いますが、農地であるとか施設等々、当然お金がかかります。そういう意味では、資金が全くないという状況で農業にチャレンジすることは不可能であろうと思います。資金の手だてをどうするのか、これは大きな課題だろうと考えます。

○中野廣明議員 いろいろ答弁で、研修とか講習を受けたり、農家に従事して技術を身につけたといった人たちがやりたいと言っても、今の段階ではできませんよ、金をためないとできませんよね、という話ですよ。そこをしっかりと県独自の融資制度、補助金でなくてもいいんですよ。とにかくロングランで、それぐらいの県の制度、政策をつくらなきゃ、今、全然ふえていないでしょう。そこは思い切った、知事、いろいろ抱えて、独自の制度、それが宮崎県が畜産県として生き残る手段だと私は思います。ぜひ検討してください。

それから次に、新規参入は今ないからいいんですけど、畜舎建設はどうなっているか、お尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 新規就農の方に対する畜舎の支援ということでございます。現在、新規就農者に対する畜舎の支援策につきましては、JA等が畜舎を準備しまして、そこに入ってこられる新規就農者等に貸し出す、いわゆるリース方式で貸し付けるということで初期投資の軽減を図るような取り組みが行われているところであります。

○中野廣明議員 部長がよく儲かる農業と言いますよね。畜舎だって、いかに初期投資を抑え

るかというのがもうかる手段の一つなんですよ。今JAと、みんなJAを通じてやる。私も何回か行ったけど、本当に立派でごたましい(頑丈)、それに壁を張ったら俺の家よりか耐震性が出てくるような立派なやつです。これはみんな業者が言っている。しっかりこれはもうちょっとコストを下げてやらなきゃ、リースで借りたところが払うわけですから、JAは何も痛まない。その辺もしっかりコストを検討してください。

それから次に、農振地域の既存畜舎に併設した後継者住宅の建設は許可されるのか、農政水産部長。

○農政水産部長(郡司行敏君) 農振法では、優良農地の確保及び地域農業の振興を図るということを非常に大きな目的としております。そのため、住宅の建設につきましては、方向性としては農用地区域外、もしくは農業上の影響の少ない農用地区域の周辺部へ誘導しているところであります。一方、畜産業におきましては、昼夜を問わない飼養管理から、畜舎に併設した農家住宅が必要な場合もあるということは、十分認識しております。

優良農地をしっかり守っていくという立場、それから担い手の居住の場を確保するということが、これは両方とも非常に大切なことだと思うんですけれども、そのような中で、農振法施行規則等におきましては、例外的に周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼさないというふうなことがあります。また、市町村が地域の農業上の振興を図るために必要な施設であると位置づけた場合には、その用地を農用地区域から除外することができて、建設も可能であると、そんな道もございます。県といたしましては、さまざまなケースがあると考えられますけれど

も、市町村に対して助言を行い、また一緒に知恵を出しながら、適切な土地利用と農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 最後は市町村に助言して云々、これは便法ですよ。市町村にすれば県に上げてだめだと。県はそうなると市町村だと。要は、私が言っているのは、既に畜舎、100頭ぐらい、その周りに3軒、家があるんですよ。たまたまその中辺に農振地域というのが入っている。だから、その中に、管理棟ならいいですよ、でも住宅はだめですよ、という話ですよ。本当に今、畜産農家の後継者もいないのに、後継者ができるというのは、私はウエルカムな話だと思うんです。ただ農振地域1反10アール潰したから何の影響があるのか、今何ぼでも田んぼは余っているじゃないかということですよ。それでできなくて何キロか離れたところにつくる。これは100頭養っていると、かなり分娩とかで大変なんですよ。今後、畜舎に併設した住宅は絶対認めないということですか。

○農政水産部長(郡司行敏君) ただいま申し上げましたように、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼさないというふうなことがあれば、道はあると理解しております。そういう意味においては、十分市町村ともお話をしながら、一緒に知恵を出していくことが大切だと考えております。

○中野廣明議員 周辺環境を見ながらということですけど、それは担当によって違ってくるんですよ。くそ真面目に法律だけ盾にとって考える職員もおれば、いや本当ですよ、そんなの俺はばかかと思うんです。失礼、今のは言葉が悪いけど、本当に大事なことですよ。農地なんて幾らでも余っている。そこで1反10アール潰したから何の影響があるのかなど。それで最後に

聞きます。そういう畜舎に併設して住宅をつくった事例というのはあるのかないのか。

○農政水産部長（郡司行敏君） そのような事例は、検討の結果、ほかに代替地がないということであるとか、先ほども申し上げましたが、周辺の農地の効率的な利用に支障がないということであれば、今までにも認めた経緯はあると思います。

○中野廣明議員 だから、代替地を1キロ離れた先の代替地と言うのか、10キロ離れた先の代替地と言うのか。私は、畜舎に併設した住宅と言っているわけです。部長、これは暇なときに一回見に行ってくださいよ。今まで言った前提が、これはちょっと前向きに、どっちの立場に立って判断するかで運用できるんですよ。本当にこれは真剣に、今、全然後継者もできないというのに、まだ土地1反のことにこだわっているのか、私はその心情というのがわからないです。ぜひ今度、一回見に行ってください。

それから、県土整備部長、要望がありますけど、これはちょっと後にします。

それから、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画で、県内農業の生産額が100億円増加した場合、146億円の経済波及効果と約600人の雇用創出が見込まれる、実はこれにしっかり書いてあるんですよ。知事、これは見たことないでしょう。そういうことが書いてあるんです。具体的なそういう見込みの計画があるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業産出額の増加は、県内で大きな経済波及効果と雇用創出効果を生み出すことが期待されておりますことから、農業は、県内全体の経済の活性化に寄与するポテンシャルを有しているものと考えております。御指摘のように、数字も含めて長期計

画の中には位置づけさせていただいております。

また、今般、本議会に審議をお願いしております新たな長期計画の改定においても、そのことは述べておまして、そのために、生産力と販売力を有した産地を育成いたします「産地経営体構想」を掲げ、ICT等の革新技术の導入であるとか農地の利用集積等による生産性の向上とあわせて、施設園芸の団地化や加工・業務用野菜の生産拡大などの取り組みを推進し、農業産出額の増加を図る考えであります。

また、農業産出額の6割を占めます畜産部門では、肉用牛生産基盤の強化を図るとともに、地域特性に応じた連携・分業体制を進めていくこととしております。このような取り組みを通じまして、平成32年には、農業産出額を平成26年の3,326億円から224億円増の3,550億円に増加させてまいりたいと考えているところであります。

○中野廣明議員 農業産出額については、いろいろな面が出てきていると思います。宮崎県の焼酎出荷量が日本一になりました。その原料であるサツマイモの生産の現状、支援策はどのようになっているか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県が毎年実施しております調査によりますと、県内酒造メーカーが焼酎の原料用として確保しておりますカンショは、平成26年度実績で14万7,040トンでありまして、そのうち県内産は7万3,495トンで、県内産シェアは50%にとどまっております。県といたしましては、県内酒造メーカーの需要に応じた原料用カンショの供給体制を確立し、県内産シェアを高めることが、本県のフードビジネスの振興を図る上で大変重要であると考えて

おります。このため、昨年度から、酒造メーカーや農業団体等で組織いたします連絡会議を開催し、情報交換やマッチングを進めるとともに、原料用カンショの品質向上のためのウイルスフリー苗の供給、機械化一貫体系の導入による大規模農家の育成などに引き続き努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今、県内産が50%、鹿児島を見ますと、25年度になりますけど、宮崎のカンショが83億、その前が68億、鹿児島はカンショが177億円となっているんです。だから半分ですね。それで、焼酎業界が心配しているのは、今後、原産地表示になると、宮崎県の焼酎で原材料は鹿児島ですよ、鹿児島表示になるのを心配しているわけです。牛肉と反対ですよ。鹿児島のもを買って2次産業化しているということ、これはスポット的にサツマイモの量をふやす対策をやるべきだと思うんですよ。

綾町なんかは、町が機械を買って、JAかそういう組合に貸し付けて、それで回して使っているということです。サツマイモ生産の今いるんな苗の話は、要は農家としてはコストがどうなるか、機械代が何百万になって、10反当たりで15万でもってもうかるかどうかという話なんです。その辺を行政としてはどうするかということをしっかり検討してください。要望でいいです。

次に、県外へ移出している農畜産物のうち、100億円分を県内食品製造業で利用すれば、380億円の経済波及効果と約2,000人の雇用が期待できるとなっている。この分について、この目標、数字を追っかけるために、何か具体的な計画があるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 議員御指摘の

とおり、県外へ移出している農畜産物を県内食品製造業で利用すれば、大きな経済波及効果と雇用創出効果が期待されますことから、県内での加工の取り組みというのは非常に重要であると認識しております。現在、県では、株式会社ジェイエイフーズみやざき等の冷凍加工業者と産地が連携した、加工・業務用野菜の産地加工の取り組みであるとか、大手おせち・業務用向け食品メーカーと連携した加工・業務用の新たな産地づくりを進めておりまして、今後、このような取り組みを県内各地域・品目にも波及させてまいりたいと考えております。また、本県の基幹品目であります畜産におきましても、食肉加工施設等の機能強化を進めながら、本県農畜産物の県内加工への活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ちょっと関連で、肉用牛の平成27年の県内・県外の出荷状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 畜産統計の本県肉用牛飼養頭数等から試算いたしますと、平成27年の肉用牛の出荷頭数につきましては約7万5,000頭であり、そのうち、県内屠畜場に出荷された頭数につきましては約4万頭、県外へ出荷された頭数につきましては約3万5,000頭、全体の約半数弱と推定しているところであります。

○中野廣明議員 今、子牛なんかは非常にいい値段、10年前と比較すると倍ぐらいになっています。だから、私は大体表を見る前、子牛生産なんかは伸びているかなと思ったら、今言った県内屠殺頭数も減っているんですよ。特に私が調べた肉用牛、和牛と経産牛でありますけど、県内で約896頭減っております。それから、県外も逆に減っております。だけれども、2万3,986

頭、県内へやっていますね。逆に2万2,000頭、県外へ出ているんですよ。

私、これに書いてある数字を当てはめて、今、肥育1頭100万じゃありませんよね。仮に安く見積もって100万を県内で屠殺しても、この数字に当てはまるんですよ。100万の牛を1万頭ふやしたら、言っている100億円ふやせば380億円の経済波及効果、2,000人雇用が出る、そうになっているんです。だから、いつも体制の強化ということで、私はこの問題が解決するとは思わないのです。今、高校生の県外就職者1,751名、こんなのは、計算で言えば、1万頭牛を県内で潰せば、高校生の県外へ出ている分も数字では潰されるということなんですよ。だから、いかにこの分をしっかりとやるかということです。

それで、部長に再度聞きますけど、私は鹿児島といろいろ比較しています。農業産出額、宮崎が約3,200億円、鹿児島が1.3倍の約4,100億円、900億円の差です。農産物では、農家が売った金額、それから、食料品製造品出荷額になりますと、宮崎県は29位、鹿児島が14位、そうなりますと、食料品製造品出荷額で3,100億円の差が出るんです。特に肉用牛・豚産出額、宮崎は995億円、鹿児島は1,575億円、580億円の差、肉用牛製品出荷額になりますと、宮崎は、農家が売った金額のほうが肉用牛製品出荷額より大きいんです。逆に、肉用牛製品出荷額はみんなふえているんですよ、逆立って。宮崎だけが農家の人が売った金額のほうが多い、肉用牛製品出荷額のほうが少ない。こういう構造をしっかりと見直すようなことを本気でやらないとだめじゃないかなと私は思うんですけど、畜産の担当部長として、こういう状況を、こういう鹿児島との差をどのように分析しているか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、鹿児島県の肉用牛及び養豚の農業産出額に対する製造品出荷額割合につきましては、本県と比較して高い状況にあるということは承知しております。その主な要因といたしましては、本県は鹿児島県と比較して、屠畜から加工・販売までを一体的に行う大手食肉メーカーの立地が少ないこと等が考えられます。畜産を基幹産業の一つとする本県にとりまして、県内で生産された畜産物を県内の食肉センターで処理し、食品工業で加工する体制を強化し、付加価値を高めることは、本県経済の活性化や雇用創出を図る上でも大変重要な課題であると認識しておりますので、食肉センターを初めとする畜産関連産業の機能強化等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 全くそのとおりだと思うんです。しっかりその辺の目標を、今、体制の強化と言ったって、経済連とタッグを組んだ体制の強化じゃ民活が出てこないのです。その辺を含めて、ぜひ頑張ってください。

それから、前回、私の質問で、知事は積極的に食肉会社の企業誘致に取り組むと答弁されました。永山部長、日高博之議員と日本ハムを訪問されたということではありますが、感想を教えてください。

○総合政策部長（永山英也君） 昨年度、商工観光労働部長として、本県の誘致企業であります日向市の南日本ハムの親会社であります日本ハム株式会社及び関連の工場等に出向きまして、関係者の方々と意見交換をさせていただきました。特に、関連工場が立地します青森県南地域では、当該工場を中心に、飼料製造業や運輸業、食肉加工施設等が集積し、家畜の生産から地場の畜産物加工・販売に至るまで、さまざま

まな経済活動が活発に行われ、地域経済や雇用
に大きな役割を果たしておりました。本県にお
いても、十分に参考となる取り組みであると感
じたところであります。

先ほど申し上げましたとおり、フードビジネ
ス振興構想の中では、「畜産関連産業の拡大に
よる高付加価値化」を重点項目の一つとして位
置づけておりますので、このような取り組みを
本県で展開できないかという視点からも、その
推進に取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

○中野廣明議員 本日に今、畜産もこれだけ全
国的に縮小してくる、大きな流れが出てくると
私は思うんです。そこで、農政水産部長、いろ
いろ議論しました。今の成牛の半分が県外に出
ている。私は、これが畜産としては、宮崎に
とっても大きな経済波及効果を逃していると思
うんです。そのためには、今回は肉用牛枝肉市
場等——「等」を入れたんですけど、そういう
のを含めて検討すべきじゃないか。今の体制強
化を含めて、新しく思い切った体制を考えるべ
きだと私は思うけど、どうですか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御提言の肉用
牛枝肉競り市場の開設は、畜産物の付加価値を
高める手段として、非常にいい考え方ではない
かと思います。このため、平成26年から県でも
調査を行っておりまして、その結果、バイヤー
の誘致や枝肉カット処理場の整備など、解決す
べきさまざまな課題が明らかになってきている
ところであります。このため、先ほど申し上げ
ました畜産振興のための新プランにおきまし
て、本県食肉関連産業の振興等について、さま
ざまな視点から検討を行う専門部会を新たに設
置することといたしております。

その中で、畜産が盛んな本県において、食肉

関連産業は、加工、流通、販売と裾野が広く、
本県経済の活性化や雇用創出を図る上でも重要
な産業であるという認識を踏まえまして、県内
屠畜率の向上や食肉処理施設の機能強化とあわ
せて、枝肉競り市場開設の可能性についても十
分議論を深めてまいりたいと思っております。
それをもって、生産者の所得向上につながる食
肉販売体制の強化に向けて、しっかり検討して
まいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今回は、鹿児島も枝肉市場は
ない、ただ、今、流れが変わったなど。きょう
の新聞も、神戸牛が輸出増になっているという
こと、それから、飛騨ミートは、JAで市場を
つくっているんですかね、8つのこういう認定
をとっています。部長、宮崎は、輸出なんかを
する場合のいろんな認定があるんですけど、こ
れはどれぐらいとっていますか。手持ちがなけ
ればいいです。

○農政水産部長（郡司行敏君） 輸出の場合の
認定ということだと思いますけれども、本県
の場合、2つの工場がありまして、そこで、ア
メリカ、対米輸出については有名ですけれど
も、11カ国に向けて認定は受けているところ
であります。数だけは岐阜県の飛騨ミートとほ
ぼ同じなんですけれども、大きな違いというこ
とで言いますと、飛騨ミートはEU認定があり
ますけれども、本県の場合はEU認定がないとい
うところが大きな違いかなと考えております。

○中野廣明議員 いずれにしても、テレビで見
たりすると、大きな食肉業者が子牛を北海道で
一貫生産するとか、これからいろんな流れが出
ると私は思います。そういう意味で、これは広
く、いかに宮崎県で屠殺されているか、子牛を
宮崎県に伸ばすか、畜産、これだけ考えてお
てもいいと私は思うんです。そうなりますと、

この分野というのは、商工観光労働部、農政水産部、そして総合政策部、3部に係るわけです。それで、これはそれぞれやっておってはだめだと思うんです。総合政策部が3部をまとめて、いろいろ検討会議を少しでも前向きに進めるために、部長3者、3部が集まって、そういう場をつくるべきだと私は思うんですけど、総合政策部長。

○総合政策部長（永山英也君） 県内で生産しました農畜産物を県内で処理・加工し、付加価値を高めることは、本県経済の活性化や雇用創出を図る上で大変重要であります。フードビジネス振興構想は、まさにこのような考え方に基づくものであり、特に、本県農業産出額の6割を占めます畜産業において、県内での処理・加工を拡大し、付加価値を高めることは、大変重要であります。

一方で、畜産業は、長年の取引の中で、大手の商社等による餌の供給から加工、流通・販売までの系列化が進んでおり、その構造を変えることは簡単ではございません。このような認識、つまり大変重要であるということ、また一方で課題も大きいということ、そういう認識のもとに、総合政策部が中心となりまして、農政水産部、商工観光労働部とチームを組んで、課題解決に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、しっかり議論、検討していただきたいと思います。

最後になりますけど、知事、今いろいろ議論いたしました。私は、本当に畜産業は宮崎にとって大事な分野だと思っているんです。知事のそういう課題に対する認識はどういうものかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） まさに本県の畜産は、

国内外から定評の高い宮崎牛、またブランドポーク、鶏肉など、大きなポテンシャルを有している、関連産業の広がりを考えますと、大変有望な産業であろうと考えております。6年前の口蹄疫で、我々は畜産に大変な打撃を受けたわけではありますが、そのような事態に際して、さまざまな課題が浮き彫りになってきた。それを改めて平成25年に畜産新生プランとしてまとめ、またフードビジネス振興構想として取り組んできたところであります。

きょういただいた御指摘等も、さまざまなそういう課題の中に含まれておるわけではありますが、なかなか一朝一夕に解決するわけにはいかない。ただ、せつかくこれだけの畜産というものを県内で生産しているわけでもありますから、なるべくそれを県内で加工・処理していく、付加価値を高めていく、そして雇用の場をつくっていく、そのような産業構造をつくるというのは、非常に重要なことであろうかと考えております。今後とも、県内で生産した畜産物を県内で処理・加工する体制をつくり、地域内の経済循環を高めていくべく、一つ一つ努力してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 知事、これは県議だってみんな宮崎県がよくなることを考えているわけです。そういうことを考えれば、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、県土整備部長に要望しておきますけど、さっき農振地域が出ました。逆に、農振地域の上に調整区域というのが出ているんです。これについては、隣に座っておられる局長さんと大分議論しました。いい結果も出ました。

それで、今、農家集落も人手が足りないんですよね、ピーマンをちぎったり。じゃ昭和45年

以前に建っておった家とか土地は何とかなるんだけど、45年以降に建ったところは、私がそこに住みたいと言っても、部長が住みたいと言っても住めないのに、買えもしない。それと、今でも、昭和45年以前に宅地になっておったけど、今、そのときに家が建っておったかどうかわからなくて、それも売りも買いもできないという状況なんです。私は、地域にとっては、この法律は本当にざる法だと思うんですよ。本当にこれも、都市計画の皆さん、一生懸命やるけど、あんまり一生懸命しないで、現状を見ながらいかにするか、どっちに目をやるかで、部長、またしっかり勉強しておいてください。11月の質問でまたやります。

以上で終わります。(拍手)

○星原 透議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。梅雨なのにきょうは晴れました。自由民主党、宮崎のひなた、日高陽一です。きょうは傍聴席に、私がいつも県議の仕事をしているときに、家でピーマンちぎりをしてくれている92歳のじいちゃんが来てくれています。とても優しいじいちゃん、先日、おばあちゃんの病院に行ったときに、病院の先生に「あら、きょうは息子さんと一緒ですか」と言われたときに、即答で「いや、孫です」と言ってくれる、そんな優しいおじいちゃんです。きょうは、松村先生のように、冥途の土産とは言いませんけれども、しっかりと楽しんでいただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。まずは、農業問題についてお伺いいたします。

前回は質問しましたが、宮崎県の基幹産業である農業人口の減少に歯どめがかからない状態であります。本県の総農家数は、5年前か

ら16.1%減少して3万8,428人となり、基幹的農業従事者の平均年齢も65歳を超えるなど、高齢化も進んでおります。県内の家族経営中心の農家も、高齢化に伴い、働き手を雇用しなければ経営が成り立たない状況になってきました。私の家もピーマン農家ですが、30アールのハウスを父、祖父、妻の3人で営んでいます。祖父は92歳、天国からのお迎えも近づいてきています。そうすると、家族経営でやってきた我が家の農業も働き手を雇用しなければなりません。

現在、本県農業においては、シルバー人材センターの会員の方々のマンパワーが大変重要になっています。しかしながら、私の周辺では、最近、センターからなかなか人が来てくれなくなったという不安の声もたびたび聞くようになってきました。そこで、シルバー人材センターの会員の方々が、どのくらい農林漁業作業へ従事されているのか。

そして、農業でも、ある程度、技術が必要になります。シルバー会員の方も、初めて農業の仕事をする方は、知識と経験に不安を持っていると言われていています。リンゴや梨の果樹生産が盛んな長野県では、基礎知識習得や技術向上、農作業の安全確保を図る活動を支援しているそうです。そこで、本県においても、このようなシルバー人材センター会員への農林漁業作業に係る事前講習会が開催されているのか、その開催状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○商工観光労働部長(中田哲朗君)〔登壇〕

お答えいたします。

まず、シルバー人材センター会員の農林漁業作業への従事状況についてでございます。宮崎

県シルバー人材センター連合会のまとめによりますと、平成27年度のシルバー人材センター事業における農林漁業分野への従事者数は、延べ16万490人で、全体の27.6%を占めております。作業内容といたしましては、その多くが水稻の育苗やキュウリの収穫など、農業関係であると伺っております。

次に、農林漁業作業に係る事前講習会の開催状況についてでございます。農林漁業に係る事前講習につきましましては、宮崎県シルバー人材センター連合会におきまして、平成26年度までは「シニアワークプログラム地域事業」の中で行われておりましたけれども、昨年度は、国の「高齢者活躍人材育成事業」を活用してピーマン栽培技術の講習会が実施され、13名が参加されております。

また、各市町村のシルバー人材センターにおきましても、会員や発注者の要請に応じまして、畑や果樹園等の草刈り方法などの事前講習が適宜実施されておまして、農作業等の経験がない高齢者のスムーズな就業につながったと伺っております。このほか、県におきましても、農政水産部が実施いたします「援農隊地域労力サポート事業」の中で、モデル地域での「援農隊」の組織化に向けた取り組みの一環として、高齢者等の援農希望者向けの技術研修等を行うことといたしております。以上でございます。〔降壇〕

○日高陽一議員 農業者の高齢化、担い手不足の状況のもと、地域の実態に即した安定的な労働力の確保のためにも、シルバー人材の活用への支援をどうぞよろしく願いいたします。

続いて、産地パワーアップ事業についてお伺いいたします。この事業は、TPP対策として、産地が創意工夫と地域の強みを生かして起

こすイノベーションを促進することにより、農産物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等を推進し、地域の振興及び消費者の利益の増進を図ることを目的として、国が実施しているものであります。国全体では505億円の予算措置がなされました。そこで、産地パワーアップ事業における本県への国の予算枠提示などどのくらいあったのか、また、県内農業者の要望状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本年度からスタートいたしました産地パワーアップ事業は、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、収益力強化等に取り組む産地に対しまして支援を行う事業でございます。この事業につきましましては、本年度の県の当初予算で25億4,000万円を計上しておりますが、国からは、6億9,414万円の予算枠の提示があったところであります。

一方、県内の要望状況を取りまとめているところでございますけれども、現時点では、「産地パワーアップ計画」に基づくものではございませんが、合計で764件、補助金額で申しますと、65億4,000万円の要望が上がってきているところであります。

○日高陽一議員 この当初予算が計上されたときには、後継者のために施設整備を考えたり、農業を諦めようとした方が光が差したとおっしゃるなど、非常に期待の大きい事業でした。しかしながら、本県の内示枠が当初の予想を大きく下回り、生産者のショックは大きいものであります。国の予算枠提示が農業者からの要望額に対して非常に少ない状況にあると思っておりますが、県として今後どのような対応をしていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） TPPに対す

る不安のある中で、産地パワーアップ事業に手を挙げ、立ち向かおうとする多くの生産者がいらっしゃることは、大変心強く、また頼もしく感じているところであります。県といたしましては、今回要望された方々全てに事業を活用していただきたいと、そのように考えておりました。まずは、「産地パワーアップ計画」の策定をしっかりと支援いたしますとともに、引き続き、関係機関とも連携しながら、国に対しまして、補正予算等の追加措置や本県への重点配分について、強く要望してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 TPP問題など、ますます激化している国際競争の中で、産地がこれに勝ち抜くための力をつけることが大変重要だと考えています。そのための支援を行う予算の確保を、引き続き、国に対して強く要望していただくことをお願いいたします。

次に、次世代施設園芸団地について伺います。農林水産省では、先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製、出荷まで一気通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めています。昨年、本県においても、高度なICT技術を活用した高生産性の栽培管理システムである、他県のようなオランダ式ではない本県独自の次世代施設園芸団地が国富町に完成したところであります。この次世代施設園芸団地が栽培開始から1作が経過する時期だと思いますが、その実績と今後の展開方向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国富町の次世代施設園芸団地におきましては、昨年8月から、ジェイエイファーム宮崎中央など4者が、ピーマン2.3ヘクタール、キュウリ1.8ヘクター

ルの栽培を行っております。本年度は、初年目ということもございまして、地域の平均収量を目標といたしましたが、ピーマンは10アール当たり約11トンと目標を上回りましたが、キュウリのほうは約15トンということで、初年度目標の8割程度となる見込みでございます。本年度の実績を検討する中で、新たに雇用した方の技術力向上や環境制御機器の調整など、幾つかの課題もわかってきておりますので、次作に向けて、農業試験場等の分析に基づく改善策などに今取り組んでいるところであります。

県といたしましては、今後も、大規模施設での効率的な生産・労務管理モデルの確立に向け、全力で取り組みますとともに、その取り組みの成果を県内に広めながら、関係機関や団体等と一体となり、次世代施設園芸団地を核とした本県の新しい施設園芸産地づくりを推進してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 まだ栽培開始から1年目ということもあり、さまざまな課題が出てきたと思います。これだけの規模と設備の整った施設であるのですから、その課題を解決し、もっと高い目標に向かって取り組んでいかれるよう、お願い申し上げます。

次世代施設園芸のような最先端の施設ももちろん大事なんですけど、本県農業の生産基盤の強化を図るためには、施設等の整備だけではなく、農業者の技術力向上を含めた人材育成が重要だと思います。そのためにどのような取り組みをされているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業の生産基盤の強化に向け、高度な機械・施設や新技術の導入を進めておりますが、各農業者の技術力の差も大きいことから、技術レベルの底上げ

も重要であると認識しております。そこで、県では平成23年度から、生産者ごとの各種データを分析し、産地での自分の順位、立ち位置を確認しながら、栽培管理や経営の改善を行う産地分析に59の産地で取り組んでおり、単位面積当たりの収量や所得が約15%アップした産地も出てきておるところであります。

これらの成果を踏まえまして、本年度からJAグループと一体となって、みずから産地改革に取り組むJA部会等の育成、また新たな技術等に対応できる指導員の能力向上、そして3つ目として、農業者の経営発展に応じた技術や経営管理能力等の向上の3つの柱から成る「宮崎方式の営農支援体制」を展開することといたしております。本県農業を担う人材をしっかりと育成することで、産地力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 場所を確保しても技術が伴わないと、ハウス代、ビニール代、苗代、肥料代など、設備投資に借金が残るばかりであります。平成27年の新規就農者は341名、うちUIJターン者は74名いらっしゃるようです。新規就農者へはもちろんのことですけれども、既に農業を行っている方も、さらに生産性を高め、しっかりとした技術を身につけることができるよう指導していただきたいと思っております。

次に、野菜の消費拡大について質問いたします。

厚生労働省が国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「健康日本21」では、成人1人1日当たりの野菜の摂取目標量を350グラムとしていますが、平成25年国民健康・栄養調査によれば、20歳以上の国民の1人当たり平均摂取量は283.1グラムとなっています。本県の状況を見ますと、野菜の一大生産地でありながら、県

民の野菜摂取量は、平成24年の調査では、男性が全国41位、女性が32位と、残念な結果になっています。生活習慣病予防の観点からも、野菜を食べることの重要性が高まっています。そこで、県民の野菜摂取量増加を図るため、どのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、「健康寿命 男女とも日本一」の目標を掲げ、昨年度から、各種団体と連携して「健康長寿社会づくりプロジェクト」を推進しているところであります。このプロジェクトにおいては、県民の健康づくりのため、さまざまな事業に取り組んでおりますが、議員からお話がありましたとおり、健康のために1日350グラムの野菜を食べる必要があると言われていたものの、宮崎県民の平均摂取量は、全国平均の283グラムを下回る241グラムと、必要量から約100グラム不足していることから、野菜摂取量の増加を図ることを最大のテーマと捉えまして、「1日プラス100g！ベジ活推進事業」を実施しているところであります。

この事業におきましては、外食や中食で野菜摂取量の増加に向けた取り組みを行う「ベジ活応援店」の登録や、家庭で野菜を使って手軽に料理できるレシピを募集する「ベジ活コンクール」の開催を行うほか、子供のころから野菜を食べることの大切さを実感してもらう「親子の野菜料理体験教室」を開催するとともに、テレビやホームページ等のメディアを活用した啓発にも取り組んでいるところであります。

○日高陽一議員 近年、肥満や高血圧、糖尿病などが急激にふえてきており、日常生活を改善し、生活習慣を見直す時期に来ています。今、インスタグラムでは、「#とりあえず野菜食」

というハッシュタグが大人気になっているそうです。朝御飯やランチに、とにかく野菜をたくさん盛りつけて食べているそうです。県民の皆さん方の健康を守るためにも、しっかりと毎日、宮崎の野菜を食べていただくよう啓発をお願いいたします。

ただいま、県民の健康増進の観点から啓発についてお伺いいたしましたが、日本有数の野菜生産地として、地産地消の観点からも、県民の野菜の消費拡大を図っていかねばならないと思います。そこで、県内向けの県産野菜の消費拡大をどのように行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 豊富な日照の中で育てられました本県産の野菜は、ピーマンのビタミンCが全国平均の1.3倍になるなど、味や機能性にすぐれており、それら本県産野菜の品質の高さを、地産地消や食育等の活動を通じて県民の皆様に知っていただくことは、大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、市場や農業団体と一体となって、宮崎県青果物消費拡大推進協議会を組織しておりまして、「われら健康家族」や「8の日、何の日？やさいの日」をキャッチフレーズに、テレビ・ラジオでのCMや、消費者・学生に対する試食PR等の活動を行っているところであります。また、栄養・機能性に着目した新たな戦略として、「カラダグッドMiyazaki」の取り組みを進めるなど、今後とも引き続き、健康、美容、体づくりにもすぐれた本県産野菜をしっかりとPRし、県民の皆様に知っていただくことで、消費の拡大を図っていききたい、そのように考えております。

○日高陽一議員 食の安全・安心と安定供給、

持続可能な農業と農村の発展を図るためにも、ぜひとも県民の皆様に宮崎の野菜のおいしさと機能性を知っていただき、本県産の野菜をたくさん食べていただき、そして、野菜摂取量日本一の県になりますよう、引き続き積極的な啓発をお願いいたします。

次に、環境森林問題について質問いたします。

前回2月定例議会で、昨年度、松くい虫の被害量が過去10年で最悪の見通しで、宮崎市においては、9月末の被害量で前年の約3倍の被害が出ているとのお話がありました。改めて、平成27年度の被害状況はどうだったのか、また、その後、伐倒駆除や防除対策など、松くい虫被害対策への取り組み状況はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 平成27年度の松くい虫被害量は、最終的に前年度の1.3倍となる約5,000立方メートル、本数にして推計で7万7,000本、特に被害の大きかった宮崎市では、前年度の1.8倍となる約3,300立方メートル、本数にして推計4万3,000本となったところでございます。県では、昨年11月に庁内プロジェクトチーム並びに関係機関との連絡会議を設置しまして、海岸松林の管理者が一体となった対策を進めてまいりました。その結果、昨年度の被害木の伐倒駆除につきましては、5月末までに完了したところでございます。

また、今回から新たに、民家等の被害木につきましても一括して処理するとともに、伐倒した木のほとんどは、バイオマス燃料としての有効活用を図ったところではあります。さらに、5月下旬からは、今後の防除対策として、ヘリコプターによる薬剤の空中散布を実施していますほか、伐倒後の防災機能の回復に向けて、松くい虫に

強い抵抗性松や広葉樹の植栽も順次進めているところでございます。

○日高陽一議員 先日、佐土原町の石崎浜で砂浜清掃しているときに、ヘリコプターがアクロバット飛行しているかのように空中散布を行っていました。あれも本当にすごい技術だなと感じましたけれども、しかし、どんなに技術があっても、自然の風の動きもありますので、住宅街と隣接する松林の薬剤散布は不可能だと思います。私もピーマンの葉面散布するときに、突然の風に吹かれ、薬剤をかぶることが多々あります。散布漏れがあると、そこには虫が集中してしまう可能性があると思いますが、空中散布が困難な場所はどのように防除を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） ヘリコプターによる薬剤散布につきましては、人家や耕作地の周辺など、場所によっては困難な場合もございます。そのような場所では、通常は地上から薬剤を散布しておりますが、今年度からは、松の木のすぐ上空からピンポイントで散布できるラジコンヘリによる防除にも取り組んでいるところであります。また、薬剤の散布自体が困難な場所では、樹木に直接薬剤を注入する方法も講じています。今後の被害拡大防止に向けましては、どこかにほころびが出ることをないように、関係者が連携して取り組む必要がありますので、昨年度同様、この点に十分留意しながら対策を進めてまいりたいと存じます。

○日高陽一議員 ありがとうございます。50年、60年の大きな松が被害に遭っています。海岸防災林は、潮害や風害の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守る重要な役割を果たしています。これ以上大きな被害にならないよう、対策をお願いいたします。

次に、介護離職防止について質問いたします。

介護が必要になる年齢は、もちろん人によって異なりますが、75歳を超えてくると、要介護高齢者の割合はぐっとふえてきます。高齢者本人の意向や財政的な理由で在宅看護を希望した場合、介護をする人は配偶者及び子供ということになりますが、通常、配偶者は要介護高齢者と同世代という可能性が高く、子供が介護を担うことも少なくありません。介護を理由に介護離職した人は、年間10万人以上とも言われています。このような状況の中、来年1月から、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能にするため、介護休業制度が改正されることになりました。そこで、改めて、改正育児・介護休業法の内容と県における啓発状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 改正育児・介護休業法につきましては、ただいまお話がありましたとおり、さきの国会で可決されて、来年の1月1日施行ということになっております。

主な改正内容といたしましては、3点ございまして、まず1点目は、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とする制度の整備の観点から、最大93日間の介護休業の分割取得や介護休暇の半日単位での取得を可能としたこと、2点目が、多様な雇用形態等に対応した育児期の両立支援の観点から、子の看護休暇の半日単位での取得を可能としたこと、そして3点目が、労働者の就業環境の整備の観点から、事業主に、介護休業等を理由とした不利益な取り扱いを防止する措置を講ずることが義務づけられたことでございます。

県といたしましては、今後、来年1月の施行

に向けまして、宮崎労働局と連携し、広報紙を活用するなど、広く改正内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 国においては、介護が必要な家族を抱える労働者が、介護サービスなどを十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度をさまざまに組み合わせ対応できるよう、制度が整備されつつあるようです。では、この国の制度とは別に、県として、何か介護を理由とした離職防止に係る取り組みを行っておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 介護離職を防止するという観点から、先ほどの改正育児・介護休業法の目的が介護離職を防止することになっておりますので、まず、その周知をしっかりと行っていきたいと考えております。このため、制度の広報に取り組みますとともに、今年度は特に、企業に社会保険労務士を派遣する事業を活用いたしまして、今回の法改正を踏まえた就業規則の見直し等についてのアドバイスも行ってもらうことといたしております。

また、「仕事と家庭の両立応援宣言登録制度」の推進やセミナーの開催等によりまして、介護や育児などの家庭生活と仕事を両立できる環境づくりに、引き続き取り組むことといたしております。今後とも、宮崎労働局と連携いたしまして、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 制度が整っても、介護を抱えた社員に対する職場の配慮が進まないと、離職防止にはつながらないと思います。職場の意識啓発、環境整備についても、ぜひ取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、警察関連問題について質問いたします。

最近、世間では、ストーカーの事件が増加しています。このストーカー被害は誰でも受ける可能性がありますし、逆に誰でもストーカーになる可能性を秘めています。「相手への好きという思いが強過ぎて」「受け入れられないことに腹が立って」など、理由はさまざまです。恐ろしい事件へと発展することもあります。ほかに、夫婦、恋人などの間で起こる家庭内暴力（DV）でも、たくさんの悩みを抱えている方がいらっしゃいます。そこで、本県において、ストーカー・DV事案の相談件数と検挙件数がどのくらいあるのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 平成27年中は、県警では、ストーカー事案として280件、DV事案として391件、合計671件の相談を受理しております。これは、平成25年の674件に次いで、過去2番目に多い件数となっており、数値的には高どまりの状況にあります。検挙につきましては、ストーカー事案で31件、DV事案で53件を検挙しています。

○日高陽一議員 先月、東京都の小金井市で、芸能活動をする私立大学生がストーカーに刃物で刺されて重体になった事件がありました。心配しておりましたが、先日、被害者が意識を取り戻したとニュースが流れて、ほっとしたところであります。このとき、警視庁は、事件直前に110番を受け、被害者の所在地情報を確認せず、誤って事件現場ではない被害者の自宅に警察官を出動させました。もし警視庁のミスなく現場に到着していれば、被害はもっと少なく済んだかもしれません。ストーカーやDV被害者からの110番通報は、急を要することも少なく

ないと思われませんが、そのような緊急時にどのように通報者の位置を特定するのか、本県の通信指令システムの機能について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 本県では、通信指令システムに「被害者支援登録」という機能があり、ストーカーやDVの被害者等、危害を受けるおそれのある方の住所、氏名、電話番号、事案の概要等をあらかじめ登録しておき、110番通報があった時点で、直ちに、これらの情報を通信指令課で把握することができるようになっております。この機能は、登録されている方から110番通報があったとき、詳細を聴取する前に、迅速に警察官を現場派遣し、被害者等の安全確保を図る目的で導入しているものです。

また、被害者支援登録の有無にかかわらず、110番通報があった場合は、通報者の位置が地図画面に表示されるシステムとなっております。警察としましては、110番通報に迅速に対応することで、犯罪の未然防止、被害の拡大防止、被疑者の検挙に努めてまいります。

○日高陽一議員 ありがとうございます。安心しました。今回の事件では、このミスで現場への到着が約1分45秒おくれたと言われております。たった1分45秒かもしれませんが、被害者にとっては、命を左右する大きな時間です。このようなミスがないよう、しっかりと対応をお願いいたします。

次に、自転車の交通安全についてお伺いいたします。自転車安全利用促進委員会によれば、平成26年の県内高校生の自転車事故発生率が全国ワースト3位という結果が出ております。そんな中、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと自転車運転講習を受けなければならない

という、改正道路交通法が昨年施行されました。この改正道路交通法施行後1年の自転車違反の取り締まり状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 道路交通法が改正された昨年6月から本年5月末までの1年間に、県内で20件を検挙しております。その違反別の内訳は、携帯電話を使用しながら運転して事故を起こすなどの安全運転義務違反が8件、一時不停止が4件、信号無視が2件などです。ブレーキ装置のない自転車の運転も1件検挙しております。違反者の年代別では、10代が最多の12人で全体の6割を占め、そのうち9人が中高生になります。また、2人乗りや無灯火などの違反者に対して指導警告を行う、通称「イエローカード」と呼ばれる自転車用交通違反警告カードを3,277件交付しております。

○日高陽一議員 宮崎県は他県に比べますと、可住面積当たりの中学、高校の数が全国平均よりも少なく、通学距離が長いと、自転車通学をしている中高生が多い状況にあります。特に、平成20年度から公立高校普通科が全県一学区となり、校区以外の高校へ通うことができるようになったことで、自転車通学の距離がもっと長くなり、事故の確率もふえてきていると思います。そこで、県内の自転車事故の発生状況と安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 昨年6月以降1年間に、県内で発生した自転車事故は973件で、運転者の年代別としましては、中高生による事故が最も多く、3割以上を占めております。警察では、交通ルールの周知を図るため、朝夕の通学時間帯における街頭指導や、テレビ・新聞等による広報啓発に取り組んでおります。ま

た、県内全域の学校を対象とした自転車安全教室や、自転車の交通安全モデル校を42校指定して、積極的に交通安全教育の普及を図っているほか、関係機関と連携し、事故賠償に備えた自転車保険の加入促進に取り組むなど、今後も自転車の安全対策に努めてまいります。

○日高陽一議員 ありがとうございます。昨年11月、県内で自転車事故による死亡事故が発生しました。死亡事故にもなると、賠償金が1億円を超えるケースもあります。学生がこのような大きな借金を抱えてしまうと、その後の人生が辛いものになってしまいます。答弁にもありましたが、安全対策はもちろん、保険加入促進の啓発にもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、私の地元住吉は、とても車が多い地域です。ラジオの交通渋滞情報では、レギュラーのように、毎日のように出てきます。「お伝えします。国道10号線新名爪付近北側からの車が渋滞しています」という言葉は、皆さんも聞いたことがあるのではないかと思います。そんな大きな交通渋滞のある道路を、中学校3校、高校3校、養護学校1校と、たくさんの学生が自転車で通学しています。車の数が多いと、その分、事故の確率も高まります。交通安全に関する啓発はもちろんですが、渋滞が少しでも解消できますように、長年陳情している国道10号住吉道路、いわゆる住吉バイパスの整備についても、あわせてお願いいたします。

続いて、今回の議会で何度も質問が出ていますが、熊本震災関連について質問させていただきます。

熊本地震は、熊本県を中心に、最も大きい震度7を観測する地震が2度も起こり、被害総額最大4.6兆円という大きな爪跡を残しました。宮

崎県では、亡くなられた方こそいませんでしたが、ゴールデンウィーク前の観光業にとっては、本来、繁忙期である時期に、ツアーや宿泊予約のキャンセルが相次ぐなど、観光業に大きな影響を受けたという報道がありました。そこで、改めて、今回の熊本地震により、本県の観光にどのような影響があったのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 熊本地震発生前におきましては、インバウンドが好調であったことや、東九州自動車道の開通などによりまして、観光客や宿泊客が増加傾向にございましたけれども、震災後は、県内全域で宿泊者数が前年に比べ減少しております。その中で、特に被災地に近い西臼杵地区におきましては、観光客が3分の1程度に減少するなど、大きな影響を受けているところでございます。

震災以降、関係業界との意見交換等を通じまして、機会あるごとに実情の把握に努めているところでございますけれども、多くの宿泊キャンセルだけではなく、団体客や夏休みに向けての予約がなかなか入らない状況もあると伺っておりまして、宿泊施設はもちろん、飲食業、お土産物店などの小売業、交通事業等、今後さらに県内の各方面に影響が広がることを大変懸念しているところでございます。

○日高陽一議員 観光業は裾野が広く、不振になると、本県の経済に多大な打撃を与えることとなります。本県の観光業を早期に復活させるため、これから夏休みの観光シーズンに向けて、県独自の、さらに国の財源を活用した補正予算を連動させながら、宿泊クーポンや団体旅行への支援などを行うと聞いています。その施策を最大限に生かすためにも、本県を訪れていたいただいた皆さんに、宮崎のよさを十分に知って

いただき、そしてリピーターとなっていただけのような、戦略的な誘客を図るべきだと考えますが、商工観光労働部長に県の考え方をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県といたしましては、熊本地震の影響で落ち込んだ観光需要の早期回復に加えまして、来年度以降にもつながるよう、県外からの誘客に取り組んでいくことが重要であると考えております。このため、九州各県や九州観光推進機構とも連携しながら、観光プロモーション等に取り組みますとともに、旅行予約ウェブサイトを活用した宿泊割引の実施や、宮崎ならではの特色を生かしたツアー企画への支援等によりまして、できるだけ多くの方に宮崎に泊まっていただきたいと考えております。

そして、おいでいただいた方々に、本県のすぐれた自然環境や、神話や神楽に代表される伝統文化、豊かな自然に育まれた「食」、マリンスポーツを初めとするアクティビティ、さらには、温かな県民性による「おもてなし」など、宮崎の魅力を実際に体感し、満足していただくことで、リピーターの獲得につなげていきたいと考えております。

○日高陽一議員 ピンチをチャンスに変えて、この夏、宮崎を訪れる皆さんの心をしっかりとつかんでいただきたいと思います。

ことしのゴールデンウィーク、久しぶりに青島に行ってきましたが、たくさんの観光客でにぎわっていました。青島は、言うまでもなく本県の代表的な観光地であり、夏休みということで、今回の観光対策により、本県に来られたほとんどの観光客の方が立ち寄られることと思います。昨年度は、ビーチパークの開設や宮交ボタニックガーデン青島のリニューアルオープン

など、新たな魅力が加わり、青島の観光に弾みがついたところだと思います。今後、より一層、青島を盛り上げていくことが必要だと思いますが、青島のさらなる観光振興のためにどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 青島の観光振興を図っていくためには、観光客の満足度を向上させ、一層のにぎわいを創出し、地域が潤うような魅力づくりを行っていく必要があると考えております。そのような中、いろいろと解決すべき課題はございますけれども、今お話がありましたように、ビーチパークの開設や宮交ボタニックガーデン青島のリニューアルオープン、さらには、民間事業者による主に若者をターゲットとした宿泊施設等の整備が計画されるなど、青島の活性化に向けた動きが出てきておりまして、観光地としての魅力が高まっていると考えております。

本県を代表する観光地の一つであります青島の振興は、本県観光の再生を図っていくためにも、非常に重要な取り組みでありますので、県といたしましても、地元宮崎市としっかりと連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 青島は本当に最高のロケーションであります。サンタモニカ、マンハッタンビーチなど、海岸沿いには、そのロケーションを活用したすばらしい観光地がたくさんあります。御存じのように、そこには有名レストランやお店などが建ち並び、たくさんの観光客でにぎわっています。さまざまな問題もあると思いますが、観光再生のためにも、宮崎市と連携を図りながら、一層のにぎわいを創出していただきたいと思います。

ここで、もう一度、震災に関する質問に入ります。5年前に起きた東日本大震災を契機に、熊本県では、複数の県にまたがる、南海トラフ巨大地震のような大規模災害時に、宮崎を初め、大分、鹿児島など、九州を支える広域防災拠点としての体制を整備しようと、「広域防災拠点構想」を策定していただいております。しかし、実際地震が起きたのは熊本県でした。私自身も、隣県の住民として、できることをしたいとボランティアにも参加しました。河野知事も、熊本地震が発生した直後、「隣の県として最大限の支援に取り組んでいく」とおっしゃっていました。けさの新聞記事にもありましたが、改めて、本県からの官民協働による被災地支援ボランティア派遣の状況はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回、県、県社会福祉協議会、NPO等との官民協働によりまして、5月7日から6月11日までに、熊本県西原村へ合計6回、9日間で延べ157名のボランティアを派遣いたしました。西原村におきましては、21件の被災者宅を訪問し、家屋等の片づけから2トントラック105台分の瓦れきの撤去、仮置き場への搬送といった一連の活動を宮崎県側で責任を持って実施します、いわば自己完結型のボランティア活動を行ったところであります。これら一連の活動は、西原村のボランティアセンターから高く評価されるとともに、被災家屋の住民からも非常に感謝されたと報告を受けております。今後も、被災地のニーズを踏まえまして、官民協働によるボランティア活動を継続してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 自己完結型、本当にすばらしいと思います。復興までは、まだまだ時間がかかりそうです。長期間の人的ボランティアが必

要になると思います。ぜひ隣県として頑張ってもらいましょう。

熊本地震のボランティアには、遠方からたくさんの方が来られています。私が一緒に作業した方は、大阪からいらっしやっていました。仕事が終わって、家で家族と夕食をした後、いても立ってもいられず、次の日休みだったので、そのまま車に乗って大阪から熊本まで一人で運転してこられたそうです。しかし、到着してボランティア受け付けをしてから、長時間何もせずに待たされた時間があり、とてももったいなかったとおっしゃっていました。ボランティアの皆さんの支援を最大限に受けとめるためにも、ボランティアの受け入れ体制の整備が重要だと思いますが、本県における災害ボランティア受け入れ体制はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県におきましては、災害が発生した場合、被災地の市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れと支援ニーズとのマッチングを行い、近隣市町村や県の社会福祉協議会がその支援に当たる体制をとることとしております。しかしながら、今回の熊本地震のような大規模な災害におきましては、災害ボランティアセンターの立ち上げや受け入れ体制に混乱が生じるケースがございます。

このため、このたびのボランティア派遣事業におきまして、県職員とともに、県の社会福祉協議会の職員も加わりまして、災害ボランティアセンターの受け入れ体制についての課題等の把握を行うこととしております。県におきましては、その結果を踏まえまして、社会福祉協議会とも連携の上、本県における災害ボランティアの受け入れ体制の充実・強化に生かしてまい

りたいと考えております。

○日高陽一議員 確かに、災害によっては、救急隊も消防隊も警察も、全ての人が被災者になってしまう可能性があります。いろいろなケースを想定して、防災に備えていかなければなりません。被災した方々も、ほとんどの方が初めての経験で、何をどうすればいいのか、わからない状態です。私たちが3度目に行って作業した家の方は、地震後40日目でした。ボランティアの存在は知っていたようですが、申し込む方法がわからなかったそうです。支援ニーズとマッチングも必要ですが、ニーズの掘り起し作業も大切だと感じました。今回のことを教訓として、本県のボランティア受け入れ体制の整備をよろしく願いいたします。

続きまして、熊本震災では、一部には国から大量の物資が届いたようですが、小さな避難所には物資がなかなか行き渡らなかったと報道がありました。熊本県や熊本市は、民間と物資調達協定を結んでいたようですが、物資受け入れ体制が不十分だったそうです。事前に被災時のシミュレーションもしておらず、県担当者は「課題として受けとめなければならない」と話しているそうです。そこで、南海トラフ地震等が発生した場合、本県の支援物資の受け入れ体制がどのようになっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 国は昨年3月に、まず「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定し、被災県の要請を待たずに行う、いわゆるプッシュ型支援により、支援物資を被災県に対して迅速に供給することとしております。県では、国の計画を受けまして、本年3月に実施計画を策定し、国からの支援物資を受け入れる県内の物資輸送

拠点、それから市町村への物資配分等について定めております。

また、県のトラック協会など関係団体と、市町村への輸送業務支援や物資輸送拠点の運営について協定を締結し、物資の円滑な供給を図ることとしております。今後は、熊本地震を踏まえ、市町村や関係団体とも連携しながら、支援物資受け入れマニュアルの整備や訓練を行うことにより、支援物資の受け入れ体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。市町村としっかり連携をとりながら、事前に被災時のシミュレーションを行い、少しでも早く被災者のもとに支援物資が届くようお願いいたします。

熊本震災では、市町村が指定した避難所に入れない人もあり、車中泊等で自主避難をせざるを得ない人も多くいたと聞いています。また、把握できていない自主避難所も数多く、市町村が指定した避難所との間で援助の格差があらわれたということもあったようです。そこで、本県においては、南海トラフ地震等における想定避難者数に対して、避難所は確保されているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 南海トラフ地震の被害想定におきましては、避難所への避難者数が、発災から1週間で最大約25万人に達すると想定しております。県内の避難所の収容人数は、県全体で見ますと、これを上回っております。しかしながら、議員おっしゃるとおり、今回の熊本地震では、繰り返し発生する余震の影響等により、想定を超える避難者が発生し、指定避難所以外で車中泊やテント生活等を送る方も多くおられました。このため、今後は、熊本地震を踏まえまして、市町村と連携し

ながら、市町村間の広域避難体制の構築や避難所以外の場所に避難されている方への対応などにつきまして、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 本県の避難所の収容人数は確保されているということですが、今回のような想定外の自主避難者が発生することも考え、対策を講じていただきたいと思っております。また、自主避難所の全容を把握するのは難しいと思っておりますが、避難所間の格差が生まれまいよう、質の確保についてもよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、東日本大震災、今回の熊本地震など、相次ぐ大規模自然災害を受け、防災対策の重要性が改めて認識されたところであります。そこで、最後に、県民の生命・財産を守るため、今後、本県の防災・減災対策にどのように取り組んでいくのか、改めて、知事に決意をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） このところ、我が国では、東日本大震災や今回の熊本地震を初め、御嶽山の噴火、広島土砂災害、また鬼怒川の氾濫による大洪水など、大規模な災害が多発しております。改めて、自然災害の脅威と日ごろからの備えの重要性を痛感しているところであります。本県では、大きな被害が想定されております南海トラフ地震に備えまして、県民意識の啓発や避難対策などのソフト面、それから建物の耐震化や津波避難施設などハード面の双方から、総合的な対策に鋭意取り組んでいるところであります。今後とも、常在危機という意識を徹底し、引き続きこれらの対策を着実に推進し、地震を初めとするあらゆる災害から県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 力強いお言葉、ありがとうご

ざいました。熊本に行ったときに、東日本大震災のボランティアをされていた方と作業したんですけれども、その方は、東日本に比べると、さまざまな対応がとても速いとおっしゃっていました。東日本大震災の教訓を踏まえ、改善された結果ではないでしょうか。今回、熊本地震で見えてきた課題を本県の防災対策につなげ、県民の財産と命をしっかりと守っていただきたいと思っております。災害はいつ起こるかわかりません。迅速な対応をよろしくお願ひいたします。

以上で私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○星原透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手）年金とかタックスヘイブンのことが話題になったある会議の中で、女性の方が突然、「太田さん、映画「ライムライト」の中でチャップリンが言った名言知ってますか。「人生に必要なものは、勇気と想像力と幾らかのお金があればいい」と言ったこと。その「幾らかのお金があればいい」と言ったときのチャップリンは、少し恥じらいの気持ちを込めて言ってますよね」と言われました。早速、私は「ライムライト」を見ました。チャップリンが、「人生に必要なものは幾らかのお金があればいい」と言った言葉に、少し恥じらいの気持ちを込めて言ったというところに心を引かれたからです。その場面

は、自殺を図った若い失意の踊り子をチャップリンが励ますところでした。原文のまま抑揚を込めて紹介しますと、「Life can be wonderful if you're not afraid of it. All it takes is courage, imagination... and a little dough.」というふうなことであります。「人生というものは、恐れなければすばらしいものなんだよ。その中で必要なものは、勇気と想像力と、そして少しのパン生地があればいいんだよ」ということであります。ドーナツのドウというパン生地には、俗語として現ナマ、お金のイメージがあるそうですが、「幾らかのお金」と訳されていることはいい表現だと思います。確かにチャップリンが「a little dough (幾らかのお金)」という言葉が発するときに、少し間を置いて語っています。そこにチャップリンの恥じらいと謙虚さを見てとる人もおられるかもしれませんが、チャップリンは、謙虚に一生懸命に生きている庶民の人たちのささやかな願いを、この言葉に込めているような気がします。私たち議員の使命は、県民や国民がささやかにでも生きていくことができる「幾らかのお金」を、どうか保障できる社会の仕組みをつくっていくことにあるのではないかと思います。そういう気持ちを込めて、知事に質問をいたします。

まず、タックスヘイブンについて、県財政の責任者として、知事の所感を伺いたいと思います。この質問の意味は、タックスヘイブンの問題は、伊勢志摩サミットでも重要な議題になったこと、TPP問題と同じように、国際的、国家的な問題であっても、地方の首長が一定の見解を表明せざるを得ないテーマでもあること、国内で発生した所得、資産、富を国外に持ち出すことは、特に税逃れであるとするならば、その違法性もさることながら、逼迫する国、地方

の財政から見てもゆゆしき問題である、ということなどであります。

以上で質問を終わって、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

いわゆるタックスヘイブンにつきましては、一般的には国際的な租税回避地の問題とされ、各国において大きな問題となっておりますことから、OECD(経済協力開発機構)におきまして、国際的な課税逃れ対策のルールが定められたところであります。また、御指摘がありましたように、先日開催された伊勢志摩サミットにおきましても、このルールについて、各国が足並みをそろえ実施すること等について協議があったところであります。我が国においても、例えば平成28年度には、多国籍グループ企業の国ごとの収入金額等の報告を義務化するなど、これまでも税制の改正により必要な対応が図られているところであります。国におきましては、国民が不公平感を抱くことのないよう、また、本来得られるべき税源が失われることのないよう、国際的に連携をしながら、さらに必要な対策を講じていきたいと考えております。以上であります。[降壇]

○太田清海議員 私が出てきてもなんですが、よく表現されていたように思います。ありがとうございました。

実はこの質問に入るときに、「みやぎきの提案・要望」を読ませていただきました。これを読んでみると、本当に県の職員の方々が、宮崎県の課題というものをどうかせないかんという思いでここに表現されて要望されている、漏らすことがないようなどころまでされているということをつくづく感じました。ただ、ちよっ

と私の思いもあるものですから……。本当に涙ぐましい要望を一生懸命されているなということで、ぜひこれが実現するようにされるといいと思います。

今、タックスヘイブンの問題について、財政の責任者として言葉をいただきましたけれども、実は、昭和22年につくられた教育基本法も、平成18年に全面改正されたわけですが、この全面改正された教育基本法の中に特にうたわれたのは、「公共の精神を尊び」とか「豊かな情操と道徳心を培うこと」、それから「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに」という愛国心もうたわれています。道徳心も含め。私は、その視点から考えても、せっかく国内で稼いだものを、タックスヘイブンで租税回避地、国外に出してさらにもうけようとするのは、「あなた、愛国心ありますか」と問いたくなります。そんな感じがするんです。いっぱい稼いだ人の努力もあると思いますが、それをぜひ国内のさまざまな人のために使うということも、私は立派な愛国心だと思うんです。だから、そういうふうな世の中になってほしいなと思いました。

後でまた触れることもあるかもしれませんが、次の質問に移りたいと思います。実は、「アベノミクスの成果」ということで言われておるわけですが、国は、平成29年度の予算編成について、アベノミクスの成果を活用して、一億総活躍社会の実現等の最重要課題に係る取り組みを推進するとしていますが、県としてはどのように予算編成に取り組むのか。いろいろ予定が壊れたりしたところもあるかと思いますが、その気持ちをお聞きしたいと思います。知事。

○知事（河野俊嗣君） 先日、閣議決定をされ

ました「経済財政運営と改革の基本方針2016」によりますと、平成29年度予算編成のあり方につきまして、人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するために、企業業績改善等による増収の増収分や、歳出改革の取り組み等による歳出減を「アベノミクスの成果」として活用し、一億総活躍社会の実現など重要課題への取り組みを推進するとされているところであります。例年、県の予算編成につきましては、10月に当初予算編成方針を定め、これに従い、29年度の予算を編成していくこととしておりますので、この閣議決定で示された国の方針に基づいて具体的な検討が行われ、施策が構築されていくことと思いますので、こうした国の動向を注視しながら、歳入歳出を適正に見積もり、県政の課題に対応する施策を構築してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 県としては、国の動向、国がどういうふうな確たる予算を組んでくれるのかというのは、非常に重要な関心事ではあると思うんです。ただ、私が思うに、アベノミクスの成果をもって、例えば保育士とか介護従事者の処遇改善に充てるとかいう、「アベノミクスの成果を」というような言い方で、漠然としたもので果たしていいのかなというのは、財政論的にも果たしてそういうふうな予算組みというのはあるのでしょうか。国民に、こういう原資があります、これを税率を上げてでもいただいてここに使いますと、そういうきちっとしたものを提示することが、本来の財政学といえますか、そういうものじゃないかなと思うんです。安倍さんも一生懸命なんでしょうけれども、例えば、2012年でしたか、比較して21兆円の税の増収があったと言っています。21兆円の増収というのは、調べてみると消費税で上げた分が8

兆円とかですね。となってくると残りは13兆円、実質上がった分が13兆円。しかし、13兆円というのは、比較する平成12年がリーマンショックの極端に下がったときですから、そこと比較した場合に、果たして順調な税収の伸びと見ていいのかなと、ちょっと不安も感じる場所です。ですから、国民に提示する場合には、確たるものを持ちながら提示していただきたいなという思いはあります。

次に、地方自治の精神を問うているのかなと思って、「みやぎきの提案・要望」の87ページに、いわゆる空飛ぶ補助金について、県は財源の移譲を求めています、その狙いは何なのかということ、知事にお聞きしたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） このいわゆる空飛ぶ補助金は、都道府県を介さずに国から市町村や民間事業者へ直接交付されるものでありまして、例えば、県内の多くの中小企業において設備投資等に活用されております、いわゆるものづくり補助金などは、国から直接、民間事業者に交付されているものであります。財源として確保できる、これは大変ありがたいことであるわけですが、社会経済情勢の変化、グローバル化の進展などによりまして、地域社会の抱える課題が複雑化・困難化する中においては、地域の実情を知る県や市町村と国がしっかりと連携をし、民間事業者と一体となった取り組みを進めることにより、より効果的・有機的な施策を展開していくことが必要なわけでありまして。県としても、しっかりその情報を把握していくことも必要なのではないかという思いから、今後とも、「みやぎきの提案・要望」や、全国知事会等と連携した取り組みを通じて、地方の果たすべき役割と責任に見合う税財源移譲という

ものを求めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 地域の実情を知る、県は県内のことは十分知っておるといえるのか、そういう立場にあるわけですから、税源を移譲していただいて、かゆいところに手が届くような事業を、それぞれの関係市町村と相談をしながらやっていくためにも、税源をくれということなのかなと、今の知事の答弁を聞きながら、そういうふうに解釈をいたします。受け手の側としては、早く金をもらいたいというのものもあるから、いいのかなという感じはしましたが、県と市町村との関係とか民間団体との関係では、県が熟知しておるといえる意味で述べられているんだろうなと解釈をいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。これは私も、1年前の6月議会で、その問題点も指摘しておったところでもありますけど、それぞれが一生懸命やっていると思っておりますが、中には、金券を出しておるとか、過剰な取り組みもあつたりとかで問題点も出ておるようです。県民から、「宮崎県はどれだけ寄附をもらって、税額控除で減免した分はどのくらいなんですか」とよく聞かれるものですから、私、今回聞こうと思っていたら、たまたまきょう、昼のニュースか何かで、ある程度のふるさと納税の国がまとめたのが出たと聞いたんですが、私が質問したときには26年度分しか出ていないということでもありますので、これは総務部長にお聞きしたいと思っております。県内市町村の平成26年度におけるふるさと納税の受け入れ金額について伺いたい。あわせて、平成26年度中のふるさと納税に係る個人住民税の寄附金税額控除額について伺いたいと思っております。

○総務部長（桑山秀彦君） 県及び県内市町村の平成26年度におきますふるさと納税の受け入

れ金額は、県が約320万円、県内市町村の合計が約23億68万円となっております。また、総務省の公表資料によりますと、こちらは暦年になりますが、平成26年中のふるさと納税に係る県内の個人住民税の寄附金税額控除の総額は約5,819万円となっております。

○太田清海議員 宮崎県としては、そういう善意をいただいているという意味では、効果が出ているのかなと思います。

全国的にも問題になって、少しブレーキをかけるようなところもあったんですが、ふるさと納税の趣旨を踏まえてどのように取り組んでいるのかということ、商工観光労働部長にお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ふるさと納税は、生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域に、税制を通じて貢献する仕組みとして創設されたものでありまして、納税者が寄附先を選択できますことから、各自治体におきましては、みずからの地域を選んでもらえるよう創意工夫をしながら、魅力の発信に取り組んでおります。このため本県におきましても、返礼品として宮崎ならではの特産品や旅行商品を用意し、宮崎の多彩な魅力のPRに努め、宮崎のファンを1人でも多く獲得できますよう取り組んでいるところでございます。このような中、総務省からは、プリペイドカードのような換金性の高いものや、返礼割合の高い返礼品の送付は行わないよう求める通知が出されておりますが、本県におきましても、ふるさと納税の趣旨を踏まえながら、引き続き、適切な制度の運用に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 宮崎県の場合は適切な制度運用を図っていききたいということでもあります。ま

た、それなりの効果はあると思いましたが、よしとします。26年度の結果を聞いたわけですが、27年度もそろそろ出るのかなと思いますので、聞く機会がありましたら、また聞いてみたいと思っております。金券を発行したところでは、高価な車を買ったとかそんな情報も入ってくるわけですが、税金を全然納めていない人には、このふるさと納税の効果は出てこないんです。丸々寄附ということになるわけですが、そういう善意をいただくことはいいとしても、低所得者の人はふるさと納税のちょっとしたものが出ないものがあるなというふうな気もいたします。

それでは次に、関連して、商工観光労働部長に別な視点で聞きたいと思いますが、宮崎労働局の「宮崎県正社員転換・待遇改善実現プラン」というのがあるのを聞きました。これについて、宮崎県での取り組みをお伺いしたいと思います。実はこのプランについては、ことし2月の私たちの合同政策研究会の中で、初めて労働局の方が来られて説明されたものですから、あれっと思って、聞かせていただきます。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 「宮崎県正社員転換・待遇改善実現プラン」につきましては、宮崎労働局が本年3月に策定したものでありますけれども、これは、いわゆる不本意非正規労働者を減らすことなどを目的につくられました国のプランの地方版として作成されたものでございます。プランの内容といたしましては、国のキャリアアップ助成金の活用による正社員転換等の推進、あるいはハローワークにおける正社員就職実現に向けた取り組み強化などでございます。県といたしましては、労働局と連携して経済団体等への働きかけを行うなど、プランの推進に努めてまいりたいと考えており

ます。

○太田清海議員 派遣労働とかあいつたことは、どうもこの働き方を国民にさせちゃいかんよという思いから、ずっと質問させてもらっておりますけれども、国がこういう正職員への転換を図ろうというような動きをつくってこられたのは、私も評価したいと思うんです。それは恐らく、民間に対して、宮崎県として取り組んでおられると思うんですが、宮崎県の臨時職員の人たちとかのあれもありますので、その辺もひとつ光を当てていただきたいとは思っています。

この問題で私がちょっと首をひねったのは、厚生労働省の労働局というのは、正規職員をふやそうという動きを今しているわけですね。厚生労働省の団体はですね。ところが、規制緩和をすることで今、一生懸命派遣労働をつくろうとしたり、規制緩和でやっていますよね。規制改革会議、これは内閣府ですよ。内閣府は派遣労働的なものをつくろうとしている。片や労働省は、派遣労働をできるだけやめさせて正規労働に変えようとしている。私、これは、「内閣の不一致」とかいう言葉がありますけど、行政内部での国の意思の不一致があるような気がして、この辺を国としては改めていただきたいなという思いがあります。ぜひ県として、そういった待遇改善に向けて頑張っていたきたいと思っています。

最後に、知事に質問いたしますが、きのう、高橋議員からも指摘がありましたけれども、ジョゼフ・スティグリッツ米コロンビア大学教授が、3月16日、政府の国際金融経済分析会合の中で、消費税は延期したほうがいいよと言われた。私もそれしか新聞を見てなかったものですから、スティグリッツさんは消費税を延期したほうが日本のためにとって提案しただけな

んだらうなと思っていたら、毎日新聞のほうでは、スティグリッツさんが、累進課税とかそういったこともあるじゃないか、そこをきちっと課税を、いい意味での強化をしてやらないかと提案していると書かれていたのを、私も見逃しておりました。だから、経済学者から見れば、消費税を上げるとかいうことの前に、きちっとやるべきことはあるんじゃないですかということを指摘しているような気がいたしましてですね。その辺も含めて、消費税延期に今注目が集まっておりますけれども、そもそも所得税とか相続税、法人税等について、高額所得者や大企業などからの税収をふやす税制が望ましいのではないかと思います。知事の所感を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 税制のあるべき姿、その時々、置かれた状況によってさまざまな議論があろうかと思えます。大きく分けますと所得、消費、資産等に分けることができるわけがありますが、それぞれの機能や役割を生かしながら、人口減少と高齢化の同時進行でありますとか、グローバル化の急速な進展など、社会経済の構造変化に適応した税体系が構築されることが重要である。これが理想の税体系、これで全然動かさないというものがあるわけではなしに、社会経済の変化に応じて、その時々望ましい最適なものを議論して模索をしていく、実現をしていく、そこが非常に重要でありまして、税制全体のあり方につきましては、国において、このような社会経済情勢を見据え、また、地方税財源の充実・確保の重要性を踏まえて、十分に論議いただきたいと考えております。

○太田清海議員 知事のお考えとしては、わかりました。私が思うに、最初、チャップリンの

話をしましたけれども、高額所得者の人たちのタックスヘイブン、お金を出してさらにもうけようとしていいじゃないですか、幾らかのお金でいいじゃないですか。「a little dough」というやつですけどね。それで生きていこう、みんなもそれで生きていこうという思いで、自分が稼いだものを社会にもう一回還元しよう、そういう思想というのは今から大事になってくるんじゃないかなと思って、述べさせていただきました。ありがとうございました。

次に、内田副知事に、本県農畜水産物の輸出額が大幅に増加した要因についてお伺いしたいと思います。これは有岡議員も質問されておりました、きのうポタニックガーデンの話も出ていましたが、有岡議員のほうもポタニックガーデンのことを質問した中で、入場者が5,200人から4万7,000人にふえたと。私はそれを聞いたときにびっくりしました。はあとと思ってですね。ふえたわけですから、もっと自信を持って威張って言っていいんじゃないかなと思ったところなんです。びっくりしました。実は農畜水産物の輸出額も、25億円でしたか、伸びたということで、実は25億円という金額がどういうものか私もわかりません、イメージ的には。ただ、伸びたグラフを見ると、急激に伸びているものですから、何でこんなに伸びたんだろうかと思って、その辺のノウハウをひとつ内田副知事にお聞きしたいなと思います。お願いいたします。

○副知事（内田欽也君） 本県農畜水産物の輸出実績は、前年度から4割増、今御指摘がありました25億1,600万円、これは過去最高の記録でございます。品目別では、牛肉や養殖ブリ、カンショのほか、お茶やスイートピーも順調に伸びておりました、地域別では、東アジアに加え

て、北米やEUにおきましても大きな伸びを示しております。これは、海外での日本食ブームなどの追い風の中で、産地、企業、関係団体、県の関係者が国内外の商社等と連携いたしまして、海外見本市への参加、日本食レストランでのプロモーションなどさまざまな取り組みを着実に積み重ねてきたこと、また品質や安全性への評価が高まっていること、こういうことが大きな要因ではないかと考えているところでございます。また、県の海外事務所や現地の貿易アドバイザー等からのきめ細かな情報提供や、輸出に取り組む産地、企業への支援などが輸出の拡大を後押ししたものと考えております。引き続き、官民一体となって、さらなる輸出の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひ頑張りたいと思います。これは、商工観光労働部とか農政水産部のほうももちろん頑張っておられるということで、その成果だろうと思います。

次に、福祉保健部長に、保育所、介護施設の雇用状況についてお伺いいたします。県内の介護従事者の正規、非正規の割合についてお伺いいたします。

また、県内の保育所等に勤務する保育士の常勤、非常勤の割合について、過去3年間の状況も含めてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） まず、介護従事者の状況であります。平成27年度に県が実施しました介護サービス事業所の実態調査によりますと、県内の介護従事者の正規、非正規の割合は、正規が65.2%、非正規が34.8%となっております。

次に、保育士の状況であります。毎年実施されております社会福祉施設等調査によります

と、県内の保育所等に勤務する保育士の過去3年間の常勤、非常勤の割合につきましては、平成24年が常勤77.1%、非常勤22.9%、平成25年が常勤76.8%、非常勤23.2%、平成26年が常勤75.6%、非常勤24.4%となっております。

○太田清海議員 わかりました。非正規のほうがじわりじわりふえているかなという感じもいたしますが、先ほど言った労働局のプランでぜひ改善を図っていただきたいと思えます。

それから、実は私も、市役所におった時代——措置の時代であります——入所者が亡くなられた場合は、私たち職員が呼ばれて、福祉施設に行って、その人の相続財産を、施設の人と確認しながら相続人にきちっと渡すという作業を当時していたんですが、そういう思い出もありまして、2つほどお聞きしたいと思えます。老人福祉施設における入所者の金銭管理の取り扱いについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 特別養護老人ホームなど、老人福祉施設における入所者の金銭管理につきましては、本人や親族などの身元引受人と施設との合意の上で決定しております。基本は、自己管理となっており、入所者もしくは身元引受人が金銭管理を行っておりますが、事情により入所者もしくは身元引受人が管理できない場合や、小口現金程度を預ける場合は、金銭管理に関する契約を締結いたしまして、施設で印鑑や通帳などを管理しております。この場合、施設では、預かった印鑑や通帳を別々に管理するなど、金銭管理に関する内部牽制体制や、身元引受人等への定期的な収支報告などの取り扱いについて、管理規程等に定めて管理しております。県におきましては、施設への監査において、適正に管理されているか確

認を行っているところであります。

○太田清海議員 わかりました。

今のは入所者のお金の管理であります。入所者が亡くなった場合の慰留金品の取り扱いについて、同じくお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 遺留金品の取り扱いにつきましては、原則として、施設が身元引受人に引き渡すこととなっております。仮に身元引受人が事情により不在となり、相続人の存在、不存も明らかでない場合は、家庭裁判所が選任する相続財産管理人が清算や分与を行うこととなります。県としましては、入所者から預かった金銭や遺留金品につきましては、適正な管理や手続が行われるよう、引き続き指導に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。もちろん福祉施設は、一生懸命、県民、市民のために頑張っておられるわけですが、不祥事が起きたりするといけないなという思いから、そのあたりも聞かせていただきました。

次に、危機管理統括監に、避難所の改善についてお伺いしたいと思います。特に熊本地震の場合、こんなに長期化するとは思いませんでしたが、私も実はそういう避難所の選定を、当時まだ二十のころにしたことがあります。公民館とか小さな地区で選定すれば、みんな集まってくれるということで、そんなに問題なかったんですが、こういった長期間の災害となってくると、さまざまな問題が出るようです。特に女性の方の着がえの場所とか、授乳する場所とか、そういったものも考えなければならない状況になってきたのかなど。小さな公民館等では無理だと思いますけれども、大きな体育館とかでは、そういう人たちに配慮した、避難所の仕切りをするといった工夫も必要かなと思いまし

て、これは市町村の仕事ではありませんけれども、危機管理統括監の意向についてお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 女性の立場に配慮した避難所運営ということでございまして、平成23年の東日本大震災、今般の熊本地震、こういったような震災で多くの被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる中で、女性の立場に配慮した避難所運営のあり方が問われているところでございます。県の地域防災計画におきましては、市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、更衣室や授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めることとされております。これを受け、市町村におきましても、女性の立場に配慮した避難所運営マニュアルの作成や、避難所運営訓練などの取り組みを進めているところであります。県におきましても、市町村職員等を対象とした研修会に、これまでも取り組んでおりまして、今後とも、国が策定したガイドライン等を踏まえ、市町村に対し必要の助言を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひそういった視点、いろいろな視点をよろしくお伺いしたいと思います。

次に、公共事業の前倒しについて、総務部長にお伺いいたします。平成28年度の公共事業等の施行方針についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 平成28年度における公共事業等の施行につきましては、県内各地域の経済情勢あるいは社会資本の整備状況等を勘案の上、事業効果を早期に発揮させるという観点から、平成27年度の繰越予算及び平成28年度当初予算をあわせまして、速やかな執行を図

ることを基本方針としたところであります。特に今年度は、国からも予算の早期執行につきまして要請がありましたことから、上半期における契約済み額の割合を8割程度とする数値目標を掲げまして、最大限の努力を行うことにより、早期執行に万全を期すよう各部局に通知を行ったところでございます。

○太田清海議員 それでは、代表して県土整備部長にお伺いしたいと思います。私、これが報道されたときに、8割を前倒ししてやるというのは、思い切ってされているんだなと思って、建設業協会の方々もそれを喜んでおられますから、よしとしても、もしかして、例えば前倒しすることによって仕事が枯れるとか、端境期の問題とか出てくるのかなと思ったわけです。そういった契約済み額の割合のめどを8割程度としていますが、この早期執行の課題はないのかどうか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設産業を取り巻く環境が大変厳しい中で、また、社会資本整備がおくれている本県において、早期執行を図るということは、その経済効果や整備効果をより早く発揮させる有効な手段であるとともに、発注や施工時期の平準化につながり、労働者の処遇改善等が図られるものと考えております。早期執行の課題であります。議員御指摘のとおり、業界からは、歓迎する一方で、下半期の事業量の不足を心配される声も聞かれています。この点につきましては、県土整備部といたしましては、ここ数年、年度後半の予算確保についても、国の経済対策などにしっかり取り組むなど対応してきたところでありまして、今年度においても国の動向を注視しているところであります。さらに、年度開始の前に前倒し

して発注することを可能とするゼロ県債について、県単公共事業や交付金事業での一層の活用を、今後検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ゼロ県債という手法もなかなかのアイデアだなと思いました。わかりました。

次に、総合政策部長に、マイナンバー制度についてお伺いしたいと思います。今、通知カード、県内で送付されて、ほとんど終わったとは思いますが、その県内での送付状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 通知カードは、市町村から世帯ごとに送付されております。県内で52万2,940通が送付されました。このうち、宛先不明や郵便局での保管期間経過などの理由で返戻をされ、市町村において保管されているものが、5月31日現在で1万4,338通となっております。

送付の状況は市町村によって異なっておりまして、全て交付している市町村から、未交付の割合が最高で3.5%の市町村まであり、県平均では約2.7%が不交付率となっております。なお、全国平均の未交付率の割合は、4月28日現在であります。約3.5%となっております。

○太田清海議員 わかりました。

それでは今度は、マイナンバーカードの県内の交付状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） マイナンバーカードにつきましては、5月末現在で県内から10万6,947枚の交付申請がなされております。人口に対する申請枚数の割合が、全国平均約8.7%に対しまして、本県は約9.4%となっており、全国で6番目となっております。このうち、5

月31日現在で6万6,330枚が既に交付されております。人口に対する交付枚数の割合が、全国平均約3.7%に対しまして、本県は、市町村によって約2.4%から8.2%と差はありますけれども、平均で約5.8%となっております。

○太田清海議員 状況はわかりました。このマイナンバーカードの制度であります。不安視するのは、妙なものがくっつけられてプライバシーが侵害されるとかということになっちゃいけませんよというのは指摘しておったんですが、所得の適正な把握とか、災害とか年金、効率性を上げるという意味では、その辺の狙いとしてはあろうかと思えます。妙なものがくっつかないように気を配らないかと思えますが、私は、タックスヘイブンの問題がこれで解決するのなら、ぜひやっていただきたいなという思いもあります。わかりました。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。地域包括ケアシステムの理念と本県の取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、介護予防から住まい、生活支援、医療・介護のサービスまでが、そのニーズに応じて一体的に提供される仕組みであります。介護保険法により、全ての市町村は、団塊の世代が75歳を迎えます2025年に向けて、生活支援の体制づくりや、医療と介護の連携推進、認知症対策の推進等に取り組むこととされており、その中では、介護予防や、介護が必要になっても、リハビリ等によって再び自立した生活を送れるようにするための支援も重大な課題となっております。県では、こうした取り組みを支援するため、地域医療介護総合確保基金を活用しまして、医療・介護の専門職の連携を促

進する事業などを実施するとともに、市町村の職員等を対象とする研修会を実施しまして、県内外の先進事例の紹介や情報交換を行うほか、国のモデル事業を活用した介護予防の場づくりを行うなど、市町村と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであります。

○太田清海議員 地域包括ケアシステムというのは、イメージ的にはなかなか捉えにくくて、漠としている感じがどうしても私自身するものですから……。ただ、新聞報道でも出ていましたけれども、こういった体制をつくるためには、介護とか医療とかいろんな資源が、きちっと地方にも存在していなければ、その体制づくりは難しいところがあるのかなと思っていたら、今度、厚生労働省の有識者会議の中で、医師数が多いというふうなことでそういう動きもあるということで、これはどうなるのかなという気がいたします。医師の偏在の問題とかを解決していかないといけないんじゃないかなという気がいたしました。予防介護という、予防に力を入れながらいくというのも大事なことだろうと思います。ぜひ県民にわかる形で示していただきたいと思います。

次に、地域医療構想の目的及び構想策定後の地域医療構想調整会議というのがありますが、この協議についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 人口減少や高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となります2025年を見据え、医療介護総合確保推進法が制定されまして、都道府県は、将来の医療提供体制に関しまして地域医療構想を策定することとされました。地域医療構想は、必要病床数の推計等を主な内容とするものであります。必要病床数につきましては、国の定

める一定の算定方法により推計した参考値でありまして、病床数の削減自体を目的とするものではありません。構想策定後は、構想区域ごとに開催します地域医療構想調整会議において、必要病床数を参考に、医療関係者等が、地域の実情に応じた医療体制の構築に向け、自主的な協議を行うこととしており、県としましても、各調整会議における議論が円滑に行われますよう、各地域の医療資源データを提供するなど、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今、福祉保健部長のお話を聞きますと、国が示した必要病床数というのは、固定的なものではない、基準によって柔軟に考えていいんだよというイメージを受けましたし、また、地域医療構想調整会議の中で地域の実情に応じて十分話し合っているんだよというイメージでお伺いしました。こういう数値にとられることなく、削減というテーマでやっているのではないんだよということで、十分議論をされていくといいのかなと思います。わかりました。

次に、同じく福祉保健部長に、貧困対策についてであります。全国的に子ども食堂の機運が高まっていますけれども、県としてこういった動きに対してどう認識しているのかということをお伺いしたいと思います。私たちの地元延岡でも、そういうのをつくろうとって、本当に一生懸命頑張っておられます。その認識をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県におきましても、民間団体等により、ひとり親世帯など家庭的な環境や経済的に恵まれない子供を対象とした子ども食堂の取り組みが広がりつつあります。子ども食堂では、日ごろ一人で過ごすこ

との多い子供は、同世代の子供たちと会話しながら食事ができ、また、多忙で食事をともにする時間のとれない親子は、一緒に参加することによりまして親子の触れ合いの時間が確保できるなど、さまざまな効果があるものと考えます。このようなことから、子ども食堂は、本県の子供の貧困対策はもとより、健全育成を促す上でも大変意義のある取り組みであると認識しております。

○太田清海議員 わかりました。こういった子ども食堂をつくろうとしておる人は、いても立ってもいられずというか、いたたまれずそういったのをつくってあげないといかんという、本当に心からくる善意で動いておられると思います。そういう点では高く評価したいと思えますし、いい形ができるといいなと思っています。ただ、私たち政治に携わる者として、子供の貧困の問題は、やっぱり政治家の責任、政治の責任でもあるんじゃないかなと思います。例えば、所得を上げる。派遣労働の問題もありますけれども、そういった働く人たちの所得向上を図っていく、失業のない社会をつくっていくとか、そういったことも大きな支えになろうかと思っておりますので、私たちもその辺を見ながら支えていきたいと思っております。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。ダムの放流方式であります。祝子川ダムの放流方法の変更と改良工事を行っておるということ、私も勉強不足でしたが、延岡土木事務所の通信で知ることができました。それで、こういった改良工事等について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 近年、雨の降り方が局地化、激甚化する中、祝子ダムがあります祝子川の流域でも計画を超える大きな洪

水が発生しておりまして、これまでの放流方法では、下流の河川水位が急激に上昇し、河川改修が完了していない箇所において浸水被害が発生しております。このため、来年の出水期までに、祝子ダムでは、下流の河川水位が急激に上昇しない放流方法へ変更し、また、放流能力を大きくするための放流口を新たに設ける改良工事を行っているところであります。あわせて、ダムの下流では河道掘削や築堤などの河川改修を実施しており、浸水被害の軽減を図ることとしております。今後とも、地域の皆様に対して情報を発信しながら、引き続き河川改修を進め、祝子川の洪水対策に努めてまいりたいと存じます。

○太田清海議員 住民の方も知らないということはないんでしょうけど、いろいろな住民説明会等開きながら、ぜひ徹底を図っていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、最後の質問になりますが、ハマボウフウについてお伺いいたします。ハマボウフウというのは、セリ科ハマボウフウ属の一種で、海岸砂地に自生する多年草と聞いております。山菜として食用にするほか、漢方薬としても人気があるということでもあります。私、そういう情報がある方からお聞きして、「場所としては「県北の海岸」と言ってくれ」ということでありました。特定して言うと、またとられるかもしれないとかいう不安があって、今のところ「県北の海岸」ということでお伝えしておきますが、県は現状をどう把握しているのかお伺いしたいと思います。

○環境森林部長(大坪篤史君) ハマボウフウにつきましては、議員がおっしゃいましたように、全国の砂浜に自生するセリ科の多年草でございます。葉っぱや根っこを食材等に利用す

るために採取されることもございます。本県でも広く分布していますが、最近、一部の地域でその数が大きく減少している状況にあります。このため、本県版のレッドリストに昨年度初めて掲載したところでありまして、広く県民に保護の必要性について周知してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 実は、私も現場を見たんですが、可憐な花というか、こんな草があるんだなと思いました。自分のところでそれを栽培しても、海水をかけないと育たないというようなことで、そういうものなんだなと思いました。現地ではロープを広いところに張ってあって、看板が1つしか立っていないんです、ぜひ保護してくださいという看板が。あの看板をいっぱい立てられるといいなという思い。それから、こういった薬草になるものを、人気があるからどんどんとってしまおうとなくなってしまう。だとするならば、何か地域で、NPO法人じゃないが、管理するような団体でもつくって、どうしても欲しいという人には有料で差し上げながら、また保護を図るという手法とかできないものか。そのことがまた、その地域のまちづくりにもつながるかなというような思いもいたします。今後工夫をして、延岡市、県北のそういったところには相談もしてみたいと思っております。

以上で私の質問も終わるわけですが、冒頭、チャップリンの話をしました。「イメージーション」という言葉がありましたが、これも日本語の「想像」というのはちょっと軽いかなという感じもいたしました。イメージーションというのは、もしかしたら、学校で言えば、いじめられている子供、そのいじめられている人の心を想像してみようよというようなこともある

ような、社会にあっては、派遣労働者の人たちの寂しい気持ちも想像してみようよ、そういう想像力とかいうのもあるような気がするんですけど、チャップリンはそれを人生の全てについて語られたのかなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕 (拍手) 一般質問を行います。

オバマ大統領の広島訪問は、大変衝撃的なものでありました。核使用による戦争終結は正しかったとする考え方が米国内で主流を占める中において、過去一貫しての経緯を乗り越え、アメリカの現職大統領としては、戦後初めて広島を訪れ、歴史に残る演説をなされました。その勇気たるや、政治家としてまさに称賛に値するすばらしいものであったと思います。

ところで、知事は議会答弁等において、「私は、アメリカのオバマ大統領と同級生だ」と幾度か述べておられますが、大統領のあの勇気が、もしもハーバード大学の卒業生の気質であるものなら、社会資本整備のおくれを初め、多面にわたり有する宮崎県の窮状を蛮勇を持って国に訴え、国の理解を引き出し、そして、本県が目指す新しいゆたかさの実現につないでいただきたい。心からそう願いながらのテレビによる報道の視聴でありました。

それでは、本県のおくれを取り戻すべく貴重な財源であります地方交付税についてお尋ねいたします。

まず、昨年度創設されました、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円、この中の人口減少等特別対策事業費6,000億円の配分のあり方についてであります。この事業費につきましては、人

口減少等への取り組みの必要度が高い自治体へ多く配分するという算定方式から、取り組みによる成果が高い自治体に厚く配分するという算定方式に段階的に変えていく方針であると聞いております。しかしながら、人口減少問題は、いとも簡単に成果の見える問題ではありません。そしてまた、この問題は、片や、黙っていても人口がふえる自治体もあれば、他方では、いかなる努力をもってしても、人口減少への歯どめすらかからぬ自治体も存在するというのが常であります。したがって、私は、この事業費配分については、地方の努力のプロセス、人口減少への取り組み内容など、その姿勢等に対してこそ配慮がなされるべきであり、数字としての成果なきところには交付税を削減するという考え方は、交付税の性格上、間違いであると思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

以下、自席にて質問いたします。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

地方交付税の算定方法についてであります。御指摘のありました人口減少等特別対策事業費は、地方創生の推進を図るため、昨年度創設されたものであります。人口を基本とした上で、人口減少に対する取り組みの必要度及び成果を算定に反映するものであります。国は、取り組みの成果が徐々にあらわれてくると想定される来年度以降、この算定における配分額を段階的に、必要度から成果に移行することを検討しております。この段階的な移行に際しては、地方の意見も聞きながら行うとしております。地方の意見も聞きながら行うとしておりますが、地方交付税は、地方固有の財源でありまして、その交付基準の設定を通じ

て、地方行政の計画的な運営を保障するという地方交付税法の趣旨を踏まえて、この検討が進められるよう、国に対し、知事会などを通じて地方の実情を訴えてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○坂口博美議員 答弁にありましたように、総務省では、人口減少対策について、2～3年で効果が出るやに考えているようでありませぬけれども、余りにもこの問題への認識が甘いと思はざるを得ません。そしてまた、国は、この事業費の配分割合については、成果に対する配分割合を5割以上とすることを旨と明言しておりますが、これについての知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 議員御指摘のとおり、交付税の人口減少等特別対策事業費につきまして、国は、経済財政再生計画における改革工程表におきまして、集中改革期間終了後の2019年度以降に、取り組みの成果を反映した配分を5割以上を旨としております。しかし、人口減少対策につきましては、息の長い継続的な取り組みが必要であると考えております。特に条件不利地域、財政力の弱い団体にあつては、短期的に成果がすぐ出るものではないと考えております。このような中、取り組みの成果に対し、重点的に配分されるということになれば、団体間の財政格差が今以上に広がる懸念がありますことから、この点を十分考慮するよう、国に対し要望しているところであります。今後も引き続き、人口減少対策には全力で取り組みますとともに、あらゆる機会を捉え、こうした算定方法等につきましても、地方の声を届けてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひそうならなければいけないわけなんですけれども、地方の声を国にのま

せるためには、今答弁いただいた成果配分5割以上目標、これは経済財政諮問会議の意見でありますから、極めて重いものだと思います。ですから、これを見直させない限り、訴えを実現するというのは困難なことではなからうかと思っておりますが、再度、御見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 議員御指摘のとおり、経済財政諮問会議の意見は極めて重いものであります。これを見直すということは、非常に困難であると思っております。この諮問会議におけるさまざまな意見表明に至るまでにどれだけいろんなプロセスが行われるか。各省の議論がある、さらにはさまざまな審議会での議論というものを経て、この最終的なところに至るわけであり、これまで述べてきましたとおり、交付基準の設定は、地方交付税制度の根幹にかかわることでありまして、財政格差を助長するようなものであってはならないと考えておりますので、この基本的な考え方にのっとり、今後もしっかりと知事会を通じて、また、国と地方の協議の場などを通じて、国に対し意見を述べてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 言われましたとおり、非常に重いものでありまして、例えばここが出す答申などは、閣議にすら影響を与えるというものでありますから、知事には相当腹をくくってかかっていたかかないと、なかなか大変であろうと思っております。お願いをいたしておきます。

次に、教育長に伺います。国は、歳出効率化に向けた取り組みの中で、23の事業について、民間委託や指定管理者制度導入などの業務改革を促しておりまして、学校給食など16事業については、既に今年度より、基準財政需要額算定に係る単位費用は、トップランナー方式による金額を充てております。このことが今後、市町

村の学校給食業務について、財政の面から外部委託を余儀なくされることへとつながるのではないかとと思いますが、外部委託導入による影響について、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 学校給食は、適切な栄養摂取によりまして、児童生徒の心身の健全な発達に資することはもとより、地域の伝統的な食文化についての理解を深めることなど、食育推進の観点からも重要であると認識しております。学校給食の民間委託につきましては、市町村において、さまざまな角度から検討されるべきものであると思っておりますけれども、民間委託をする場合においても、食育や地産地消の推進などに支障が生じることのないよう、工夫をしていくことが大切であると考えております。

○坂口博美議員 実態は、半分ぐらいはまだ直営なんです。また、このメニューの中に、図書館や美術館の管理費というの也被れております。図書館については5府県、美術館については18都道府県が、その一部もしくは全部を指定管理者制度といたしております。しかしながら、本県では、そのいずれをも直営でなされているわけでありまして、その理由について教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 県立図書館や県立美術館は、本県の生涯学習や芸術文化振興のための中核的な教育施設として、重要な役割を担っております。両施設の指定管理者制度導入の可否につきましては、これまでも検討してきたところではありますが、県立図書館については、「図書館の図書館」として、市町村図書館等への指導・助言や全県的な図書館サービスの向上を図る役割があります。また、県立美術館については、調査研究に基づく企画展や、県内各地で優れた美術品に触れる機会を創出するアウト

リーチ活動などの役割があります。これらはいずれも、高い専門性や長期的視野に基づく継続的な取り組みが必要であることから、本県においては指定管理者制度を導入していないところでもあります。

○坂口博美議員 知事、今聞かれたようなことなんですけれども、要するに、果たすべき責任と保つべき水準があるということであろうかと思えます。そして、民間委託には無理があるんだという説明であったと思えます。しかし、国では、行政経費区分見直しの中で、現在の給与費を委託料に見直すとも言っております。そして、トップランナー方式とは、その単位費用について、委託費のコスト効率が優れておる自治体グループの平均値などを採用しようとするものであります。こういったことになるとすれば、いずれは財源不足に追い込まれ、直営の余地はなくなろうかと思われま。

本来、地方交付税というのは地方固有の財源であって、標準的な行政水準を保障するためのものであります。まるで国庫から出す補助金であるかのごとく政策誘導的な配分は、国は控えるべきと思えます。総務省御出身の知事であれば、なおさら、これについてのあるべき配分方式を国に求めるべきであると思えますが、御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今、地方交付税のそもそも論、その性格論について御指摘がありました。まさにそのとおりであろうと考えております。地方交付税算定におきますトップランナー方式、これは歳出効率化の観点から、業務改革で他の地方公共団体のモデルとなるようなものを、今年度から段階的に算定に反映するというものであります。人口規模の大きい都市部と中山間のような人口減少の自治体とでは、その

置かれた状況というのは全く違うわけでありまして、人口集積の都市部のアドバンテージをさらに後押しするようなことになっては問題ではないかと思っております。

国は、導入に当たりましては、地方交付税の持つ財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提とすること、また、小規模自治体等の財政運営に支障が生じないように対応することとしておりますが、本県に限らず、市町村も含めた地方は、これまでも、住民サービスの充実とのバランスを図りながら、効率化に取り組んでいるところであります。国に対し、そういった地方の実情をしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 力強い決意のほどを示してほしかったんですけれども、全国知事会の副会長をなさっております鳥取県知事は、「地方創生に向けた地方財政の現状と課題について」とする資料をまとめ、地方の税収が今なおリーマンショック以前の水準に届いていないこと、あるいは、都道府県は、国を大きく上回る財政改革を断行していることなどについて説明しております。全国知事会でのこの行為には、地方財政の徹底分析のみならず、国に対して是は是、非は非と、はっきり物を申す勇気もまた、鳥取県知事には大きく求められたのではなからうかと思えます。壇上で申しましたように、オバマ大統領の勇気のように、河野知事にも、国に対して言うべきは言うという姿勢で臨んでいただきたい。それが宮崎の代弁者たる知事には県民から求められているんだということを申し上げまして、防災・減災対策について伺います。

この議会では、これに係る質問が多く議員からなされました。そこで、重複を避けまし

て、津波に係る問題についてのみお尋ねをいたします。

現在、県は、防災拠点庁舎整備を進めておりますが、建設場所を県庁駐車場とした県の考え方に対し、津波被災の有無が議会側の大きな判断材料の一つでありました。そして、これに対する県の説明は、南海トラフを震源とする地震による巨大津波を想定したシミュレーションで、浸水しないことが判明しているというものであり、これが、防災拠点庁舎を当該場所に建設する計画の議案可決へとつながったわけであります。

そのような中、熊本地方を震源とする地震が発生し、甚大な被害をこうむりました。この質問を行うに当たり、改めまして、犠牲となられた方々の御冥福を衷心よりお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げ、そして、一刻も早く現地に普通の生活が戻ってくることを御祈念いたすものであります。

ところで、熊本地震では、熊本城の石垣崩壊や橋梁落下などの被害が発生し、これらに関するメディアの取材などに際し、「まさかこのようなことが起きるとは思いもしなかった」、つまり、そのような被害は想定外であったとする旨のコメントが、幾人からもなされました。しかしながら、少なくとも行政や専門家などは、これを想定外と済ましてはならないと思うのであります。

御案内のように、熊本県においては、1904年から2014年までの110年間に、震度4を超す地震を都合63回も記録し、その中には、震度7の地震が4回も含まれております。そしてまた、それらの中には、城の石垣が壊れ、死者も50名を数えた地震、あるいは228戸もの家屋が全壊し、20名ものとうとい生命を奪った地震、そし

てまた、幾つもの橋が被災した地震など、さまざまな被害を経験しております。私は、これらを考察するとき、いまし思慮を深め、先述の被害を想定しておくことはできなかったのだろうかとの残念さを禁じ得ぬのであります。

そして同時に、本県が被災予測を行うに際して、その精度に対する限界はさらに深められるのではないかと疑問をあわせ持つのであります。建設予定地のすぐ近くまでが浸水区域とされている中、この防災拠点庁舎建設予定地を浸水想定区域に含めることなく、その懸念を責任を持って全面否定ができるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 平成25年2月に公表しました津波浸水想定でございますが、これは、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づきまして、国が最新の科学的知見に基づき想定した本県に最大クラスの影響を与える津波モデルに、詳細な地形データ等を追加した上で、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される最大の浸水域と浸水する深さをあらわしたものであります。この津波浸水想定におきましては、防災拠点庁舎の建設予定地は、浸水域に含まれておりません。

○坂口博美議員 その想定とは、あくまでも検証に基づいた上での想定の一つであろうと思えます。検証するに際して参考とした津波の動きなどに関与するさまざまな条件、例えば、まず、どこでどのような規模の津波が発生し、それが海岸線にどうたどり着いたのか。どのような状況で陸に遡上し、どの程度の時間繰り返しながら津波は押し続けるのか。そして、それはどこをどうやって流れるのか。また、流れを阻害する建物や堤防などはどう入力したのか。逆に、侵入水を誘引すると思われる堤防沿いの空

間でありますとか道路敷等はどのように関与するとしているのか。そのほか、複雑多岐にわたる条件があります。そして、当然ながら、これらの諸元をどのように入力するかで検証結果は変わると思われますが、県が根拠とされた検証結果というのは、建設予定地への津波浸水可能性を求める視点からのものであったのかどうか、再度、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） この津波浸水想定でございますが、浸水が想定される区域におきまして、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた、津波防災地域づくりを実施していくための基礎となるものでございます。具体的には、津波防災地域づくりとして、津波浸水想定をもとに、関係の市や町におきまして、津波避難施設の整備等を推進するとともに、ハザードマップを作成し、住民への周知を図るなど、住民の避難体制の整備等に取り組むものであります。このように、この津波浸水想定は、県庁域など、どこか特定の地域を対象としたというのではなく、県内の沿岸全域における浸水域と浸水する深さをあらわしたものであります。

○坂口博美議員 そういう一般論を聞いているんじゃないで、今尋ねているのは、建設予定地が津波の浸水を受けることは全くないのかどうかということを聞いているわけで、先ほどからの答弁というのは、これに全く答えておりません。防災拠点庁舎を建てるに際して、知事がその責任に基づいて策定した津波浸水想定であります。今回、建設予定地のすぐ近くまで浸水予想地域としているのに、ここまでは来ない、ここまでは来ると断定できるのか否かが疑問になって、これを尋ねているわけでありまして、もし全く心配ないとするなら、その根拠を示し

てほしいと言っているのであります。防災拠点庁舎予定地は本当に適地であると言えるのか、この想定に責任を負うことになる立場の知事に見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、平成25年2月に公表しました津波浸水想定を踏まえ、外来者第一駐車場を建設地としたところではありますが、津波浸水想定に際しまして、設定する諸条件によっては、県庁域が浸水することもあり得ると考えております。東日本大震災のときに、当時の浸水予定エリアの外側、すなわち、当時は浸水しないと思われたところで多数の犠牲者が発生した、そういう教訓もあるわけでございます。そのため、このような浸水をも想定し、十分な備えをしておくことが大変重要であると考えておりまして、実施設計では、建設地の地盤を現状よりかさ上げしますとともに、非常用発電機などの設備機器を上層階に設置するなどの対策を講じているところであります。防災拠点庁舎が、大規模災害時においても、県民の生命と財産を守る庁舎として十分な役割を果たしていけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 いくらやっても、これは将来予測ですから、どちらがどうとも言えないので、これで終わりますけれども、今、かさ上げすると言われた。しかしながら、これは最初からあった計画ではないかなと思うんです。工事をするとき、床掘りというのをやるんです。残土処理に困るんです。だから、床掘りした残土を盛り土として使うというのは基本です。ですから、その心配に対して、その残土処理で、当然織り込み済みであった浸水しないという前提条件。そこに今回、危険を予測して幾ら盛り土されるのか、そこらの説明がまだ不足してしまし

たけど、これはよします。

奥尻津波、海岸線で8メートルだったのが30メートル上ったんです。今回の大船渡、40メートル上ったんです。どんなシミュレーションをやってもこんな数字は出ないです。だから、そのところをぜひ、命にかかわることでもありますので、もうちょっと深く考えてほしい。国交通省の手引書を見ましても、津波浸水想定時の留意事項として、津波浸水シミュレーションは、津波浸水想定を決定するに際して有効な手法ではあるが、その精度には限界があり、精度と再現性に関して未解決の部分もあるとしております。そして、その誤差などに係る留意点を示しております。

ところで、今取り上げている浸水想定については、平成19年に県が策定した地震減災計画では、本県における津波到達は沿岸域までとされておりました。しかし、その後、平成23年に宮大教授らのグループが、南海プレートなどのずれにより、マグニチュード9規模の地震発生が考えられるとして、その場合には、宮崎県庁や宮崎市役所は50センチほどの津波が来る可能性があるとして公表いたしました。さらに、その後、今度は県が、暫定とはしているんですが、浸水域は県企業局付近までであり、県庁外来者第一駐車場までは浸水しないと、公表をまた改めたのであります。そして、今回の想定へと続くのでありまして、何度も変わってきているのであります。

加えて、今回の検証は、超低気圧による海面の上昇でありますとか、沖合からの猛烈な風によつての海水の押し上げなどは考慮されておられません。申すまでもないことではありますが、この建物は、災害時における対策拠点となるべき庁舎でありますので、可能な限り想定を深め、

ソフト・ハード両面からの万全を期していただきますように、知事に求めておきます。

次に、避難施設に関して伺います。東日本大震災で死亡もしくは行方不明となった消防団員は254名でありまして、そのうち59名は、被災時またはその直前に水門などの閉鎖作業に当たった団員でありました。このことから国では、これら施設の常時閉鎖や自動化、あるいは遠隔操作化を急ぎ、現場作業員の安全を最優先しつつ、操作を確実なものとするべく取り組みを進めているやに伺いますが、水門などに関する県の取り組み状況について伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、平成23年6月に、「津波襲来時の河川・港湾等管理施設の対応指針」を策定いたしました。この中で、消防団など水門等の操作をされる方々の安全を確保するため、津波到達までの時間的余裕がない場合には、操作を行わず、直ちに安全な場所へ緊急避難することとしております。また、河川や港湾の水門等につきましては、現地で人が直接操作をする必要がない自動閉鎖化等に、平成23年度から取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後とも、県民の生命・財産を守るため、南海トラフ地震等に備えたソフト・ハード両面から津波対策の推進に努めてまいりたいと存じます。

○坂口博美議員 東日本大震災による犠牲者については、死因の9割を溺死が占めておりまして、津波に巻き込まれたら、まず助からないということをおぼせる数字となっております。そういった中、「釜石の奇跡」、つまり、釜石の子供たちが率先して高台へ避難したことで多くの命が助かりました。「津波が来たら、とにかく逃げろ」と言われてきた避難の効果の大きさ

を改めて認識させたのであります。その教訓から、津波から逃げるに適する場所がない地域では、避難タワーなど、津波から身を守る場所の整備が各地で急がれております。

ところで、当然のことではありますが、ここで重要なのは、緊急時に、誰もがいち早くそこにたどり着けるか否かであり、そのために平時においての訓練などが各所で行われております。しかしながら、人々の行動が常に広範にわたりになされている今時においては、いざ逃げろというとき、必ずしも自分が日ごろから訓練をしている避難所近くで津波に遭うとは限らず、誰もがいち早く最寄りの施設へ逃げられることをより確実なものとするためには、いま一つの工夫が求められると察します。

県は、避難施設の整備を促すべく、県単独補助事業などでの対応をなされておりますが、津波避難施設の指定箇所について、その施設数や収容可能人数、さらには想定最大水位と施設の高さ、そして案内標識や装備品の状況などについて、どう把握されておるのか、今後の課題を含め、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 津波避難施設は、これまで、沿岸の6市町において21の津波避難施設の整備が計画され、昨年度末までに6施設が完成しております。施設の規模でございしますが、津波からの避難が困難な住民の数を基本として計画されておまして、地域ごとに異なっております。完成している施設では、収容人数が70名のものから670名のものまでございます。施設の高さにつきましては、その地域の浸水深より4メートル程度の余裕を含めた高さとし、約8メートルから12メートルを確保しております。また、津波避難施設には、水や毛布などが収納された備蓄庫や照明装置が設置され

ております。案内標識板につきましても、各市町で設置を進めておりますけれども、夜間にも見えやすい材料の使用など、わかりやすく避難を誘導できるよう、県としましても、津波避難施設の整備に補助を行う減災力強化推進事業を活用しながら、関係の市や町を支援していきたいと考えております。

○坂口博美議員 ここで1問、教育長に伺います。県立宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」についてであります。この船については、県民開放型の船として極めて広範な運用を行っており、県民からも高い評価を受け、県民の船として親しまれているやに仄聞いたしますけれども、その評価はどういったところに基づくものなのか、まず運用実績などについてお伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 進洋丸は、宮崎海洋高校の生徒を対象に、水産・海洋関連の基礎知識や技術を身につけさせるとともに、海技士資格の取得等を目的とした実習船として、重要な役割を果たしております。また、年間のうち、実習等の期間を除いた約2か月間の中で、可能な限り広く県民の皆様にも開放し、活用をいただいております。具体的には、子ども会やスポーツ少年団等を対象としたクルージングや、船上からの魚釣り等の体験を通して、乗船された方々が、日常では味わうことのできない感動を覚え、海になれ親しむ心の醸成につながっているところであります。

その中でも、とりわけ、障がいのある子供たちなどの乗船体験では、海原での自然体験を通して、発達障がい等の児童生徒の情緒安定につながった事例や、不登校の生徒が登校できるきっかけに結びついた事例など、利用者や保護者からは、喜びの声が多く寄せられているとこ

ろでございます。今後とも、進洋丸が県民の貴重な財産としてさらに活用されるよう、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今聞きましたところ、現時点でもフル稼働とも思えるような窮屈な工程になっているみたいですが、さらに県民の船たるべく、私は次のようなことを考えております。それは、進洋丸については、出港してから次に港の入るまでの間、ある意味、孤立した集団として、多数の人間がごくごく通常的な生活を営んでおります。食料も、燃料も、無線による新聞も、電話も、そして自家発電による電源も、当然ながら、ベッドも、風呂も、さらには、かなりの程度のけがや病気の手当ても船内で行っており、さらに、水に至っては、いとも簡単に海水から清水をつくることができます。これらを初め、あらゆることをあの空間で自己完結しているわけであります。

ところで、さまざまな災害において、食料品、飲料水、医薬品、燃料、電気等々がいつも共通して求められますが、このような生活に欠かせぬものがことごとく、申し上げましたように船舶には備わっております。しかも、陸上での道路に当たる海面は、いかなる地震にも豪雨にも壊されることはないのであります。私は、県有の船をさらに県民共有の財産とすべく、災害時に活用すべきであると考えます。そして、そのためには日ごろの訓練などが必要となりますが、防災訓練への参加についての考え方とあわせ、進洋丸の災害時活用につきまして、知事に御見解を賜ります。

○知事(河野俊嗣君) こうした船舶は、食事や入浴、宿泊などの機能が確保されていますので、さきの熊本地震におきましても、これらの

機能を生かして、被災者支援に活用されたということでもあります。御指摘の進洋丸は、長期航海を前提に、食料や燃料等の備蓄、ベッドなどの装備がなされておりますとともに、船内は車椅子で移動できる通路幅が確保されまして、階段やタラップの傾斜を緩やかにするなど、高齢者にも優しいつくりとなっております。このため、先ほど教育長が答弁しましたように、実習航海に、かなりの日数出るというような状況でありますとか、災害の状況にもよるわけですが、可能性としては、被災者の搬送手段や一時的な避難所となり得るものと考えております。あらゆる災害に際してさまざまな選択肢を持っていることは、非常に重要なことでもありますので、市町村等と連携をしながら、災害時の活用方法や防災訓練への参加等について検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひお願いします。それから、港につないでいるときに津波が来たときは、仮に規定どおりの運航をするとすれば、人がそろうまでに時間がかかる。それまでに港の外に逃げるべきですし、そういったことも含めて、ぜひ今後検討していただくよう、お願いしておきます。

次は、農業問題についてであります。

T P P 協定や人口減少が進行する中で、今後の本県農業の振興を期すべく、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)」が今議会に提案されております。輸入自由化に伴い、米の転作やミカンの園地転換などを余儀なくされながらも、本県は、今や、全国第5位の農業産出額を誇る産地を形成いたしております。これは紛れもなく、農業基本法施行に先立ち、本県がスタートさせた防災営農計画の方向性が、大きく変わりゆく世の流れを的確に捉え、そし

て、これに県民一丸となって汗したことが大きな要因だと考えております。後期計画策定に際しての方向性と実現に向けての意気込みを、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現行の農業・農村振興長期計画におきましては、口蹄疫からの再生・復興と農業の新たな成長産業化に向けまして、農業者や関係機関と一体となって取り組みました結果、農業産出額が平成26年で3,326億円と、口蹄疫発生前の水準に回復して、一定の成果を得たものと考えております。今般の後期計画につきましては、T P P協定などの国際化の進展や、担い手の減少・高齢化などの状況も踏まえて、新しく重点プロジェクトを設けるなど、現計画を発展させる形で見直しを行うものであります。

具体的には、マーケットニーズに的確に対応できる新しい産地と担い手の姿を示した「産地経営体育成プロジェクト」を柱としまして、中山間地域での所得向上や、誇り・きずなづくりを進める「地域づくりプロジェクト」を組み合わせ、今後5年間の本県農業の進むべき道筋を、実効性のある計画として提示したところであります。

この計画の実現に向けましては、本年度、既に必要な組織改正を行いますとともに、プロジェクトチームを設置して、重点的かつ分野横断的に推進することとしております。農業者や関係機関の方々と手を携えながら、農業者が夢と希望を持って邁進していけるよう、儲かる農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今の答弁で、産地経営体という新たな考え方が出てまいりました。方向的には今後向かうべきものの一つであると思いま

す。ところで、産地としての経営を成り立たせるためには、産地経営という新たな意識のもとで経営を支える人材の育成、これが急務であろうと考えます。本県農業・農村の将来を担う人材育成について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 儲かる農業の実現のためには、確かな技術力や経営力、経営環境の変化に的確に対応できる実践力を備えた人材育成が極めて重要であると考えております。このため県では、J Aと連携して、産地分析により、みずから経営改善に取り組む農業者の育成や、それを支える指導者側のレベルアップに努めますとともに、女性農業者の経営参画意欲を向上させる取り組み等も行っているところであります。さらに、昨年度から、地域リーダーを目指す若手経営者に焦点を当てた取り組みといたしまして、知事を塾頭といたしまして「みやざき次世代農業トップランナー養成塾」の創設や、民間等と連携した最先端の営農モデルを実証することで、新たな技術への挑戦を後押しします「次世代型農場チャレンジファーム」の開設など、農業大学校を核とした総合研修拠点化を進めているところであります。

今後は、これらの取り組みに加えまして、農業高校と農業大学校の連携によります長期的視点に立った人材育成プログラムを構築し、関係大学の協力も得ながら、攻めの農業に果敢に挑戦する人材を育成してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 それが当然ですけれども、今のような取り組みをもつての人材育成、これとあわせて、年々深刻化してきております担い手不足への対応も急務であろうと思いますので、どうぞ死角のない取り組みを求めておきます。

そしてまた、人材確保と同様に、どのような

ニーズにも応えられ、どのような視点からの評価にも耐えられるような商品の提供、すなわち商品力の強化への取り組みも不可欠であります。これに係る御見解を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農産物の商品力の強化を図っていくためには、品質向上につながる新技術を開発・普及することに加え、生産された高品質で付加価値の高い農産物の商品情報をしっかり発信していくことが重要であると考えております。このため、県といたしましては、本県の優れた生産技術や研究開発能力を生かした、本県オリジナルの品種改良や品質の向上につながる技術開発・普及に取り組むとともに、全国トップクラスの残留農薬や機能性成分の分析技術を活用して、健康認証商品や機能性を表示した商品開発など、消費者の安全・安心や健康志向に着目した付加価値の高い商品づくりとその情報発信に努めているところであります。さらに、「宮崎県版GAP」や「宮崎方式ICM」などの、環境の保全や安全・安心な農作物の生産につながる技術の普及に取り組んでいるところでもあります。今後とも、このような取り組みを促進することにより、商品力の強化を図り、儲かる農業の実現を目指していきたいと考えております。

○坂口博美議員 今、我が国の農政というのは大変大きな転換期にあります。ぜひとも全力で計画の具現化をしていただきたいと願っております。

次に、土木問題について伺います。

内田副知事に伺いますが、去る2月議会で、公共事業入札に関し、県が定めている最低制限価格は、品確法に照らして疑問が残るとして、その見直しを求めましたが、その後どのように

なっているのか、お伺いをいたします。

○副知事（内田欽也君） 最低制限価格の検証につきましては、4月から5月にかけて、最低制限価格の見直しを行った沖縄県などに職員を派遣し、情報収集を行ったところでございます。今後は、建設企業に対して、直接工事費あるいは現場管理費など、経費の詳細な内訳を把握するためのコスト調査を実施いたしまして、最低制限価格の検証を進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 前回の質問から4カ月程度しかたっていないので、まだまだ時間を要するのかなと思いますけれども、国土交通省ではこの4月から、直轄の工事及び業務の低入札価格調査基準について、工事については、予定価格の87%から89%へ、コンサルタント業務については、73%から78%へと引き上げております。そして、その内容であります、工事においては、現場管理費は、予定価格に積算される技術者の費用のうち、従来は、現場代理人と監理及び主任技術者の費用のみを基準価格に計上しておりましたが、今回、全ての技術者の費用を基準価格に含めることとし、その結果、現場管理費の基準価格への算入率が80%から90%へと引き上がったものであります。また、コンサルタント業務については、一般管理費等の率を30%から45%へと引き上げたことで、この結果となっております。県では、最低制限価格算定に際し、各経費についての算入率をどのようにしているのか、また、本県は、最低制限価格への4経費参入率を非開示としている数少ない県の一つであります、その公表に係る考え方とあわせ、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 最低制限価格における現場管理費などの算入率につきまし

では、非公表としているところですが、本県独自にコスト調査を行い、国の算入率を参考に設定しているところでもあります。先ほど副知事が申し上げましたとおり、現在、最低制限価格の検証を進めているところであり、その中で、各経費の算入率につきましても検証することとしており、算入率の公表のあり方につきましても、この検証とあわせて検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 先ほどの内田副知事の答弁もそうでありましたけれども、最低制限価格については、他県の事例や企業の経営状況を調査しているということでありました。ただ、今、私が問題にしている最低制限価格というのは、品確法に照らしたときに、所要の経費が計上されていないのではないか、そうであるならば、すぐに見直すべきだということを申し上げておるわけであります。現在の最低制限価格が法に整合していないということを前提であれば、時間は急がれると思うんです。そして、今、御答弁いただきましたように、さまざまな調査に基づく見直し可否の判断というもの、これは、地方自治法などに基づいての経済面での公共の利益を確保するときなどのために、知事はその政治判断において行う行為です。ですから、これには当然入念な調査が必要だと思えます。

それから、諸経費の算入率開示についてでありますけれども、ほとんどの都道府県が開示していることに鑑みると、これについても開示・非開示、そのどちらが公共の利益に資するののかとの判断が知事に問われていると思えます。御検討を深められますようお願いをいたしまして、次に、特定JVについて伺います。

県では、一定の工事などについて、特定JVによる入札を行っておりますが、その目的など

について県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVは、技術的難易度の高い大規模工事等を、2社または3社の企業が共同して受注・施工するために結成する共同企業体であります。本県におきましては、その多くが、トンネル工事や橋梁工事などの特殊工法を要する工事の際して、県内業者への技術移転を図ることを目的として行っているところでもあります。

○坂口博美議員 県内業者への技術移転が目的ということでありませうけれども、具体的に地元企業にどの程度の技術移転がこれまで図られてきているのか、お答えをお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 技術移転を目的とした特定JVにおきましては、施工実績がない企業でも、JVの構成員として実績を積み込むことで、代表構成員としての入札参加資格を取得できることとしております。その結果、代表構成員として入札に参加可能な県内企業は、現在、トンネル工事では22社、ニューマチックケーソン工事では7社となっております。このうち、この10年間で新たに参加可能となった企業は、トンネル工事では8社、ニューマチックケーソン工事では2社となっております。しかしながら、新たに代表構成員として入札に参加する企業がほとんどふえていないことや、近年、工事件数が減少していることもあり、入札参加資格を有する企業がふえていないなどの課題もありますことから、建設業関係団体の意見も伺いながら、今後とも、よりよい制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 トンネルについては、代表構成員となれるだけの技術力と評価を持っている企業だけでも22社育ってきているということ

ありました。これは目的が順調に達成されたかなと思っています。港湾もそれぐらいの数があったんじゃないかと思うんですけども。第3構成員の工事实績を、トンネルの場合、2本までと制限されておるといことで、技術とか評価的には代表構成員となれる技術というものを培いながら、工事实績を重ねたがゆえに、JVをする相手がいなくなる、組めないという実態があります。

それから、ニューマチックケーソン工事でありますけれども、10年間で2社の実績でありました。総合評価入札に際して企業の技術力を評価するという項目があります。ここでは、国発注の工事、県発注の工事双方とも、工事实績として評価する対象としております。しかしながら、工事の成績評価——企業の部分です、技術者の——これは県発注分しか認めない、国の分は認めないということになっております。ふえない理由がここらにあるのではないかなと思っています。なぜかという、県工事よりも、むしろ難易度が高いと言われている国発注工事でも仮に満点を取っても、県発注の工事を持っていない、受注した経験がないとなると、県発注の工事でも満点を取った業者との比較では、仮に130点ぐらいのシートを使われたとすると、これを評価していったときに12~13点の差が総合評価で出るんです。これは逆立ちを三度ぐらいしてもとれないような致命的な差になりますから、入札に参加する、積算する意欲さえ湧かない、そういったことにつながっているのではないかなと。そうなると、競争性とか、あるいは将来に向けての人材育成、ここらを本当に今のやり方で担保できるのか、甚だ疑問であります。国の工事成績についてもやはり県は評価対象とすべきと考えますが、再度御見解を伺

います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 総合評価落札方式における企業の工事成績につきましては、県が発注した工事の同一業種における工事成績平均点を、企業の技術力として評価しているところであります。議員御指摘の国の工事成績につきましては、評価結果の情報共有が図られていないことや、評価方法に違いがあったことなどから、現在、反映できていないところであります。このような中、品確法の改正を受けまして、平成27年9月に、九州地方整備局や九州各県等で構成される、「発注者間の連携強化に向けた検討会」が設置されまして、工事成績の評価方法の標準化や、評価結果の発注者間での相互利用についても検討を行っているところであります。今後とも、建設業関係団体とも意見交換を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○**坂口博美議員** ぜひよろしく申し上げます。今、答弁されましたように、技術者については、工事实績と成績、これはコリンズで国の工事でも引き出せる。ところが、国発注の企業に対しての受注件数、これはやはりコリンズで出るんですけども、点数については、コリンズでは出ない。だから、点数の取りようがないという、これまでは物理的な壁があったと思います。それはわかるんですけども、品確法は、国・県・市町村の情報共有を求めています。だから、今後はやろうと思えばできるということで、さらに、うちには内田副知事がいらっしゃるわけでありまして、そこらに対しての情報はいち早くとれる立場にありますから、ぜひともよろしく善処方をお願いしまして、一般質問を終わります。（拍手）

○**宮原義久副議長** 以上で本日の質問は終わり

平成28年 6 月 14 日 (火)

ました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問、
人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託で
あります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時43分散会

6月15日（水）

平成 28 年 6 月 15 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (愛みやざき) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 右 松 隆 央 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 7 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 8 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 星 原 透 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (無所属の会) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛みやざき) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 19 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 20 番 | 丸 山 裕次郎 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫 | (自由民主党県民クラブ) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 太 田 清 海 | (県民連合宮崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 井 上 紀代子 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 34 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 35 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 宮 原 義 久 | (同) |

欠席議員 (1 名)

- | | | |
|------|---------|--------------|
| 24 番 | 横 田 照 夫 | (宮崎県議会自由民主党) |
|------|---------|--------------|

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|---------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 稲 用 博 美 |
| 副 知 事 | 内 田 欽 也 |
| 総 合 政 策 部 長 | 永 山 英 也 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 畑 山 栄 介 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 環 境 森 林 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 郡 司 行 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 高 原 みゆき |
| 企 業 局 長 | 関 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 金 子 洋 士 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 小 田 博 之 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 松 吉 浩 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の丸山裕次郎でございます。

皆さんは、カラーという花を御存じでしょうか。カラーは、ギリシャ語で「美しい」を意味する「カロス」に由来しております。カラーの花言葉は、「華麗なる美」「乙女のしとやかさ」「清浄」です。このカラーの花を愛したのが、第52代宮崎県議会議長を務めさせていただいた、私ごとで大変恐縮でございますけれども、私の父・丸山裕三元議長であります。父が県議時代にはいろいろな方々に御迷惑をかけたと思っておりますけれども、8期30年間支えていただきました皆様方には、故人に成りかわりましてお礼を申し上げます。カラーの花を見たときには、丸山裕三を思い出していただければ幸いです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

躍動する『みやざき新時代』予算として、2月定例県議会に提案された5,821億円の当初予算や、地方創生を推し進めるために予算化された補正予算等について、国から内示があったようですが、日高陽一議員の質問で取り上げられた産地パワーアップ事業で大きな内示差が出ております。補正予算、当初予算とも国の決定が遅

くなったため、非常に苦労した予算編成であったと理解しておりますけれども、内示差が大きく、予定していた事業ができなくなるのではと、大変危惧しております。

そこで、特に、毎年のことですが、公共工事の内示差は多額になっておりますけれども、今年度の内示差と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

次に、防災対策について関係部長にお伺いいたします。

改めて、4月に発生した熊本地震により亡くなられた方々、被害に遭われた方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、東日本大震災や南海トラフ地震・津波対策として、国土強靱化基本法が平成25年12月に成立しました。また、同法第10条に基づく計画として、国土強靱化基本計画が平成26年6月に閣議決定されております。さらに、同法第13条に基づく国土強靱化地域計画を、都道府県または市町村が定めることができるとなっており、平成26年6月から、13都道府県16市区町で国土強靱化地域計画策定がスタートしております。平成28年3月末までに、隣県鹿児島県、大分県を含む31都道府県が策定しており、九州では、熊本地震で大きな被害を受けた熊本県と宮崎県だけが未策定の状況で、おこなっていると感じております。

国では、この5月にも「国土強靱化アクションプラン2016」が閣議決定されており、建物・交通インフラの耐震化や大規模津波などの減災対策、さらには、異常気象等による浸水対策などの重点化プログラムを策定しており、このプログラムをもとに、K P I（重要業績評価指標）の充実を掲げております。国土強靱化地域

計画ができていないと、K P I もできないばかりか、重点地域から外れるおそれがあるのではと懸念しております。一刻も早く、最低でも来年度の予算査定が始まる前のことしじゅうに策定すべきと思っておりますが、現在の国土強靱化地域計画の進捗状況並びに策定期の見通しについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

次に、熊本地震災害を受け、5月臨時県議会で成立した補正予算で、緊急輸送路の橋梁・のり面等の緊急点検を県北地域で行うことになりました。緊急ということで、被害が発生した県北だけを緊急点検するというのでありますけれども、緊急輸送路は全県下にありますので、県下全域で実施すべきだと考えておりますが、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、地域福祉・医療の充実について、福祉保健部長にお伺いいたします。

高齢化が進展し、社会保障費が増加する中、医療と介護の連携の強化が大きな課題となっており、地域包括ケアシステムを国が推し進め、本県でも推進しております。奈良県では、地域包括ケアシステムの一環として、高齢者が退院後も自宅で適切なケアを受けられることで、再入院が必要となるケースを減らし、医療費の圧縮を狙いながら、医療・介護の連携に必要な退院調整ルールづくりを進めるため、市町村に対し支援するモデル事業を始めております。

策定するルールには、病院からケアマネジャーに高齢患者の入院時の連絡や、ケアマネジャーから病院への患者情報の提供や、退院時の数日前には連絡を行ったり、介護保険を利用していないものの、保険の適用が必要と判断される患者の基準など、医療と介護の連携強化を具体的に進めようとしております。そこで、医療と

介護の連携を初め、本県の地域包括ケアシステムの取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、畜産の振興について、農政水産部長にお伺いいたします。

全国的な高齢化のため、畜産農家の減少、本県で発生した口蹄疫等により飼育頭数が減少し、子牛取引価格が高値で推移しております。県として、生産性向上や生産頭数拡大の一環として、1年1産に向けた取り組みを畜産農家や関係団体と取り組んでいますけれども、なかなか現状は改善していないと聞いております。そこで、現在の状況と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

肥育経営状況は、現在は枝肉価格が高値で推移しており、素牛価格も60万程度だったため、ここ数年は利益が出ており、マル緊事業による価格補填は発動しておりません。しかし、現在の素牛価格は80万円を超えており、仮に現在の枝肉相場で推移しても赤字が出る可能性が高く、肥育農家の経営が厳しくなると子牛生産農家にも悪影響が出るのではと、大変危惧しております。そこで、今後どのような肥育農家対策を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、安全・安心な県づくりについてお伺いいたします。

日本最大の山口組が昨年8月に分裂し、他県では抗争が激化し、射殺される事案が発生しております。約30年前の山一抗争になるのではと大変懸念しております。山一抗争では、300件以上の大小抗争が全国で発生し、双方で死者29人、負傷者66人を出し、警察官、市民にも負傷者4人を出しております。そこで、現在の本県暴力団の情勢について警察本部長にお伺いしま

す。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

公共工事の内示状況についてであります。厳しい財政状況の中、社会資本整備のおくれている本県にとりまして、公共事業予算の確保は極めて重要であると認識をしております。私自身もこれまで、機会あるごとに、関係省庁等に対して要望を行ってきたところでありまして、しかしながら、まことに残念なことであります。今年度の公共3部の内示差につきましては、現時点で、約95億円、内示率としまして約84%となっているところでありまして、今後の対応としましては、昨年度と同様に、追加内示を積極的に要望してまいりたいと考えております。また、国の動向を注視しながら、補正等の動きがあればスピード感を持って対応し、内示差額の縮小に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降の予算の獲得に向けましては、これまで以上に創意工夫を凝らし、本県に必要な予算の確保に向けて、県議会の御協力もいただきながら、要望や提案などに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監(畑山栄介君)〔登壇〕 お答えいたします。

国土強靱化地域計画についてであります。国土強靱化地域計画の策定に当たりましては、国土強靱化基本法に基づき、住宅や保健医療・福祉、交通・物流、産業、国土保全などの施策分野ごとに、どこが弱いのか、どんな課題があるのかといった脆弱性の評価をした上で、施策の推進方針を定めることとされております。

本県におきましては、昨年度から、庁内勉強会を開催するとともに、南海トラフ地震等の大規模自然災害が発生した場合に、県民生活・県民経済が受ける影響を最小化するために必要な施策分野を想定し、脆弱性評価について全庁的な検討作業を進めてまいりました。また、現在、熊本地震を踏まえた評価の見直しについても取り組んでいるところであります。今後は、この脆弱性評価の結果を踏まえまして、今年中を目途に計画を策定したいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(日隈俊郎君)〔登壇〕 地域包括ケアシステムについてであります。地域包括ケアシステムの構築は、市町村が主体となりまして、医療と介護の連携推進や介護予防、認知症対策、生活支援体制づくりなどを進めていくものであります。県内市町村の取り組みは緒についたばかりで、多くの課題に対応していかなければならない状況にあります。中でも、医療と介護の連携推進は、単独の市町村では対応が難しく、県が積極的に支援を行うべき課題となっております。

このため県では、御質問にありました退院調整ルールづくりを、昨年度、南那珂地域をモデルに取り組んだところであります。病院の看護師と地域のケアマネジャー等による検討を重ねたことで、お互いの顔の見える関係づくりも進むというような成果も得られたところであります。今年度から他の地域にも拡大していくこととしております。

県といたしましては、今後とも、地域医療介護総合確保基金を活用したさまざまな事業や、先進事例の紹介、情報交換の場の提供などによりまして、市町村等と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいと

考えております。〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、肉用牛の1年1産についてであります。平成27年の繁殖雌牛の分娩間隔は、平均で417日となっており、分娩間隔の短縮は、生産性の向上を図る上で大変重要な課題であると考えております。このような状況を県畜産協会のデータから分析してみますと、365日以内、いわゆる1年1産を達成している牛の割合が、全体の約4割を占める一方で、平均より長い500日以上の割合も約1割あることから、1年1産を達成している優秀な農家の取り組みを県全体に波及させる必要があると考えております。

このため、県といたしましては、畜産新生プランの後継プランの中でも、引き続き、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮を重点課題として位置づけ、農家が繁殖成績を確認できる県畜産協会のシステムの積極的活用や、発情発見・分娩予測装置などのICT技術の導入支援、さらには、普及センターや農業共済組合の獣医師等が連携した農家研修会や巡回指導などを実施していくこととしております。今後とも、農家や関係機関と一体となって、生産性の向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、肥育経営の安定についてであります。肥育経営の安定を図るには、まずは、肥育素牛となる子牛を安定的に確保することが非常に重要であると考えております。このため、県といたしましては、繁殖基盤の強化を図るため、畜産クラスター事業等を積極的に活用して、規模拡大を志向する農家等の施設整備を支援いたしますとともに、JA等による繁殖センターや畜産団地等の地域拠点施設の整備を推進しているところであります。また、肥育農家のセーフ

ティーネット対策として、収益がコストを回った場合に差額の8割を補填いたします経営安定対策、いわゆる牛マル緊事業について、本年度から、県内の肥育経営の実情をより反映した地域算定方式を採用することといたしました。これらの取り組みに加えまして、肥育農家が繁殖部門まで取り組む肉用牛一貫経営を推進するなど、総合的な対策を講じることで、肥育農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（東 憲之介君）〔登壇〕 お答えいたします。

緊急輸送道路等の緊急点検についてであります。熊本地震発生直後、地震対応マニュアルに基づき、震度4以上を観測した県内ほぼ全域で、緊急パトロールを実施しております。なお、震度5弱以上を複数回観測した県北地域においては、落石等が多数発生し、地盤が脆弱になっている可能性があり、余震による落石等のおそれもあることから、5月の補正予算により、道路のり面及び緊急輸送道路の橋梁について、専門家による緊急点検を実施しております。県北以外の地域については、落石等による被害は発生しなかったものの、各事務所に対して、職員及び委託している道路巡視業務によるパトロールの強化を指示し、道路のり面や路面等について、より重点的に安全の確認を行っているところであります。今後、台風シーズンも迎えることから、降雨による災害を防止する観点からも、県下全域の道路の安全確保にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○警察本部長（野口 泰君）〔登壇〕 お答えします。

全国最大の暴力団組織である六代目山口組の

分裂に伴い、本県においても、六代目山口組の傘下組織が分裂し、対立する神戸山口組の傘下組織に移籍しております。その結果、県内の暴力団勢力は、六代目山口組傘下2組織、神戸山口組傘下8組織の合計10組織に再編され、平成28年3月現在、この10組織の構成員等、約180名を把握しております。現在のところ、県内における対立抗争事件の発生は認知しておりませんが、全国の情勢によっては、県内においても同種事案が発生する可能性が排除できないことから、視察・警戒を強化しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

まず、内示差について再質問を行いますけれども、本県経済に大きな影響を与える地方創生やT P P関連の内示差が非常に気になっております。地方創生のトップランナーを目指して、補正予算で国10分の10の地方創生加速化交付金を活用して、さまざまな事業に取り組んでいくと議会に説明しております。そこで、現在把握している分でどれくらい内示差があったのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 地方創生加速化交付金につきましては、22事業、10億9,341万4,000円の申請を行いました。このうち、16事業、7億6,203万2,000円については、国の交付決定を受けましたが、6事業について不採択となるなど、3億3,138万2,000円が減額されたところでございます。

○丸山裕次郎議員 今、答弁にありましたとおり、残念ながら約7割しかついていないという状況であります。地方創生の推進は、本県にとって大きな課題であります。地方創生加速化交付金で不採択になった事業等につきまして

は、必要な財源を確保されるなど、事業の実施にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、平成28年度から創設されました地方創生推進交付金については、これから国に申請されると伺っておりますので、これについても、内示差が生じた場合には、同様に取り組んでいただくことをまず要望しておきたいと思っています。

次に、T P P大筋合意を受けまして、国において、T P P対策として、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などの事業が農業分野で盛り込まれましたけれども、T P P関連予算の農業分野での現在把握している分でどれくらい内示差があるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、国の補正予算で措置されました農業分野のT P P関連対策事業といたしまして、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業などに、補助金約79億円を予定しておりましたけれども、現時点での国からの配分につきましては約45億円で、予算額に対し57%程度、内示差は約34億円という状況でございます。

○丸山裕次郎議員 非常に残念な結果だろうと思います。答弁にありましたように、6割弱、57%しかついていない。本当にこれで宮崎の農業を守って発展させていけるのかと心配しております。隣県の鹿児島県議会の同僚県議に鹿児島県の内示状況を聞いたところ、びっくりする答えが返ってきました。鹿児島県は、T P P関連の農業予算だけで67億円計上しているみたいです。かなりの額の内示があったということです。精査しておりませんので、ここでは金額は申し上げられませんけれども、かなりの額がついているということです。何で宮崎だけこ

んなに少ないんだらうというぐらいの差がついております。わずか6割弱、57%しかついておりません。同じ農業県でありながら大きな差がついて、非常に危惧をしております。なぜこのように予算措置に差が生じたのか、農政水産部長には早急に検証をお願いしておきます。

改めて知事に、総合政策部長、農政水産部長から答弁がありました、地方創生・T P P 関連予算の内示差が大きかったことを踏まえ、今後どのように対応されるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありました、国の財源を獲得しながら取り組んでいく地方創生やT P P 対策、いずれも非常に重要な事業だというふうに考えております。このため、今回、国から内示がなかった事業のうち、例えば、東九州メディカルバレーの海外展開や、農業分野での新たな担い手確保の強化につきましては、厳しい財政状況ではありますが、内容を再整理した上で、今議会に予算補正をお願いしております。地方創生加速化交付金、額自体は九州で2位、全国で7位という状況ではありますが、我々の要望とは差があると。しかも、T P P 関連対策ではかなりの差があるというところをしっかりと重く受けとめる必要があるかと思っております。冒頭お話のありました故丸山裕三先生は、社会教育に大変力を入れておられたわけではありますが、地方創生加速化交付金においても、将来を見据えた人づくりなどの重要な事業はたくさんあるわけでありまして、次の機会に向けて、積極的に財源の確保に向けて取り組んでいくとともに、県議会の先生方を初め、本県選出の国会議員の先生方の力もいただきながら、国に対して引き続き、事業の継続や必要な予算の確保を求めていきたい

と考えております。

○丸山裕次郎議員 予算がなければ前に進まないと思っています。特に、地方創生並びにT P P 関連事業の展開によっては、本県の経済に大きな影響を与えていると思っております。ぜひ知事には、リーダーシップをとって、国のほうに予算確保をしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、特に、T P P 関連予算は27年度補正でしかついていなくて、28年度はまだ別枠で予算はついていない状況であります。28年度は予算はついていない、29年度もどうなるかわからないという状況であると思えます。また、地方創生に関しても、10分の10国が見る予算だったのが、28年度では2分の1しかついていない予算になってきている。来年度、29年度はどうなるのか、地方創生、本当に大丈夫なのかと思っておりますので、しっかりと県選出国會議員とも連携しながら、我々議会も協力していきますので、頑張ってくださいということをお願いしておきます。

今回は、冒頭に話をしましたが、補助公共のことや、地方創生・T P P 農業分野の内示差だけを質問させていただきましたけれども、全ての事業の内示差をできるだけ早く議会に説明していただくことを要望しておきます。これまで県は、2月補正で国庫補助決定により削減しますと、それだけしか説明しておりません。説明不足だと思っております。どうしても予算が確保できず、事業縮小や事業ができなくなった場合には、速やかに議会のほうに説明をいただくことを重ねて要望しておきたいと思っております。

次に、防災対策に関し、再質問を行います。その前に、国土強靱化地域計画に関し、要望申し上げます。壇上からも述べましたとお

り、策定が非常におくれていると思っております。一日も早い策定を要望しておきます。また、他県では、市町村でも国土強靱化地域計画を策定しておりますので、市町村に対しても適切なアドバイスをお願いしておきます。

それでは、防災対策に関して再質問を行います。熊本地震では、大動脈である国道57号で大規模な地すべりが発生しました。私も、高千穂町に住んでいたときよく通っていた道路だけに、非常に驚いております。緒嶋先生から聞いたことでもありますけれども、熊本地震では、報道で取り上げられた以外の多くの国県道で、地すべりにより通行どめになっておりますけれども、広域農道では、地形を生かした形で道路を整備したためか、大きな被害は出ていないということでありました。国県道は、線形や縦断を重視して施工したことと、施工した後、目視による点検しか行ってきていない。しっかりとした科学的根拠に基づくのり面の維持補修をしていなかったためではないかと、私は思っております。宮崎県にも、国道10号・220号など、大動脈の国道・県道が多数あります。道路改良工事を施工するに当たり、地すべりしやすい地層があるということで、地すべり対策としてアンカー工法などで施工した現場が多々あります。アンカーを設置して、その後、しっかりした維持補修ができていないのが現状ではないかと思っております。今後は、アンカー工法等を行ったのり面を重要なり面と位置づけ、橋梁のように定期的に点検を行い、計画的に維持管理を行うべきだと思いますが、県土整備部長の見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 道路の維持管理につきましては、日常的なパトロール等による点検を行い、道路のり面などで異常が確認

された場合には、補修工事を実施しているところでもあります。また、長寿命化を図るため、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、各施設ごとの修繕計画を策定することとなっております。現在、重要構造物である橋梁、トンネルについて優先して計画を策定し、5年に一度、定期点検を行い、必要に応じ維持修繕を行っているところでもあります。お尋ねの道路のり面につきましても、本県の地形が急峻であるため、多くのアンカー工法等が施工されていることから、今後、同様の修繕計画を策定し、計画的な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、アンカー工法等で施工されたのり面だけでなく、テールアルメ工法とかEPS工法など、特殊な工法で施工された箇所もありますので、インフラ長寿命化計画の中に盛り込んでいただき、計画的な維持管理ができるように要望しておきます。

熊本地震では、多くの方々が被災し、避難所に集まり、大変混乱が生じた状況が報道されました。混乱した要因の一つとして、多くの方々が非常持ち出し袋の準備をしていなかったと思っております。本県でも、いつ、どこで大きな災害が起きるかわからない状況ですので、自分の命は自分で守る観点から、非常持ち出し袋運動を積極的に行うべきだと思っておりますけれども、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 災害時に命を守るためには、まず、安全な場所に迅速に避難することが第一でございますが、避難に際し、最低限必要となる食料や水、懐中電灯、こういったものを持ち出すことも大切でございます。そのためには、各家庭で、避難の際に何を持ち出すかについて日ごろから検討し、非

常持ち出し袋を準備しておくことは大変有効であると考えております。県におきましては、家具の固定や避難場所の確認、食料や水等の備蓄など、災害から命を守る備えの必要性について継続的に啓発を行っておりますが、今年度は、新たに、ホームセンターなどと連携し、非常持ち出し袋などの防災用品の展示・販売を行う「備え推進キャンペーン」を実施する予定にしております。今後とも、こうした取り組みを通じて、県民の防災力の向上に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 非常持ち出し袋まで準備していただくのが当たり前かもしれませんが、なかなか簡単にはできない運動かもしれませんので、最低1人1本ペットボトルの水を持つ。例えば、家の中とか職場とか車などにマイペットボトルを置いておく運動も必要であろうと思っております。私自身のことでありますが、今、自宅や車の中に水を置いておくようにしております。自分の命は自分で守るという自助の精神を、市町村や関係団体と連携しながら、啓発活動をまずしっかりとやっていただくことを要望しておきます。

次に、地域福祉・医療の充実について再質問いたします。地域包括ケアシステムで大きな柱である介護予防等の事業が、市町村で取り組まれるようになりました。私は、本県の特質である農林水産業を生かした介護予防事業等ができないかと考えております。一例を挙げますと、小林市野尻町には薬草、ハーブの研究をしている県有施設があります。薬草やハーブは軽く、手作業が多いので、高齢者にとって有益な仕事になり、介護予防になるのではないかと考えております。そこで、市町村が取り組む介護予防事業に関し、県として支援をどのように考えて

いるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 地域包括ケアシステムでは、介護予防によって、高齢者が健康に暮らし続けられるようにすることも非常に重要な課題であります。県内市町村でも、体操教室あるいは認知症予防教室などが行われているところであります。今後、介護予防を充実させていくためには、これらの取り組みはもとより、議員のお話にありました薬草やハーブの手作業の例のように、さまざまな地域資源を生かして、高齢者が生きがいを感じながら活動できる通いの場を提供していくことも重要でありまして、市町村がこうした取り組みを行う場合は、介護保険の地域支援事業を活用できることとなっております。県といたしましては、事業実施に必要な専門職の派遣や、先進事例の紹介などを行っているところであり、今後とも、市町村の介護予防の取り組みに対する支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、地域包括ケアシステムでは、介護保険利用者のサービスの充実を図るための一環として、ケアマネジャーのスキルアップをしていく地域ケア会議を行っていくと聞いておりまして、非常に重要になっていくと思っておりますけれども、県としての地域ケア会議の推進の考え方を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、要介護者に具体的にどのような介護サービスを提供するかを決めるケアプランの作成を行っており、介護保険制度の運営において非常に重要な役割を担っております。また、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議では、個別のケアプランに対して、行政、医療、介護の関係者がアドバイ

スを行うことにより、課題の抽出や対応策の検討、さらにはケアマネジャーのスキルアップにもつなげていくこととされております。このため県では、先進的な取り組みを行っており、安倍総理も視察された埼玉県和光市から、保健福祉担当部長を講師として招きまして、市町村向けのセミナーを開催しました。また、大分県杵築市や国東市を市町村職員と訪問し、地域ケア会議の視察や意見交換を行ったところであります。こうした取り組みにより、引き続き、市町村の地域ケア会議の充実や、ケアマネジャーのさらなるスキルアップを支援してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今、例を出していただきました埼玉県和光市の65歳以上の介護保険料は、4,200円程度に抑えられており、全国並びに我が県と比べまして、1,000円以上も低く抑えられております。財政上も大きく寄与しているのではないかと考えております。和光市のように、介護予防等の事業を市町村が積極的に行う必要があると思います。また、県民の介護予防に対する意識の高まりが必要でありますし、介護に対する意識改革も必要だと思っております。ぜひ、県の市町村への適切な助言と県民への介護予防等についての啓発を、しっかりとお願いしておきたいと思っております。

次に移ります。これまでも地域医療構想については質問させていただいておりますが、改めて質問させていただこうと思っております。地域医療構想に密接に関係する公立病院改革プランを今年度中に策定するよう、総務省から要請があり、各自治体とも、地域医療構想を踏まえた各病院の経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しといった視点で、公立病院の役割の明確化を図るプラン策定を進めよう

としていると聞いております。総務省は、公立病院改革プランを策定する上で、ガイドラインを策定し、市町村が再編・ネットワーク計画を策定する際には、県も積極的に参画するべきと指摘しておりますが、県として、地域医療構想と公立病院改革プランをどのように進めようとしているのか、福祉保健部長並びに総務部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 地域医療構想は、医療介護総合確保推進法の制定によりまして、都道府県が策定することとされた将来の医療提供体制に関する構想でありまして、国が定めた一定の算定方法による必要病床数の推計等を主な内容としております。構想策定後は、構想区域ごとに開催いたします地域医療構想調整会議におきまして、構想で示された必要病床数などを参考にしながら、公立病院も含めた各医療機関の地域での役割や連携のあり方等について、具体的な協議が行われることとなりますので、地域医療の確保を図る観点から、県として必要な支援等に努めてまいりたいと考えております。

○総務部長(桑山秀彦君) 公立病院改革プランでございますが、公立病院が安定した経営のもとで、地域に必要な医療機能を担えるように、地域医療構想を踏まえた公立病院の役割の明確化や経営の効率化等について定めることとされております。現在、県では、情報提供や研修会の開催に加えまして、実際に公立病院を訪問しての助言等を行うなど、市町村への支援を行っているところでございます。今後とも、実効性のあるプランが策定されますよう、関係部局と連携を十分図りながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 地域医療構想はことしじゅ

うに策定される予定ですけれども、人口減少を考慮した場合、全体的には恐らく約3割の病床が削減されるのではないかと考えております。また、答弁にありましたように、その後は、二次医療圏ごとに開催される地域医療調整会議で具体的に進められることになっており、大変重要な調整会議になると考えております。調整会議で具体的に、どの病院の病床を削減するかという議論を行っていくことになるのではないかと考えております。恐らく大きく注視されるのが公立病院ではないかと考えております。公立病院改革プランには、公立病院の再編・ネットワーク化が不可欠だと私は考えております。県には、地域医療調整会議に積極的にかかわっていただき、どの地域に住んでも安心して医療が受けられる体制づくりになる調整会議にさせていただくことを要望しておきます。

次に、畜産振興について再質問を行います。ことしの2月から4月にかけて、子牛の異常産がふえたという声を聞き、地元の共済組合に行き、獣医師が確認した分でも、2月は、前年と比較すると10頭以上多く発生しておることとありました。獣医師が確認しているのは、240日後のいわゆる保険適用の実態であります。240日前に流産した場合も数多く発生している可能性があり、異常産は氷山の一角ではないかと考えております。生産性向上として県が掲げている1年1産を実現するためにも、早急な対応が必要だと考えています。また、これまでにない新しいウイルスが蚊を媒体として異常産が出ているのではと、畜産農家から不安の声を聞いております。獣医師からは、台風と一緒にウイルスを運んできている可能性があり、ことしも8月前後の時期に、蚊により拡散が起こり得るので、何らかの対策が必要という話を伺

いました。ぜひ、ことしの夏に向けて、畜産農家、関係団体と連携する必要があると考えています。そこで、県の子牛の異常産に対する認識と対応状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県内の牛飼養農場におきまして、ことしに入り、生まれた子牛が虚弱や体形異常を示す、いわゆる異常産の増加が確認されておりまして、このことは、南九州の隣県においても同様の傾向があるとの情報を得ているところであります。本県が毎年実施しておりますウイルスの動向調査や、異常が見られた子牛の検査結果から、これらの原因の一つとして、異常産を引き起こすと言われておりますシャモンダウイルスの関与が考えられているところであります。このため、県といたしましては、国や関係機関への情報提供や、検査を継続いたしますとともに、畜産農家にチラシを配付するなどして、議員御指摘のように、特に夏、ウイルスを媒介する蚊などが生息しにくい環境整備の指導・啓発に努めていく必要があると考えておるところであります。議員御指摘のとおり、家畜の生産性向上のために、異常産の防止は非常に重要な課題であるというふうに考えております。他の病原性の高いウイルス性の異常産につきましても、ワクチン接種を推進するなど、引き続き、衛生指導に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 異常産の原因が新しいウイルスと確定されても、薬品メーカーがワクチンを製造するには5～6年かかると言われております。国等の関係団体と連携して、一日も早く原因究明をお願いしたいと考えておりますし、また、蚊が媒体と言われているので、蚊の対策もしっかりとお願いしておきたいと

思っております。

次に、安全・安心な県づくりについて再質問いたします。警察本部長の答弁がありましたとおり、本県においても、山口組分裂により、県内で構成している暴力団の構図も2つに分裂しているようです。分裂抗争の激化により宮崎でも起こり得ると考えております。抗争事案が起きた場合、特に暴力団事務所の近隣住民は暴力団同士の抗争に巻き込まれる可能性があり、大変懸念しております。そこで、資金源排除も含め、暴力団排除活動について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 暴力団の弱体化・壊滅は、警察による取り組みのみではなし遂げられず、社会全体における暴力団排除活動が不可欠であります。そこで警察では、各関係機関等と緊密に連携し、総合的な暴力団排除に関する取り組みを実施しております。その取り組みとしましては、広報啓発活動や住民の自主的な活動の支援、行政機関や企業と協力・連携した各種暴排活動であります。特に暴力団の資金源を遮断するため、行政機関にあっては、警察と協定を締結し、あらゆる事務事業からの暴力団及び関係企業等の介入を排除し、また、企業にあっては、取引約款や契約書等に暴力団排除条項の導入を図ることで、各種契約からの暴力団排除を推進しております。今後とも、宮崎県暴力追放センターや県弁護士会等と連携し、積極的な暴力団排除活動を推進してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県民に不安を与えている暴走族の状況について、警察本部長にお伺いいたします。報道等でも取り上げられた、宮崎市内の違法改造バイクによる騒音まき散らし行為は、近隣住民や沿道利用者に不安を与えており

ます。観光立県を目指す本県にとっても、非常にマイナスの面があると思います。そこで、暴走行為等で県民に不安を与えている暴走族等の現状と、昨年の検挙状況をお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 現在、県内には暴走族グループはありませんが、過去に暴走行為を行ったり、暴走行為を行うおそれのある者として、100数十人を確認しております。また、暴走族グループではありませんが、主として改造した旧型の四輪車や二輪車を運転する「旧車會」と呼ばれている集団に対しても、関心を持って指導取り締まりを行っております。これら、県民の安全・安心を脅かすおそれのある者に対し、徹底した取り締まりを実施しているところであり、平成27年中は、共同危険行為等の禁止や整備不良などの道路交通法違反で、逮捕者約20人を含む、約300人を検挙しております。今後も、暴走行為に対しては、各種法令を適用して徹底した取り締まりを推進してまいります。

○丸山裕次郎議員 他県では、道路交通法では取り締まれない道路以外の場所での暴走行為や空吹かしなどの迷惑行為を行う者に対して、罰則を含む暴走族追放条例を制定しております。そこで、本県でも、県民の安全・安心を確保するため、暴走族追放条例が必要だと思いますけれども、県内の市町村の策定状況も踏まえ、総合政策部長に見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 県では、知事を本部長とします宮崎県交通安全対策推進本部において、交通安全計画を踏まえ、暴走運転根絶のための啓発活動や、指導取り締まりの推進等の取り組みを実施しております。御質問の暴走族追放条例につきましては、暴走族の活動が活発でありました平成12年を中心に、宮崎市を

初め4市9町で制定され、各自治体、県警を初め、関係機関・団体の取り組みによりまして、暴走行為による検挙数は減少傾向にございます。また、暴走族グループについては、他県では依然として存在しておりますけれども、本県では把握されたグループはありませんこと等から、現状では、県内全域を対象とします条例の制定については、検討は行っておりません。県といたしましては、引き続き、暴走運転の根絶はもとより、高齢者や子供など、交通弱者に対する交通安全の確保に努め、安全で安心な社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 県民の安全・安心のためにも、暴力団排除、暴走運転の根絶は必要ですので、県当局、県警察本部にはさらなる努力をお願いしておきます。

視覚障がい者が安心して安全に歩けるように、歩道に点字ブロックを県内各地に設置しております。私もこれまで余り気にしていなかったのですが、地元の視覚障がい者の方から、小林市内の点字ブロック設置状況は統一感がなく、歩きにくいだけでなく間違っただけでなく、また設置されてから年数がたっているため、弱視の方にとっては見えにくくなっている、景観に配慮したため同色になっているのでわかりづらいということを、現地で確認することができました。小林土木事務所に点字ブロックの改修等についてお願いしたところ、早急に対応していただけるようになりましたけれども、県内でも多くの点字ブロックが設置されていると思っております。そこで、維持管理が必要と思っておりますけれども、県土整備部長に見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 点字ブロッ

クの設置につきましては、視覚障がい者等の安全性を確保する上で大変重要でありますことから、人口が集中する市街地の駅やバス停、官公庁、福祉施設等の周辺道路について、整備を進めてきたところであります。現在、点字ブロックの施工につきましては、平成12年に制定された交通バリアフリー法において、視覚障がい者誘導用ブロックに関する規定が定められ、これに基づき整備を進めておりますが、法制定の前後で、点字ブロックの形状や配列等のばらつきが見られるとともに、経年劣化による色あせや摩耗等により、改善箇所が増加しております。このため今年度より、視覚障がい者等の皆様の御意見を伺いながら、現状調査を実施した上で修繕計画を策定し、関係機関と連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 障がい者の方々も安全・安心して暮らしていくために、点字ブロックの維持管理を要望しておきます。

最後に、教育行政について質問します。

どこに住んでいても同じ教育を受けられるように、現在、市町村立小中学校の教員・学校事務員の人事権を県が担っております。子供の教育を重視して、県が教員の人事権を担っているのはある程度理解できますけれども、学校事務員まで人事権を担っているのは、多少違和感を感じております。教育委員会では、幅広く見識を担う観点から、学校事務員の採用を平成10年から廃止しておりましたが、今年度から、県職員採用職員の中から、本人の希望があれば、学校事務職採用を復活するとのこととあります。学校事務員採用を復活する意義について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 教育をめぐる社会情

勢の変化に伴いまして、学校事務職員には、学校教育における課題解決や地域との連携など、学校経営に一層深くかかわることが求められておりまして、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材の確保が大変重要になってきております。現在、知事部局からの出向者の増加により、さまざまな職務経験を持った人材の確保が図られ、学校現場の活性化等に効果が見られております。しかしながら一方で、学校事務に精通した職員が減少し、長期的な視点で学校の課題解決や事務の改善等に取り組む人材の確保・育成が課題となっているところであります。このため来年度から、主に学校や教育委員会事務局で勤務し、教育行政の核となる職員を採用することにより、学校教育のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 私も学校事務の重要性は理解しておりますけれども、県職員が市町村に出向してまで行うことに関しては、先ほど述べましたように、違和感を感じており、よりよき教育環境をつくるためには、地元密着型として、市町村職員が市町村立学校の事務を担ったほうがベストだと思っております。市町村職員が事務をすることで、各市町村に定住することになり、地方創生、特に郡部の人口減少策につながるのではないかと考えております。事務職員の経費が、国庫補助の関係や教員との関係などでさまざまな課題があることは理解しておりますが、真の教育を行うためにも、宮崎からの新たな地方創生の観点から、市町村や国と連携、協議していただくことを強く要望しておきます。

質問の冒頭にカラーの話をしていただきましたけれども、今、舛添都知事が連日報道され、政治家の気質が問われているのではないかと考えています。都議会がどうなるのか、

大変気になるところではありますが、私自身としては、カラーの花言葉のごとく、華麗なる美の政治が今、求められているのではないかと考えております。カラーの花のごとく、清楚できれいな花が一輪ずつ花開くように政治に邁進することをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、島田俊光議員。

○島田俊光議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。串間市選出の自由民主党、島田でございます。

それでは、通告に従って質問させていただきますが、その前に、北海道の襟裳岬の緑化運動に一生をささげられた飯田常雄さんを紹介させていただきたいと思っております。飯田さんは、昭和28年5月、24歳のときに、風が強い襟裳の海岸線で、砂が飛散して襟裳の海を真っ赤に染めて昆布漁ができない状況を考えて、緑化運動に邁進された方でございます。森進一さんが襟裳は何もないところと歌っているように、当時は荒野の状態であったそうです。それから牧草、クロマツの植栽を始めましたが、うまく育たず、昭和45年に北海道大学の東三郎教授を頼り、襟裳の状況と今までの経緯を説明して、指導を受けて、排水処理、そして保水対策などを行い、試行錯誤の中で努力をされまして、緑の回復をなされた方でございます。40年という長い歳月をかけて努力されたわけでございますが、平成4年に後継者に継承されたそうでございます。

「リーダーは、強い信念と勇気を持って、目的をなし遂げる強い心と強靱な体力を持つことだ」というくだりがありました。本当にリーダーたる者は大変なことだろうと思いますが、知事もこのとおりに頑張っていたいただきたいと思います。

ております。

一方、森林は、一度崩壊すると、長い年月をかけなければ、緑、つまり人間の生活環境は守れないということを教えていただいたわけでございます。そこで、知事に2点ほど質問させていただきます。

1点目でございますが、知事の政策提案の中で、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」、果敢に挑戦とありますが、私も一番共感を持ったところでございます。今後は、県内それぞれの地域資源を活用し、県内の各地域が活性化していくことが重要であり、知事が応援してくれることで活性化が図られるものと考えています。そこで知事に、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」とするために、県内各地区の活性化をしていくことが重要だと思っておりますが、今後どのように地域活性化に取り組まれていくのか、お伺いしたいと思っております。

もう一点は、防災対策でございます。本県は、南海トラフ地震が発生した場合、大規模な津波被害も予想されており、最悪の場合、県全体で死者が3万5,000人、住宅も8万9,000棟が全壊すると想定されております。熊本地震で明らかになってきたさまざまな課題を検証し、改めてしっかり取り組んでいく必要があると思っておりますが、南海トラフ地震に対して、県としてどのような対策に取り組んでいくのか、知事にお伺いしたいと思っております。

次に、内田副知事に、東九州自動車道についてお伺いしたいと思っております。本日は串間から、女性の会の皆さん方、幹部の方たちが応援に駆けつけていただいております。今回の自動車道の事業化については、残念ながら油津一串間一夏井間が外れているわけでございます。新規事業化に向けて、副知事からしっかりとこの

説明をしていただきたいと思います。来ていただいたわけでございます。どうかその点、明確な説明をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問はこれで終わりました。残りは質問者席からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)
[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、地域活性化の取り組みについてであります。県内各地域を活性化するために、これまで、フードビジネスの推進や本県産業のグローバル化、「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」などとともに、その基盤となります高速道路など総合交通網の整備にも取り組んでまいりました。その結果、キャビアなどの新たな商品の開発でありますとか、カンショや養殖ブリなど海外への販路の開拓、また、大型クルーズ船の寄港などによるインバウンドの拡大や、世界農業遺産の認定などの成果が出てきているところであります。今後は、これらの成果をさらに県全体に広げていくため、魅力ある観光地づくり——都井岬などもそういう観光地であります——、各地域の農林水産物の一層の高付加価値化を加速化しますとともに、日本農業遺産など地域の特徴を生かした取り組みを拡大することも必要だと考えております。今後とも、高速道路など交通基盤の整備を進めますとともに、市町村等と連携をしながら、十分に活用されていない地域の資源を磨き上げ、県内全域の一層の活性化に取り組み、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策についてであります。本県では、大きな被害が見込まれる南海ト

ラフ地震を想定しまして、地震減災計画の見直しを行い、県民の備えの充実や津波避難施設の建設など、ハード・ソフト両面から、被害を最小限に抑えるための対策を実施しております。また、平成25年度から、南海トラフ地震を想定した実践的な総合防災訓練を実施しております。防災関係機関との連携体制の構築に取り組みますとともに、本年3月には、国などが行います救助・消火活動や医療活動、物資・燃料などの人的・物的支援を円滑に受け入れるための実施計画を策定したところであります。今後は、熊本地震を踏まえまして、市町村や関係機関等と連携をしながら、支援の受け入れなどのマニュアル整備などを進め、本県の災害対応能力のさらなる強化に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（内田欽也君）〔登壇〕 お答えいたします。

東九州自動車道の県南区間についてであります。大変厳しい財政状況の中、今年度、高規格幹線道路で新規事業化されましたのは全国で7カ所であり、そのうちの1つに東九州自動車道の県南区間、日南一油津間などが含まれました。これは、県議会を初め、地域の皆様方、県などがさまざまな活動を重ねた結果であり、東九州全体にさらに活力と魅力をもたらす基盤整備に向けた大きな一歩であると考えております。

油津一串間一夏井間につきましては、構造物が連続する区間でありますので、国で調査や設計、コスト縮減などの技術的検討を実施すると聞いております。また、開通直後からストック効果を発揮させるための取り組みを、地域の皆様方とともに進めることも重要であります。このような取り組みや国への要望活動を積極的に

進め、東九州自動車道の県南区間の事業化が実現するよう、引き続き全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○島田俊光議員 ありがとうございます。この東九州自動車道は、串間の女性の方たちが知事、副知事とともに努力されたわけですから、ぜひとも、串間を抜かずに、最初から串間をやっていただきたかったんですが、今、副知事が言われたように、必ず達成するようにしていただきたいと思います。

また、知事の防災計画につきましては、やっぱり災害が出たときには、早急に緊急対策をしていかなければならない点があります。その点には、やはり資材の仮置き場とか場所の設定もしていかなければならないと思いますので、どうぞ対策に油断のないように、よろしく願いしたいと思います。

次に、奨学金制度についてお伺いしたいと思います。本県は、高校や大学を卒業した若者が県外へ流出する傾向にあります。このままでは、担い手不足になり、本県経済が縮小していくのではないかと非常に危惧をいたしております。奨学金制度につきましては、学生の負担軽減につながる大変ありがたい制度であり、また、奨学金を利用できる学生というのは優秀であります。こういった人材の県外流出を防ぐためにも、県内に就職した場合には奨学金の返還を支援するなど、県内への就職を促すような対策が必要ではないかと考えているわけでございます。そこで、県内の産業人材の確保・定着を図るために、奨学金を返済している優秀な若者を支援することが有効ではないかと考えておりますが、総合政策部長の認識をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○総合政策部長（永山英也君） 地方創生に取

り組む中、若者の確保・定着を図り、地域産業の中核的な人材を育成することは喫緊の課題であり、そのためには学生の県内への就職を促進することが重要であります。奨学金につきましては、国において、地元への就職を希望する学生を対象に無利子奨学金の貸与枠が拡充され、地元産業界とともに奨学金返還の支援に取り組む際には、必要な財政措置も講じられることとなったところであります。県といたしましても、お話にありましたように、奨学金を返済している優秀な若者に対する支援につきましては、若者の定着と人材の確保を図る上で重要な視点であると考えております。本年4月に産学金労官が連携をして、産業人財の育成を進めていきますプラットフォームを設立いたしました。今後、産業界等の御意見も十分に踏まえながら、奨学金返還支援制度について、その必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。せっかく育てた学生、担い手、優秀な人材を県外に就職させるというのはもったいないような気がします。また、県外の方に対しましてもそのようなことができれば、県内就職というのができるんじゃないかと思っておりますので、対策をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、高校生の県内就職についてお伺ひいたします。昨年発表された本県の高校生の県内就職率は54%と非常に低く、全国最下位であります。企業に伺ひますと、育てる余裕がないということで、高校生の採用を見合わせているところも少なくないということでございます。こういう企業の採用意欲を高めるためには、新人研修等、手厚く指導する企業に対する支援が必要ではないかと考えております。そこで、高校生

の県内就職を促進するため、高卒者を採用して人材育成を行う企業に対して、どのような支援対策があるのか、商工観光労働部長に伺ひたいと思っております。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 高校生の県内就職を促進するためには、県内企業の魅力を高校生に伝える取り組みとあわせまして、企業内における人材育成の推進など、受け入れ体制の整備を図ることが重要であると考えております。御質問の若手職員の人材育成に取り組む企業に対する支援策といたしましては、研修に必要な経費や、受講する社員の賃金の一部を助成する、国のキャリア形成促進助成金がございますので、労働局とも連携し、県内企業への普及促進に取り組んでいるところでございます。また、中小零細企業におきましては、企業単独での人材育成のための研修実施が、体制等の関係から困難なところもございますので、県、職業能力開発協会、商工団体におきまして、それぞれ複数の企業の新入社員を対象とした集合研修を実施しているところでございます。これらの取り組みは、高校生の県内就職の促進だけではなくて、定着率の向上にもつながるものがありますので、今後とも、労働局や経済団体等とも連携し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。若い労働人口というのは一番必要ではないかと思っております。企業に対しましても、生産原価を落とすためには、やはり若い力が必要でございますので、どうか県内企業との連携をしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、県内の検疫体制について伺ひたいと思っております。近年、本県も国際化が進展しております。航空関係では、昨年3月に香港便が就航し

て、現在は3カ国・地域と結ばれ、宮崎空港の昨年度の国際線利用者数が10万人を超えました。今後も、より一層の国際化や観光需要が増すことが大変重要であります。そのためにもしっかりとした検疫体制は必須ではなかろうかと考えております。そこで、外国人観光客が増加する中、県内の検疫体制はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(永山英也君) 県内におきましては、宮崎空港及び細島港が検疫空港、検疫港としてそれぞれ指定されておまして、国際定期便の到着時や外国クルーズ船が寄港する際には、厚生労働省において検疫体制を整え対応いただいております。油津港、宮崎港は検疫港ではないため、国内の他の検疫港に寄港し、検疫を受けた後に寄港するという形になっております。本県のグローバル化を進めていく上で、検疫を初めとしますC I Q体制の整備・充実是非常に重要な課題でございます。今後とも、その充実等に取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。最近、ウイルスというのを非常に心配いたしております。ジカ熱等も原因がわからないような状況にあるわけですから、検疫体制というのは一番必要じゃないかと思っておりますので、対策をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育士の処遇改善について伺います。人口減少社会が到来する中、これからの本県、我が国の未来は、将来を担う子供たちの活躍が大きな鍵を握っていると言っても過言ではないと思っております。特に重要な時期である幼児期に多くの時間触れ合う保育士は、子供たちにとってはかけがえのない存在であろうかと思っております。保育士の方々に、よりよい処遇、特に給与面で

報いていくことで、よい子供たちが育ち、そのことが、これからの宮崎をつくっていくこと、よい子が育つことの要因ではないかと思っております。そこで、保育士の給与面での処遇改善をさらに図っていく必要があると思っておりますが、この点について福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 保育士の給与面での処遇につきましては、平成25年度から26年度にかけて、国の補助事業を活用し、その改善に取り組んでおりますが、昨年度も、市町村を通して保育所等へ給付する運営経費の中で、給与改善のための加算措置を行ったところであります。さらに、先般閣議決定されました「ニッポン一億総活躍プラン」におきまして、保育人材確保のための総合的な対策を図ることとされております。その中で、保育士のさらなる給与の改善策が示されているところであります。県といたしましては、このような国の動向を踏まえ、保育士の処遇改善に向け、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。少子高齢化ということで、子供を育てなければならないわけでございます。保育士の仕事というのは、これから一番重要になってくると思っておりますが、安心して子供を育てられるような対策をしていかなければならないということであれば、やっぱり保育士の確保というのが必要になってきます。これは経営者との話し合いも必要でございますが、対応していただきたいと思っております。

次に、介護職員の処遇改善について伺います。団塊の世代が全て75歳以上になり後期高齢者が増加する、いわゆる2025年問題につきましては、全国では約38万人、本県では約4,000人の

介護人材が不足すると推計されております。介護人材の確保は喫緊の課題であります。こうした傾向の背景には、介護の仕事が、高い専門性が必要な業種であるにもかかわらず低賃金であることに加えて、人が嫌がる排せつ処理なども行わなければならない、夜勤など身体負担が重いという実態があると考えております。そこで、介護人材を確保するためには、例えば介護福祉士の資格を持つ職員に手当をつけるなど、介護職員の処遇を改善すべきと考えております。福祉保健部長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 介護職員の賃金につきましては、国及び関係機関の調査によりますと、平成26年の本県の介護職員の所定内賃金は、月給の場合で19万749円となっております。全産業労働者の約8割となっております。県といたしましては、介護福祉士を含む介護職員自身の処遇の改善と、人材確保・定着の観点から、少しでもこの状況が改善されるよう、手当を含め、介護職員の収入アップに直接つながる処遇改善加算制度のさらなる活用について、今後とも関係団体等へ働きかけてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げました保育士と同様に、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、介護職員のさらなる処遇改善の方向性が示されているところでありますので、県といたしましては、今後、国の動向を注視するとともに、的確に対応してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。このことにつきましては、前回もお願いしましたが、本当に喫緊の課題だろうと思っております。介護士がいなければ、早く募集して、介護士が働けるような条件整備を今後とも進めていただきたい

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢者の健康寿命の延伸のための生きがい対策について伺いたいと思っております。先ほど申しましたとおり、高齢者の増加に伴い、施設の不足や介護職員の確保等が課題となっているところでございます。一方で、高齢者が健康でい続けること、元気な高齢者をふやしていくことが大変重要ではなからうかと思っております。そこで、県において、健康寿命の延伸のために、老人クラブやサークルなどに参加していない高齢者の趣味などの生きがい対策に、今後どう取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 高齢者が長年培ってこられた知識や経験を生かし社会に参画されることは、自身の健康維持や生きがいづくりに大変重要であると考えております。このため、県におきましては、NPO等の活動を体験する中で、自分に合った活動を見出すきっかけとなるシニアインターンシップ事業や、子育て・孫育てのボランティアを養成するための講座などを実施しております。また、住民に身近な市町村の生涯学習担当部署や社会福祉協議会等によっては、高齢者がみずからの活動の場を選択できるよう、NPOやボランティアの活動を紹介するガイドブックを配布しているところもあります。県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、高齢者の健康維持、生きがい対策に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。シルバータウンとまではいかななくても、宮崎ひなたという暮らしよい宮崎県ということであれば、健康社会に伴った対策をとるべきであろうかと

思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

次に、農業労働力不足の対策についてお伺ひします。農村人口の減少が危惧される中、農家も高齢化が進んでおり、このままでは農業の先行きが危ぶまれるのではないかと考えております。畜産では、農家が互いに支援する肉用牛や酪農のヘルパー組織があり、飼料作物の収穫などを受託しておりますが、作業従事者を確保することが困難ということでございます。なかなかうまくいっていないようでございます。今後、畜産、施設園芸などの産地を維持し拡大していくためには、ヘルパー制度を初めとする地域内の労働力不足を補完するシステムづくりが重要だと考えておりますが、本県農業におけるヘルパー制度の取り組みの状況、労働力不足の対策について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県では、肉用牛や酪農で現在30のヘルパー組織があり、飼養管理や飼料生産等を農場主等にかかわって行うことで、農家の休日確保等に効果を発揮しているところであります。さらに、農家の規模拡大に向けては、外部化や分業化による、より効率的な作業支援体系を構築するため、コントラクターの育成やキャトルセンター等の拠点整備に努めているところであります。一方、高齢化が進む中で、園芸では、特に収穫等で作業が集中する時期に、労働力を地域内で安定確保していく仕組みづくりが必要だと考えているところであります。このため、県では昨年度から、地域内の露地や施設栽培、加工場等を組み合わせて、熟練労働者を周年雇用しながら農家をサポートする「援農隊」の育成に、県内の3つの地域でモデル的に取り組んでいるところであります。

す。今後とも、地域の課題や実態を踏まえた組織づくりを支援し、このモデルを全県下に広げていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。食の安全は宮崎が一番確立されているわけでございますから、この宮崎の食料を全国に配送しなければならない、また供給しなければならないと思っております。マンゴー農家の家内労働でやっている人が、じいちゃんがきつくなって、じいちゃん、ばあちゃんがやめるということで、息子に任せたわけですが、じいちゃん、ばあちゃんはゲートボールに一生懸命励んでいるわけです。そういう状況もあるわけでございます。しかしながら、それは別として、この労働力の不足というのは大変これからも危惧される場所ですので、対策を講じていただきたいと思います。

次に、家畜防疫についてお伺ひします。平成22年の口蹄疫の発生により、県内の約30万頭もの家畜の命が犠牲となり、その被害は、畜産業ばかりではなく、県内経済にも大きな影響を与えました。口蹄疫発生前の90%まで飼養頭数が回復するなど、関係者が一丸となって再生と復興に取り組み、着実に成果を出されていることに敬意を表したいと思います。

一方、近隣諸国では依然として口蹄疫の発生があり、県内で口蹄疫が再び起こるのではないかと、不安が拭えないわけでございます。発生した場合の被害は、本県畜産に壊滅的な打撃を与えると考えております。口蹄疫の発生から6年が経過し、今後の防疫意識の低下を懸念することから、県として、口蹄疫をもう二度と起こさないためにどのような取り組みを行っているのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 口蹄疫を二度と起こさない、これは発生県としての本県の責務である、そのように考えております。そのような思いのもと、県では、「水際防疫」「地域防疫」「農場防疫」、さらには、万が一の発生に備えた「迅速な防疫措置」を4つの柱として防疫の強化に取り組んでいるところであります。議員御指摘のとおり、防疫意識を維持していくことは極めて重要なことであると考えます。そこで、県といたしましては、かなめとなる農場防疫につきまして、昨年から家畜防疫員による農場巡回を強化し、消毒の実施や関係者以外の立入制限など、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しているところであります。また、防疫演習では、大規模農場や複数農場での同時発生を想定するなど、より実践的に取り組んでいるところであります。さらに、県民の皆様に対しましても、パネル展示やマスコミ等を通じた情報発信に取り組むなど、家畜防疫の重要性について知っていただく活動、周知を行っているところであります。御指摘にありましたように、現在、近隣諸国においては口蹄疫の発生が継続しております。そのことから、引き続き市町村や関係団体と連携しながら、一層の防疫強化に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。家畜農家を回ると、しっかりとした防疫体制はされているわけですが、家庭内の交流人口のことを心配しているわけです。やっぱり県民一丸となって防疫体制というのはするべきだろうと思いますので、県民に周知徹底するというのも必要ではないかと思ってお伺いしたわけですが、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、水産業についてお伺いいたします。近

年の漁業経営は、水産資源の減少や燃油価格の高どまりによる操業コストの増大など、厳しい状況が続いております。それに伴って漁業経営体や就業者の減少が加速しております。漁業就業者を確保し維持するためには、収益性の高い漁業経営が行われるよう漁業者をサポートすることが必要であり、資源の回復の取り組みとともに、魚の価格が安定することが重要ではないかと考えております。本県においては、カツオや養殖ブリなどは比較的価格が安定しておりますが、魚の種類によっては、時に収益上厳しいほどの安値で取引されている実態があります。本県の水産業を将来にわたって持続可能なものにしていくため、いわゆるもうかる水産業を構築して漁業者の所得を高めていくためには、こういった魚についても高く売っていくような販売力を持つことが不可欠であろうかと考えております。そこで今回、議会に提出されております「宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）」（案）の中で、漁業者の所得向上を図るため、水産物の販売力を強化する、取り組んでいかれるということがあります。農政水産部長にお伺いしたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今回の水産業・漁村振興長期計画の改定では、持続可能な水産業・漁村の構築を目標としておりまして、その中でも、漁業者の所得向上は最優先の課題であると認識をしております。このため、本計画において、マーケットニーズに応える商品づくりと販売拡大により、漁業者の収入増を促す体制の構築を重点プロジェクトとして進めることとしております。具体的には、県、業界団体、加工業者等で構成いたします「県産水産物販売促進会議」を新たに設置し、販売戦略に基づき、県漁連が比較的安値で取引されている水産

物を買取り、加工業者等と連携して、マーケットニーズに対応した商品づくりを進める取り組みに着手したいと考えているところであります。県といたしましては、今後とも、漁業関係者一丸となって水産物の品質向上や販路拡大に努め、もうかる水産業の実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。漁業関係者は、やはり経営が安定しなければ、担い手も少なくなるし、漁業する人がいなくなるということがあります。長期ビジョンでございますから、ここはしっかりと対応していただきたいと思っております。

次に、大径材を初めとする県産材の利用拡大についてお伺いいたします。全国的には、人口減少に伴い住宅着工戸数の減少や木材需要の縮小が危惧されておりますが、国においては、ありとあらゆる用途で木材の利活用を図る方針を発表いたしております。例えば、今回、西諸県農林振興局管内の森林土木の現場で、治山施設整備として、住宅にすれば40坪ほどの資材だそうですが、30立方ほどの木材が使われているということでございます。特に、本県においては多くの山林が伐期を迎えている中、大径材の利活用が課題となっております。住宅に限らず、さまざまな用途で活用していく必要があるかと考えておりますが、今後ますます増加してくる大径材につきまして、今申しましたように、治山事業などの森林土木資材やビルの内装など、その用途を広げるため県としてどのように取り組むのか、環境森林部長にお伺いしたいと思っております。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県では、庁内にグリーン公共事業推進部会を設置しまして、公共事業を所管する部局で情報を共有しながら

ら、県発注事業における県産材の利用を進めているところであります。このうち森林土木事業では、治山ダムの型枠や林道ののり面保護工に大径材を採用するなどの取り組みを進めています。また、ビルなどの内装材としての利用につきましては、本年度、内装や家具の設計・施工などに関係する企業とともに、大径材を含む県産材の都市部における活用方策を検討することにしております。さらに、今回の補正予算で提案している事業ですが、木材利用技術センターで、本年度から5年間、国の森林総合研究所を初めとする全国12の研究機関とともに、国産の大径材の利用拡大に向けた共同研究プロジェクトにも取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。今、大径材につきましては、CLT工法にも使っているわけでございますが、昨年、部長にお願いして、今さまざまところで使っているわけでございます。しかしながら、増大していく量に対して消費量が少ないということでございますので、今後ともしっかりと対応していただきたいと思っております。

次に、森林鳥獣被害対策について伺います。近年、鹿、イノシシなどが住宅地まで出没するなど、人の生活圏との距離が近くなってきております。このような中で、野生鳥獣が生息している森林につきましても、人工林の被害額は、平成26年度には約4,700万円とのことでございます。県ではさまざまな対策もされているようですが、林地の境界に鹿、イノシシなどが入らないような間隔で杉、あるいはまた広葉樹等を密植すれば、防護柵の代用になるのではないかと考えを持っております。そこで、そのことを含めて、野生鳥獣による森林の被害対策につき

まして、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 野生鳥獣による森林の被害対策につきましては、短期的に実施する人工林被害対策と、中長期的な視点に立った生息環境対策の2つがございます。このうち人工林被害対策では、造林地への鹿等の侵入を防止するために、昨年度は県内全域で約600キロメートルの防護柵を設置しました。また、生息環境対策では、約180ヘクタールで広葉樹を植栽しまして、野生鳥獣の生息の場となる多様な森林づくりに取り組んだところであります。なお、両方の対策とも、今年度も昨年度と同程度の事業量を予定しているところであります。

さらに、ただいま御提案のあったことにつきましては、鳥獣被害対策支援センターを中心として、効果的な実施方法などを調査研究しながら、より有効な鳥獣被害対策が進められるように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。この鹿対策、鳥獣被害というものは、環境森林部だけではなく農政のほうとも協議しなければならない問題だろうと思います。毎年10億近い経費が要るわけでございますが、被害に遭って、また防護柵をつくらなければならない、同じようなことを何年も繰り返さなければならないということは、やはりこれは改善すべきじゃないかと考えているわけでございます。したがって、防護柵、生け垣のような対策を行えば、成長の過程の中でそれが半分に軽減するんじゃないかと思って質問したわけでございます。さらに、早生樹も部長が取り組んでいただきまして、今までは木材は40年しないと金にならなかったけれども、15年から20年で金になるような対策、新たな事業の開拓をしていただきまし

た。知事が言っている、挑戦だけじゃなく、果敢に挑戦ということであれば、やっぱりこれも改善すべきじゃないかと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、森林経営計画についてお伺いします。森林経営計画は、森林法に基づき、森林所有者等が適正な植栽や伐採など5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受けるものであります。1団地の伐採面積が20ヘクタール以内に制限されております。伐採後の問題は、跡地対策として、森林経営計画に沿った伐採と計画的な再造林を推進しなければなりません。環境悪化は防げないと思います。そのためにも森林経営計画の作成は推進すべきと考えますが、森林経営計画の作成促進に向けた県の取り組み状況を、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 議員がおっしゃいましたように、森林経営計画が作成された森林では、適正な伐採と造林が行われています。さらに、土砂流出防止などの公益的機能も維持されますことから、この計画の作成を進めるということは大変重要であると考えております。現在、県では、森林組合が森林所有者に対して行います、計画への参加の働きかけや取りまとめなどの活動を支援しているところです。また、計画作成の進んでいない地域では、市町村や森林組合と連携をしまして、座談会の開催や計画の作成指導も行っており、こういったことを通じて、森林経営計画の作成促進を図ってまいりたいと存じます。

○島田俊光議員 ありがとうございます。このことは、将来、森林経営計画がしっかりと作成されれば資源構成表もできるわけですから、我々が求めている森林環境税、資源構成表がで

きなければ、具体的にどれだけの公益的機能を発揮するんだというのが明確にならないと思います。したがって、これは急ぐべきではないかと思っておりますが、今、なかなかこの計画がなされていないというのが現状でございますが、やはりこれは強力で進めていくべきではないかと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、伐採跡地対策について伺います。先ほど申しましたように、大規模面積の伐採がふえてきて、伐採跡地に集積した枝葉が土場などに放置されている箇所も見受けられます。放置された枝葉等は林地崩壊の一因ともなり、林地崩壊が発生すると、河川に土砂が流れ込み、濁水の原因となるおそれがあります。伐採業者間で伐採跡地の片づけ作業などには格差が見られることから、伐採跡地の枝葉等の流出防止対策については、市町村による指導が必要と考えます。県の考えを環境森林部長にお伺いしたいと思えます。

○環境森林部長（大坪篤史君） 市町村では、森林所有者等からの伐採届け出を受理する際に、伐採や造林の方法が適正かどうかを審査しますとともに、林地保全に配慮した作業を行うように指導しているところです。また、県では、この指導が的確にできるように、市町村の職員に対する研修会を開催するとともに、市町村等と連携して実施する伐採現場のパトロールにおきまして、伐採業者に対して枝葉の流出防止対策などを指導しているところであります。さらに今年度は、伐採における留意事項をまとめたパンフレットを作成しまして、それを伐採業者へ配付するなどして、市町村の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと思えます。

○島田俊光議員 ありがとうございます。こ

の問題は大変我々遺憾に思っているんですが、やはり業者によってかなり格差が出てきております。漁業組合から、山の伐採のし過ぎじゃないかとか、山の管理をしていないからこういうことになるんじゃないかということをよく言われます。濁水が流れて汚泥となって海岸線を砂で覆うということになると、藻が生えないわけです。そしてまた、流木がそれだけ流れてくると、網にかかって大変な状況になるという、漁業組合からの声も多いわけでございますから、これはしっかりと指導していくべきじゃないかと思っております。どうかよろしくお願いをしておきたいと思えます。

続きまして、林業事業者の人材育成についてお伺いいたします。4月に発表されました農林水産省木材統計によりますと、本県杉の素材生産量は、平成3年以来25年連続日本一という偉業を達成しました。これもひとえに、林業に携わってこられた多くの方たちの努力のたまものと、敬意を表します。大変喜ばしいことではあります。残念ながら林業の平均所得は、全産業と比べると、いまだに低い状況にあるわけでございます。所得の面でも日本一であるべきではないかと思っております。そのためには、効率よく、かつ低コスト素材生産、造林・保育を推進する必要があると思えます。森林組合、素材産業の皆さんは、コスト削減に日夜努力されていると思えますが、コスト削減には高度な技術や技能が要求されるため、自助努力ではなかなか困難な面がございます。そこで、低コスト林業を進める上で、森林組合を初めとする林業事業者の人材育成が重要であると考えますが、県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いしたいと思えます。

○環境森林部長（大坪篤史君） 林業振興を図

る上で、人材育成というのは大変重要でありますので、本県では、林業担い手対策基金等を活用してさまざまな施策に取り組んでまいりました。具体的には、林業事業体の職員を対象としまして、林業施業の集約化を推進するための森林施業プランナーのほか、高度な技術・技能を有する作業道開設のオペレーターや林業作業士などを養成しまして、低コスト林業を推進したところであります。さらに、林業への就労を目指す若者を対象とした「みやざき林業青年アカデミー」の研修や、女性の参入を促進するための「林業小町ネットワークづくり」などによりまして、今後とも、幅広い視点に立った人材の育成に、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。宮崎県は、県北、県央、県南その施業形態というのは違うわけでございます。しかし、森林組合の職員に対しては、施業プランナーの養成機関がありますから、林業に対する効果というのは出てきていると思いますが、素材業はそういうことがないわけでございます。したがって、素材業にそういう指導をしていかなければ、林業の消費拡大というのはなかなかできないと思います。それと、問題は加工場との連携でございますが、海外出荷、そして加工事業、さらには木質発電まで出てきたわけでございますから、この森林組合、素材業の育成をしておかなければ、いろんな産業にまつわって林業本体が崩れるようなことになってはならないと思いますので、これはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、河川、道路への木材利用についてお伺ひしたいと思ひます。先ほども言ひまし

たが、本県は杉の生産量が日本一であるにもかかわらず、県外出荷が多い状況でございます。私は、地産地消の考えから、もっと県産材の活用を進めていくべきだと考えております。「土木」という言葉にありますように、従来から土と木材は、土木事業において大変重要な材料でありました。土は今でも、堤防や道路の盛り土などに主な材料として大いに活用されておりますが、木材は、今ではその使用がコンクリートにかわってしまい、最近では活用が少なくなっている状況でございます。これまで河川の木工沈床などで用いられているようですが、私はもっと活用を進めていくべきではないかと考えております。そこで、土木工事でも工事量が多い河川や道路における木材利用の取り組みについて、県土整備部長にお伺ひします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 河川や道路の施設につきましては、長期にわたり安全性を確保する必要がありますことから、木材の活用の際しましては、コストはもとより、強度や耐久性について十分な検証が必要となりますが、木材の土木工事への活用は、景観や環境、さらには地産地消の観点からも大変重要であると考えております。このため、多自然川づくりを進めている河川においては、木材を生かした河川工法の手引きを策定し、河川の景観や環境に配慮しながら、串間の千野川における木柵工など、県内各地で木材を活用した川づくりを進めているところであります。また、道路においても、のり面工事における仮設防護柵に木材を利用するなど、県産木材を活用した取り組みを行っております。今後とも、関係部局と連携を図りながら、県産材のさらなる利用推進に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。串

間では、部長が取り組んでいただきました、蛍のすみよい川ということで木材を使っていたできました。非常に助かっているわけですが。私は、森林は循環事業としてとらえるならば、木材も循環産業につながるようなことができるんじゃないかと思っているわけです。というのは、部長がつくられた、蛍のすむ河川の木材利用、それが10年後に腐った場合には、それをエンドレス産業として事業ができるわけですから、土木業者の育成にもつながることになります。今、西諸県振興局管内で木工ダムをつくっております。これもまた10年後につくれば、それだけの木材も使用できるわけですが、また、建設業もエンドレス事業として育成することができるわけですが、どうか、多様化に向けての産業を引き起こしていただきたい。そのためには、横断的な話し合いというのが一番肝要になってくると思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、挨拶も一番最後になると話すこともなくなってしまいます。ところが、明確に説明をしていただきました。本当に心から感謝を申し上げます。知事が提唱されている「くらしの豊かさ日本一の宮崎」、これは果敢に挑戦していただきたい。すばらしい部長さんたちでございますから、できると思います。我々も、これを一番大きな夢として努力していきます。今後とも皆さん方の努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 今、東京都議会がすごいことになっておりますが、東京都議会の傍聴席、立ち見も出るほど満員でございます。きょうは、日向、また宮崎のほうから、私の応援に駆けつけていただいております。本当にありがとうございます。

昨日は、ジェットロ主催の懇親会がありまして、知事はその場所ですばらしい英語のスピーチをされました。非常に感心いたしました。本日も明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

現在、地方創生の名のもと、東京一極集中の是正で、都市部から地方への人・物・金の流れを国も後押ししております。この流れを受けまして、本県は他県と、そして、それぞれの市町村の間で地域間競争は激化しており、昨日の議会でもありましたとおり、ふるさと納税の返礼品競争のようなことにも一端がかいま見えます。

先日、優秀なCMに対して贈られるギャラクシー賞優秀賞を小林市「シダモシタン小林」が受賞し、明るい話題となりました。小林の皆さん、おめでとうございます。これまでも大分県の「シンフロ」、香川県の「うどん県」、広島県の「おいしい!広島県」など、自治体CMも大きな話題となってまいりました。確かに、CMを見る者にとりましては、おもしろい、楽しい、作品のクオリティーも高い、それぞれの地域の知名度アップや魅力向上につながっている、そう感じます。しかし、話題にも上らなかったり、意図がわかりにくい自治体CMも多

々あると感じます。

それぞれの自治体の選択により、まちおこしにまちづくりアドバイザーを雇ったり、大手広告代理店を使ってプロモーションを行うことを否定はいたしません。高額な予算をかけた、まちおこしイベントや自治体CMなど、地方創生の名をかりたプロモーション合戦が過熱しているようにも感じます。

地方の再生にとりまして、地域経済の活性化は最重要であり、地域内での消費をふやすこと、外貨を稼ぐことが大きな鍵となります。イベントやCMで一時的に盛り上がっても、効果によって得られる利益よりもコストが高い場合、もしくは、ほかの地域への支払いに使われてしまった場合では意味がなく、冷静に目標の達成や効果の検証が必要ではないかと考えます。

本県は現在、「日本のひなた」キャンペーンを行い、他県と同様、県のPR活動を行っておりますが、長期的な発展を考え、明確な目標を持ち、費用対効果を考えることが重要であると思っておりますが、知事はどのように考えているのかを伺います。

以下、質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

費用対効果を踏まえた自治体PRということですが、自治体のPRは、地域の認知度や好感度を向上させることによりまして、そのブランド価値を高め、ひいては観光・物産・移住等の地域経済の発展につなげることを目指すものでありまして、ますます重要性が増していると考えております。そのため、地方創生の取り組みが本格化する中で、多くの自治体が地域

の魅力発信に取り組んでおります。その取り組みには、費用対効果も十分踏まえる必要があると考えております。

現在、県では、宮崎の多彩な魅力を全国にPRします「ひなた」プロモーションに取り組んでおりまして、その展開に当たりましては、県民や民間企業、本県ゆかりの皆様など、まさに「ひなたの人」の総力を結集した効果的・効率的な実施に努めているところであります。この結果、本県の認知度や好感度は着実に向上し、県全体での一体感が醸成されるなどの成果が徐々に上がってきているものと考えておりまして、今後とも引き続き、官民一体となったPRに努め、本県のさらなるアピール、そして経済の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○西村 賢議員 地方プロモーションというのは、非常に自己満足になりやすい側面もあるかと思っておりますので、第三者検証というと何かイメージが悪いんですけれども、しっかり第三者から見た検証も必要ではないかなと思っております。引き続き知事には、監視役というか、そういうものも、しっかりと目を届けながらやっていただきたいと思っております。

次に、情報発信に重要な役割を持ちます都市圏の情報発信拠点、新宿KONNEについて質問をいたします。今後の運営に関して、さまざまな議論を重ねているとのことですが、先日、私も新宿KONNE館を視察いたしました。新宿KONNE館の正面には、ことしの4月にバスタ新宿というものが完成しており、そこも案内していただいたところ、1日に何と1,200便のバスが発着し、また、1日平均で2万人が利用、ピーク時には4万人が利用するというものであります。新宿地域に人が集中し

ている状況が大分変わってきたなと思って見たところでありました。

今、新宿KONNEのほかの地域への移転も検討されているようですが、私自身は、このような状況を見ますと、ほかの場所に移るべきではないと思いますし、また、場所云々よりも、そもそも中身の運営面ということが非常に重要ではないかなと思っております。新宿KONNEにつきまして、今後どのような考えで見直していこうと考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新宿みやぎ館KONNEにつきましては、平成10年3月のオープン以来、18年が経過しているところでございますけれども、首都圏における本県の情報発信拠点として、観光情報の発信や県産品の認知度向上、販路拡大などに一定の成果を上げているものと考えているところでございます。

しかしながら、KONNEを活用いただいている方々からは、外販機能の充実や、本県の強みであります「食」の魅力の発信強化等を期待する声もあり、また、他県の情報発信拠点の整備充実が相次ぐ中、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを見据え、首都圏の活力を本県に取り込むためにも、拠点機能の充実が必要であると考えているところでございます。

このため、今後、県議会を初め、市町村や関係団体、企業の皆様などからも御意見をお伺いしながら、その機能や運営方法、設置場所等について、費用対効果も念頭に置きつつ、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、熊本地震支援と本県の災害対策について伺いたいと思います。

熊本地震の発生から約2カ月がたちました。いまだに苦しんでいる被災者の方々には、改めてお見舞い申し上げますとともに、支援者として毎日ボランティア活動をしていただいている方々には、感謝を申し上げる次第であります。

私も今月頭に西原村ボランティアセンターを訪問し、西原村、また益城町の被災地を訪問させていただきました。その間、ボランティアや被災者の方々から、いろいろなお話をいただいたところでありました。また、その後、熊本市の大西市長を訪ね、意見交換をしたことも踏まえまして、質問をさせていただきたいと思いません。

今回、ボランティアリーダーの方から、初めて「モンスターボランティア」という言葉を聞きました。想像もつくかと思いますが、押しかけ・押しつけボランティアといったことを指しているようです。被災したところに押しかけて、自分がやりたいことを押しつけ、被災直後で混乱している現場をより混乱させてしまいます。このような方は、正義心も強く、何とかして助けたいという強い気持ちもあるかと思いますが、受け入れる側にとっては、現地での状況把握や安全確保、受け入れ準備が整う前に押し寄せられても、救助や援助対策におくれが生じる原因になります。また、二次的な被害に巻き込まれる可能性もあります。

今回も熊本地震では、現場に向かう車と避難する車等で渋滞が発生し、また、持ち込み先を問い合わせる電話などで行政も混乱し、被災者に物資を届けたくても、そちらの対応で、本来なすべき行政の対応ができなかったところもあり、自粛を求める声も上がりました。

本県が被災した際にも、このような状況に陥る可能性もあり、例えば今回でも、各個人が被災地に物資を届けるのではなくて、一時的に、県や市などが支援物資受け入れ所を早急につくってれば、やみくもに持っていく人も減ったのではないかと思います。また、早急にテレビやラジオなどで自粛を呼びかける声も必要ではなかったかなと思いますが、このモンスターボランティアへの対応について、県はどう考えるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 災害時のボランティア活動につきましては、被災地に負担をかけないという観点から、熊本地震発生後直ちに、県のホームページにおきまして、社会福祉協議会の情報を確認の上、行動いただくよう、県民の皆様への周知を図ったところであります。

一方で、今回の熊本地震におきましても、宮崎からのボランティアということではありませんけれども、例えば、ボランティアセンターの調整に不満を述べたりなど、結果的に被災地にとって負担となったボランティア行為があったと聞いております。災害ボランティアにつきましては、現地のニーズを踏まえ、被災者に寄り添った活動を行うことが非常に重要でありますので、今後とも、活動に関するルールやマナーについて、周知に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に救助に行きたいという思いもわからないでもないですが、先ほど、ホームページで告知したということですが、今すぐにでも行きたいという方がホームページを確認するとも思えません。ここは告知、予算的なものを使って、テレビやラジオ等で呼びかけることも必要ではないかなと思いますので、また

検討いただきたいと思います。

また、今回の熊本の被災地の訪問で、「受援力」という言葉も初めて聞きました。文字どおり、援助を受ける力なのですが、大きな災害を受けた場合、復旧・復興に携わる行政やボランティアセンターを運営する人自身も被災者の場合があります。震災など災害直後には、本来業務に当たる人も、予定どおり集まることができないかもしれない。その際に、よそからの応援支援を受ける体制を受援力と指すようでした。大きなものでは、自衛隊のような組織から支援を受けることも大事ですが、他県からのボランティアなど、外部の受け入れをスムーズに行うことも必要ではないかと思います。本県における災害ボランティアセンターの運営体制について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 災害からの円滑な復旧・復興を進めるに当たりまして、ボランティア活動は大変重要であります。一方で、今回のような大規模な災害においては、災害ボランティアセンターの立ち上げや受け入れ体制に混乱が生じるケースもあり、ボランティアの支援を受ける力、いわゆる受援力を高めていく必要があります。

本県では、災害が発生した場合には、被災地の市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れと支援ニーズとのマッチングを行い、近隣の市町村や県の社会福祉協議会がそれを支援するという体制をとっております。県では、今回の熊本地震における災害ボランティアセンターの課題等を踏まえまして、今後、県社会福祉協議会とも連携の上、本県における受援力の向上に取り組みまして、災害ボランティアセンターの運営体制の充実・強化に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○西村 賢議員 今回、熊本地震でも、当初11万人とも言われる方々が避難し、指定避難所や自主避難場所、また車で寝泊まりする方も含め、誰がどこに避難しているのか、行政側も把握することが難しい状況にあり、支援物資を求め声が出て、届けるすべがなかったり、また時間がかかったりもしました。物資自体が集まっても、被災の状況によっては、届けることができないケースも想定されます。

熊本市の大西市長も、3日分のみずからの食料確保を、被災後も情報発信しておりました。先日の日曜日にも震度5弱を記録したところでもあり、今後さらに大きな地震が起こるかもわからない状況は、今も続いております。災害への備えとして、3日分の食料備蓄は、地震への意識が高まっている今こそ、改めて県民に呼びかける必要があると思いますが、県の対応を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 大規模災害時におきまして、被害を最小限にするためには、個人や家庭、地域において、災害に備えて行動することが大変重要でございます。県ではこれまでも、「備蓄」を災害から命を守る行動の一つとして位置づけ、各家庭や職場におきまして、最低でも3日分の食料や水の備蓄に取り組むよう、新聞やテレビ、ラジオなどを通じて、県民の皆様をお願いしているところでございます。

さらに、今年度は、8月30日から9月5日の防災週間におきまして、スーパーやホームセンター等と連携し、防災用品等の展示・販売を行う「備え推進キャンペーン」を実施する予定にしております。今後とも、あらゆる機会を通じて、備蓄の必要性とその実践について呼び

かけてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 災害というのは、時間がたつと忘れていってしまうことがあります。また、繰り返し訴えることも必要かと思っておりますので、危機管理統括監にはその指導もお願いいたしたいと思っております。

今回の熊本地震におきましては、自主避難場所が多かったこともありますが、SNSでの情報発信は大きな効果があったと聞きました。支援物資を届ける際にも、具体的に何が欲しいとの呼びかけや、どこの道路が通れないなど、リアルタイムに情報が上がってきたことで効果がありました。その反面、古くなった情報を見て物資を届けても、その物資は必要でなかったり、一カ所に物が集まり過ぎたこともあったようです。

今回、私もSNSを見ていて、この情報は大丈夫かなと思うものもたくさんありましたし、逆に混乱させた情報もあったのではないかと思います。SNSを災害時の情報発信ツールとして有効に活用していくことは必要だと思っておりますが、県はどのように考えているのかを危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 住民への行政情報等の発信手段として、従来のホームページに加えて、ツイッターやフェイスブックなどのSNSの活用が確かに進んできております。SNSは、東日本大震災におきまして、災害情報の発信だけではなく、安否確認や支援物資の要請などの情報収集におきましても有効な手段として注目され、熊本地震でも、その活用の可能性が改めて認識されておりますが、一方で、情報の信頼性やSNSを使える人と使えない人の情報の格差など、活用上の課題も指摘されているところでございます。

災害時のSNSの活用については、国や民間などでさまざまな検証が行われているところですので、本県におきましても、こうした動きを参考としながら、SNSを活用した災害情報の発信・収集について研究してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 災害廃棄物の処理の協力体制について伺います。今回、甚大な被害を受けた建物の多くは、木造建築物でありました。実際に、益城町や西原村でも、全壊・半壊の住宅のほとんどがいまだ放置されており、まだ解体許可がおりていないとのことでした。今は、道路を塞いだ瓦れきや各家庭で集めた震災のごみだけで、各地の一時保管所では瓦れきが山のように積み上がっております。今後、住宅の解体等が始まれば、この何倍もの災害廃棄物が出る可能性があります。大量の災害廃棄物の処理に、本県としてはどのような支援を考えているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 先般発表されました熊本県の災害廃棄物の処理方針によりますと、2年間を上限として、原則、県内で処理を行いまして、場合によっては、県境を越えた広域的な処理も検討するとされているところです。本県では、発災直後から熊本県に対しまして、隣接県として災害廃棄物処理に協力する旨の連絡を行いますとともに、先月には、市町村設置の焼却施設での災害廃棄物の受け入れ意向や、瓦れき類の処理が可能な民間の廃棄物処理施設の状況について、情報を提供したところがあります。現在までのところ、本県への支援要請はなされておられませんけれども、今後、具体的な要請があった場合には、市町村と連携しながら、的確に対応してまいります。

○西村 賢議員 次に、仮設住宅の準備につい

て伺います。今、被災地におきましては、仮設住宅の建設が進められ、既に完成し入居が始まっているとの報道もありました。少しでも早く入居できたほうがもちろんいいですし、このような早急な対応ができたところは素晴らしいと思います。自治体によっては、まだ建設用地の確保が足りないという話も聞きました。災害に巻き込まれない広い土地を確保していくのは、なかなか容易ではありませんし、山間部の多い本県においては、確保の難しい地域もあるのではないかと思います。現在の本県における応急仮設住宅の建設用地について、市町村の準備状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 応急仮設住宅の建設用地につきましては、本県の「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、市町村が建設候補地を選定し、候補地台帳を策定の上、登録することになっております。現在、全市町村で候補地台帳が整備されており、県全体で約3万戸分の建設候補地が確保されているところであります。

しかしながら、沿岸部や中山間部などの一部の市町村では、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生の危険性がある場所が多いことから、用地を十分に確保できていない状況にあります。このため、大規模災害時には、市町村の境界を越えて必要戸数を確保していく必要もあると考えております。県といたしましては、引き続き、市町村と一体となって、さらなる建設候補地の確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、現在改定中の「都市計画に関する基本方針」について質問をいたします。私の地元日向市では、南海トラフ津波が発生すれば1万5,000人も被害があると想定さ

れ、今、避難タワー等の整備も進められています。もちろん、いざというときに命を守る避難タワーの設置は必要ですが、住宅や財産を守ることはできません。

また、中山間地におきましては、崩落の危険性がある傾斜地に近いところは急傾斜危険区域となっておりますが、現在は、人が住んでいる住居が5戸以上なければ、急傾斜地対策事業にも乗らないわけです。これでは災害時に命や財産を失う可能性も高く、山間部からの人口流出にもつながっていると考えられます。

2月議会の際に、「都市計画に関する基本方針」において、防災の観点を含めていくという方針がなされました。東日本大震災や熊本地震を受けて、本県における地震や津波への対応がどのように反映されていくのか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県においても、南海トラフ地震の発生が懸念されておりますことから、「宮崎県地震減災計画」において、県民の命を守ることを最優先に、地震に対しては建物の耐震化等を促進し、さらに、想定される最大クラスの津波に対しましては、避難施設、防災施設などと組み合わせ、ソフト・ハードのとり得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立していくことが位置づけられています。このため、今回の改定におきましては、「災害発生のおそれがある区域の土地利用のあり方」「避難困難地域の解消」及び「密集した市街地への対応」などについて、都市計画審議会や関係市町及び県民の意見を伺いながら、災害に強いまちづくりのための方針を整理していくこととしております。

○西村 賢議員 以上で地震関係の質問は終わりますが、今回、被災地を訪れたときに、活断

層がこの辺にあるんだとわかっていながらも住宅を建ててしまったということを、被災者が話しておりました。まさかこの地には来ないだろう、熊本には地震が来ないと言われておったそうですが、検証してみると、来て当たり前じゃないかと、今になって言われる方もいらっしゃると思います。備えは、平時のときに、いかにどれだけやるかということもあると思いますし、また都市計画というのは、そういう意味では、非常に防災の観点にも密接する重要な事業だと思いますので、今後とも、検討が早急に進むようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、へべスの支援について伺います。

へべスは日向市の特産物であります。5月30日に、ことしの初出荷となりました。まだハウス物しかありませんが、へべスは御存じのとおり、日向市地域を中心につくられている香酸かんきつ類の一つであります。これまでも黒木覚市先輩が何度も質問をしてこられました。本県としても、みやぎきブランドに登録していただいておりますし、また、焼酎に入れたり、料理やお菓子など多様な使い方があります。

しかし、生産農家の高齢化や後継者問題は、へべス農家にも同様であります。生産量もJA日向管内では、平成5年当時206トンあったものが昨年は103トンへと半減しており、後継者の育成やへべスの生産拡大には、生産農家の所得の向上が必要であると考えております。

これまでも県は、県外事務所や新宿KONNE館などでPRなどに御尽力いただいておりますが、PRだけではなかなか農家所得につながっていかない現状もあります。また、日向市におきましては、生産農家を中心に、へべスのPRを全国に向けて発信しているところであり

ます。へべス生産農家の所得を上げていくための方策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） へべスにつきましては、爽やかな香りと酸味、豊富な果汁といった特徴を有しております、カボスと比べても取引価格が高いことから、高いポテンシャルと可能性を持った有望なかんきつであると考えております。

一方で、産地の高齢化が進む中で、管理不足から収量や品質が安定しないといった課題や、品質が不安定であることから、単価の低い加工向け比率が高いといった問題、さらには、産地として、マーケットが求めるロットに十分対応できていないといった、さまざまな課題がございます。

このため、県といたしましては、産地分析等の手法を用いまして、個々の生産者における基本管理の徹底を進め、収量の増加と品質の向上を図りますとともに、産地がターゲットを明確にし、戦略性のある生産販売体制を構築できるよう支援を行うなど、へべス生産者の所得向上を目指した取り組みを、今後とも推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、生産ロット数が少ないという話もありましたけど、その生産量は、大分県のカボス、徳島県を中心としたスタチの年間約6,000トンに対してへべスは100トン強であり、はるかに少ない状況にあります。さらに今、へべスと似た香酸かんきつ類として、山口県のナガトユズキチ、福岡県のアサクラキズなど、西日本には同様な作物があり、それぞれが新商品の開発等を行っている状況にあります。

このようなことから、へべス農家からもさまざまな意見が出てきており、販売力、また競争力の強化のために、へべスの産地を広げるべき

との意見も出てきております。これまで長く門外不出にしてきた経緯もあり、影響ははかり知れないところもありますが、へべスの生産拡大や所得アップのために、県内全域に広めていくことを考えていく必要があります。県としてへべスの産地拡大についての考えを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） へべスは、本県生まれの特産かんきつで、高いポテンシャルを有した本県の貴重な財産であると考えておりまして、栽培面積を拡大して、さらなる生産振興を図っていく必要がある、そのように考えております。議員から御指摘がありましたように、現在、へべスを栽培している産地はJA日向管内のみということで、生産量は100トン強という状況でございます。大分県のカボス、徳島県のスタチに比べると、生産量がまだまだ少ないという状況でございます。

このため、県といたしましては、まず、果樹経営支援対策事業等を活用いたしまして、苗木の育成や他の果樹からの改植、基盤整備を進めるとともに、若手の新規参入を推進し、産地力強化を支援してまいりたいと考えております。御質問にもありましたけれども、まずは既存産地の意向というのが大事だとは思いますが、県内の他のかんきつ産地の意向も踏まえながら、県内全域を視野に入れた産地の拡大に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 へべスの拡大というものが、先ほど部長から指摘があったとおりの状況になります。一方では、長く門外不出にしてきたこともありまして、これが広がることによって自分たちが危なくなるんじゃないかと心配する声があるのは当然でもありますし、また一方で、今、日向市内いろんなところに、かつてへべス

を栽培していた方が放置されているんですね。放置されている方は、近所の人にとりに来たら、「勝手に持っていったいいよ」とか、「お土産に持って帰りなさい」ということがありまして、価値自体をみずから下げてしまっているところもあるわけです。こういうことも踏まえまして、来年に向けて、しっかりと日向市でも対策を打っていくと思いますし、また県のバックアップをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、細島港整備計画について質問いたします。

ことしの3月の細島港の港湾計画改訂におきまして、足りなくなった港湾用地や工業用地の拡大とともに、15メートルの岸壁整備が採択されたことは、非常に大きいことであります。15メートル級の岸壁の整備は、これまでも質問に取り上げてきたように、船舶の大型化に対応するものであり、先日、商工建設常任委員会の調査で、細島港を利用する企業の方々との意見交換でも、この岸壁の早期整備を望む声が上がりました。

しかし、多額の予算を必要とする大型公共事業でもあり、整備は容易ではないと思います。今、全国でも大水深岸壁は9つの港湾しかないようですが、この岸壁の整備に向けまして、本県がどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港におきましては、東九州自動車道など道路ネットワークの整備の進展や、中国木材を初めとする多くの企業の進出、貨物船のさらなる大型化などの、港を取り巻く環境が大きく変化しておりますことから、水深15メートル岸壁の早期整備は喫緊の課題であると考えているところであります。この岸壁計画を早期に実現するためには、

これまで以上の貨物量や大型貨物船の入港が重要なポイントになると考えております。したがって、今後とも、戦略的なポートセールス活動を展開するとともに、国への要望活動を行うなど、早期事業化に向けて、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 港湾計画におきまして、現在の細島港商業港地区の周辺を緑地とする計画がなされております。これまでも、地元の細島まちづくり協議会や日向市、また企業等が話し合いを進め、合意形成もなされてきつつあります。企業の倉庫移転や鉄道跡地の活用等も含め、人と人との交流設備等、にぎわいを創出していけるような地域づくりに、細島地区の住民も期待するところが大きいわけですが、一言で緑地と言っても、どのように整備を行っていくのかがわかりにくいところもあります。整備方針につきまして、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港発祥の地であります商業港地区は、古くから漁業や商業の港町として栄え、周辺には、歴史的価値のある史跡や建物が点在しております。また、新鮮な海産物を提供する「海の駅ほそしま」などもあり、地元から観光資源と一体となった整備の要望をいただいているところであります。このようなことから、この豊かな地域の観光資源などを生かし、よりにぎわいや親水性のある地区として整備することを、今回、港湾計画に位置づけたところであります。

今後の整備についてであります。計画地では、現在、数多くの企業が利用されている状況もありますので、今後、日向市や地元のまちづくり協議会、港湾利用者等と十分話し合いを行いながら、具体的な整備のあり方について検討

してまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 今その商業港地区には、小型船だまりとして、プレジャーボートを対象とした施設の計画もあります。現在でも3.5メートルの深さがある商業港には、一部プレジャーボートが停泊しておりますが、チップヤードの移設や浮き桟橋の設置など割と簡単な整備で、より多くの船がとめられる港に変えていくことができると思います。

先日、常任委員会でサンマリーナ宮崎を視察いたしました。その際、水深2メートルの航路確保のしゅんせつに昨年は1億5,000万円がかかり、6カ月間は使用できず、船の停泊料もその分徴収できなかったとの報告がありました。このサンマリーナ宮崎のしゅんせつ問題や、これまでの計画自体の不備は、何度も議会で議論されておるところであります。ヨットや大型プレジャーボートが停泊するマリーナの機能の一部を細島港商業港地区へと分散し、サンマリーナは、ディンギーなどの小型船舶を中心としたものにしていくほうがよいのではないかと考えます。

サンマリーナ宮崎の砂の堆積問題には、今後、抜本的な対策、政策の方向転換が必要かと思いますが、数年で片づくとはとても思えません。利用者の利便性を考えると、今、高速道路の開通でより近くなり、また鉄道を利用しても、日向市駅から一本道で10分圏内にある商業港地区へのクルーザーやヨットの係留施設の整備を早期に行い、係留場所を確保するべきと考えますが、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問にありました宮崎港のサンマリーナ宮崎につきましては、本県の海洋性レクリエーションの拠点と

して重要な施設でありますので、砂の堆積問題に対しまして、効果的な改善策やその事業化について、現在検討を進めているところであります。

細島港につきましては、多くのプレジャーボートや漁船が混在して係留されていることから、商業港地区におきまして、小型船だまりとしてのクルーザーやヨット等の係留も可能となる新たな係留施設の整備を、今回、港湾計画に位置づけたところであります。この係留施設の整備に当たりましては、先ほどお答えしました商業港地区の整備と調和を図り、一体的に整備する必要があることや、プレジャーボート利用者などと調整を図ることも必要でありますので、今後、これらを踏まえて、整備の進め方について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 サンマリーナも久しぶりに視察させていただきまされたけど、年々ひどい状況にありますし、また、あそこで取った砂をまた一ツ葉海岸の養浜に使っていく、同じところをぐるぐる砂が回っていくのに、多額の予算がかけられているのではないかと疑うというか、今後の運営に対しても心配する声上がるのは当然であります。知事も、このことは重々承知していると思いますが、先ほど質問した緑地計画と相まって、この商業港地区というのは、まだまだこれから、にぎわいを取り戻す地域にもなると思います。大きな発展をもたらしてくれるのではないかと思います。知事は、この件につきましてどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） なかなか砂というものが、必要なところにはついていなくて、どんどんなくなっていく、それで不要なところにはたまっていくと、思うようにならないわけであ

りますが。サンマリーナ宮崎は、サンビーチツ葉と一体となった海洋性レクリエーションの大変重要な拠点で、多くの皆様に親しまれております。今度、シーガイアトライアスロンもありますが、ナショナルトレーニングセンターとして、そういう日本代表の練習にも提供いただいております。本県の重要な観光資源、またスポーツの拠点であろうかと思っております。

今後とも、サンマリーナ宮崎が、県民はもとより、県外から訪れる皆様にも気持ちよく利用していただける施設となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。細島港につきましては、先ほど部長も答弁しましたように、商業港地区の整備と一体となった、クルーザーやヨット等の係留も可能となる新たな係留施設を、今回、港湾計画に位置づけたところであり、関係者との協議を踏まえながら、細島港についても、にぎわいや親水性のある地区としての整備を検討する。それぞれの地区の位置づけというものをしっかりと踏まえた上で取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。それぞれの地区、宮崎にも必要だし、日向にも必要だと思いますが、今、宮崎のサンマリーナが使用しづらい状況にあるということと、ビーチも確かにすばらしい設備であります。実際、年々、使い勝手も悪くなっているというところも考慮していただきたいと思っております。細島の商業港地区は、本当に安定した天然の良港であります。また、周囲も非常に交通の便もいいところでもありますので、できるだけ早く整備が進むことをお願い申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

次に、子ども食堂について質問いたします。

全国的に普及が広がっております。先日、子ども食堂のシンポジウムに参加いたしました。整理券がないと入場できないほどの盛況ぶりで、今から始めたいという方々も多く集まっております。

それぞれのNPOや企業など、運営者の意図で目的や多少の運営方針は変わるものの、親の仕事等で一人で御飯を食べる子（孤食）、貧困やネグレクトで食事が十分に与えられない子供、また、親子のコミュニケーションのために、無料や安価な料金で食事を提供したり、一緒に会話をしたりして、子供や家族とのコミュニケーションを図ることを目的としており、週に一度や月に一度のものから、毎日のようにやっているところもあるようでした。誰もが始められるボランティアとして、今、全国的に広がっております。

子供の貧困が社会的な大きな問題となる中で、人々の善意でこの取り組みは広がっておりますが、国の指針などもなく、運営者もみずからやり方を学んだり研究したりして苦労している部分もたくさん聞かれました。宮崎の方も、東京の先進的な事例を研究して、みずから取り組むという話も聞きました。

これは、あくまで自発的なボランティアであります。子ども食堂によって助けられる子や家族がいることも事実であります。行政がサポートできないところに手を差し伸べているところではありますが、昨日は、太田議員の質問の中でも「政治の責任」という発言もありました。確かにそうだと思いますが、県としては、子ども食堂の普及にどのような支援を行っていくのか、伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子ども食堂につきましては、本県では、民間団体による取り

組みとして、宮崎市と西都市の2件について把握しておりますが、子供の貧困対策はもとより、健全育成を促す上でも大変意義のあるものであり、民間団体の積極的な取り組みを心強く思っているところであります。県としましては、このような事業を進める団体や市町村に対して、活用できる補助制度を紹介するとともに、他県の取り組みなども参考に、運営に当たってのノウハウの提供を行いながら、今後の支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 国のほうも、「地域子供の未来応援交付金」というものをことし設立されまして、子育てや貧困世帯支援のNPOや企業を支援する事業を打ち出してきております。まだ各市町村が動き出すには時間がかかるものと思いますので、県におきましては、市町村への支援をお願いしたいと思います。

子ども食堂というものは、国の指針、厳格なルールがなく、ほとんどがボランティアによる善意の活動であると思いますが、例えば、提供する食品の衛生管理や利用者間のトラブル、また、子供が夜間一人で外出してしまうような可能性も想定されます。子ども食堂の実施に対して、県はどのような指導を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子ども食堂は近年、全国的に広がりつつありますが、議員のお話にありましたとおり、日ごろ一人で過ごすことの多い子供にとっては、同世代の子供たちと会話しながら食事ができること、また、多忙で食事をともにする時間のとれない親子にとりましては、親子の触れ合いの時間が確保できることなど、さまざまな効果があるものと考えております。

このような中で、衛生管理や、行き帰りの際の安全面の確保など、いろいろな課題も想定されるところであります。したがって、県といたしましては、実施団体の状況把握に努めるとともに、他県の状況や取り組みについても参考にしながら、衛生面や安全面に関する情報の提供等を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは恐らく、これから始めたいという方もたくさんいる事業だと思っておりますので、県がサポートできるように体制も整えていただきたいと思ひます。

次に、県立普通科高校の通学区域撤廃について伺ひます。

通学区域撤廃から9年が経過し、それ自体は定着化してきたところではありますが、学校によっては、定員割れの状況もあると聞いております。定員割れが常態化していけば、学校の存続にも影響があります。高校だけでなく、地域の小中学校でも少子化の影響が出ている中で、生徒が減っている学校では、何とか特色ある学校づくりを打ち出せるように努力しているとは思ひますが、今、通学区域撤廃から9年がたち、現状と課題について、教育長に県の認識を伺ひます。

○教育長（四本 孝君） 普通科の通学区域につきましては、平成20年度の高校入試から撤廃をいたしたところではありますが、この大きな狙いというのは、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにするというものであります。このことにより、中学生は各高校の特色を十分理解した上で、個性や能力、適性に応じた学校を選択しているものと考えております。

また、各高校におきましても、教育内容の工夫・改善、部活動の活性化など、特色ある学校

づくりを進める取り組みや学校のPRを積極的に行っております。今後とも、各高校においては、一層の魅力づくりに努めるとともに、その特色が地域や中学生、保護者にしっかり伝わるよう、積極的に情報発信を行うことにより、中学生の進路意識や学習意欲の向上につなげていくことが大切であると考えております。

○西村 賢議員 私も朝、電車で通勤する機会が多くて、駅を利用する機会もあるんですが、非常に少子化と言いながら、電車を使う子がふえたなというような印象もあります。また、当然、県立学校だけではなくて、私立学校同士も競争が激化していると思いますし、県立・私立関係なしに、行きたい学校に子供たちが行くというのは、当然のことだとは思いますが。

全日制県立高校の平成28年度の定員と入学者数との乖離が10名以上の学校を見てみると、36校中、14校が該当しておりました。私が数えたところではありますが。その中でも、さらに入学者と定員との乖離が40名以上の学校が、都農高校、日南高校、西都商業、日向高校、本庄高校でありました。これぐらい乖離がありますと、今後、非常に心配な部分もあります。もちろん学校それぞれは努力しているとは思いますが、定員未充足の県立高等学校に対して、県はどのような対策を講じていくのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 現在、各高校におきましては、学校の特色づくりとして、多様な進路に応じたカリキュラム編成や部活動の活性化、魅力ある学校行事の実施などに取り組んでいるところであります。また、学校の特徴やよさをPRするために、例えば、中学生が実際に高校の授業を体験したり、高校生が中学生にプレゼンテーションを行ったりするオープンスク

ール等を行っているところであります。

今後、各高校が、中学生の進学先として、地域のニーズを踏まえ、また、地域の方々に親しみを持っていただける魅力と特色ある学校づくりを、より一層進めていくことが重要であると考えております。このため、県教育委員会といたしましても、授業改善のための学校訪問の実施や、少人数指導のための教員の配置、中高連携の取り組み等を通して、各高校への指導や支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 学校の統廃合というのは、地域の力の衰退にもなっていくので、できる限り避けたい。高校が統廃合される前に、小中学校も含めて、統廃合する場所をなるべく少なくしていかなければならないと思います。それが地域の力に反映してしまいますし、また、中山間部では、一度減ってしまったら、もう一回つくっていくことは非常に厳しい状況があると思います。

以上で用意した質問は全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第13号採決

○星原 透議長 まず、公安委員会委員の任命の同意についての議案第13号について、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規

定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第13号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 1 号から第12号まで、第14号及び
報告第 1 号委員会付託

○星原 透議長 次に、議案第 1 号から第12号まで、第14号及び報告第 1 号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす16日から21日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時52分散会

6月22日（水）

平成 28 年 6 月 22 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀代子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第12号まで、第14号及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第3号、第5-1号及び第6号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、請願審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第2号、報告第1号、請願第3号及び第6号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、28億5,100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものとしては、国庫支出金5億1,700万円余、繰入金24億1,100万円余であります。

次に、議案第14号に係る補正は、平成28年熊本地震に関する国の補正予算に係る経費につい

て措置するものであり、8億6,000万円増額となっております。歳入財源は国庫支出金であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,862億1,500万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

当局より、「スポーツ施設の現状を整理し、老朽化や津波対策などのさまざまな課題を、副知事をトップとして関係各部長で構成した庁内検討会議で専門的な調査も含めながら検討し、施設整備方針案の中間まとめをことし12月に、基本構想案を年度内に策定したい」との説明がありました。

これに対して委員より、「県のビッグイベントである国体開催に向けて、市町村や関係団体との協議や、県を挙げての対策が必要となるので、総合政策部が主体となって進めていくべきではないか」との質疑があり、当局より、「国体は、競技力の向上につながるものであるが、宮崎の魅力アップを図り、国体後の地域振興にどうつなげていくかという視点も大事であると考えている。主体となる教育委員会と関係各々が、果たすべき役割にそれぞれ取り組む必要があるが、全庁的に企画立案する総合政策部の役割も大きいと認識している。さまざまな課題があるが、国体開催に向けて、県民の期待が高まるように取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、熊本地震に関する影響調査結果についてであります。

このことについて当局より、「熊本地震から1カ月を経過した時点での県内企業等の状況をアンケート調査したが、「影響があった」と回答した企業等が半数以上であり、特に、観光と

の関連性が高い宿泊・飲食サービス業では8割以上を占める結果となった。また、今後、影響が続く期間については、「わからない」とする回答が56.9%であり、先行きについての不透明感が見られた。今後の影響を懸念する声も大きいことから、状況について見きわめていく必要がある」との説明がありました。

これに対して委員より、「アンケートでは、イベントの中止や観光客の減少・キャンセルなどで売り上げが減少したという回答が寄せられている。観光分野で対策事業に取り組まれるとのことであるが、その効果が十分に上がるよう、しっかりと情報発信していただきたい」との要望があり、当局より、「先日開催された九州地方知事会において、九州が一体となって情報発信に取り組むこととなった。関係機関と連携して、地震の影響が最小限となるように今後とも取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、みやぎき行財政改革プランに基づく行財政改革の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「若手職員の人材育成にどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「政策や事務改善の職員提案制度「かえるのたまご」に10年前から取り組んでいる。また、風通しのよい職場環境づくりのため、「所属長メッセージ」を職員に発信するとともに、業務の目標設定をした上で面談を行う新たな人事評価制度を今年度から本格実施している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「多様化する住民ニーズに対応できる人材が確保できるよう、今後ともさまざまな取り組みを行い、県政を担う人材を育てていただきたい」との要望がありました。

また、持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組み状況について、当局より、「人件費の削減や事務事業の見直しなどを行ってきた結果、本年度末の臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は、4,967億円に減少する見込みである」との説明がありました。

これに対して委員より、「財政健全化に向けた取り組みの必要性は理解しているが、他県と比較して県債残高が少なくなった一方で、社会資本整備のおくれなど、行政サービス面で県民に我慢を強いているのではないか」との質疑があり、当局より、「必要な事業には取り組んでいしながら、健全な財政を維持していくために不断の努力を続けていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政改革に取り組むに当たっては、本県の目指す財政状況がどのようなものなのか、その目標を示すとともに、県民が豊かな生活を送れるよう、費用対効果を検証しながら、未来を見据えた投資に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については全会一致により、その他の議案については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億2,400万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,064億9,300万円余となります。

このうち、「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」並びに「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」についてであります。

これらは、福祉・介護人材及び保育人材の確保並びに児童の自立支援及びひとり親家庭の親の就業を支援する貸付事業であります。これらの事業には、それぞれ返還免除要件が定められているなど、工夫の跡が見られますが、当委員会といたしましては、事業の効果が最大限に発揮されるよう、今後も利用者の状況やニーズなどを踏まえ、制度のさらなる充実に努めていただくよう要望いたします。

次に、「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、旅館業法の許可を得ていない違法な宿泊サービスがネット上で広がっていること及び都市部における宿泊所不足への対応策として旅館業法施行令及び衛生管理要領が改正されたことから、構造設備の基準及び衛生の措置の基

準等の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「知事が公衆衛生の維持に支障がないと認めたときは、レジオネラ検査などを免除できるということだが、安全性はしっかりと担保されるのか」との質疑があり、当局より、「衛生の基準の緩和については、安全性が確保されていることを十分に確認した上で判断するものであり、これまでどおり、しっかりとした衛生管理について保健所から指導・助言を行っていくことに変わりはない」との答弁がありました。

次に、「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、保育士の配置要件等を定めた国の基準等の改正に伴い、保育士の配置要件の弾力化が図られたことなどから、所要の改正を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の配置要件の緩和により、保育士資格を有しない者であっても従事することができるとなっているが、安全性は十分に担保できるのか」との質疑があり、当局より、「安全性及び保育の質の向上は重要な課題であるので、新たに従事することができることとなる方々には条件を設けており、施設で1年以上勤めている方や支援員研修の受講者、家庭的保育を行っている方などとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、子供の安全確保は非常に重要なことから、県としても主体的に、安全面について十分検討を重ねていただくよう要望いたします。

次に、病院局についてであります。

まず、医師・看護師確保に係る取り組みにつ

いてであります。

このことについて委員より、「昨年度の病院説明会においてブースに来た人のうち何名が、研修医として本県へ来られたのか」との質疑があり、当局より、「今年度、県立病院で採用した研修医14名のうち6名は、これまでに説明会へ来訪している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、医師の確保は非常に重要な課題であるため、当該説明会の効果を検証し、より実効性のある取り組みを検討していただくよう要望いたします。

次に、県立宮崎病院再整備の進捗状況についてであります。

これは、現病院が改築後32年が経過し、施設の老朽化及び狭隘化が進んでいることや、災害対策の強化、診療機能の向上などさまざまな課題を改善する必要があることから、平成33年度前半の開院を目標に建てかえ計画が進んでいるものであります。

このことについて委員より、「建てかえた後に手を入れることはできないので、現場の声も聞きながら、より長期にわたって使用可能で、狭いと言われることがないような満足度の高い病院としていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で1,600万円の増額、議案第14号が平成28年熊本地震に関する国の補正予算に伴う追加補正で、一般会計で8億6,000万円の増額を行うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は439億7,100万円余となります。

このうち、新規事業「東九州メディカルバレー海外展開戦略モデル事業」についてであります。

この事業は、国の地方創生加速化交付金を財源として、さきの2月議会で補正予算として提案されておりましたが、その後、国による審査の結果、不採択となったため、改めて一般財源で提案されたものであります。

このことについて委員より、「大幅な減額となるが、どのような影響が考えられるのか」との質疑があり、当局より、「事業内容を見直したことにより一部影響が生じると考えられるが、この取り組みは地方創生を推進する上で重要であるので、これからも国の交付金や外部資金等を積極的に活用するなど、産学官一体となって取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「産学官が連携して開発を進めてきた医療機器の市場化に向けた動きが減速しないよう、国等の支援メニューを積極的に活用するなど、さまざまな支援策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「九州観光支援交付金事業」についてであります。

この事業は、平成28年熊本地震により失われた旅行需要を早期に回復させるため、5月31日に閣議決定された国の九州観光支援交付金を活用し、夏休みや秋の旅行シーズン等に向けて旅行プランの割引や観光プロモーション等を実施するものであります。

このことについて委員より、「交付金の多くが旅行会社等への手数料に消え、現に損害を受けている観光関連産業へ支援の効果が十分に行き渡らないという心配はないのか」という質疑があり、当局より、「制度設計をするに当たっては、宿泊施設等がその恩恵を受けることができるように配慮している。また、さまざまな事業者にも効果が及ぶよう、国の制度において日帰り旅行も対象となっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、熊本地震により深刻な影響を受けた地域や企業等に経済効果が波及する事業としていただくよう要望いたします。

また、これに関連して委員より、「交付金の各県への配分額は、国が各県に照会した宿泊キャンセル数等をもとに算定されたと聞いている。その数はどのように算定したのか」との質疑があり、当局より、「キャンセル数は、県ホテル旅館組合を通してその組合員に照会した結果であり、回答があった施設のキャンセル数を

積み上げたものである」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「今後、災害等が発生した際に国から十分な支援が受けられるよう、その数等についてきちんと実態を把握できる体制を整える必要がある」との意見がありました。

次に、次期指定管理者の指定についてであります。

これは、みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の次期指定管理者の指定について、募集方針やスケジュール等の報告があったものであります。

このことについて複数の委員より、審査方法の見直しが行われていたことについて質疑が集中しましたが、担当課においては説明が不十分な点がありました。また、ことし3月に見直しが行われたとのことであったので、詳細の説明を求めたところ、制度を担当する所管課においても説明が不十分な点がありました。

当委員会といたしましては、今回の指定に当たっては、県民へ説明責任が十分に果たせるよう、関係部局と協議・検討の上、進めていただくよう要望いたします。また、指定管理者の指定は、県民サービスの質に直結する重要な案件でありますことから、今後、審査方法等を見直す際には議会へ十分説明をいただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億3,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は236億7,900万円余となります。

このうち、「合板・製材生産性強化総合対策事業」についてであります。

これは、森林所有者から委託を受けた森林組合等の林業事業体が、中核的製材工場等として予定している工場へ間伐材を供給する際に、林業事業体の間伐経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「間伐材の最終的な供給先である製材工場については、県内では日向市と都城市の3工場が予定されているとの説明があったが、地域バランス等を十分に勘案し、県南地域の製材工場も供給先に位置づけたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「当事業を初め、国や県のさまざまな事業で山を守っていきこうとされているが、山元に利益が還元されていないと考える。この現状をどのように認識されているか」との質疑があり、当局より、「山元への利

益還元の課題については、木材活用の多様化による利用率の向上などで、しっかりと山元に還元していく体制をつくってまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億7,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は455億4,900万円余となります。

このうち、「農で呼び込む人・しごと・産地創造対策事業」についてであります。

これは、国の地方創生加速化交付金を財源とし、ことしの2月議会で補正予算として提案されておりましたが、その後の国による審査の結果、不採択となったため、事業内容を見直した上で、改めて一般財源で今議会に提案されたものであります。

当委員会といたしましては、先見性のある当該施策が気概を持って提案されていることを評価いたしますとともに、地域農業の新たな担い手構造の改革と、農を核としたビジネス拡大につながるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」についてであります。

このことについて委員より、「T P P問題で、これからは人材育成と規模の問題、商品開発の観点が必要ではないか」との意見があり、当局より、「本県の農業生産は家族経営が中心であるが、昨年10月のT P P合意を踏まえ、外国の大きな資本と戦っていくにはスクラムを組む必要がある。この計画では、産地経営体という新たな概念を打ち出して、産地の規模感と企業感覚をあわせ持った集団を育成し、個々では

なく集団で挑戦していこうというものである。この概念の中で、誰が、どこで、どんな作物を、どんな方法でつくっていくのかを、しっかりと地域ごとに考えてもらい、それに対して助言を行うとともに、中山間地域の所得向上等の対策を行うことが大事である」との答弁がありました。

このことに関連して別の委員より、「大規模農業を考えたときに、これからは機械化農業に合う品目選定をしっかりと行って、どのように機械化を進めるのかを考えないと、法人経営は成り立たない。農地集積や生産コストの低減などの課題に取り組みながら産地化を図らなければ、法人であっても国際競争には勝てないので、その意識を持って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「畜産新生推進プラン」についてであります。

このことについて委員より、「プランの中で、平成32年度の繁殖雌牛頭数を8万頭とする目標を掲げている。現在、子牛の価格が高いことから繁殖農家の所得も高いので、この所得の高さを訴えていくなどして後継者の確保を進めていかなければ、目標達成は困難ではないか」との意見があり、当局より、「肉用牛は、将来にわたって基幹となる品目として期待できる分野と考えているので、その魅力を発信するなどして、後継者確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

当局より5件の交通事故の報告がなされましたが、このことについて委員より、件数が多過ぎるという指摘とともに、「警察車両が赤色灯を点灯して緊急走行している際の交差点内の事故について県の過失割合が大きい、緊急走行車両には優先権が法律上認められているのではないか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「道路交通法上、緊急走行中の車両に優先権は認められているが、緊急走行中であっても交差点では安全確認義務があるため、今後も事故防止対策に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職員に対して、より一層の交通安全の指導徹底を図っていただくとともに、県民に対しても、緊急車両の走行を優先させるという意識啓発を行うなど、交通事故の防止に努めていただくよう要望します。

次に、発電所施設見学ツアーについてであります。

このことについて委員より、「企業局におけるこの取り組みは、本県の豊かな水資源を活用

した水力発電の仕組みや環境保全について、子供たちの関心を高める学びの場として重要であるので、市町村教育委員会とも連携しながら、引き続き積極的に進めてほしい」との意見がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で430万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,087億7,300万円余となります。

このうち、「通級による指導担当教員等専門性充実事業」についてであります。

この事業は、通級指導のモデル校で発達障がいの子供生徒に対する指導方法の研究を行いながら、指導担当教員の専門性向上を図るものであり、全国12地域の1地域として選ばれ、国費で実施するものであります。

当委員会といたしましては、通級指導の重要性に鑑み、モデル校で研究された成果を全県下に広めていけるような継続的な取り組みをお願いするとともに、保護者が安心して相談できるよう学校のサポート体制の充実を進めていただくことを要望します。

次に、学力向上対策についてであります。

このことについて委員より、「市町村教育委員会に対する積極的な働きかけと関係機関との連携強化が重要である」との意見があり、当局より、「従前からの議会からの御指摘を踏まえ、昨年末から市町村教育委員会に直接出向き、校長とも協議しながら、それぞれの課題を洗い出してきたところである。さらに、今年度からの新たな取り組みとして、学力向上に課題を抱える重点支援校を選定し、課題解決に向けた市町村支援チームによるきめ細かな学校支援

を制度化することにした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「学力向上のためには、校長の責任と役割の明確化が重要であり、また市町村長の関心も高める必要がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、全国学力・学習状況調査等の分析結果などの情報を市町村教育委員会や各学校等とうまく共有しながら、各市町村の学力向上の取り組みに生かすとともに、子供の実態に応じて通級指導等を含めた丁寧な指導を行うなど、全体の学力の底上げにつながるような効果的な取り組みを要望します。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて複数の委員より、会場の決定方法やその時期、改修の必要性の判断などについて質疑があり、当局より、「副知事をトップにした庁内検討会議で実務的な検討に入っている。また、具体的な競技会場については、市町村や競技団体の意向のほか、施設の現状等を踏まえながら、来年度設置予定の県準備委員会で検討していくこととしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村や知事部局とも十分に連携を図りながら、具体的な整備計画を着実に進めていただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」、議案第7号「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」、議案第8号「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設置及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第11号「第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」、議案第12号「宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について」、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の6議案について、反対の立場から討論いたします。

議案第2号と報告第1号については関連がありますので、まとめて申し上げます。

議案第2号は、法人県民税法人税割の標準税率の改正に伴って、本則税率3.2%を1%に、超過税率4%を1.8%にそれぞれ改正し、来年4月1日から施行することが主な内容であります。報告第1号は、法人の事業税に係る税率改正など3つの条項の改正を専決処分したものであります。いずれも税率の改正について同意できないものであります。

政府は、消費税8%引き上げ時に、地域間の

税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税である法人住民税の一部を地方法人税、これは国税であります。これを地方交付税の原資とする仕組みを創設し、今回、消費税10%への引き上げ時に同様の地域間格差が発生するとして、法人住民税率を引き下げ、その分について地方法人税率を引き上げ、地方交付税原資化の規模を拡大するというものです。

今回の法人住民税率の引き下げによる本県への影響は約11億5,000万円であり、これは地方交付税で措置されるということではありますが、国の地方交付税そのものの総額は減少しているのが現状であります。自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することで行われるべきでございます。

法人事業税の所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大であります。資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税の割合が8分の5に拡大され、所得割の税率が同時に引き下げられ、法人実効税率の引き下げを行うものであります。

これらの改正が、消費税10%への増税を前提に行われるものであり、赤字経営を余儀なくされている企業には負担増となる一方、黒字大企業を一層優遇する内容となっております。消費税とその10%への引き上げの問題については、ここで触れることはいたしません。

次に、議案第7号について述べます。

現在、大都市を中心に訪日客の宿泊需要が増加する中、自宅の空き部屋などに旅行者を有料で宿泊させる民泊をめぐる、さまざまな問題が浮上してきました。政府は、国会審議が必要な旅館業法改正を見送り、政令によって民泊をカプセルホテルなどと同じ簡易宿所に分類し、客

室の延べ床面積を最低33平方メートルとする基準や、帳場の設置義務、衛生措置の基準などの規制を緩和いたしました。

こうした規制緩和が、旅館や地方の宿泊事業者の営業と経営を圧迫するとともに、地震や火災などの災害時に宿泊客の安全を確保することができず、重大な事故に結びつくことが容易に判断できるものであります。こうした重要な問題点を抱えており、同意できないものであります。

議案第8号について述べます。

本条例の改正は、政府が進めている「子ども・子育て支援新制度」の国の基準の改定に伴い、保育士の配置基準や、避難階段の構造において建築基準法の緩和を行おうとするものであります。

例えば、園児が少数となる朝夕には、保育資格のない者を1人は配置できるようになることや、認定こども園においては、必要な加配人員の配置も、小学校教諭や養護教諭等の免許があれば保育士に置きかえることができるなど、保育士の資格を必要としないなどの規制緩和が行われるものであります。

また、施設整備において、火災時における避難階段に煙の流入を防止する構造に改めるとしてありますが、4階建て以上にも保育室を認め、本来必要な屋外階段の設置規制を外したことによる対応であり、緊急事態での避難を考えても、園児たちの安全性の保障が危惧されます。安全でよりよい保育を提供するという点から見ても、保育の後退は否めず、本条例を認めることはできません。

最後に、議案第11号、第12号について述べますが、第11号を中心に討論いたします。

ここではT P Pとの関係に限って述べたいと

思います。長期ビジョンの中に、「国際情勢の変化と対応」という章があります。ここでの特徴は、T P Pの国会批准が定かでもないのに確実に発効することを前提にしていること、根拠のない政府の影響試算をうのみにして、独自の試算は行わず、影響についてはほとんど問題にしていないこと、T P P協定という、いわば外的要因を本県農業の構造改革を断行する一つの機会として積極的に捉え、T P P協定の効果を最大限に発現するとともに、T P P協定をフォローの風に変え、その中にチャンスを見出し、世界市場を切り開くグローバルな視点を持った産地の積極的な取り組みを促進していきますと述べていますが、私には、T P Pに不安を抱く者をあざ笑うかのようにT P Pを評価しているようにしか思えません。

アメリカ向け牛肉の無税枠が設けられたことによって、輸出が40倍ふえるかのように評価しておりますが、これはアメリカから輸入されている量の3.3%であり、現在の国内生産のわずか1.7%であります。輸出を否定するものではありませんが、このようなことで本県の農業・畜産が振興すると本気に考えているということであるなら、驚きであります。T P Pが強行されるなら40%を切る食料自給率がさらに低下することは、誰もが認めるところであります。このことは農業が産業としての体をなし得ないことを意味するものであります。これを放置して、農村・漁村の振興を図ることがどうしてできるでありましょうか。本計画が最も重視すべきT P Pに対する対応について、その政治姿勢について全く同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号、第7号、第8号、第11号、
第12号及び報告第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決または承認されました。

◎ 議案第1号、第3号から第6号まで、
第9号、第10号及び第14号採決

○星原 透議長 次に、議案第1号、第3号から第6号まで、第9号、第10号及び第14号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成28年6月22日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の推進を求める意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年6月定例県議会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

◎ 議員発議案第1号から第3号まで

追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

資

料

平成28年6月定例県議会日程

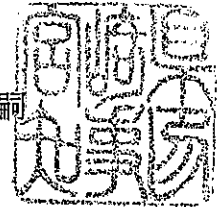
17日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
6. 6	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	火	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
8	水			
9	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
10	金			
11	土	休 会	(閉 庁 日)	
12	日			
13	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
14	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	水			議会運営委員会 9:30
16	木	休 会	常 任 委 員 会	
17	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
18	土			
19	日			
20	月			特 別 委 員 会
21	火		(議 事 整 理)	
22	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1097
平成28年6月6日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 嗣



議案の送付について

平成28年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

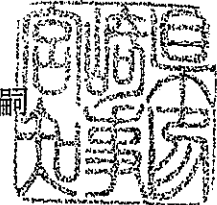
- 議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
- 議案第12号 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
- 議案第13号 公安委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1103
平成28年6月9日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成28年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第14号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月9日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	松村 悟郎	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	後藤 哲朗	13:00～14:00	
4	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00～15:00	

6月10日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	自由民主党	二見 康之	10:00～11:00	
6	愛みやぎ	有岡 浩一	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	野崎 幸士	13:00～14:00	
8	県民連合宮崎	岩切 達哉	14:00～15:00	

6月13日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
9	公明党	新見 昌安	10:00～11:00	
10	県民連合宮崎	高橋 透	11:00～12:00	休憩
11	公明党	重松幸次郎	13:00～14:00	
12	日本共産党	前屋敷恵美	14:00～15:00	

6月14日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	中野 廣明	10:00～11:00	
14	自由民主党	日高 陽一	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	太田 清海	13:00～14:00	
16	自由民主党	坂口 博美	14:00～15:00	

6月15日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	丸山裕次郎	10:00～11:00	
18	自由民主党	島田 俊光	11:00～12:00	休憩
19	無所属の会	西村 賢	13:00～14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第11号	第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第12号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	
第14号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決		可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第5-1号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願		継続			
第6号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	継続				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成28年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>請願第6号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第5-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	6月22日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	〃
〃 第12号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	〃
〃 第13号	公安委員会委員の任命の同意について	6月15日・同 意
〃 第14号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	6月22日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月22日・承 認
議員発議案 第1号	国土強靱化対策の推進を求める意見書	6月22日・可 決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書	〃

議 員 発 議 案 等

国土強靱化対策の推進を求める意見書

平成 7 年に阪神・淡路大震災が発生したのをはじめ、平成 16 年には新潟県中越地震、平成 23 年には東日本大震災、本年には熊本地震が発生するなど、近年、大規模な地震や津波、局地的集中豪雨等といった自然災害による被害が発生しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

また、将来発生が予想される南海トラフ地震等への懸念も強まっており、様々な災害リスクから住民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持、発展させるには、防災・減災を柱とする強靱な国土づくりを加速させなければならない。

本県においても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等大規模災害の発生に備えた、防災・減災対策等様々な対策の推進をはじめ、国土強靱化地域計画の策定にも取り組んでいるところであるが、これらの災害が発生すれば、その規模が大きく、被害が広域化・長期化する状況にあることから、一地域での対応・対策には限界があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、これらの状況を踏まえ、積極的かつ迅速に強靱化対策に取り組む必要があるため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金における国土強靱化及び地方創生に資する本県の社会資本整備に必要な予算を確保すること。
- 2 国と地方が一体となり防災・減災を柱とする国土強靱化を進めなければならないことから、その地方負担に対する財源措置等の拡充を図ること。
また、緊急防災・減災事業債の恒久化、交付金事業等の地方負担分への充当が可能となるよう制度を見直すこと。
- 3 近年の自然災害の動向に対応できるよう、道路・河川・砂防・治山・港湾・海岸・公園・下水道事業等の防災・減災対策を重点的、計画的に講ずること。
- 4 公共交通機関の脆弱な本県にとって、移動手段を自動車に依存する割合は極めて高く、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消を基軸とした道路ネットワークの整備促進は、震災等の災害対策としても喫緊の課題であるため、必要な予算の安定的な確保を図ること。
- 5 大規模災害が発生した場合、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくために、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ等の財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置等、財政負担等に係る特別な立法措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 22 日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 国 内 内 国	議 議 閣 閣 土 閣 土	院 院 總 務 交 官 府 強	議 議 理 大 大 通 房 命 担 担	長 長 臣 臣 臣 官 大 大 大 大	(防 災)	大 島 山 崎 安 倍 麻 生 高 市 石 井 菅 河 野 加 藤	理 森 正 昭 晋 三 郎 太 郎 早 苗 啓 一 義 偉 太 郎 勝 信	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	--------------------------------------	--	--	----------	---	---	--

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保と、それに見合う地方財政確立は急務であるが、社会保障と地方財政に対する歳出削減に向けた議論も進められており、特に、今年度から導入された地方交付税の「トップランナー方式」は、民間委託を前提として地方交付税算定を行うなど、地方財政全体の縮小を目的としたものとなっている。「インセンティブ改革」の名のもとに導入されたこの制度は、地方交付税制度を利用した政策誘導であり、客観的・中立的であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

財政再建のみを目標とした対応は、国民生活に不可欠な公共サービスの提供を困難とし、国民生活と地域経済へ深刻な影響をもたらすと考えられる。

よって、2017年度の地方財政計画の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の対策を講じるよう求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、各自治体における違いを無視した算定を行うものであり、廃止すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図るため、自治体の新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第3号

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直し等を検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具の貸与、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具貸与は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具貸与、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として骨太の方針の介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	崎	正	昭	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
厚	生	労	働	大	塩	崎	恭	久	殿
内	閣	官	房	長	菅		義	偉	殿
社会	保障	・	税	一	体	改	革	担	当
				大	臣	石	原	伸	晃

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	2	2	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	—	3	3	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 村上 美智子 (署名 1,794筆)		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で416の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年10/1時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5-1号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願 【請願の要旨】 急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。 現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に答えていくことは困難になることが予想されます。 つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。		
記			

【請願事項及び理由】

介護福祉士等修学資金貸付制度の全額国庫負担実施について

この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図ることで、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力となっています。またこれによって優秀な人材が確保され、介護サービスの質の向上の大きな要因ともなっております。一方、急速な高齢社会に伴う介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められています。このようなことから、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があると考えられるため、全額国庫負担で実施することをお願いしたい。

紹介議員

重松 幸次郎 清山 知憲 日高 陽一 函師 博規
前屋敷 恵美

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願 請願項目と趣旨 私学助成を増額して学費と教育条件の公私格差を解消してください。 公立高校の授業料が無償となり私立高校にも平成22年度より月額9900円の就学支援金が給付されるようになって喜んだのも束の間、昨年度（平成26年度）からは条件に所得制限が設けられ、高校現場は混乱しています。 そもそも、県立高校に比べて私立高校は授業料以外の学校納付金が格段に高く、保護者の大きな負担となっています。 例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母は入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。（公立は約14万円） さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。 調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちは将来の職業選択に向けて真剣に進路を考えます。そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざさるということがあってよいのでしょうか。 子どもたちがお金の心配なく学べるように、私立高校の保護者負担を県立高校並みに近づけていくための、私学助成増額を講じてください。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月6日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（後藤哲朗議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第13号、報告第1号上程 知事提案理由説明
6月7日	火	休 会	(議案調査)
6月8日	水		
6月9日	木	本 会 議	議案第14号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（松村悟郎議員、井上紀代子議員、後藤哲朗議員、 田口雄二議員）
6月10日	金		一般質問（二見康之議員、有岡浩一議員、野崎幸士議員、 岩切達哉議員）
6月11日	土	休 会	(閉庁日)
6月12日	日		
6月13日	月	本 会 議	一般質問（新見昌安議員、高橋 透議員、重松幸次郎議員、 前屋敷恵美議員）
6月14日	火		一般質問（中野廣明議員、日高陽一議員、太田清海議員、 坂口博美議員）
6月15日	水		一般質問（丸山裕次郎議員、島田俊光議員、西村 賢議員） 採決（議案第13号）（同意） 議案委員会付託
6月16日	木	休 会	常任委員会
6月17日	金		
6月18日	土		(閉庁日)
6月19日	日		
6月20日	月		特別委員会
6月21日	火		(議事整理)
6月22日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号、報告 第1号に反対）（来住一人議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月22日	水	本 会 議	採決（議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号及び報告第1号）（可決または承認） 採決（議案第1号、第3号～第6号、第9号、第10号及び第14号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 後 藤 哲 朗

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也